

宗学研究紀要

第 36 号

2023年3月

曹洞宗総合研究センター

宗学研究部門

二〇二三年三月

宗学研究紀要

第三十六号

曹洞宗総合研究センター

宗学研究部門

目次

宋代禪宗における葬法	
—五山住持の実施例に焦点をあてて—	小早川浩大（一）
『瑩山清規』「歳末看経勝」・「除夜施餓鬼疏」に関する一考察	
—出典とその背景について—	澤城 邦生（二三）
『正法眼蔵』開版停止・三法幢地に関する雑考	
—雲松院文書を中心として—	秋津 秀彰（三九）
如浄禅師と儀礼	永井 賢隆（五七）
本文と注記 衛藤即応 講述「神社崇拜と佛教」	
—宗教論とユマニズムを中心に—	工藤 英勝（六三）
《共同研究》『弁道法』の註釈的研究（三）	宗学研究部門（一〇七）
《共同研究》『入衆日用』の註釈的研究（二）	宗学研究部門（一三三）
《共同研究》『瑩山清規』の研究（四）	
—「年中行事」・「涅槃講式」の翻刻—	宗学研究部門（一五九）

宗学研究部門研究活動報告……………(二八九)

明治期における宗門音楽教化について

—仏教音楽会と正則音楽講習所の関係を中心に—……………山内 弾正(三一〇)

宋代禪宗における葬法

——五山住持の実施例に焦点をあてて——

小早川 浩 大

一、問題の所在

道元禪師（一一〇〇～一二五三）が貞応二年（一二三三）に入宋するにあたり随伴した仏樹房明全（一一八四～一二二五）は、宝慶元年（一二三五）に現地で遷化している。明全はその場で茶毘に付されたが、その際に舍利が出現したことが『舍利相伝記』¹として伝わっている。『相伝記』について拙稿で検討したところ、南宋禪林は舍利出現を必ずしも瑞祥と捉えるものだけではなく、それを回避する向きもみられたのである。それでは、宋代禪林の葬法とは如何なる様相であっただろうか。この点を考える場合、留意すべき資料として『臨終方訣』²があげられる。同資料は葬式のために作られた経典とも評される『仏説無常経』（大正蔵一七卷所収）巻末に付されている。『無常経』には敦煌本をはじめとする諸本があるが、『臨終方訣』は宋本、元本、明本、宮内庁本に附されているものであり、その内容検討を通して岡部和雄は一〇世紀後半から一二

世紀半ばの成立と推定している。この『臨終方訣』の前半部は臨終作法が示されており、後半部には葬法に関する記述がみられるが、そのなかに「然る後に意に随い、或いは窆塔波中に安じ、或いは火を以て焚き、或いは屍陀林乃至土に下す」（大正蔵一七卷七四七頁上）とあることから、宋代の葬法を窺い知ることができる資料といえる。

さらに、禪宗の観点から葬送をみる場合は『禪苑清規』（一一〇三）が挙げられよう。本書には当時の禪林における基本的な行動様式や軌範が示されているが、そのなかに尊宿葬法に関する記述が以下のようにみられる。「若し焚化せば、即ち尊宿一人を請して火を拵ぐ。（当に法語あるべし）。若し塔に入れば、即ち尊宿一人を請して龕を下す（当に法語あるべし）。又た尊宿一人を請して土を撒す（当に法語あるべし）」³。これは火葬（焚化）の場合には尊宿が乗炬し法語を唱え、また、土葬（入塔）の場合には尊宿が龕を下ろし（下籠）、土を散く（撒土）というものであり、火葬・土葬の両方が行われていたことがわ

かる。それでは、宋代禪林における具体的な葬法の実施状況とは如何なるものであったのだろうか。

この点を検討するにあたり、宋代禪林の中心的存在である禪宗五山に焦点を当てて、宋代の歴代住持の葬送状況を確認し、その実施状況を踏まえ、考察を加えることとする。

二、宋代の五山住持の示寂に関する記述

禪宗五山の葬法の実施状況を確認するにあたり、各寺志が収録される李潤海監印・杜潔祥主編・高志彬解題『中国仏寺史志彙刊』（明文書局印行、一九八〇）を用いた。ただし、各寺志は明代または清代刊行のため、後に指摘するように記載内容に不正確な点がみられる。そこで、寺志はあくまで五山の住持名を確認するために用いることとし、石井修道による先行研究を参照しながら、各文献に収録される塔銘についても確認するものである。

上記に基づき、宋代に五山の住持であった禪僧の示寂に関する記述について確認し、火葬、土葬、示寂に関する記述（「示寂」）、そして示寂に関する記述がないもの（「無」）に分類して整理したものが、巻末資料「宋代禪宗における五山住持の葬法実施状況一覧表」である。

なお、各寺の時代の相違については江戸期の写本で古型を伝える玉村竹二『扶桑五山記』⁶を参考とし、その世代につい

て備考欄に丸数字で示している。

徑山寺の住持について

『徑山志』（第一輯第三冊）の底本は明天啓四年（一六二四）原刊本である。このうち、「列祖」（巻一―巻三所収）には開山徑山法欽（七一五―七九三）から第七世広灯惟湛（不詳）までと、十方住持としての第一世祖印常悟（不詳）から明の第八〇世月林鏡（一四三四―一五一九）までの世代が記されている。このうち、本稿では十方住持第一世祖印常悟から第四一世蔵叟善珍（一一九四―一二七七）までの四一名について確認する。なお、『扶桑五山記』（二三頁）では四世慧滿扶、七世広灯惟湛となっている。

さて、宋代の住持についてみると僅かながら示寂に関する記録がみえる。ただし、第四一世蔵叟善珍についてみると「師生于宋紹興甲寅十月十二日、示寂于嘉定丁丑五月二十一日。世寿八十三、僧夏六十。塔全身于南院」（二三頁）とある。これによれば師の生没年は一一三四年から一一三七年までとなるため、南宋末の世代として該当しない。このように示寂の記録には不正確な記述も含まれている。

世代の示寂について内訳をみると、火葬に関する記述が一名みられる。また、土葬に関する記述が一〇名みられた。その他の三〇名については、示寂の状況を示すものである。

靈隱寺の住持について

『武林靈隱寺志』(第一輯第二三冊。以下『靈隱寺志』)の底本は清光緒一四年(一八八八)錢塘嘉惠堂丁氏重刊本である。このうち、「住持禪祖」(卷三、一三〇頁〜二〇七頁)には東晋代の開山慧理(不詳)から清代の五嶽濟琰(不詳)までの九七名が記録されている。寺志には世代が記されていないため、ここでは記載順を便宜上世代として示すこととする。

このうち、宋代の住持は第一四世永明延寿(九〇五〜九七六)から第六六世大川普濟(一一七九〜二五三三)までの五三名である。ただし、『扶桑五山記』とは世代が大幅に異なっており、九世覺潤雲(不詳)、一〇世妙空智訥(一〇七八〜一一五七)、一四世月堂道昌(一〇九〇〜一一七二)、二二世介堂倫(不詳)、二五世息庵達觀(一一三八〜一二二二)、二七世海門師齊(不詳)、二九世仏行妙崧(不詳)、三〇世枯禪自鏡(不詳)、三六世石溪心月(？〜一二五六?)、三九世偃溪広聞(一一八九〜一二六三)、四〇世荆叟如珏(不詳)について『靈隱寺志』に記載がない。これらの示寂に関する記述の内訳をみると、火葬に関する記述が一名である。また、土葬に関する記述が八名である。このほか、示寂状況を示すものが八名であり、示寂に関する記述がみられないものが二六名であった。

宋代禪宗における葬法(小早川)

天童寺の住持について

『天童寺志』(第一輯第二三冊)の底本は清嘉慶間(一七九六〜一八二〇)重刊本である。このうち、「先覚考」(卷三)には晋代の開山義興(不詳)から咸啓(不詳)までと十方住持となつた義(不詳)から清代慰弘(不詳)までの計九〇名が記されている。寺志には世代が記されておらず、旧志との世代の相違のみが記されている。そこで、便宜上記載順を世代として示すこととする。

これらのうち、宋代の住持は第一〇世から第五二世までが該当する。なお、『扶桑五山記』における三一世の長翁如淨(一一六二〜一二三七)については、『天童寺志』(四四九頁〜四五〇頁)では元代の住持として録されている。この点にも寺志の混乱がみられる。また、二四世節、三四世松岩印、三五世雲臥榮については記載がみられない。

示寂に関する記述をみると、火葬に関する記述は四名みられる。また、土葬に関する記述は七名である。そして、示寂状況を示すものが八名であった。なお、示寂に関する記述がみられないものが二四名であった。

浄慈寺の住持について

『勅建浄慈寺志』(第一輯第一七冊。以下、『浄慈寺志』)の底本は清代の光緒一四年(一八八八)錢塘嘉惠堂丁氏重刊本であ

る。なお、明代の万曆四三年（一六一五）刊の『南屏淨慈寺志』があるが、巻三「建置」から巻六「檀護」が欠本となっており、世代についても記載がない。そのため、便宜上の世代となるが、それによれば第三四世からの記述となっているものである。『淨慈寺志』（巻八「住持一」・巻九「住持二」）には五代十国の道潜（？～九六一）から清代の湛空真玉（不詳）までが掲載されている。

宋代の住持については初代から五二世までが該当する。なお、『扶桑五山記』における三六世長翁如淨の記載は『淨慈寺志』にはみられない。

示寂に関する記述をみると、火葬に関する記述が五名みられる。また、土葬に関する記述が八名みられる。そして、示寂状況を示すものが一五名みられるが、二五名については示寂に関する記述はみられない。

阿育王山の住持について

『明州阿育王山志』（第一輯第二冊。以下、『阿育王山志』）の底本は清代の乾隆二二年（一七五七）刊である。ただし、世代については清代の『明州阿育王山統志』（乾隆二二年（一七五七）刊 卷一六「先覚考」）にみられ、晋代の開山利眞菩薩（不詳）を経て宋代禪宗の第一世宣密居士（不詳）から明代の第九九世玉庭珍までが録されている。

これらのうち、宋代の住持は第一世から第四九世までが該当する。なお、『扶桑五山記』における三四世仏惠泉は寺志の世代にはみられない。

示寂に関する記述についてみると、火葬に関する記述が四名みられた。また、土葬に関する記述は三名であった。示寂状況を記すものは四〇名であり、示寂に関する記載がみられないものが二名であった。

以上、各寺志にみえる宋代五山住持の示寂に関する記述について概観してきた。これらについて、以下に詳しくみていくこととしたい。

三、火葬に関する記述について

火葬に関する記述について「舍利」や「設利」、「闍維」や「荼毘」という用語がみられる記述について確認すると一六例が確認できた。それらを時代区分でみれば北宋代が四例、南宋が一二例となる。

まず北宋代については以下の通りである。

①永明道潜（？～九六一）は法眼宗法眼文益法嗣である。示寂については『淨慈寺志』に「建隆二年辛酉九月十八日示寂而化。入龕之際、有白光昼發。至十月荼毘於龍井山、所収舍利甚多。開宝庚午、韶師建塔。天台藏焉。癸酉、塔頂放白光如初化時」（五二二頁）とある。ここには建隆二年（九六一）に

示寂後に龕に入れる際に光が発したとある。そして、十月に龍井山にて荼毘に付し、舍利が多数出現したとある。示寂後十日以上を経たことになる。開宝三年（九七〇）に天台徳韶（八九一〜九七二）が塔を建立し、六年（九七三）に塔の頂から入龕の時と同様、光を発したというものである。舍利出現とともに光を発するなど神異的現象が記されている。

②永明延寿（九〇五〜九七六）は法眼宗天台徳韶法嗣である。示寂については、「開宝八年跌逝、火、舍利五色、鱗砌於地、塔大慈山。（明神廟中、遷於淨慈宗鏡堂、後号寿寧之塔。）」（『靈隱寺志』一四二頁）とある。開宝八年（九七五）に遷化した際、火葬して舍利が鱗のように地に並んだとあり、大慈山に塔が建てられたとある。なお、恵洪覚範撰『禪林僧宝伝』（一一二四以下、『僧宝伝』）巻九に「永明智覚禪師」章があるが、舍利出現に関する記述はない。

③明教契嵩（一〇〇七〜一〇七二）は雲門宗洞山曉聰法嗣である。示寂については、「至中夜而逝。荼毘五種不壞。其頂骨出舍利、紅白晶潔、如大菽者三」（『靈隱寺志』一四八頁）とある。熙寧五年（一〇七二）六月四日の深夜に遷化したため、荼毘に付したが「五種不壞」であり、その頂骨からは紅白の舍利が出現し、そのうち三粒は大きな豆のような大きさであったという。『僧宝伝』巻二七「明教高禪師」章のほか、「明教大師行業記」（『都官集』）巻八、一六右、「鐔津明教大師行

業記」（『鐔津文集』）巻一、大正五二、六四八頁上）に同内容がある。

④天童普交（一〇四八〜一一二四）は臨濟宗黃龍派泐潭應乾法嗣である。示寂については『天童寺志』には「擲筆坐逝、俗寿七十七、僧臘五十八。闍維獲五色舍利、頂骨牙齒不壞、塔於天童寺山之西」（一八九頁）とある。荼毘後に五色の舍利が出現し、頂骨・牙・歯が残ったとある。天童山の西に塔が建てられた。『五灯会元』巻一八に収録されるが舍利出現に関する記述はない。

つぎに南宋代についてみる。

⑤無竭浄曇（一〇九一〜一一四六）は、臨濟宗黃龍派保寧円璣法嗣である。示寂については『阿育王山志』に「紹興丙寅夏、辞朝貴、帰付院事、四衆擁視。揮扇久之……中略……收足而化。火後、設利如霰、門人持骨帰阿育王山建塔。」（四三九頁）とある。荼毘後に舍利が「霰（あられ）」のように出現したという。それを門人たちが持ち帰り、阿育王山に塔を建てたとある。『普灯録』巻七（続藏一三七冊六七右）上。以下、丁数のみに同内容がみられる。

⑥仏智端裕（一〇八五〜一一五〇）は、臨濟宗楊岐派仏果克勤法嗣である。示寂については『靈隱寺志』に以下のようにある。

語絶而逝。火後目睛齒舌不壞、其地發光終夕。得舍利者無

計、踰月不絶。黄冠羅肇常平日問道於師、適外婦、独無所獲、道念勤切。方与客食、咀噍間若有物、吐哺則舍利也。大如椒、色若琥珀、好事持去。遂再拜於闍維所、聞香匣有声、亟開、所獲如前而差紅潤。門人奉遺骨、分塔於鄞峰、西峰、諡大悟禪師。（一五二頁～一五三頁）

同内容が『淨慈寺志』（五三四頁）や『阿育王山志』（四六五頁）も確認できるが、ここには茶毘後、眼睛歯舌が残ったこと、その場所から光が一晚中発したこと、舍利を得る者が長きに亘って得られたこと、日頃より参学していた黄冠（道士）の羅肇常だけが舍利を得られなかったが、食事を口にした際、山椒の実ほどの大きさで琥珀色の舍利があったこと、それらを持つて再度茶毘の場所を訪れたところ、以前と同様に多数の舍利が出現したという靈驗譚が記されている。『会要』卷一七にはみられないが、『普灯録』卷一四（一〇七左下）には同内容が確認できる。

⑦無庵法全（一一二四～一二六九）は、臨済宗楊岐派仏智端裕法嗣である。示寂については、「乾道己丑七月二十五日示寂、火後舍利五色」（『靈隱寺志』一六〇頁～一六一頁）とある。乾道五年（一一六九）七月二十五日に示寂した後、茶毘後に五色の舍利が出現したことが記される。『普灯録』卷一九に同内容がみえる。

⑧伊庵有権（？～一二八〇）は臨済宗楊岐派無庵法全法嗣で

ある。示寂については、「淳熙庚子秋示微疾、留偈、趺坐而逝。茶毘、齒牙不壞、舍利無算。」（『靈隱寺志』一六七頁）とある。淳熙七年（一二八〇）に病となり、偈を書き留めた後に趺坐して遷化したこと、茶毘後に歯・牙が残ったこと、無数の舍利が出現したことが記されている。

⑨道済（湖隱方叟、一一四九～一二〇九）臨済宗楊岐派瞎堂慧遠法嗣。『淨慈寺志』卷一〇に録される。示寂については、「嘉定二年五月十六日…中略…擲筆逝。茶毘舍利如雨、葬虎跑塔中。」（六七八頁～六七九頁）とある。

⑩破庵祖先（一一三六～一二二一）は臨済宗楊岐派密庵咸傑法嗣である。寺志には示寂に関する記述はみられないが、『破菴祖先禪師語録』に「書訖、端坐而化。実嘉定四年六月九日也。後三日茶毗。先是師遺囑欲棄骨山下。主人石橋禪師為建塔於凌霄峰別峰塔之右。寿七十六。膺四十九」（続藏一二二冊四二六左下）とある。示寂後に茶毘に付されたが、師である祖先の遺志により山下に骨を棄てたとある。

⑪晦巖仏光（生没年不詳）は臨済宗楊岐派笑庵了悟法嗣である。示寂については『天童寺志』に「有舍利、塔于中峰下、別山禪師塔左。」（二二六頁）とある。舍利が中峯下の別山祖智（一一九三～一二六〇）の塔の左側の塔に収められたとある。

⑫妙峰之善（一一五七～一二三五）は臨済宗楊岐派仏照徳光法嗣である。示寂については『靈隱寺志』には「端平二年九月

示寂、寿八十四、臘七十一。茶毘、舍利不可数計。塔靈隱西岡、鄭清之為銘」(一八二頁)とある。

⑬天目文礼(一一六七～一二五〇)は臨済宗楊岐派松源崇岳法嗣である。示寂については『天童寺志』に「世壽八十四。闍維、收舍利無算。耐瘞於応庵華禪師之塔左」(「先覺考」二二五頁)とある。また、「嬰微恙、説偈脫去。茶毘、不壞者二、頂骨、齒。舍利如燦珠。耐天童応庵塔之東。寿八十四、臘六十八、淳祐十年十月十日卒也。」「行狀」四九四頁)とあり、『浄慈寺志』(五六八頁)にも同内容がみられる。淳祐一〇年(一二五〇)の示寂にあたって、病を發し、偈を留めたこと、茶毘後に頂骨、齒が残ったこと、舍利が出現したこと、応庵曇華の塔の東側に葬られたことが記される。

⑭笑翁妙堪(一一七七～一二四八)は臨済宗楊岐派無用浄全法嗣である。『無文印』卷四「育王笑翁禪師行狀」には以下のようにみえる。

書四句偈、辞衆云、葉鏡高懸、七十二年。一槌擊碎、大道坦然。置筆、与曹公訣別、右脅而逝。其徒如所戒、後五日用亡僧法茶毘。僧衆三誦無常偈。維那措火、薪尽火滅。靈骨不傾倚、端坐如生。五色舍利、如珠如豆者、母慮千数。士民洶沙洗泥、皆滿所欲。崇台数尺、夷為平地。実淳祐七年三月二十七日也」(第一冊四三ウ、石井論文二二二頁)

ここには遷化した後、亡僧法を用いて茶毘に付したとある。

宋代禪宗における葬法(小早川)

その際、無常偈を三度唱えたことや、五色の舍利が多数生じたことが記されている。

⑮痴絶道冲(一一六九～一二五〇)は臨済宗楊岐派薦福道生法嗣である。示寂については以下の通りである。

十四日、上堂語至夜分、起坐移頃而逝。寿八十二、臘六十一。茶毘舍利五色者無数、其徒遵治命、奉骨歸葬金陵玉山庵。学者追慕不忍、舍分其半、建塔高蒲田玉芝庵。

(徑山志) 一九三頁～一九四頁

『靈隱寺志』(一八〇頁～一八一頁)にも同内容がみえるが、示寂前日に夜まで上堂したこと、茶毘後に五色の舍利が無数に出現し、門弟が金陵玉山庵に葬ったこと、そのうちの半分が蒲田玉芝庵の塔に入れられたことが記されている。

⑯大川普済(一一七九～一二五三)は臨済宗楊岐派浙翁如琰法嗣である。「靈隱大川禪師行狀」(「大川普済禪師語録」所収)に

擲筆移時而化。茶毘得設利。五色如菽。諸徒欲遵治命水壘前資尹趙公。特捐金幣。命建塔焉。於是塔于寺西麓。童禪師塔之左。宝祐元年。正月十八日也。寿七十五。臘五十六。

(統感) 二二冊一七三左下

とある。ここには茶毘後に五色の設利(舍利)が得られたことが記されている。

以上、宋代の禪宗五山住持の火葬に関する記述をみた。そ

ここでは一六例のうち、舍利に関する記述が一五例確認できた。これらの内訳をみると舍利が五色に変化した例(②・④・⑦・⑬・⑭・⑮・⑯)、舍利が多数出現した例(①・⑤・⑥・⑧・⑨・⑫・⑬・⑭・⑮)、荼毘後も頂骨や歯が形を崩さず残った例(③・④・⑥・⑧)、光を発する現象がみられた例(⑥)がみられた。

四、土葬に関する記述について

土葬に関する記述は「全身」とともに「塔」(一四例)、「窆」(三例)、「葬」(三例)、「瘞」(一例)が用いられている。いわゆる全身入塔に関する記述は以下の通りとなる。

① 隱之重蹟(九八〇～一〇五二)は、雲門宗智門光祚法嗣である。『浄慈寺志』には「至期、盥沐撰衣北首而逝、塔全身於寺之西」(五五二頁)とある。同内容が『会元』巻一五(統藏二三八冊二九六右下)にも確認できる。

② 円照宗本(一〇二〇～一一〇〇)は、雲門宗天衣義懷禪師法嗣である。『浄慈寺志』には「元符二年十二月甲子、將入滅沐浴而臥。門弟子曰和尚道、徧天下今日不可無傷、幸強起安坐、索筆大書五字曰、後事付守榮、擲筆歎臥、若睡熟然、閱世八十、坐五十二夏、師全身塔于蘇之靈巖」(五三三頁)とある。同内容が『普灯録』卷三(三九七下)にもみられる。

③ 大通善本(一〇三五～一一〇九)は雲門宗慧林宗本法嗣である。『浄慈寺志』巻八には「大觀三年十二月甲子屈三指、

謂左右曰、止。有三日已而果沒。塔全身於上方」(五二六頁)とある。『普灯録』巻五(五〇右下)に同内容を記す。

④ 維琳無畏(二〇三六～一一二七)は、雲門宗大覚懷理法嗣である。『徑山志』巻一「列祖」には「政和七年…四月初三日、師即集其徒、趺坐而逝。遺言以二缶覆其軀、瘞山後」(八八頁)とある。『続灯録』巻一一にも語を録すが、埋葬に関する記述はみられない。

次に南宋代についてみてみる。

⑤ 真歇清了(二〇八八～一一五二)は、曹洞宗丹霞子淳法嗣である。示寂後について、『徑山志』には「示寂、塔全身于華桐塢」(二四九頁)とある。

⑥ 宏智正覚(二〇九一～一一五七)は、曹洞宗丹霞子淳法嗣である。『天童寺志』巻三「先覚考」には「紹興丁丑九月、謁別諸檀越、十月己亥還山。翊日、沐浴更衣、端坐告衆…擲筆而逝、塔全軀於東谷。紹興戊寅、詔諡曰、宏智」(一九三頁)とある。『普灯録』巻九(七六左下～七七右上)にも同内容がみられ、また、「其生前所遺髮齒設利綴之如珠。或髮貫其中。至今以誠心求者必得。」とある。

⑦ 大休宗珙(二〇九一～一一六二)は曹洞宗真歇清了法嗣である。『天童寺志』は師承を示すのみだが、「天童大休禪師塔銘」(『攻媿集』巻一一〇)には「八日学徒、奉全身、葬于南谷、寿七十二、臘五十四」(六左)とある。

⑧大慧宗杲(一一〇八九―一二六三)は、臨済宗楊岐派圓悟克勤法嗣である。『阿育王山志』には「熱大投筆、吉祥而逝、乃八月初十。全身葬徑山庵後、賜諡普覺、塔名、宝光」(三六九頁)とある。また、『徑山志』には「是月二十日、衆以全身葬于明月堂之後」(二九九頁)とある。なお、同内容が『大慧普覺禪師年譜¹⁾』にみえる。

⑨応庵曇華(一一〇三―一二六三)は、臨済宗楊岐派虎丘紹隆法嗣である。『天童寺志』には「隆興元年六月十三日示寂、不肯作辭世偈、塔全身於本山。太常丞李浩為銘、称十九代住持」(二九六頁)とある。『普灯録』卷一九には「塔全身於院之西麓。」(二四〇右)とみられる。

⑩月堂道昌(一一〇九―一二七二)は、雲門宗妙湛思慧法嗣である。『徑山志』は「正月二十日示寂」(二五〇頁)と示すのみであり、『浄慈寺志』では示寂に関する記載はみられないが、『浄慈道昌禪師塔銘』(『松隱集』卷三五、九左)には「爾以二月旦入龕、葬全身於寺之東隅地」とある。

⑪妙空智訥(一一〇七八―一二五七)は、雲門宗長蘆崇信法嗣である。『徑山志』は「十一月二十六日示寂」(二五〇頁)と示すのみだが、『徑山妙空弘海大師塔銘』(『鴻慶集』卷三二、一七左)には「以十二月十四日葬公全軀於寺之白雲庵」とある。

⑫照堂一(一一〇九二―一二五五)は、雲門宗雪峯慧法嗣である。『徑山志』は「三月十九日示寂」(二五一頁)と示すのみ

だが、『徑山照堂一公塔銘』(『鴻慶集』卷三二、二五右)に「芝巖建寧堵波、葬全軀於其中」とある。

⑬瞎堂慧遠(一一〇三―一二七六)は、臨済宗楊岐派圓悟克勤法嗣である。『靈隱寺志』には「留七日、顔色不變。塔全身於寺右鳥石峰、寿七十四」(二六三頁)とある。

⑭自得慧暉(一一〇九七―一二八三)は、曹洞宗宏智正覺法嗣である。『浄慈寺志』卷八には「十年仲冬二十九日中夜、沐浴而逝、窆全身於明覺塔左」(五三八頁)とある。なお、『普灯録』卷一三には「窆全身於中峰。号双塔。」(二〇二右)とある。

⑮塗毒智策(一一一七―一二九二)は、臨済宗黄龍派雲巖天遊法嗣である。『徑山志』には「泊然而逝、七月二十七日也。塔全身於東岡之麓」(一七〇頁)とある。

⑯雪庵從瑾(一一一七―一二〇〇)は、臨済宗黄龍派心聞曇賁である。『天童寺志』には「慶元六年七月二十三日索浴更衣、書偈、投筆而逝、寿八十有四、臘七十、窆全身於心聞之塔右」(二〇四頁)とある。

⑰仏照徳光(一一二二―一二〇三)は、臨済宗楊岐派大慧宗杲法嗣である。『徑山志』には「嘉泰三年三月二十日、説偈而逝。塔全身于東庵之後、諡、普慧宗覺大禪師、塔曰、円鑿」(二七五頁)とあり、『阿育王山志』には「嗣大慧杲公。三月十七日忌。」後示寂、塔全身於鄞峰東庵」(四六八頁)とある。

⑱ 松源崇岳（一一三二～一二〇二）は、臨濟宗楊岐派密庵咸傑法嗣である。『靈隱寺志』には「跏趺而寂、寿七十一、坐夏四十。旧誌爲本寺二十三代祖。全身塔北高峰之原。待制陸游放翁銘其塔」（一七一頁）とある。

⑲ 無用淨全（一一三七～一二〇七）は、臨濟宗楊岐派大慧宗杲法嗣である。『天童寺志』には「開禧三年六月二十九日、説偈而化。春秋七十有一。塔全身於寺之西麓、称二十五代住持」（二〇二頁）とある。

⑳ 退谷義雲（一一四九～一二〇九）は臨濟宗楊岐派仏照徳光法嗣である。『阿育王山統志』卷一六に「嗣仏照光公。十月十三日忌」（八九二頁）と示すのみだが、「退谷雲禪師塔銘」（『渭南文集』卷四〇）には「遂寂後九日、弟子処約等奉全身塔於寺之東北隅、世寿五十八、僧夏五十五、住山十九載」（一六左）とある。

㉑ 息庵達観（一一三八～一二二二）は臨濟宗楊岐派浄慈一法嗣である。『天童寺志』には示寂に関する記述はないが、「天童息庵禪師塔銘」（『北圃集』卷二〇（五左～六右））には「嘉定五年七月二十七日也。臘五十、寿七十五、龕留七日、奉全身塔于玲瓏岩下」とある。

㉒ 石田法薰（一一七一～一二四五）は、臨濟宗楊岐派破庵祖先法嗣である。『浄慈寺志』には「窆全身於院之後山、端坐而化。寿七十五、臘五十三」（五六二頁）とある。

㉓ 敬叟居簡（一一六四～一二四六）は、臨濟宗楊岐派佛照徳光法嗣である。『浄慈寺志』には「淳祐丙午春示疾、三月二十八日索紙、書偈于紙尾。復書四月一日珍重六字、呼諸徒誡之曰、時不待人、以道自勵吾世緣余二日耳。至期、味爽索浴、浴罷、如假寐。視之已逝矣。寿八十三、臘六十二、葬全身於月堂昌禪師塔側」（一五七頁）とある。

㉔ 藏叟善珍（一一九四～一二七七）は臨濟宗楊岐派妙峰之善法嗣である。『徑山志』にはさきにみたように「師生于宋紹興甲寅十月十二日、示寂于嘉定丁丑五月二十一日。世寿八十三、僧夏六十。塔全身于南院」（一三三頁）とある。

㉕ 無準師範（一一七八～一二四九）は、臨濟宗楊岐派破庵祖先法嗣である。『徑山志』には「移頃而逝。遺表上聞、上遣中使降香賜幣、奉全身葬于正統之側、塔曰、円照」（一八七頁）とある。

㉖ 別山祖智（一二〇〇～一二六〇）は、臨濟宗楊岐派無準師範法嗣である。『天童寺志』には「庚辰九月旦、忽示衆云、雲淡月華新、木脫山露骨。有天有地來、幾個眼睛活。越十日夜分、珍重大衆、叉手而寂。寿六十一、坐四十七夏。塔全身於中峰密庵禪師之塔石、称四十代住持」（一三六頁）とある。

㉗ 西巖了恵（一一九八～一二六二）は臨濟宗楊岐派無準師範法嗣である。『天童寺志』には「景定三年三月十一日也。壽六十五、夏四十七。」と示すのみだが、「行状」（『西巖了慧禪師

語録』(巻下)には「景定三年三月廿二日也。寿六十五。坐四十七夏。龕留庵中。举喪礼于寺五日。衆奉全身、闕于塔。」(続藏二二冊一八六右)とある。

⑳物初大観(二二〇一―二二六八)は、臨濟宗楊岐派北磻居簡法嗣である。『阿育王山志』巻八「鄮峰西庵塔銘」には「其徒清泰等、奉遺体、葬寺西隅塔後。与仏照祖塔上下相望、遺命也。」(三九二頁)とあり、『阿育王山志』巻九では「既順世、塔葬于寺之西庵」(五〇〇頁)と示す。

㉑虚舟普度(二一九九―二二八〇)は、臨濟宗楊岐派無得覚通法嗣である。『靈隱寺志』には「全身塔寺東十里粟塢之陽」(二八五頁)とある。

以上、全身入塔に関する記述は二九例である。時代区分で見ると北宋代が四名、南宋代が二五名であった。

五、五山住持の葬法と実施状況

宋代禪宗の葬法については『禪苑清規』「尊宿遷化」項に伝えられるが、ここに記される軌範が同書の成立とともに制定された訳ではない。成立以前に各地で実践されていた軌範が集約・整理されたものとなる。

そこで、成河峰雄は中国古来の喪葬を伝える『儀礼』や唐代以降の治者階級で用いられた玄宗代の『大唐開元礼』(七三二)と比較・検討している。この検討により、『禪苑清規』で

宋代禪宗における葬法(小早川)

は火葬と土葬の両方が実施されているが、『儀礼』や『大唐開元礼』には土葬のみであることを確認している。そして、仏教側の資料として道宣『四分律刪繁補闕行持鈔』(巻下之四「臆病送終篇第二十六」)の「律中多明火林二葬(律中に多く火林二葬を明かす)」「(大正藏四〇・一四五中)をあげ、律蔵には火葬・林葬の二種類が示されることから、火葬とは印度仏教の影響によるものとする。これにより中国仏教で火葬が実施されることにはなるのだが、中国古来の葬法が根強いことから、全般的に広まることはなかったとしている。

また、宋代禪宗と儒典との葬送儀礼の相違について、永井政之は『禪苑清規』「亡僧」項に着目して考察している。「亡僧」項には「礼記」や『儀礼』にみえる「復」、「飯舍」、「殯」、「哭泣」の儀礼がみられない点を踏まえ、葬送儀礼における仏教の独自性が確保されているとする。そして、特に「下火」の儀礼を実施することによって「殯」の儀礼が無くなっている点を捉え、中国の伝統的な葬送儀礼とは一線が画されていることを指摘している。

上記の先行研究からもわかるように、中国の葬送儀礼を考える場合、火葬儀礼がひとつの重要な要素となる。本稿で確認した舍利の記述は、まさに火葬の実施例となる。

そこで、禅僧と舍利信仰についてみると、西脇常記に先行研究がある。ここでは、中国における仏舍利信仰が高僧舍利

信仰へと変遷していくことを指摘する。そして、禪僧における舍利信仰については『僧宝伝』に録される舍利出現の記録を踏まえ、出現した舍利の数の多寡は禪僧の覚悟の度合いと比例することを指摘している。

本稿でさきに確認したように、舍利が多数出現したもののや、舍利が五色に変化したものの、荼毘後に頂骨や歯が形を崩さず残ったもの、光を発する現象がみられたものなど、舍利出現に伴い、実に様々な瑞祥がみられた。

このことが禪僧の覚悟を示すものであれば、前出の一五名は稀代の禪僧との判断もできよう。ただし、必ずしもそうと言えないのは、南宋禪林を代表する大慧宗杲や宏智正覚の名が見えないからである。両者はいずれも全身入塔である。

禪僧が全身入塔を選択する根拠を検討するにあたり、西脇は『法華経』「見宝塔品」を取り上げている。

彼の仏は成道し已りて、滅度の時に臨み、天・人・大衆の中に於いて、諸の比丘に告げたまう、我が滅度の後に、我が全身を供養せんと欲する者は、応に一の大塔を起こすべしと。其の仏は神通と願力とを以て、十方世界の在在処処に、若し法華経を説く者あらば、彼の宝塔をして皆、其の前に踊出せしめ、全身を塔の中に在らしめて、讃めて善哉、善哉と言いたまうなり。

（大正蔵九卷三三頁下。原漢文。以下、同。）

さらに、禪宗の灯史である『祖堂集』（九六二）「迦葉尊者」

章の記述を取り上げている。

王、山に到り已るに、山自ら開闢し、迦葉、中に在りて、全身散ぜず。王、乃ち諸の力士に敕して諸の香薪を積ましめ、之を圍維せんと欲す。阿難、大王に白して曰く、摩訶迦葉、定を以て身を持ち、弥勒下生を待ち、捧けて僧伽梨を付し竟り、方に涅槃に入る。如今、切に焚くべからざる也。

（『祖堂集』上、二四頁、中華書局、二〇〇七）

このように仏典や灯史に説かれる記述を理論的背景として全身入塔を肯定化することで、「火葬によって舍利のみを收拾するインドに始まった本来の葬法とは違い、中国古来の全身を保存して死後も魂魄の結びつきや復活を期待するという死生観に適う全身入塔の思想へと繋がった」と捉えている。そして、これらの点を踏まえ、全身入塔とはまさに仏教が中国化した証とするのである¹⁵⁾。この指摘については仏典や『祖堂集』にみえる闍維の記述との関係も踏まえた更なる検討が必要であろうが、中国仏教においては死生観とも相俟って土葬による葬送儀礼が実施されることになったのである。

なお、当時の禪林では舍利出現を回避した例があったことを拙稿で指摘したが、ここで改めて取り上げたい。

まず、雪竇智鑑（一一〇五―一一九二）についてみる。智鑑は五山住持ではないが、長翁如淨（一一六二―一二三七）の師にあらる南宋曹洞宗の祖師である。「雪竇足庵禪師塔銘」（『玫瑰

集』卷二一〇)には「吾れ行けり。送終、其れ簡約に務めよ。素服・哀慟を用いる勿れ」(二三右)と述べた後に遷化すると、暴雨や疾風が山谷を震動させ、人々は遠方から駆けつけて悲しんだというように、臨終の様子が人々の悲しみとともに記されている。ここには智鑑の語として「其の鬚髮を蔵めて舍利を得る者有るは、此れ皆な世俗の創見する所なり。」(二四左)とある。これは智鑑の鬚髮を蔵めて舍利を得ようとする者がいたことに對し、俗説として斥けたものである。このような遺志を踏まえ、「戊午、全身を奉じて以て葬す」(二三左)として全身入塔を行っているのである。

また、宏智正覺の「勅賜妙光塔銘」(『中国仏寺史志彙刊』第一輯第二四冊)をみると以下の通りである。

龕、七日を留む。顔色生さるが如し。初め茶匙を議し、以て舍利を取らんとす。或は曰く、師、嘗て薙髮の火、中に墮す者有りて、輒ち舍利を成す。是より遺髮、人の争ひ取る所なり。豈に舍利の無きことを嫌うや。丙午、乃ち全身を奉りて山の東谷に葬る。(四七八頁)

塔銘の概要については、宏智の遷化後に茶毘に付して舍利を取りだそうと葬儀関係者は考えていた。しかし、宏智の場合には生前中すでに火中に落ちた剃髪から舍利が出現していたことから、示寂後の舍利出現を待ち望む人々がこぞって宏智の遺髮を争うところとなつてしまつた。これを受けて葬儀

宋代禪宗における葬法(小早川)

関係者が協議した結果、舍利出現による混乱を回避するため、火葬せずに全身を葬つたというものである。生者の意図が葬法に反映されている興味深い記述である。

上記のような例も土葬の選択理由としてあつたのである。さて、このように中国仏教では火葬と土葬がそれぞれ実施されることとなる訳だが、それでは宋代五山住持における火葬と土葬の実施状況はどうであつただろうか。

今回、確認した宋代における禪宗五山の住持は、径山寺が四名、靈隱寺が五三名、天童山が四三名、浄慈寺が五三名、阿育王山が四九名であり、延べ二三九名であつた。これらのうち、重複する住持が二九名みられることから、二一〇名の住持に対して示寂の記録を確認したことになる。

本稿で確認したところ、火葬に関する記述がみられたのは一六名(七・六パーセント)であつた。また、土葬に関する記述については二九名(二三・八パーセント)であつた。このように火葬と土葬の実施例を確認できたものは四五名(二・四パーセント)についてであつた。これは宋代五山住持全体の二割程度である。そのほかは示寂のみを記述するものが八八名(四一・九パーセント)であり、示寂に関する記述が無いものが七七名(三六・七パーセント)であつた。これらも当然、土葬や火葬を実施しているだろうが、本稿では確認することができなかった。ただ、今回の検討では火葬に比べて土葬の方が二

倍程度の実施例であったことから、その多くは土葬が実施されたと考えられる。中国古来の葬法である土葬が当然であるため、敢えて記すことがなかったということだろうか。

ただし、火葬についても今回確認した例よりも多い可能性が考えられる。これについては西脇が報告した『宋高僧伝』における火葬の実施例を参考にしたい。この報告によれば、本伝五三二名、付伝一二五名、総勢六五六名のうち、火葬した者は八九名（二三・六パーセント）であった¹⁶。これらのうち、示寂後の状況を主題とする「遺身篇」でこそ二四名中一名（四五・八パーセント）となっているが、『宋高僧伝』全体を通して火葬の実施例が二三・六パーセントであることから決して多いとは言えないだろう。ただし、本稿で確認した例は七・六パーセントであり、『宋高僧伝』の数字を更に下回るものとなっている。この点について考えるにあたり、火葬については『宋史』にあるように宋代の高宗の時に禁止された例もあるため、このことが影響しているとの見方も考えられる¹⁷。しかし、一方では南宋時代の両浙地区（錢塘江兩岸）にあつては火葬が盛んに行われていたという指摘もみられる¹⁸。これは宋代禪林の実施例ではなく当時の社会状況におけるものではないが、両浙地区とはまさに禪宗五山の所在地にあたるため一概に無関係とも言えないだろう。この点を踏まえると火葬の実施例もより多かつた可能性があるのである。

そこで、以下の例を紹介しておきたい。五山住持の経験者ではないが北宋曹洞宗の代表的禪僧であるつ芙蓉道楷（二〇四三―一一一八）の例である。道楷の「隨州大洪山崇寧保壽禪院十方第二代楷禪師塔銘」¹⁹には以下の記述を確認できる。

政和八年夏五月乙未、芙蓉禪師、偈を以て示寂し、遺誠を書して、門人に付囑し、沐浴更衣して、吉祥にして示寂す。三日を越えて丁酉（一六日）に荼毘し、靈骨を収む。秋九月甲午（二五日）、塔を芙蓉湖に蔵む。

道楷が示寂すると三日後に荼毘し、その靈骨を収めた。さらに四ヶ月を経て芙蓉湖の塔に蔵めたというものである。

ここで注目したいのは「荼毘」後に「靈骨」を収めるとあり、舍利の記載がみられないという点である。本稿で確認した宋代五山住持の場合、荼毘後にはば舍利が出現しており、火葬したが舍利が出現しなかった例は、さきにみたように¹⁰破庵祖先の一例のみであった。ただ、破庵の場合も自身の語録に附された「行状」に記されており、今回確認した寺志に記載はみられなかった。道楷の場合も舍利が出現しなかったのか、または舍利を靈骨と表現しただけなのかは検討を要するが、荼毘後に靈骨を葬るという表現は宋代以降の寺志に確認できる。そのため、舍利出現を伴わない火葬の実施例があつたものの記載されていない可能性もあるのである。

六、小結

宋代における禪宗五山の住持について、その葬法の実施状況を確認すると、葬法を記すものが全体の二割程度であった。そのなかでは火葬より土葬の方が二倍程度多くみられた。このことから、当時の実施状況としては土葬が多かったものといえよう。

その理由として、仏教における火葬は理念的に受け入れられたものの、死生観とも相俟って心情的には中国古来の土葬が選択され、実施されたのである。ただ、そこには舍利出現を回避する本人の遺志もしくは関係者たる後世の生者の意図により土葬が選択された例もあつたことが確認できた。

以上のように宋代禪宗における葬法の実施状況について検討したが、葬法を記載しない例が多数みられたことから全体像を把握するには今後も更なる検討を要することは言うまでもない。今回の検討では禪宗五山の寺志を中心に確認したが、寺志に記載されない示寂の記録を他の文献に確認できる例もあつた。その可能性は充分あり得るため、引き続き資料調査することについて今後の課題としたい。

〔註〕

(1) 『原文対照現代語訳道元禪師全集』第一七卷(春秋社、

宋代禪宗における葬法(小早川)

二〇一〇)所収。以下、『相伝記』と表記。『相伝記』によれば、荼毘後、火が五色に変化したことを瑞祥と捉え、舍利出現を予感し、舍利三顆を得たとある。明全の場合、亡僧として下火儀礼が行われ、舍利が出現したことになる。この出来事を記述する文献がないため創作の可能性も否めないが、その記録が詳細であることを踏まえ、明全の第一次資料とすることは妥当と考へる。拙稿「舍利相伝記」と宋代禪宗」(曹洞宗総合研究センター学術大会紀要)二四号、二〇二三、掲載予定。

(2) 平川彰『律蔵の研究』七八〇頁(山喜房佛書林、一九六〇)。

(3) 岡部和雄「無常経」と『臨終方訣』(平川彰博士古稀記念論集・仏教思想の諸問題)七〇四頁。

(4) 『禪苑清規』(統藏一一二冊四五八左下)および鏡島元隆・佐藤達玄・小坂機融「訳註禪苑清規」(曹洞宗宗務庁、一九七二、二六二頁〜二六三頁)。以下、同書頁数を示す。

(5) ①『宋代禪宗史の研究』(大東出版社、一九八七)及び②「中国の五山十刹制度の基礎的研究(一)〜(四)」(駒澤大学仏教学部論集)一三〜一六、一九八二〜一九八五)に詳細な研究がある。ここに掲載される「宋代禪者の塔銘・碑銘類一覧表」(五五五頁〜五六三頁)を参照し、宋代五山住持の塔銘を取り上げた。なお、塔銘が収録される

- 『攻媿集』、『松隱集』、『鴻慶集』、『渭南文集』については、『鉄定四庫全書』集部所収本の丁数を示した。
- (6) 同書（鎌倉市教育委員会、一九六三）一頁～三三頁に記載される五山住持の世代を取り上げた。なお、前出石井論文②にもその世代が取り上げられている。
- (7) 後述するように西脇常記「舍利信仰と僧伝におけるその叙述」（『禪文化研究所紀要』一八号、一九九〇）では、恵洪覚範撰『禪林僧宝伝』にみえる舍利に関する記述を取り上げて論述している。
- (8) 『五灯会元』卷一五には「闍維不壞者五、曰頂、曰耳、曰舌、曰童真、曰数珠（続蔵二三八冊二九八左上）」とある。
- (9) 国立公文書館蔵、請求番号別〇五四—〇〇〇七。
- (10) ⑭及び⑯については寺志に記載がない。拙稿「宋代禪宗と舍利信仰」では指摘できなかったが、その後の調査で確認できたものである。
- (11) 『禪学典籍叢刊』第四卷（臨川書店、二〇〇〇）三七〇頁。
- (12) 「『禪苑清規』尊宿遷化の研究（二）」（『禪研究所紀要』一七、七三頁～一一〇頁。愛知学院大学、一九八九）。
- (13) 『中国禪宗教団と民衆』第三章 中国禪宗における葬送儀礼の成立、第一節 仏教と葬送」四二七頁（内山書店、二〇〇〇）。
- (14) 前出「舍利信仰と僧伝におけるその叙述」（『禪文化研究所紀要』一八号、一九九〇）。
- (15) 『唐代の思想と文化』二〇三頁～二〇五頁（創文社、二〇〇〇）。
- (16) 前出西脇文献二〇五頁。
- (17) 『宋史』一二五・「志」七八・「礼」二八「土庶人喪礼服紀」（三右～三左）に紹興二七年（一一五七）及び紹興二八年の記事では「今民俗に所謂火化する者あり、生ずれば則ち奉養の具、唯だ至らざるを恐れるも、死すれば則ち燔蕪して之を捐棄す、何ぞ独り生を厚くして死を薄くするか」とし、また、「方に今、火葬の慘にして、日益熾んなること甚し、事は風化に関し、理は禁止を宜しくす」とある。
- (18) 張宏慧「宋代火葬考論」（『許昌学院学报』第二二卷第六期、二〇〇三年）参照。
- (19) 『湖北金石志』卷一〇。石井修道『宋代禪宗史の研究』四四六頁～四五四頁に訓読と共に紹介される。なお、この「塔銘」撰述の際の基礎資料となった政和八年（一一一八）撰「承議郎韓韶臨沂塔旧銘」がある。ここにも示寂に関して同内容を確認できる。石井修道・小早川浩大「新出史料『沂州芙蓉道楷和尚塔銘并序』の資料的価値」を参照。
- (20) 大千慧照（一一九〇～一三七四）。『大千照禪師塔銘』や靈隱可純（？～一四〇六）。『靈隱寺志』卷三にみえる。

〔卷末資料〕「宋代禪宗における五山住持の葬法実施状況一覧表」

【徑山寺】

世代	住職名	生卒年	内容	備考	一四	妙空 明	不詳	示寂		二八	仏照徳光	一一二一 一一〇三	土葬	靈四三 阿四二
一	祖印常悟	不詳	示寂		一五	真歇清了	一一〇八 一一五一	土葬	阿一四	二九	雲庵祖慶	不詳	示寂	
二	淨慧拱隣	不詳	示寂		一六	月堂道昌	一一〇九 一一七一	土葬	阿一〇八 淨一〇八	三〇	蒙庵元聡	一一三六 一一〇九	示寂	
三	妙湛思慧	一一〇七 一一四五	示寂		一七	妙空智訥	一一〇七 一一五七	土葬		三一	石橋可宣	不詳	示寂	
四	演教 賞	不詳	示寂		一八	照堂了一	一一〇九 一一五五	土葬		三二	浙翁如琰	一一五一 一一二五	示寂	天三二
五	宝月用方	不詳	示寂		一九	円悟 粹	不詳	示寂	阿一七	三三	少林妙崧	一一二一 一一二二	示寂	
六	澄慧用淵	不詳	示寂		二〇	可庵 衷	不詳	示寂		三四	無準師範	一一七八 一一四九	土葬	靈五六 靈三三
七	維琳無畏	一一〇三 一一一七	土葬		二一	大禪了明	一一〇六 一一六五	示寂		三五	痴絶道冲	一一六九 一一五〇	火葬	靈五八 阿三六
八	淨慧思儀	? 一〇八八	示寂		二二	無等有才	一一一六 一一六九	示寂		三六	石溪心月	不詳	示寂	
九	覺潤 雲	不詳	示寂		二三	普慈 聞	不詳	示寂		三七	偃溪広聞	一一八九 一一六三	示寂	淨四一 阿四〇
一〇	玄応 仁	不詳	示寂		二四	寓庵徳潜	不詳	示寂		三八	荆叟如玉	不詳	示寂	淨四二
一一	普明 舜	不詳	示寂		二五	密庵成傑	一一一八 一一八六	示寂	靈四五 天二七	三九	淮海原肇	一一八九 一一六五	示寂	靈五五 阿四五
一二	仏智端裕	一一〇八 一一一五	示寂		二六	別峰宝印	一一〇九 一一一七	示寂		四〇	虚堂智愚	一一八九 一一六五	示寂	淨四七 阿四三
一三	大慧宗杲	一一〇八 一一六三	土葬	阿二〇 靈三五	二七	塗毒智策	一一一九 一一九二	土葬		四一	蔵叟善珍	一一九四 一一七七	土葬	

宋代禪宗における葬法（小早川）

【靈隱寺】

世代	住職名	生卒年	内容	備考	三一	本然清覚	一〇四三	示寂		四九	破庵祖先	一一三六	火葬	
二四	永明延寿	九〇五	火葬	浄二	三二	寂室慧光	不詳	無	⑬	五〇	無用浄全	一一三七	土葬	天二八
二五	靈隠清覺	不詳	無		三三	仏智端裕	一一五〇	火葬	阿経一六二	五一	敬叟居簡	一一四四	示寂	浄三八
二六	贊寧	九一九	示寂		三四	慧淳円智	不詳	無	⑪	五二	涵澤	不詳	無	
二七	處光	不詳	無		三五	大慧宗杲	一〇八九	土葬	阿経一〇三	五三	笑翁妙堪	一一七八	火葬	阿浄三九
一八	韶光	不詳	無		三六	無庵法全	一一一四	火葬		五四	石鼓希夷	不詳	無	⑯
一九	光孝道端	不詳	無		三七	晴堂慧遠	一一〇三	土葬	⑰	五五	淮海原聚	一一八九	示寂	阿浄四六
二〇	雲知慈覚	不詳	無	⑤	三八	覚阿侍者	不詳	無		五六	無進師範	一一七八	土葬	阿三三
二一	王童円明	不詳	無	⑧	三九	済顛道済	一一四九	火葬	浄(法思)	五七	石田法薫	一一七一	土葬	⑱
二二	慈済文勝	一〇二六	無	②	四〇	懶庵道根	一一〇九	示寂	⑮	五八	癡絶道冲	一一六九	火葬	阿天三六
二三	慧明延珊	不詳	無	③	四一	最庵道印	不詳	無	⑲	五九	妙峰之善	一一三五	火葬	⑳
二四	靈隠徳章	不詳	無		四二	伊庵有権	一一八〇	火葬		六〇	高原祖泉	不詳	無	㉑
二五	慧中	不詳	無		四三	仏照徳光	一一二二	土葬	阿経二四八	六一	笑庵了悟	不詳	無	㉒
二六	慧照羅聡	九六五	無	④	四四	誰庵了演	一一二〇	無	⑰	六二	虚舟普度	一一九〇	土葬	㉓
二七	普慈幻晃	九一九	示寂	⑥	四五	密庵成杰	不詳	示寂	⑱	六三	東谷妙光	一一二五	無	阿四一
二八	明教契嵩	一〇七二	火葬		四六	鉄牛宗印	一一八六	無	⑳	六四	泰	不詳	無	
二九	靈隠玄本	不詳	無	①	四七	蘊衷	不詳	無	㉑	六五	退耕徳寧	不詳	無	㉒
三〇	雪竇重顕	九八〇	示寂	浄二三	四八	松源崇岳	一一三三	土葬	㉓	六六	大川普済	一一七九	火葬	浄三九

【天童寺】

代世	〇一	一一	二一	三一	四一	五一	六一	七一	八一	九一	〇二	一二	二二	三二
住職名	宝堅	景德懐清	金山瑞新	普	清簡	天童子凝	利章	天童清遂	澹交	可斉	仏国惟白	普交	宏智正覚	大洪法為
生卒年	不詳	不詳	不詳	不詳	九五七〇一四	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	一〇四八〇一四八	一一〇九一五七	不詳
内容	無	無	無	無	示寂	無	無	無	無	無	無	火葬	土葬	無
備考	③	④	⑦	⑩	⑨	⑤	⑥	⑪	⑧	⑬		⑮	⑯	⑰
四二	五二	六二	七二	八二	九二	〇三	一三	二三	三三	四三	五三	六三	七三	八三
大休宗珩	応庵華	慈航樸	密庵傑	無用浄全	雪庵從瑾	息庵觀	癡鈍智穎	海門斉	無際了派	浙翁如琰	松窓澄照	虚庵懐敏	天目文礼	晦巖大光
一一〇九一〇一六二	一一〇三〇一六三	不詳	一一一八〇一八六	一一二〇七〇一三七	一一一〇〇一〇一七	一一一三八〇一八二	不詳	不詳	不詳	一一一五二〇一五	不詳	不詳	一一一六七〇一五〇	不詳
土葬	土葬	示寂	示寂	土葬	土葬	無	無	無	無	示寂	無	無	火葬	火葬
⑮	⑱	阿二〇	徑二五	靈五〇	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	徑二七		㉕	浄三七	阿三二
九三	〇四	一四	二四	三四	四四	五四	六四	七四	八四	九四	〇五	一五	二五	
枯禪自鏡	西江謀	弁山了阡	癡絶道沖	茨庵堯	石帆惟衍	怪石奇	止泓鑿	石門来	別山祖智	絶岸可湘	西巖恵	簡翁居敬	月窓円	
不詳	不詳	不詳	一一一六九〇一五〇	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	一一二〇〇一〇〇	一一二〇六〇一〇〇	一一一九八〇一六二	不詳	不詳	不詳
示寂	示寂	示寂	火葬	無	無	無	無	無	土葬	無	土葬	無	無	無
㉕	阿四一	㉖	阿三六		浄四八				④〇		㉗	④二		

宋代禪宗における葬法（小早川）

【浄慈寺】

世代	住職名	生卒年	内容	備考	一八	月堂道昌	一〇九〇	土葬	阿徑一〇六	三六	天用才	不詳	無	
一	永明道潜	？～九六一	火葬	②	一九	淮海元浄	一一八七	示寂		三七	滅翁文礼	一一六七	火葬	天三七
二	永明延寿	九〇五～ 九七六	示寂	靈① 一四	二〇	法真守一	一一二六	無		三八	敬叟居簡	一一六四	土葬	靈五一
三	通辨道鴻	不詳	無		二二	德輝	一一四二	無		三九	大川普濟	一一七九	火葬	靈六六
四	興教洪寿	九四四～ 〇二二	無		二二	晦翁悟明	不詳	無		四〇	無極觀	不詳	無	？
五	円照宗本	一一〇〇～ 一〇〇〇	土葬	③	二三	隱之重顕	九八〇	土葬	靈三〇	四一	偃溪広聞	一一八九	示寂	阿徑三七
六	大通善本	一〇三〇～ 一〇〇九	土葬	④	二四	木庵安永	一一七三	示寂		四二	荊叟如珏	不詳	示寂	徑三八
七	道堅	不詳	無		二五	普照明	不詳	無		四三	断橋妙倫	一一二〇	示寂	
八	永程	不詳	無		二六	退谷義雲	一一四九	土葬	阿二六	四四	介石明	不詳	無	
九	仏智道容	不詳	無	⑩	二七	石橋可宣	不詳	示寂		四五	簡翁居敬	不詳	無	天四九
一〇	肯堂彦充	不詳	示寂		二八	谷源至道	不詳	無		四六	簡翁居敬	不詳	無	阿徑四九
一一	仏智端裕	一〇八五～ 一一五〇	火葬		二九	孤雲權	不詳	示寂	阿三〇	四七	虚堂智愚	一一八五	示寂	阿徑四五
一二	水庵師一	一一〇八～ 一一七七	無		三〇	少林妙崧	？	示寂		四八	石帆惟衍	一一二六	無	阿徑四三
一三	自得慧暉	一一八三～ 一〇九七	土葬		三一	中庵皎	不詳	無		四九	東叟仲穎	不詳	示寂	天四二
一四	楚明宝印	不詳	無		三二	倚松如壁	一〇六五	無		五〇	香山遠	不詳	無	
一五	道端	不詳	示寂		三三	潜庵慧光	不詳	無		五一	石林行肇	一一二〇	無	
一六	普照象	不詳	無		三四	石田法薰	一一七五	土葬		五二	清溪沅	不詳	無	
一七	混源曇密	一一二九～ 一一八九	示寂		三五	笑翁妙堪	一一七八	火葬	靈五三 阿三九	五三	無文義伝	不詳	無	

【阿育王山】

世代	住職名	生卒年	内容	備考	一七	円悟粹	不詳	示寂	径一九	三四	石堂明	不詳	示寂
一	宣密居素	不詳	示寂		一八	野堂崇	不詳	示寂		三五	大夢徳因	不詳	示寂
二	守初	不詳	示寂		一九	黙	不詳	示寂	⑮	三六	癡絶道冲	一一六九〇	火葬
三	育王常坦	不詳	示寂		二〇	大慧宗杲	一一〇八九〇	土葬	⑬	三七	断崖躬	不詳	示寂
四	育王澄逸	不詳	示寂		二一	大円遵璞	不詳	示寂	⑭	三八	晦室明	不詳	示寂
五	大覚懷瑾	一一〇九〇〇	示寂		二二	慈航朴	不詳	示寂	⑰	三九	笑翁妙堪	一一一七七〇	火葬
六	宝鑑法遠	不詳	示寂		二三	妙智從廓	一一一八九〇	示寂	⑱	四〇	偃溪広開	一一一八九〇	示寂
七	覚	不詳	示寂		二四	仏照徳光	一一二〇三〇	土葬	⑲	四一	東谷妙光	一一二五四〇	無
八	真戒曇振	不詳	示寂		二五	秀巖師端	不詳	示寂	⑳	四二	毒川濟	不詳	示寂
九	寧	不詳	示寂		二六	退谷義雲	一一二四九〇	示寂	㉑	四三	虚堂智愚	一一一八九〇	示寂
一〇	月堂道昌	一一〇九〇〇	示寂	浄径一八六	二七	空叟宗印	不詳	示寂	㉒	四四	西江謀	不詳	示寂
一一	無竭曇	一一〇九一〇	火葬		二八	海印空	不詳	示寂	㉓	四五	淮海原肇	一一一八九〇	示寂
一二	聡	不詳	示寂		二九	晦庵明	不詳	示寂	㉔	四六	物初大観	一一二〇一〇	土葬
一三	了空潭	不詳	示寂	⑩	三〇	孤雲権	不詳	示寂	㉕	四七	蔵叟珍	一一二六八〇	示寂
一四	真歇清了	一一〇八八〇	示寂	⑪	三一	如庵惠崇	不詳	示寂	㉖	四八	東叟愷	不詳	示寂
一五	無示介謙	一一〇八四〇	示寂	⑫	三二	晦巖大光	不詳	示寂	㉗	四九	寂窓有照	不詳	無
一六	仏智端裕	一一〇八五〇	火葬	⑬	三三	無準師範	一一二七八〇	示寂	㉘	五〇	寂窓有照	不詳	無

宋代禪宗における葬法（小早川）

『瑩山清規』「歳末看経勝」・「除夜施餓鬼疏」に関する一考察

——出典とその背景について——

澤 城 邦 生

一、問題と目的

本稿では、瑩山禪師（二二六四／二二六八～二三三五）著『瑩山清規』（二三三四、以下、『瑩規』）で規定される歳末での看経と、除夜に修される施餓鬼を考察していくが、「両者の勸化勝、並びに疏を検討対象とし、出典確認とその背景について掘り下げていく。周知の通り、『瑩規』では七月十四日・十二月晦日に施餓鬼が年中行事として規定されている。前者は「盂蘭盆施餓鬼」と明記されるが、後者は単に「施餓鬼」となっているため（卍山開版を除く。註（3）参照）、十二月晦日に修される施餓鬼を本稿では「除夜施餓鬼」と呼称する。さて両施餓鬼では、行持当日前から臨時の看経が修されるが、看経と施餓鬼は別々の行持ではなく、それら臨時看経も施餓鬼の一部であることが疏から伺い知ることができる。そこで本稿では、「歳末看経勝文」（以下、「勝文」と「除夜施餓鬼疏」（以下、「疏」）の両者を併せて考察していく。

まず以下に「勝文」と「疏」の全文を示す。なお底本には、現在最も成立年代が古いとされる、普濟善救（一三四七～一四〇七）筆写の所謂「禪林寺本」（二三七六）を使用し、諸本の校異も文末註において示す。

資料1『瑩山清規』（禪林寺本）「歳末看経勝」・「除夜施餓鬼疏」

十日以後、開坐禪。歳末看経勝。

無縁大慈、平等利濟群生、广大接化、一同救度含類。是以、歳末、故転數日、寺中、專勸看経、回向、寺領田畠耕死蠢動含靈、乃至且越所領所生牛馬六畜、及山林受生禽獸虫類、水陸一切前亡後滅、上自三宝手足供給之人工火客、下至畜生、残害、横死之下賤愚蒙、皆所助僧宝大悲之威神力、悉得感小因能大之勝妙果（矣）。読経、念仏、誦呪章句、有衆意。無分量。祇回接諸衆生之慈心、等修利濟群品之妙行也。敬曰。品目、具于後。

妙法蓮華経* 梵網菩薩戒経 大田寛経
金剛般若経 什麼経

*元亨四年十二月日 堂司比丘某甲敬（附口化）

「瑩山清規」「歳末看経勝」・「除夜施餓鬼疏」に關する一考察（澤城）

除夜前、兩三日間、結解清書^{*}。施餓鬼了、維那、宣疏云、
南閻浮提大日本国^{*} 国^{*} 山^{*} 寺某甲等

今月晦日^{*}、迎年窮歳尽之除夜、將救所縁群生之亡魂^{*}。兼日、令勸
化合山緇白、而諷誦諸経神呪。除夜、令引率現前一衆、而同誦楞
嚴神呪。所集殊勲、救済群萌者。

右潜以、蠱、含類、非大慈無漾濟。悞^{*}、群生、捨仏経争解脱。螻
蟻、混持経者手水而逝、蝸牛、当聴法。人杖下而死、俱脱畜類、
同生切利。況乎五百聖者、為昔五百鼈龜。十千游魚、為今一萬羅
漢。所縁、永劫不朽壞、下種、累生、成就来。若然者、驅使奴婢、
牛馬、寺領水陸受生、決為生、同法。必為世、道伴。憐愍而可祈
転凡入聖。哀願而可念増道損^生。□□誦呪大意、兼日、押貼、具
之。品目、如後。

妙法蓮華経什拾部

梵網経什拾卷^{*}、

上来、諷誦経呪、所集功德、回向 山内含生、所縁群類。仏種縁
熟、脱苦得楽、法界衆生、回向種智^{*}。加銀錢俱燒。

まず「勝文」では、十日以後に坐禪を「開いて」、つまり
一旦「開放」して、歳末看経を努める旨が述べられている。
そして諷経功德の回向対象とされるのが、「寺領田畠耕死蠢
動含靈」、「檀越所領所生牛馬六畜」、「及山林受生禽獸虫類、
水陸一切前亡後滅」となっている。このように、初めに寺領
の田畠を耕作する際に死なせてしまった虫類が、次いで檀越

の所領で使役される牛馬などの家畜、そして全ての禽獸虫類、
さらには過去・未來において死滅する全ての存在へと回向対
象が拡大していることがわかる。

次に除夜施餓鬼に読み上げられる「疏」では、これまで修
されてきた歳末看経の目的が「所縁群生之亡魂」の救済であ
り、また除夜に誦誦される楞嚴呪の目的が「群萌」の救済で
あることが明示される。そして「螻蟻」「蝸牛」「蝙蝠」「游
漁」が畜類を脱し人天に転生したと思われる句を示した上で、
「驅使奴婢、牛馬、寺領水陸受生」の「転凡入聖」を祈念す
る旨が述べられるのである。さらに、「妙法蓮華経什拾部 梵
網経什拾卷、々、」諷経の回向文では、誦経の功德が「山内
含生、所縁群類」に振り向けられているのである。

このように、「勝文」「疏」、また回向文を確認すると、歳
末看経並びに除夜施餓鬼の主眼が動物供養であることがわか
る。さらに言えば、「寺領」「檀越所領」「所縁群生」「山内含
生所縁群類」と記載されるように、寺院・檀越が所有する使
役動物、あるいは寺領等の田畑に生息する昆虫の類が主たる
対象とされている。つまり、当該寺院にゆかりのある（所縁）
動物が主たる回向対象とされるのだ。

さて、これら歳末看経・除夜施餓鬼に関する先行研究は決
して多くはないが、例えば『瑩山禪師伝』では、「いかにして
檀信徒の信心、懸命に曹洞宗の教えを信じさせようとする心

に報いるかに、瑩山禪師は心を碎かれていたのです。『清規』卷下「歳末看経勝」中に「諸の衆生に接するの慈心を回らして、等しく利濟群品の妙行を修するものなり」とあるのも、瑩山禪師のお気持ち치가如実に表れている箇所なのです⁵⁾と評し、また「歳末看経、歳末衆寮諷経では、寺領の田畑で、天命をまっとうすることなく命を落とした小動物らに対し、隔てることなく大悲の念を及ぼさんとする。そして法を護り、彼らと共に生きる多くの人びとを安らかにせんことを祈っている⁶⁾」と、報恩思想の一つとして解釈している。

また『瑩山禪』では、「民衆の要望を看取し、祖先奉祀はいうまでもなく、特に現生利益の祈願をなしていること、人間のみならず、遍く禽獸、虫類蠢動含靈水陸一切の群靈に対し、天地同根、万物一体觀に立つて、無縁の慈悲の懇念を注いで供養をなしていることである⁷⁾」と、当該行持を『瑩規』の特色の一つとしているのである。

このように歳末看経・除夜施餓鬼は、『瑩規』に対する肯定的評価をする際の一つの根拠となっている。しかし、管見の限り、その内容に踏み込む研究はこれまで行われていない。そこで本稿では、「勝文」並びに「疏」の出典を明らかにし、加えてその背景についても考察していく。

二、出典に関する検討

本章では出典を探っていくが、まず面山瑞方（二六八三〜一七六九）著『洞上僧堂清規行法鈔』（以下、『行法鈔』）の「歳末施食看経簿」には、「歳末行施食者、是日本教家古式而支那禅林清規則不与焉、雖然、今也、教家亦廢絶、而唯載之於吾瑩規、是永平門風之所以異他也⁸⁾」と記載されている。つまり除夜施餓鬼（歳末行施食）は、もともと「教家」（顯密諸宗）で修されていたもので、中国の清規とは無関係であり、是こそ「永平門風」であるとし、さらに他宗では既に廢絶しており、唯一『瑩規』にのみ記載されると指摘している。面山の言う「日本教家古式」が具体的に何を指示しているのかは、現段階で不明であるが、少なくとも中国の清規上では確認できないとするのである。

そこで、『瑩規』（一三三四）成立以前の清規等を確認してみると、『禪苑清規』（二二〇三）、『入衆日用』（二二〇九）、『永平清規』、『入衆須知』（二二六三）、『叢林校定清規総覽』（二二七四）、『禅林備用清規』（二三一一）、『幻住庵清規』（二三二七）には、面山の指摘の通り、歳末看経・除夜施餓鬼の記載が認められない。

一方、直翁智侃（二二四五〜一三三二）編輯『慧日山東福禅寺行令規法』（二三一八、以下『慧日山古清規』）には、以下の

『瑩山清規』「歳末看経勝」・「除夜施餓鬼疏」に関する一考察（澤城）

『瑩山清規』「歳末看経勝」・「除夜施餓鬼疏」に関する一考察（澤城）

二六

「歳末看経勝」が記載される。

資料2 『慧日山古清規』「歳末看経勝」

歳末看経勝（但在当寺無此式）

歳末在近謹屈 合山清衆結縁看経誦呪、祝献 護持正法諸天諸仏

三界万霊、十方至聖、今年歳分善悪聡明 檀那（某） 本命元辰

本寺護伽藍清衆 総日本国諸大明神、修造方隅禁忌神、将尽祈祷

会上无边霊呪仗、此功勳普伸回向、先願革故鼎新 以（国立公文

書館所蔵）『慧日山東福禪寺行令規法』請求記号・特一二二一〇〇

三三、二九丁裏

『慧日山古清規』冒頭の目次では「歳末看経勝」「大帝誕生勝」「菩薩戒布薩式」の順で立項されているが、本文では「歳末看経勝」の「以」以下より「大帝誕生勝」本文が存在せず、後続丁は「菩薩戒布薩式」から始まっている。このため、脱丁の可能性があり、当該箇所全文を検討することは不可能である。しかし、掲載されている文言を確認する限り、その内容は「瑩規」における「祝聖修正」や「土地堂念誦」に近く、動物供養を主眼とする「歳末看経」「除夜施餓鬼」とは異なっていると思われる。そのため、『慧日山古清規』「歳末看経勝」が「勝文」の引用元とはいえないであろう。

さて資料2では、「歳末看経勝」名の下に、「但在当寺無此式」との割註が認められる。現存する『慧日山古清規』は、了菴桂悟（一四二五～一五二四）によって書写されたものである

が、当該史料には智侃編輯後に加筆された箇所が認められる。しかしそれらは、「南山忌（南山土雲、東福寺十一世、一三三五寂）」や「仏印忌（直翁智侃、同十世、一三三三寂）」など、智侃以降の祖師忌や檀那忌であり（その下限は一三三五年）、桂悟書写時における増補は無かったと推定されている⁹。そのため、智侃の清規編輯時（あるいはその後の加筆時）には、既に歳末看経（あるいは勝）が東福寺において修されていなかったと推測される。事実、当該清規「年中行事」十二月条においても当該行持は記載されていないのである。

このように「瑩規」以前の清規類を概観しても、「歳末看経」「除夜施餓鬼」自体の記載がなく、また唯一『慧日山古清規』に（断片的に）掲載される「歳末看経勝」も、その内容は「勝文」と大きく異なっている。さらには、『慧日山古清規』成立時には、既に歳末看経自体が廃されていた可能性も浮き彫りになるのである。尾崎正善氏は「除夜施餓鬼」が曹洞宗独自の行持である可能性を示唆しているが、先の面山の指摘に依るならば、「教家亦廃絶」した「除夜施餓鬼」を、瑩山禪師が再興したとの推論も可能になってくる。いずれにせよ、現在確認可能な清規類に典拠を求めることが不可能であり、本稿では經典・仏書類を対象として引用元を探っていく。管見の限りであるが、以下に典故と思われる箇所を列挙する。

資料3「螻蟻混持経者手水而逝」（『疏』）の典故

『大方広華嚴経感応伝』（以下、『華嚴感応伝』）

西域伝記中説。有人転華嚴経。以洗手水。滴者一蟻子。其蟻命終。

生切利天。（『大正新脩大藏経』五一巻、大正新脩大藏経刊行会、

一七五頁上。以下、『大正蔵』。尚、引用部の傍線は筆者による。

後統の引用箇所も同様）

まず「疏」中「螻蟻譚」の典故と目されるのは『華嚴感応伝』である。当該書は、惠英（生没年不詳）および胡幽貞（生没年不詳）によつて、唐の建中四年（七八三）に成立し、『華嚴経』およびその信仰に関する靈験譚が記されている。さて当該箇所では、総章元年（六六八）、京洛に三蔵が至りて、高宗（唐の第三代皇帝）や道俗が帰依したという。その時、『華嚴経』を修めた童子が菩薩戒を受けることを三蔵に望んだが、三蔵は「『華嚴経』を修めているのであれば、さらに菩薩戒を受ける必要はない」と驚歎したという。さらに『西域伝記』に説かれる一節を示し、『華嚴経』の受持並びに童子を歎美している。資料3で示したのは、『華嚴感応伝』で例話として取り上げられた『西域伝記』なるものの一節である。

「有る人『華嚴経』を転じ、洗手の水を以て、滴、一蟻の子に著く。其の蟻の命終わるも、切利天に生ず」となり、「螻蟻は、持経者の手水に混じて逝き（中略）ともに畜類を脱して、同じく切利に生ず」という「疏」の一節と内容が酷似

していることがわかる（但し、「螻」は欠く）。『華嚴感応伝』に出る『西域伝記』が如何なる伝記か定かではないが、「螻蟻譚」の典故は、当該箇所である可能性が高いと思われる。

資料4「蝸牛当聴法人杖下而死」（『疏』）の典故

『注好選』巻下

蝸牛生切利天第十二

昔読法花経有寺。即牧牛童寺庭来乍立聞法。時に楛支地立也。其枝下有一蝸牛。当杖端死也。法庭死故生切利天以天眼知牧童恩。（馬淵和夫、小泉弘、今野達校注『三宝絵注好選』（新日本古典文学体系三二）、岩波書店、一九九七年、四三五頁。以下『三宝絵注好選』）

次に「疏」中「蝸牛譚」の典故と目されるのは『注好選』である。当書は平安末期に成立と目される、仏典・漢籍等に基づく説話集である。編著者は不明であるが、上中下の三巻から成り、各巻の撰述意図は、上巻が「俗家に付す」、中巻が「法家に付して仏の因位を明らかにす」、下巻が「禽獸に付して佛法を明らかにす」とされている¹¹⁶。

さて資料4に示したのは、『注好選』巻下第十二話の一節である。法華経の説経を寺の境内で聴いていた童がいた。その童は楛（木の枝）で体を支えていたが、枝の下の蝸牛が、枝の端に当たって死んだ。しかし「法庭」で死んだが故に、その蝸牛は切利天に転生したという。この転生譚は、「疏」に記

『瑩山清規』一「歳末看経勝」二「除夜施餓鬼疏」に関する一考察（澤城）

『瑩山清規』「歳末看経勝」・「除夜施餓鬼疏」に関する一考察（澤城）

二六

される「蝸牛は聽法人の杖下に当たりて死すとも、ともに畜類を脱して、同じく忉利に生ず」と内容が一致しており、当該箇所が「疏」の出典の一つと言える。

尚、今野達氏によれば、「蝸牛」と「蛤」の違いはあるが、同様の内容が『善見律毘婆沙』巻四にみられ、さらにその要約が『経律異相』巻四八「虫畜部」に記載されており、資料4に示す『注好選』の説話は、これらの記述を法華経功德譚に改変したものではないかと推測している¹⁵⁾。

この「蛤転生譚」は『法苑珠林』『宗鏡録』などにも収載されるが、一方の「蝸牛転生譚」が記されるのは、管見の限り、『注好選』のみである。今野氏は、『注好選』の傾向の一つとして、出典が明記されている場合であっても、実際に原典と対照してみると一つとして直接引用と思える例がなく、著者は原典から二伝三伝の屈折した伝承経路を経て到達したものに依拠していた可能性を指摘している。このことから蝸牛転生譚も、筆者の直接の改変でなく、何かしら依拠文献の存在が想定されるが、それらが散逸している以上、遡ることは不可能である。つまり、現在確認できる史料の上からは、瑩山禪師が『注好選』から「蝸牛譚」を引用したとしか推測できないのである。

資料5「五百聖者、為昔五百龜鼈」（疏）の出典

『大唐西域記』卷二

曩者、南海之滨有一枯樹、五百蝙蝠於中穴居。有諸商侶止此樹下、時属風寒、人皆飢凍、聚積樵蘇、蘊火其下、煙焰漸熾、枯樹遂燃。時商侶中有一賈客、夜分已後、誦阿毘達磨經。彼諸蝙蝠雖為火困、愛好法音、忍而不去、於此命終。隨業受生、俱得人身、捨家修學、乘聞法声、聰明利智、並証聖果、為世福田。近迦膩色迦王与脇尊者招集五百賢聖、於迦濕弥羅國作毘婆沙論、斯並枯樹之中五百蝙蝠也。（『大正藏』五一、八八二頁上）

続いて、資料に示したのは「疏」の「蝙蝠譚」の出典と思われる、『大唐西域記』の記述である。当該書は、弁機（生没年不詳）によって唐の貞観二〇年（六四六）に成立した、玄奘三蔵（六〇二～六六四）によるインド・西域の遊歴記録である。さて資料5に示したのは、『大唐西域記』卷二「三国」の健駄邏国における記載の一節であるが、当該箇所では、一人の羅漢が後進を教化する際、蝙蝠が羅漢になるという因縁譚を紹介している。一本の枯木の中に五百匹の蝙蝠が生息していたが、商人達が暖を求め木の下で焚火をしたために枯木が燃え上がり、蝙蝠たちは焼け死んでしまった。しかし、商人の中の一人が『阿毘達磨經』を誦誦していた為、聞法していた五百匹の蝙蝠は、死後、人に生まれさとりを得たという。この話は、仏典結集を行ったカニシカ王の下に集まった、五百羅漢の前生譚とされているが、これらは「疏」中の「五百の聖者、昔、五百の蝙蝠たり」の出典と思われる。

資料6「十千游魚、為今一万羅漢」（『疏』）の出典

『金光明經』卷四「流水長者子品第十六」

善女天。爾時流水長者子及其二子、說是法已即共還家。是長者子復於後時、賓客聚會醉酒而臥。爾時其地卒大震動、時十千魚同日命終、既命終已生切利天。既生天已作是思惟、我等以何善業因緣、得生於此切利天中。復相謂言、我等先於闍浮提內、墮畜生中受於魚身、流水長者子、与我等水及以飲食、復為我等解說甚深十二因緣、并称宝勝如来名号、以是因緣令我等輩得生此天。是故我等今当乃至長者子所報恩供養。（『大正藏』一六、三五三頁中）

そして資料6は『金光明經』卷四「流水長者子品」の一節である。日本において『金光明經』は『法華經』や『仁王般若經』とともに護国三部經典として信仰され、当該經典に基づいた最勝会などが修されたという¹⁹。さて資料6は、同經の卷四「流水長者子品」の一節である。

医者である流水長者が、自分の子である水空・水藏と歩いていると、枯渴した池の中に瀕死状態である十千（二万）の魚を発見する。その光景を見た長者は悲心が生じ、魚を助けようとしたが水を得ることが出来なかつた。そこで長者は大王に願ひ出て、二十頭の象に水を運搬させ、池を水で満たした。さらに子に命じて、自分の家に備蓄されている食物を運ばせて魚に与えた。そして、その魚たちの為に十二因縁を解説し、宝勝如来の名号を聞かせた。その後、十千の魚は同時に命終

『瑩山清規』「歳末看經勝」・「除夜施餓鬼疏」に関する一考察（澤城）

するが、死後、切利天に生じた。この流水長者こそが、今の釈迦仏であるという。

さて「疏」では「十千の游魚は、今、一万の羅漢たり」と記され、「切利天」と「羅漢」の違いがあり完全には一致しないが、一応は、当該文の引用元は『金光明經』といえるのではなからうか。

資料7「小因能大之勝妙果」（『勝文』）の出典

『大智度論』卷七（以下、『大論』）

復次有小因大果小緣大報。如求仏道、讀一偈、一称南無仏、燒一捻香、必得作仏。（『大正藏』二五、一一二頁下）

最後に出典として挙げるのは、『大論』卷七「初品」の一節である。周知の通り、『魔訶般若波羅蜜經』を龍樹が註釈したものが『大論』であるが、当該箇所では同經卷一「序品」の「爾時世尊從三昧安庠而起。以天眼觀視世界拳身微笑²¹」を取り上げ、註釈を加えている。ここが「勝文」中に記載される「小因能大之勝妙果」の出典と目されるのである。確かに、「疏」における出典箇所と比較すると文字の異同が大きく、文面だけでは出典足りえないと思われるが、ここでは該箇所を提示するにとどめ、次章でその理由を述べていきたい。

三、出典の背景

前章では、「勝文」「疏」の引用元と思われる典籍を提示したが、出典が確認できたのは、ほぼ「疏」であった。さて一章で述べたように、歳末看経・除夜施餓鬼の主眼は、動物供養であるが、そのことを念頭に置いて、ここから出典の背景を考察してみよう。

まず「疏」に注目すると、冒頭部では、山内の僧俗（合山緇目）を勸化して歳末諷経を行ってきたこと、そして除夜施餓鬼並びに楞嚴呪諷経を含む読経供養を修する旨が述べられ、さらにこれらの行持の目的が、有縁の有情の救済であることが明示されている。そして「仏経」つまり「經典」なくして、解脱が不可能であること強調した上で、前章で検討した「螻蟻」「蝸牛」「蝙蝠」「游魚」の各説話を示している。

周知のように、仏教の世界観では、禽獸等は六道内の「畜生道」に位置付けられ、その世界は地獄道・餓鬼道とともに三惡趣とされている。例えば、『幻住庵清規』に付される「開甘露門」中の「孟蘭盆施食」では畜生道を以下のように記している。「鬼趣業尽。散入畜生。來償宿債。空飛水躍樹宿山栖。以強吞弱以大食小。徭彼之悲無間。吞嗜之苦何窮。羽毛之類既多。鱗介之族尤盛。惡業軫熾狀兒愈乖。蠢蠕飛搖難可枚拏。腐肝腸於鼎鑊。碎骨血於刀砧。所謂倒懸似未能展

喩畜生之苦也」（『新纂大日本統藏經』卷六三、西義雄・玉城康四郎監修、国書刊行会、一九八六年、五九〇頁中下、以下「正統藏」）。動物たちが存在する弱肉強食の自然界は、常に捕食者の恐怖に怯え、逃げ回らなければならない苦しみの世界であると説明されるのである。つまり、禽獸・虫類は、転生することによって救済されるべき存在とされるのだ。

当然ながら、「勝文」「疏」もこの世界観を前提し、作成されている。これら苦しみを抱えた存在である禽獸・虫類等を、死後、人天に転生させるためには、僧侶の大悲心（僧王大悲之威神力）に基づいた善行が必要になるわけであるが、その行為こそが、「看経（読誦）」なのである。そして動物供養としての読経を衆僧（俗も含む）に対して勸化するに当たっては、禽獸・虫類の転生譚を示す必要性があり、さらには、その転生の機縁が、經典や宝号の読誦に関わる必要性もあつたと推測される。事実、「疏」の引用部である、螻蟻（螻）譚では「有人軫華嚴経」、蝸牛譚では「昔説法花経有寺」、蝙蝠譚では「誦阿毘達磨藏」、游魚譚では「為我等解説甚深十二因縁、并称宝勝如来名号」が、それぞれ切利天等に転生する契機となっており、動物転生譚の中でも、読誦に関わる因縁が選択されていることが浮き彫りになるのである。

さて、上述のように「疏」では4つの因縁譚が示されているが、游魚譚の典拠となる『金光明経』「流水長者小品」は、

『大乘本生心地観経』卷一に引用が認められ、また經典のみならず平安中期成立の仏教解説書である『三宝絵』卷上(九八四)にも、同品が掲載されている。瑩山禪師在世中には、既に流布していた因縁譚と思われるが、同品が最も影響を与えた法会の一つとして「放生会」を挙げなければならぬであろう。

ここで、中国の放生思想の系譜を研究した桑谷裕頭氏の論に導かれながら、放生会とその基盤となる經典を確認してみよう。まず仏教史上初めて放生を実施したとされる天台智顛(五三八―五九七)の放生の様子を伝える『隋代天台智者大師別伝』には、「方舟江上講流水品。又散粳糧為財法二施」と記され、また『仏祖統記』卷五二には「智者禪師至岳州講金光明経。化一郡五県。一千余所咸捨漁捕」と記されるなど、『金光明経』「流水長者子品」と放生会との密接な関係を伺い知ることができるとも。そもそも「流水長者子品」の内容は、放生の具体的なプロセスを明示していることから、同経が中国において最も明確な放生の思想的根拠とされていたという結論が導き出されるのである。さらに『法苑珠林』卷六五「放生篇引証部」においては、放生を説く經典として第一に『梵網経』を挙げている。同経では「放生戒」と呼ばれる戒が定められ、六道の衆生が皆な我が母であるとして、放生の由縁を説き、それが慈悲の実践行であると定義されている。

【瑩山清規】「歳末看経勝」・「除夜施餓鬼疏」に関する一考察(澤城)

このことから当時の中国社会では、『金光明経』並びに『梵網経』が放生の思想的根拠として認知されていたと推測されるのである。

ここで翻って「疏」を確認すると、放生会の思想的基盤とされる『金光明経』「流水長者子品」を引用し、かつ歳末看経・除夜施餓鬼では、『梵網経』を誦誦經典の一つとしていことがわかる。つまり歳末・除夜に動物供養を修するに当たり、瑩山禪師は多分に放生会を意識していたと推測されるのである。

次に「勝文」中に記される「小因能大之勝妙果」について考察していこう。『天論』卷七を引用元として提示したが、二章で示したように、資料7は「爾時世尊從三昧安座而起。以天眼觀視世界拳身微笑」を註釈している箇所となる。ここでは、何故釈尊が「拳身微笑」したかを問題としているが、龍樹は「小因にして大果、小縁にして大縁あり」とした上で、「一偈を讚じ、一たび南無仏と称し、一捻の香を焼くも、必ず仏と作ることを得る」と説明する。「小因・小縁」と「讚偈・称南無仏・焼香」とが対応し、同じく「大果・大縁」と「作仏」とが対応していると解釈できる。つまり僅かな善行であっても広大な果報を得られることが示されているのだ。さらに「小因大果」の直前では、釈尊自身の言葉として「我世世曾作小虫悪人。漸漸集諸善本。得大智慧。今自致作仏」と

という一節が示されている。これは、かつて小虫・悪人であった釈尊が、善本（さとりの本となる善根功德）を段々と集めることによって仏になった、という前生譚である。

上記の内容を踏まえ、「勝文」との関係性を考察していくと、『大論』における「小因（讀偈・称南無仏・燒香）」は、歳末看経における「衆僧（俗人も含む）の読経」に当てはめられていると解釈することができるのではないか。あるいは、「疏」に引用される動物転生譚を踏まえると、「動物が僅かでも經典読誦に接すること」を「小因」であると解釈することもできよう。そして、『大論』における「大果」は、「疏」の「俱脱畜類、同生忉利」や「転凡入聖」に対応していると捉えることができる。また『大論』同所に記される前生譚は、動物転生譚の一種であり、「疏」で引用される転生譚と「動物」という点で共通しているのである。

このように、『大論』巻七の内容と、「勝文」「疏」を照らし合わせると、「小因」「大果」と「勝文」「疏」の記載が対応可能であり、また動物転生譚を含んでいることから、資料7で提示した箇所が「勝文」「小因能大之勝妙果」の引用元であると推測されるのである。²⁸⁾

四、まとめ

これまで「勝文」「疏」を検討対象とし、出典とその背景

を探ってきたが、検討結果を要約すると以下のようなになる。

『瑩規』成立以前の清規等を確認すると、唯一、『慧日山古清規』に「歳末看経勝」が認められるが、その内容は「勝文」とは大きく異なっていた。そこで、經典等に出典を求めていくと、『華嚴感応伝』『注好選』『大唐西域記』『金光明経』が典拠である可能性が高いことが判明したのである。これらの經典・仏書から引用される箇所は、動物が転生するという因縁譚である点、またその機縁が經典・宝号の読誦であるという点で、共通性が認められた。歳末看経・除夜施餓鬼の主眼は読経による動物供養であるが、大衆に対して当該行持の意義を示し、それを勧める上での最適な例証として、上記四つの因縁譚を引用したと推測されるのである。加えて『金光明経』『流水長者子品』の引用と、読誦經典に『梵網経』を挙げている点から、瑩山禪師が放生会を意識していたことも、伺い知ることができるのである。以上、字句の異同（例：「雙」の欠如や「羅漢」と「忉利天」の違い）や、推論に推論を重ねてしまった感は否めないが、上記のことが本稿で導かれた結論である。

最後に、当該行持の成立について考察してみよう。二章で示したように、『慧日山古清規』編輯時には、既に歳末看経自体が廃れていた可能性がある。また面山は、除夜施餓鬼自体は顕密諸宗で古来より修されていたものとするが、「今也、

「教家亦廢絶」と指摘している。「今也」が何時を指すか判然としないが、先の『慧日山古清規』の記載を含めて考慮すると、瑩山禪師在世中、既に「歳末看経」「除夜施餓鬼」なるものは修されていなかったと推察される。更に、脱丁がありながらも『慧日山古清規』「歳末看経勝」の文言を確認すると、それは『瑩規』歳末看経・除夜施餓鬼とは目的を異にしていると指摘できよう。つまり、既に廢退していた「歳末看経」という行持を、その目的・形を大幅に変えて再興したものが、『瑩規』歳末看経・除夜施餓鬼ではなからうか。この仮説に基づくと、当該行持はほぼ、瑩山禪師の独創であると結論が導かれるのである。

さて、この歳末看経・除夜施餓鬼は動物供養を主眼としていることは何度となく述べたが、中国の清規を紐解いてみても、動物供養に「特化」した行持は見当たらず、非常に特異な儀礼であるといえよう。²⁹更に動物の中でも、主たる回向対象となっているのは、寺院・檀越が所有する使役動物とそこに生息していた昆虫の類となっている。つまり、寺院と檀越という、やや限定された範囲での動物供養なのである。何故、寺檀に関わる動物供養を歳末に規定したのかは不明であるが、あるいは檀越側からの要請に基づき修されていた可能性も考えられる。

いずれにせよ、顕密で修されていたという歳末看経・施餓

【瑩山清規】「歳末看経勝」・「除夜施餓鬼疏」に関する一考察（澤城）

鬼が存在したかどうか、また瑩山禪師が創出したものであるならば、その理由は何かということについては、今後の検討課題としたい。

註

(1) 現在曹洞宗では「施餓鬼会」から「施食会」へと改称されている。しかし本稿で扱う史料では「施餓鬼」との表記が多く、用語の混乱をさけるため、基本的には「施餓鬼」と記載する。

(2) 『瑩規』「孟蘭盆大施餓鬼疏」には「孟蘭盆供、自此始、大施餓鬼、勤修久。是以、兼日、各々漸修之経呪力、漸驚此界它方之業海」(『瑩山清規』の研究(四))「宗学研究紀要」三三六、二〇二三年、一七〇頁、以下「瑩山清規の研究(四)」)とあり、盆前に修される看経の功德が、孟蘭盆施餓鬼の回向に加助されていることが分かる。

(3) 校異には、「瑩山清規の研究(四)」一八七―一九〇頁、二二二―二三四頁のテキストを用い、諸本の通番号は同論文に依拠した。また「正法清規」に関しては、『続曹洞宗全書』九「清規・講式」(曹洞宗全書刊行会、一九七六年、七〇上下―七一上)を用いた。なお異同が認められる箇所には本文に「※」を付した。通番号と諸本の対応、対校の結果は以下の通りである。

大乘寺藏永享六年書写本(一四三四)……②

永光寺藏光椿書写本(一五〇三)……⑥

『瑩山清規』「歳末看経勝」・「除夜施餓鬼疏」に関する一考察（澤城）

月舟開版『瑩山清規』（二六七七）：⑦

正山開版『瑩山清規』（二六八一）：⑨

『正法清規』（一五〇九）：正

※禅歳：②⑥⑦⑨正ハ「禪」ト「歳」ノ間ニ「出」アリ。

※勝無：⑦⑨ハ「勝」ト「無」ノ間ニ「勝云」アリ。

※且：②⑥⑦⑨正ハ「檀」ニ作ル。

※朦：②⑥⑦⑨正ハ「蒙」ニ作ル。

※妙：⑨ハコノ字無シ。

※有：⑨正ハ「在」ニ作ル。

※妙法蓮華経：⑦ハ「大乘妙典 什部」ニ作ル。

※妙法「什麼経」：正ハ「妙」経 梵「経 大円」経 諸経 諸呪

ニ作ル。

※梵網菩薩戒経：②ハコノ字無シ。

※金剛般若経 什麼経：②⑥⑦⑨ハコノ字無シ。

※元亨四年十二月日 堂司比丘某甲申敬勸化：正ハ「大日本国陸奥

州伊沢郡黒石郷拈華山正法禪寺堂司〈某甲〉敬勸化」ニ作ル。

※除夜「清書」：⑨ハ割注ニ作ル。

※両：正ハコノ字無シ。

※解：⑨ハ「計」ニ作ル。正ハコノ字無シ。

※書施：⑨ハ「書」ト「施」ノ間ニ「除夜」アリ。

※施餓鬼：正ハハコノ字無シ。

※国山寺：②⑥⑨ハ「能州酒井保洞谷山永光寺開闢」ニ作ル。⑦

ハ「〜」ニ作ル。

※日迎：正ハ「日」ト「迎」ノ間ニ「即」アリ。

※之：⑨ハコノ字無シ。

※慈：⑦⑨正ハ「悲」ニ作ル。

※漾：底本ニハ、右「救イ」、左「セウ」アリ。②ハ「極」ニ作

ル。⑥⑦⑨正ハ「救」ニ作ル。

※愧：②⑥⑦⑨ハ「昏」ニ作ル。

※、：②⑦⑨ハ「昏」ニ作ル。

※為昔：⑨ハ「昔為」ニ作ル。

※魘魘：②⑥⑦⑨正ハ「蝙蝠」ニ作ル。

※為今：⑨ハ「今為」ニ作ル。

※妙法蓮華経什拾部：②⑥⑨ハ「妙法蓮華経」ニ作ル。⑦ハ「妙

法蓮華経 什部」ニ作ル。正ハ「妙」経ニ作ル。

※梵網経什拾卷：②⑥⑨ハ「梵網菩薩戒経」ニ作ル。⑦ハ「梵網

菩薩戒経 什部〈諸経呪什部〉」ニ作ル。正ハ「梵」経ニ作

ル。

※、：②⑥⑦⑨正ハコノ字無シ。

※者加：②⑥⑦⑨ハ「者」ト「加」ノ間ニ「十方三世云云」アリ。

正ハ「十方」アリ。

※加：正ハコノ字無シ。

(4)「奴婢」は、「①律令制の賤民。奴は男、婢は女。(中略)②召使の男女」(「広辞苑」第七版、岩波書店、二〇二二年、一三五―一頁)

とされる。「疏」では、牛馬と奴婢とが同列に扱われており、現代的視点からすると、問題を孕む記述といえるであろう。

(5) 宮地清彦『瑩山禪師伝』曹洞宗宗務庁、二〇一一年、九三頁。

(6) 宮地清彦『瑩山禪師伝』曹洞宗宗務庁、二〇一一年、九八頁。

(7) 光地英学、佐藤達全、松田文雄、新井勝龍『瑩山禅 卷七 瑩山清規講解(下)』山喜房仏書林、一九八八年、二九九頁。

(8) 『曹洞宗全書』四「清規」曹洞宗全書刊行会、初版一九三二年、復刻版一九七二年、一五六頁上。

(9) 尾崎正善『慧日山東福禪寺行令規法』について、『鶴見大学紀要』三六、第四部、一九九八年、五〇～五二頁。

(10) 尾崎正善『私たちの行持 宗門儀礼を考える』曹洞宗宗務庁、二〇一〇年、二二三頁。

(11) 鎌田茂雄、河村孝照、中尾良信、福田亮成、吉元信行編『大蔵経全解説大事典』六一三～六一四頁。以下、『大正蔵解説』。諏訪隆茂『大方広仏華嚴経感應伝』訳注』インド哲学仏教教学論集』一、二〇一二年、四八頁。

(12) 『三宝絵 注好選』五四六～五四七頁、五四九～五五〇頁。

(13) 『善見律毘婆沙』卷四

問曰。仏何以独為天人師。不為畜生師耶。昔如来在世亦為畜生說法。何以独稱為天人師。修多羅經説。爾時仏在瞻婆国。於迦羅池辺。為瞻婆人說法。是時池中有一蛤。聞仏説法声歡喜。即從池出入草根下。是時有一牧牛人。見大衆圍遶聽仏説法。即往

『瑩山清規』一「歳末看経勝」・「除夜施餓鬼疏」に關する一考察（澤城）

到仏所。欲聞法故以杖刺地。誤著蛤頭。蛤即命終生切利天。為切利天王。以其福報故。宮殿縱広正十二由旬。於是蛤天人。霍然而悟。見諸妓女娛樂音声。悟已尋即思惟。我先為畜生。何因緣故生此天宮。即以天眼觀。先於池辺聽仏説法。以此功德得此果報。蛤天人即乘宮殿。往至仏所頭頂礼足。仏知故問。汝是何人忽礼我足。神通光明相好無比。照徹此間。蛤天人以偈而答

往昔為蛤身 於水中覓食

聞仏説法声 出至草根下

有一牧牛人 持杖乘聽法

杖攙刺我頭 命終生天上

仏以蛤天人所説偈。為四衆説法。是時衆中八万四千人。皆得道跡。蛤天人得須陀洹果。於是蛤天人得道果已。歡喜含笑而去。

故稱為天人師（『大正蔵』二四、六九七頁中下）

(14) 『経律異相』卷四八

蛤第五

蛤聞甘露死生天上見仏得道一

迦羅池中有一蛤。聞仏説法。即從池出入草根下。是時有一牧牛人。見大衆圍遶聽仏説法。往到仏所。欲聞法故以杖刺地。誤著蛤頭。蛤即命終生切利天。見諸妓女娛樂音声。尋即思惟。我先為畜生。何因緣故生此天宮。即以天眼觀。先於池辺聽仏説法。以此功德得此果報。時蛤天人即乘宮殿。往至仏所頭頂礼足。仏為説法得須陀洹果（出善見比婆沙第四卷）（『大正蔵』五三、二

『瑩山清規』一歳末看経勝・「除夜施餓鬼疏」に関する一考察（澤城

五七頁下）

(15) 『三宝絵注好選』三六四頁脚注。

(16) 『三宝絵注好選』五四七～五四八頁。

(17) 『大正蔵解説』六二五頁。

(18) 尚、『祖庭事苑』（二〇〇八）には蝙蝠譚について「禪席多拳南陽国師勘念経僧蝙蝠事。忠国師録不載。未詳別出。按西域伝一縁頗類。伝曰。南海之浜有一枯樹。五百蝙蝠於中穴居。」（『正統蔵』六四、三一九頁中）と記される。

(19) 『大正蔵解説』二〇〇～二〇一頁。

(20) 『大正蔵解説』四〇九頁。

(21) 『大正蔵』八、二二七頁中。

(22) 『新版 禅学大辞典』（大修書店、一九八五年、一〇八三頁）には、「①仏と経の併称。仏像と経巻、または仏教と經典。②仏所説の經典を指す」とあるが、「疏」の文脈から、ここでは②の意と取るのが妥当と思われる。

(23) 『大正蔵』五〇、一九三頁下。

(24) 『大正蔵』四九、四五五頁下。

(25) 『大正蔵』五三、七八〇頁中下。

(26) 若仏子。以慈心故行放生業。一切男子是我父。一切女人是我母。我生生無不從之受生。故六道衆生皆是我父母。而殺而食者。即殺我父母亦殺我故身。一切地水是我先身。一切火風是我本体。故常行放生。生生受生常住之法。教人放生。若見人殺畜

生時。応方便救護解其苦難。常教化講説菩薩戒救度衆生。若父

母兄弟死亡之日。応請法師講菩薩戒経福資亡者。得見諸仏生人

天上。若不爾者犯輕垢罪。（『大正蔵』二四、一〇〇六頁中）

(27) 桑谷裕顕「中国における放生思想の系譜」、『叡山学院研究紀要』二二、二〇〇〇年、八〇頁、八二～八五頁。

(28) 付言すると、資料7で示した『大論』卷七の記述は、以下のよ

うに『正法眼蔵』「供養諸仏」に引用されている。
われらいま、仏道の宝山にのほり、仏道の宝海にいでて、さいはひにたからをとれる、もともよろこぶべし。曠劫の供仏のちからなるべし。必得作仏、うたがふべからず、決定せるものなり。釈迦牟尼仏の所説、かくのごとし。

復次、有小因大果・小縁大報。如求仏道、讚一偈、一称南無仏、焼一捻香、必得作仏。何況聞知諸法実相、不生不滅、不不生不滅、而行因縁業、亦不失。

世尊の所説かくのごとくあきらかなるを、龍樹祖師、したしく正伝しますますなり。（曹洞宗宗務庁『正法眼蔵』上巻、二〇二〇年、一五三～一五四頁。以下『宗務庁版眼蔵』）

さらに、資料5・6で示した『大唐西域記』卷二・『金光明経』卷四の蝙蝠・游魚譚も、『正法眼蔵』「愆廢」で以下のように引用されている。

いはゆる智は、人に学せず、みづからおこすにあらず、智よく智につたはれ、智すなはち智をたづぬるなり。五百の蝙蝠は、智お

のづから身をつくる、さらに身なし、心なし。十千の游魚は、智したしく身にてあるゆえに、縁にあらず、因にあらずといへども、

開法すれば即解するなり（『宗務庁版眼蔵』上、三九九頁）

このように「勝文」「疏」の典故と目される箇所は、既に道元禪師（一一〇〇～一二五三）の著作に引用が認められるのである。このことから、瑩山禪師が「勝文」「疏」を作成するにあたり、『正法眼蔵』のこれらの記載を踏まえていた可能性も存するであろう。

(29) 例えば、『禪苑清規』卷四「莊主」には、寺院莊園で使役する耕馬に関する記載があり、死体の埋葬法や皮角の処理に関する規定が存するが、供養ついでと言及は確認できない。（鏡島元隆、佐藤達全、小坂機融『訳註 禪苑清規』曹洞宗宗務庁、第五刷一九九二年第一刷一九七二年、一四七頁）

(30) 本稿では動物転生に関わる記載を多く引用している。上述のように、畜生道は三悪趣の一つであるが、畜生道には生前の悪業によつて墮在するとされている。仏教は業論を基本とし、また本稿引用箇所で示したように、輪廻説も前提とされる。過去には、こうした業論・輪廻説を曲解して利用し、現在における差別を助長・固定化してきた事実も存在するため、特に布教で用いる際には、注意を払う必要がある。

『瑩山清規』「歳末看経勝」・「除夜施餓鬼疏」に関する一考察（澤城）

『正法眼蔵』 開版停止・三法幢地に関する雑考

——雲松院文書を中心として——

秋津秀彰

一、問題の所在と研究の目的

本稿は、本年度も含めて、過去に検討を行ったものの、その後新たな事実が判明したり、不明であったりした点について、再検討や補足を行うことを目的とするものである。それ
に際しては、『武蔵国小机臥龍山雲松院史』文書編一（臥龍山雲松院、二〇二〇年一月。以下、『雲松院史』）に依る部分が大い
なため、本稿ではこの副題を付した。なお本稿は、各節に相互
の関係はあるが、論述内容が大きく異なるため、結論は各節
において提示し、全体の結論は提示しない。

二、『正法眼蔵』開版停止令の発出年時について

所謂「『正法眼蔵』開版停止令」（以下、「停止令」）について
は、筆者が二〇一六年度に駒澤大学に提出した博士論文『江
戸時代における『正法眼蔵』編輯史の研究』の「序論」（三三
～三四頁、注（11））において若干の検討を行った。その後、関

連文献の追加蒐集等が進んだため、改めて検討を行いたい。
なお「停止令」に関する検討として、岩永正晴・晴山俊英・
塚田博・井上亜菜子・駒ヶ嶺法子『日本洞上聯灯録』の研
究（一）（『駒澤大学禅研究所年報』第十五号、二〇〇三年十二月、
一六七～一六九頁）の論考があり、これを参照しつつ、享保年
間のものを中心に考察を行う。

まず、当該の法令の原文を、正眼寺（愛知県小牧市）文書
「告諭・定・触（正法眼蔵開版停止・禁葷酒・常法^釋幢^釋免許の件）」
（『正眼寺文書目録』、愛知学院大学図書館、一九七三年二月、正眼寺文
書二六八号）より提示する。これは、享保十二年から翌年にか
けて発出された「停止令」、「禁葷酒令」、「常恒会地出願停
止令」の三法令を一括したものである。同様の構成のものは
『雲松院史』（六六五～六六六頁）にも収録されているが、正眼
寺文書とは若干文言が異なる。

告諭

一、永平正法眼藏考、高祖之遺書而宗門專要之家訓也。吾宗二万余院之兒孫、誰不仰慕之哉。考因茲、及半千年、諸山深密伝写來之処、頃年、往々容易に流布、或撮要隱括之施設有之由、甚以不可然也。諸寺院、如古來親探、永平室内之真本、聊不加筆削、可致書写受用也。自今以後、全編并拔萃共、書肆、諸利開板、一切令停止之事。

右之旨趣、達 本山上、窺 官衙觸及之間、諸寺院、預可被得其意者也。

享保十二丁未年十月

定

一、吾宗之師学、如先規会中并臨時之参会、或雖到他家、可為斷考葷禁酒事。

一、檀方格別之饗酒、不得止三献之限制有之処、誤而移法中追日及弊風之由、師学漸愧之至也。向後者、右格別之饗酒共、致皆禁事。

右之趣、上達 官衙、此度、相改觸及之間、師学、得其意、諸寺院貼在壁間、堅可守之、若違犯之輩者、依之可罰者也。

享保十二丁未年十月

申触

一、諸国常法幢之寺院、及旧新百箇寺、数多有之二付、去々年之冬、常会免許 御窺之所、於御奉行所、向後願出候とも、新

二免許致無用、可然之旨、被仰渡候。

仍之、先達而申触候常法幢之寺格、全ク相備り候。一方之古叢林も、致得其意、当時願出申間敷事。

一、在来旧新常法幢之寺院、若九句結衆末備法式、不如法之儀、其革可有之。則ハ急度逐吟味、御窺之上、常法幢致没収、現住江過失可申付候。尤諸門葉も亦可為越度事。

上件之品像、配下江相触、前々之通請之。印証、可致差越候。以上。

総寧寺

享保十三戊申年

喝玄（印）

四月

大中寺

雄禪（印）

龍穩寺

徹全（印）

尾州下津

正眼寺

※右に「※」を付した字は、正眼寺文書にはないが諸本により補つたもの。本文書の複写に際しては、愛知学院大学図書館情報センター様に御高配を頂きました。また翻刻に際しては、永平寺學術事業委员会主任調査研究員長谷川幸一氏の助力を得ました。誌して感謝申し上げます。

「停止令」が出された時期について、『永平寺史』（大本山永平寺、一九八二年九月、一〇二八頁）及び河村孝道『正法眼蔵の成立史的研究』（春秋社、一九八七年二月、四二六頁、注〈18〉）では、『御代々様御条目并御掟』（永平寺所蔵永平寺文書、以下、『代々』、『永平寺史料全書』文書編〈以下、『文書編』〉一〈大本山永平寺、二〇一二年十月、八五四〜八六三頁〉及び『永平寺史料全書』文書編二〈大本山永平寺、二〇一七年二月、九三三〜九六四頁〉に分割の上全体を掲載を引用し、享保七年にも「停止令」が出されたとしている。実際に、『文書編』一に掲載されている『代々』の目録を参照すると「一同年（享保七年）十二月永平正法眼蔵改板停止之事」（『文書編』一・八五六頁）とある。また横関了胤『辯洞門政要』（東洋書院、一九七七年一月、九〇九頁）において提示される文書も含め、これら三書に記される「停止令」の末尾には、全て「享保七年十二月」とある。

しかし『代々』を参照すると、前掲論文でも指摘されていることであるが（一六七頁）、日付の記載はない（『文書編』一・九五三〜九五四頁）。また横関氏が本史料の典拠としたと思われる『三利留書』（愛知学院大学図書館横関文庫所蔵、請求記号横関1888/44）にも、この日付は記されておらず（三七丁表裏、次の文書「江湖常規」（江戸時代洞門政要、一三七〜一三九頁）の後に「享保七壬寅年十二月」（四〇丁裏）とある。これは『代々』（『文書編』一・九五四〜九五六頁）・『曹洞宗触書』（駒澤大学図書館

所蔵、請求記号H105/32、三七丁裏〜四一丁表）も同様の構成となっており、『雲松院史』（五四二〜五四四頁、九七四〜九七七頁）にも同じ構成で形成されているものも掲載されている。

これらと異なるものとして、栗山泰音『總持寺史』（大本山總持寺、一九三七年三月、八六九頁）や『宇治興聖寺文書』一（同朋舎出版、一九七九年十一月、三三三〜三三四頁、二四二号文書）があり、両者ともに文書には年号の記載はなく、前者は「享保十二年末派に告知したる」（八六八頁）とあり、後者は本史料に続けて先の「禁葦酒令」を置いており、この頃に発給されたと推定している。

本文書は『曹洞宗古文書』には掲載されていないため、『曹洞宗宗宝調査目録解題集』・『曹洞宗文化財調査目録解題集』・『文化財調査目録及び解題』（『曹洞宗報』掲載分）を参照する。結果、享保七年の方は発見できず、享保十二年の方は、まず報恩寺（岩手県盛岡市、『曹洞宗宗宝調査目録解題集』二・東北管区編・北海道管区編、曹洞宗宗務庁、一九九四年九月、一三五〜一三六頁、文書三三）所蔵文書を見ると、「享保一二年一〇月の『正法眼蔵』開版停止の告諭及び定、翌一三年四月の諸国常法幢寺院への触書。関三カ寺より報恩寺宛」（一三六頁）とある。また景福寺（鳥取県鳥取市）には、正眼寺文書と同構成の文書が所蔵されている（『曹洞宗文化財調査目録解題集』四・中国管区編・四国管区編、曹洞宗宗務庁、一九九七年二月、二二六頁、文書三

四)。また泉岳寺（東京都港区）に所蔵される『諸籍一括』には、「享保一二年（一七二七）一〇月、↓泉岳寺。永平正法眼藏への加筆削除及び開板を禁する旨の告諭」が収録されている（『文化財調査目録及び解題』一七三三、『曹洞宗報』八六六号、二〇〇七年十一月、八四頁、典籍一（五）ほか、「禁葷酒令」、「常恒会地出願停止令」も所蔵されている（同前九〇頁、文書二（七）（八））。これらの存在から、享保十二年十月に発出された「停止令」が、「禁葷酒令」・「常恒会地出願停止令」と合わせて触れ出された可能性が高い。

享保七年説の初出は、以下の記載であらう。

○本文書は世間普通に享保十二年の発令となし、諸書多くこれに従へり。しかれども泉岳寺に蔵する御条目御掟関三箇寺触達之控は、大体年代順に排列する体例なるが、これを享保七年の間に取め、殊に後に掲ぐる延享三年関三箇寺の触達には、明らかに開放の禁を享保七寅年の事といへり。されば享保十二年となすは誤にして、享保七年の事たるや必せり、（文部省宗教局編『宗教制度調査資料』第七十輯、一五九頁、『宗教制度調査資料』七所収、原書房、一九七七年十月）

『宗教制度調査資料』は、『釋門政要』の「凡例」においても法令の典拠として使用したとあり、また河村氏は、前掲の注ではなく、本文では本書を典拠として挙げている（『正法眼藏の成立史的研究』三九九～四〇〇頁）。

なお、二度目の「停止令」に相当するものが、寛保三年（一七四三）正月頃までに触れ出されている。『雲松院史』には、冒頭で挙げた、「常恒会地出願停止令」の後に示される複数の法令の中に、以下のものが掲載されている（以下、「寛保停止令」）。

（この前に立身と色衣に関する法令を掲載）

永平正法眼藏^者、高祖家訓^而宗門室中之依為密書、容易流布、或^者撮要板行等、堅停止之旨、先年相触候処、頃年、猥^ニ流布、疎末^ニ取扱、或者未熟之もの、講談等致候様^ニ相聞、不埒之至也。依之、向後、学者分上未熟之僧侶、購^者勿論、板行・添除等、堅不可致候。尤深密伝写、拝参之輩も、疎末に無之様、可相慎候。若此旨違背之輩、於有^者、急度可申付候間、宗門師学、可被得其意候。以上。

（この間に歴住に関する法令と「平僧之掟」の再告知を掲載）

寛保三亥年

正月

右之条々、今般触及之間、宗門之師学、可被得其意候。以上。

龍穩寺

大中寺

総寧寺

武蔵国曹洞宗諸寺院

（『雲松院史』六六六～六六七頁）

※「購読」は、『日本洞上聯灯録』の研究(二)(二六八頁)では「講談」に作り、こちらの方が妥当と考えられるので、以下の解釈はそれに従う。

この文書の趣旨は、以下の通りである。

・「高祖家訓」たる『正法眼蔵』は、「宗門室中の密書」であるため、それを容易に流布したり、要約したりして出版してはならないと「先年」触れ出した。

・それにも関わらず、この頃、『正法眼蔵』を安易に流布させようとしたり、粗末に取り扱ったり、未熟な僧侶が講談を行ったりしていると聞き及んでおり、それは不埒なことである。

・今後は、未熟な僧侶は『正法眼蔵』の講談・出版・添削等を行ってはならず、書写で入手した者も、粗末に扱ってはならない。

・これに違反した者がいれば、関三利に報告しなければならず、宗門の僧侶は、この法令の趣旨を認識する必要がある。

享保十二年の「停止令」と比較すると、「永平室内之真本」の書写を行わなければならない旨の文言がなく、代わりに未熟の僧侶が『正法眼蔵』の講義等を行ってはならないという旨が強調されている。また「先年相触候処」という、享保十二年の「停止令」を指すと考えられる文言は、その補足を

『正法眼蔵』開版停止・三法幢地に関する雑考(秋津)

行ったという「寛保停止令」の立場を示すものと考えられる。

「寛保停止令」が発出された理由について検討してみる。享保十二年から寛保三年の間起こった『正法眼蔵』に関する論争として、午庵道鋪(公意道鋪、一七〇一～一七七五以降)が関三利に対して提起した、天桂伝尊(二六四八～一七三五)の著作を絶版にするように訴えた事件が挙げられる。これについては、志部憲一氏が『天桂伝尊の研究』(天藏出版、二〇二二年三月、五〇七～五八九頁)において詳述している。それによれば、この訴訟は元文三年(一七三八)四月及び七月に関三利に、翌年一月に寺社奉行に対して提起されたもので、関連する複数の書状が現存している。その中には、「天桂不知正法眼蔵之由来事」など、『正法眼蔵』に関する事項も含まれている。これに対して寺社奉行が下した判決文「道鋪滅板願之裁断」(陽松庵(大阪府池田市)文書)は、以下の通りである。

紀州道鋪申立候、証道歌直截・報恩編・海水一滴、絶板願之義ニ付、先永平寺并三寺様、寄書付、逐一覧候処、双方尤之内、差当り三寺之了簡、絶板ニ不及之旨、穩ニ相聞候。乍去、道鋪申所者、宗旨を重し、元祖道元儀、尊じ候、心底殊勝ニ候。尤曹洞宗之僧侶として、元祖道元之寛解、誤之義有之候共、一宗ニおゐて相互ニ猥シ申聞敷事ニ候。増而板行ニ致し、世間江相違を申弘候義、不可然事ニ候間、向後、道元編集物之誹謗、板行ハ勿論、講演等之義も相慎候様ニ、三寺ヨリ配下之僧侶江、触聞セ可然候。已上

二月（『天桂伝尊の研究』五〇七頁、傍線筆者、一部句読点を改めた）

重要なのは傍線部で、寺社奉行が関三利に対して、今後は道元禪師（二二〇〇～二二五三）の著作に対する誹謗について、その出版や講演等を慎むように、関三利より曹洞宗の僧侶へと触れ出すように指示している。そして「寛保停止令」は、「誹謗」の要因を「学者分上未熟」に由来するものと解釈し、それに置き換えていると考えられる。

つまり「寛保停止令」は、書き出しは享保十二年の「停止令」であり、その周知を改めて図ったという部分もある。しかし、その主たる目的は、道鋪の提起した訴訟の判決における内容を具体化の上、周知徹底することであり、その意味では思想的な取り締まりの側面の方が強いと判断される。そのため「寛保停止令」は、『正法眼蔵』開版停止の再告知という側面がないとは言えないが、それは従たるものであったと推測される。

以上から、現時点で確認できる史料で判断する限り、享保七年に「停止令」が出されたとは考えにくく、この年に出されたのは、前掲論文の指摘の通り（二六〇頁）、享保七年十一月に出された、総合的な出版取締令（『御触書寛保集成』、岩波書店、一九八九年三月、九九三～九九四頁、二〇二〇号文書）のことを指しており、『正法眼蔵』を直接名指しした触書は、享保十

二年に出たものが最初であろう。これは前掲論文でも同様の結論である（一六九頁）。このような誤解に至った経緯を推測すると、『釋洞門政要』では次の「江湖常規」と同時に出されたものであると読み誤り、『永平寺史』は『代々』の目録の影響、あるいは『釋洞門政要』の説をそのまま受けたために、年号をそれに基づいて補い、『河村書』では『永平寺史』若しくは『宗教制度調査資料』をそのまま引用したためにそのように記されているものであろう。なお、『代々』の史料性格については、『文書編』一（四六三頁）に解説されている。

更に加えるならば、寛保三年頃に、享保十二年の触書を引用した触書が発出されており、その背景には、天桂派と叵山派の対立の一部分として行われた裁判が影響しているものと考えられる。

三、三法幢地関係法令について

筆者は本年度において、以下の通り、近世における三法幢地に関する検討を行った。

「總持寺祖院史料による研究の可能性―三法幢地の問題を事例として―」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二十八号、二〇一三年三月）

「三法幢地免牘関係資料集―總持寺祖院所蔵史料を中心として―」（同前）

「近世における三法幢地の任命の経緯について」(曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 第二十四回、二〇一三年刊行予定)

その中で、年時は明らかにされていなかったが全文が不明であった法令の一つが、享保十三年の「常恒会地出願停止令」である。それが、前項の冒頭で挙げた「告諭・定・触(正法眼蔵開版停止・禁葷酒・常法幢免許の件)」の最後に収録される、享保十三年四月に関三利が出した「申触」である。

その趣旨について、一箇条目は以下の通りである。

・常恒会地が「旧新百箇寺」の多数に及ぶこととなった。
・そのため、享保十一年の冬に神社奉行に確認の上、願い出があったとしても、免許をの発給を行わない旨を申し渡された。

・常恒会地寺院は十分な数が揃ったため、「古叢林」であっても、今後は申請を行ってはならない。

次に、二箇条目の趣旨は以下の通りである。

・全ての常恒会地寺院は、常恒会の法式を整えなければならず、それが不十分な寺院はそれを改めなければならない。
・それが徹底できていない場合は、寺格の没収の上、当代の住持及びその末寺寺院に処罰を与えること。

この背景としては、元禄年間にはほぼ確立していた、常恒会地の要件と合わせて、随意会地の申請要件・基準を享保十年に定式化した「定規」を發出している。それを受けて申請

が急増したと考えられるため、そのことに対応したものと考えられる。また寺格通りの常恒会興行が行えていない事例が確認されたことから、このような「申触」を發出したのであろう。

「旧新百箇寺」について、より詳しく見たい。享保十一年に認可された常恒会地は、九月十六日の妙応寺(岐阜県不破郡関ヶ原町)、十月十六日に関三利の「定」が下された天徳院(石川県金沢市)である。ただし、筆者が確認した範囲では、享保十三年時点の常恒会地は九八箇寺であり、その後の享保二十年十月五日の皓台寺(長崎県長崎市)、翌年の元文元年(一七三〇)十月三日の永光寺(石川県羽咋市)で一〇〇箇寺に到達する。可睡斎(静岡県袋井市)に所蔵される、永光寺に対する関三利からの書状は以下の通りである。

其寺、常法幢願之義、三ヶ寺数回逐吟味候所、享保十三年常法幢停止触以前、開祖之規矩具立之願致免許置、殊更寺格別段之趣を以、先達而御奉行所へ窺書差出候、去ル九〇廿七日、松平紀伊守殿内寄合三而、井上河内守殿、能州永光寺常法幢願之義二付、窺書被差出候、同役逐吟味候処、余^一格別之儀^二候間、伺之通致免許候様^三と被仰渡候、依之、今日、常法幢免許申渡候間、愈左様可被相心得候、以上、

辰月十三日

永光寺

永光寺一札八天徳院之通也、〔可睡齋史料集〕一 寺誌史料、思文閣出版、一九八九年十月、一五四頁、一部句読点を改め、同書の正誤表を反映した）

これによれば、永光寺は享保十二年以前に許可の申請を行っていたが、元文元年に至ってようやく寺社奉行の評席を経ることとなり、認可が下りたということである。ここから「常恒会地出願停止令」を解釈すると、二通りが考えられる。第一が、これらの認可を以て百箇寺に到達する見込みがあったことから、それを以て申請を締め切ったということである。第二が、本当に寺格の取り上げが行われ、空きが出たことから、これらの二箇寺が認可されたということである。これは、次の「申達」とも関係してくるため、それについて確認した上で再検討する。

一時代は下るが、安永二年（一七七三）五月に、恐らく関三利から発出された「申達」がある。これによって、随意会地の増減についての知見を補うことができる。

一、諸国新旧有来之随意会地寺院、定数之内、会料等致没却、四年之興行相統、難相成之旨、申出候^二付、糺之上、免贖取上、潰隨^三意会に相成候寺院、享保以来、及数多候間、右願停止触達後、宝曆八寅年、窺之上、潰れ随意会、闕数之分、致免許候之処、最早此節、定数相備、闕数無之候間、自今、寺格由緒等申立、^{并先達}三箇寺^四窺候趣を以、随意会之儀、願出候寺院、有之候とも、右闕

数無之内者、一切不及沙汰候間、若支配下寺院之内、右願不存、申出候もの、有之候共、於其録所段之趣、被申車可被差留、此段申達候。

安永二年 五月

〔雲松院史〕六七二頁

この文書の趣旨は、以下の通りである。

- ・随意会地の内、寺領や伽藍等の財産が後に失われたことにより、規定通りの四年毎の随意会を継続して興行していくことが困難であると申し出る寺院が現れた。
- ・その場合は調査を行い、免贖を取り上げた。
- ・これを「潰（れ）随意会」と称し、それが享保年間頃から頻発するに至ったため、随意会地の出願停止を触れ出した。

・宝曆八年（一七五八）に、寺社奉行に諮った上で、「潰随意会」による欠員のみだけ随意会地を補充した。

・そのため、今後は再び「潰随意会」が発生し、欠員が出なければ補充は行わないこととした。

・しかし、その後も随意会地の出願が続いたため、僧録に対して、今後は申請があつた場合は、上記の理由を説明して申請を差し止めるよう、要請を出した。

「總持寺祖院史料による研究の可能性」において、主に経済的事情により、随意会地の寺格を返上する場合があることを取り上げた。本資料により、そのことを「潰随意会」と称

することが判明した。そして「總持寺祖院史料による研究の可能性」において述べた通り、筆者の調査では、それが少なくとも十五箇寺存在する。

また本資料から、三法幢地には何らかの「定数」が存在し、その枠内で随意会地の認定が行われていることがわかる。よって、随意会地格を喪失した寺院が再度認可を申請したとしても、定数が埋まっているということで拒絶される可能性が高いため、基本的には再認可が行われることはないということである。

享保年間は、当初は「享保の改革」によってデフレと不況が進行した時期であり、享保十七年には所謂「享保の大飢饉」が発生している（『日本経済史二六〇〇—二〇〇〇—歴史に読む現代』、慶應義塾大学出版会、二〇〇九年三月、四六—四八頁）。また「總持寺祖院史料による研究の可能性」では、水害によって寺領を失ったという事例を挙げたが、この時期には、様々な事情で経済的基盤が失われ、随意会の興行が困難になる事態が起こりうる状況にあったと推測される。そのような状況に至った寺院に対して、調査を行って免牘を回収し、「潰随意会」とすることとしたのであろう。

先の「常恒会地出願停止令」では、改善が見られない常恒会地に対しては、免牘取上等の厳しい処置を取るよう指示を出している。問題は、実際にこのような処置が行われること

があつたかどうかである。現実問題として、常恒会地格の取得にはそれなりの寺格を要求している関係上、本末関係に依存する宗門統治体制から考えても、降格の処置を行うことは困難ではないかと思われる。よって先の二つの解釈について、現時点では、皓台寺・永光寺の認可を以て百箇寺に到達する予定があつたと推測した方が妥当である。

改めて、常恒会地・随意会地の申請要件を定めた享保十年の「定規」を確認すると、以下の通りである。

定規

- 一、常法幢願之儀、自今以後者、一ハ御朱印拜領、或者黒印給之地、
- 二ハ派之本寺、或者僧録動來地、三ハ常会之外護永代有之地、如是三段三種之寺徳、相備之寺院願出、格別、其余之寺院、謂願之決而不致免許事。但、常会之外護有之地ハ、国主・領主之牌所、或者從国主・城主常会外護代々在之地之事。
- 一、随意会興行并会下称号願之義、自今以後、法系・寺格・雲水輻輳之地、寺領・田産・随意会外護有之品、一々遂吟味、免許可致之。勿論、随意会且会下称号免許之地者、常衆寮之外別ニ構寮舎、尋常領衆匡徒、年回到來之節、定法之通、興行可致之。尤称法事江湖、混常会・片法幢興行、仕間敷事。（『雲松院史』六六四頁、一部句読点を改めた）

これによれば、常恒会地・随意会地ともに、一定程度の寺格を要求されているように読める。しかし随意会地の実態と

しては、例えば仏眼寺（大阪府豊中市）は、玄透即中（一二七二—一八〇七）の住持期間と重なる天明年間に認可を得たと考えられるが、末寺を有していないため、必ずしも高い寺格を要求されているということではなく、むしろ申請者の器量が影響している部分が大いように思われる。尤も、これは先の妙応寺についても、隱之道頭（一六六三—一七二九）の尽力が大きいことが指摘されている（石川力山編『美濃国今須妙応寺史』、同朋舎出版、一九九五年十月、九六—一〇一頁）ことから、これは三法幢地全体に言える傾向であるかもしれない。

いずれにせよ、随意会地に関しては、寺格を返上させたとしても、宗門統治体制には影響を与えない可能性が高いと考えられるため、それが実行に移されたのであろう。また、三法幢地の綱紀肅正を図る指示はかなりの数が出されていたようである。冒頭の「禁葦酒令」もそれに類するものと考えられる。それは、三法幢地においてもかなりの緩みが見られたということであり、それを是正するためにも、このような処置を随意会地に対して行うことは、意味があったのではないかと思われる。

天明七年（一七八七）十二月の関三利の「触書」六箇条には、先の「禁葦酒令」の再告知等と同時に、以下のものが掲載されている。

一、常会願之儀、先年停止之旨触達候処、于後諸寺院無余岐誤合

申立、願出候^三付、及沙汰候得共、向後、如何様之誤合申立、願出候^四も、不及沙汰候間、先年触達置候停止之旨を相守、決^五願出間敷候。（『雲松院史』六七三頁）

ここでいう「先年停止之旨触達」等は、享保十三年の「常恒会地出願停止令」を指していると考えられ、効力は継続されていたものと考えられる。しかし、この直前の天明五年頃は、洞寿院（滋賀県長浜市）などの随意会地が常恒会地等へ昇格したり、それに前後して仏眼寺などの片法幢地・随意会地が新規で認可されたりするなど、寺格の見直しが多く行われた時期である。それとの関係をどのように解するかであるが、「近世における三法幢地の任命の経緯について」で述べたように、寺格の固定化を図ったもの、あるいはこの時期に追加で認可を行ったが、それ以上の認可は行わないという意思表示を行ったものではないかと思われる。

このような、見逃している法令はまだあると思われるため、今後も、寺格に関する文献の蒐集により、正確な実態の把握に努めていきたい。

四、関三利と寺社奉行等の関係性について

『雲松院史』には、複数の宗教法令集が収録されている。その内、「210曹洞宗諸制度写」には興味深い内容が収録されているので、参考に紹介しておきたい。

「210曹洞宗諸制度写」には、『続々群書類従』十二(統群書類従完成会、一九七〇年二月)所収の『寺格帳』下の内、永平寺から乗国寺(四九四〜四九八頁)までの分が掲載されている。諸本を比較すると、『続々群書類従』のものは『靨洞門政要』と同内容であり、『雲松院史』(六七四〜六七六頁)のものは、収録寺院は『總持寺史』(七四七〜七四九頁、典拠は『宗門公記』)同じであるが、注記の内容は『總持寺史』によりも詳しく、『続々群書類従』に近いが必ずしも全同ではない。なお『三利留書』に掲載されているものは、数箇所の変遷を考慮すれば『雲松院史』とほぼ同文であるのも共通する。よって、内容の多寡から成立順を仮に推定すると、『總持寺史』↓『雲松院史』・『三利留書』↓『靨洞門政要』・『続々群書類従』となるのではないかと思われる。

「210曹洞宗諸制度写」にはこれに続いて、明和年間(二七六四〜一七七二)を中心に、関三利に対して各所から届いた質問に対する返答書が、断続的に計三十九通掲載されている。返答書の最後には「御答」とあることや、基本的には後継者問題や不届きな行いをした者への対応など、恐らく訴訟が持ち込まれた際に、宗門としての対策を質問している場合が多いため、恐らく寺社奉行や藩などの公的機関からの質問であると考えられる。それらに対する返答書を整理して仮の通し番号を付し、内容の要旨を記したが、本稿末に掲載した

『正法眼蔵』開版停止・三法幢地に関する雑考(秋津)

【表一】『雲松院史』所収、関三利返答内容一覧表である。

これらは非常に興味深い内容を持っているが、本稿では三番目の返答書を取り上げたい。これは内容要旨にも記した通り、「曹洞宗出家成立最初ヨリ永平寺江転昇迄之次第」(『続々群書類従』十二所収)の基礎をなす、曹洞宗僧侶が出家してから、永平寺の住持として勅賜号を得るまでの過程の要旨が記されている。つまり、この内容を増補する形で、「曹洞宗出家成立最初ヨリ永平寺江転昇迄之次第」が成立した可能性が考えられる。「曹洞宗出家成立最初ヨリ永平寺江転昇迄之次第」には、一問一答のような内容のものが複数確認される。よって、その成立に際して、このような随時の問い合わせに対する返答書の集積が基礎資料の一つとしてあり、それを増補修正して提出した部分があるのではないかと思われる。

その傍証となりうるものとして、可睡斎が関三利と同時に提出したと思われる「曹洞宗僧徒出世階級書上」(『続々群書類従』十二所収)は、三五番目の返答書とほぼ同文・同構成である。よって、この返答書をどの程度詳細に説明するかによって、その分量の差異が現れてきたものとも考えられる。そのため、以上の内容を【表二】「曹洞宗出家成立最初ヨリ永平寺江転昇迄之次第」関連文献内容対照表」として整理したため、合わせて参照されたい。

ただし、これは『諸宗階級』の一部であり、各宗に対して

一斉に問い合わせているものと考えられるため、その理由については引き続きの検討が必要である。しかし、曹洞宗における部分の成立に関する参考にはなると思われる。

例えば、表の三六番目の標帽子に関する質問は、その後明和五年三月に、その着用を禁止を他の法令と合わせて触れ出した背景の一つとして考えられる（『雲松院史』六六九頁）が、それが具体化されるまで一年弱を要している。このことから推測すると、先の「寛保停止令」も、判決の直後に発出されたとは考えにくく、一年程度を要した可能性もある。

これらの問答集は、寺社奉行の意向が宗門側に伝達され、それを具体化していくことで宗門統制が行われていくという過程の一端を知ることができるという意味で重要であると考えられ、今後も機会を改めて再考したい。

【表】『雲松院史』所収、関三刹返答内容一覧表

	返答年月	内 容	要 旨	開始頁数
1	宝暦九年二月	曹洞宗における檀家戒名の位号の付け方について		六七七頁
2	宝暦十年十月	最乗寺輪住制の由来について		六七七頁
3	天明三年七月	直参内のときに綱代乗物を用いてもよい曹洞宗寺院について		六七八頁
4	天明三年十月	山城国西七条村住居の広島国泰寺弟子尼僧亮宗について		六九〇頁
5	宝暦八年十月	兼帯（兼務住職か）について		六九〇頁
6	安永三年四月	無住寺院を尼寺とすることについて		六九〇頁
7	安永三年四月	遺書と後継住職の決定方法について		六九〇頁
8	安永三年四月	仁王門の建立について		六九一頁
9	明和五年五月	弟子が不埒なことをした際の対応について		六九一頁
10	明和五年二月	表門に額を掛ける際に奉行所等へ届け出ることについて		六九一頁
11	明和五年二月	前項の別紙として、前橋・三河龍海院の「是字寺」額の事例を挙げる		六九一頁
12	明和五年四月	塔頭や平僧地の住職が喪儀の際に行える儀礼について		六九二頁
13	明和五年四月	奉行所から住職が退院や隠居を指示された際の後住の決定方法について		六九二頁
14	明和五年五月	寺号を変更した際の開山・開基の取り扱いについて 寺号変更時に、開山・開基を変更しなかった事例として小石川祥雲寺（現在東京都豊島区）、変更した事例として麻布賢崇寺（東京都港区）を挙げる		六九二頁
15	明和五年七月	後継住職決定の際に、先の住職の弟子ではなく、後の住持の弟子を住職にする場合の有無と、遠国寺院の後継住職決定方法について		六九三頁
16	明和五年八月	後継住職を指名した遺書の認定方法について 次に「宝暦九年触達之文言上卷二有之故、此所略ス」アリ		六九三頁

17	明和五年九月	「口上之覚」（江戸町奉行の牧野成賢（一七一四～一七九二）に対して、先の返答書を提出したことを寺社奉行に報告）	六九四頁
18	明和五年八月	曹洞宗のこと、法臘の算出開始時期、礼服のこと、他宗よりの改宗があった場合のこと、紫衣のこと、幕府等への諸願の際に本寺等の添簡を持たなくても良いような寺格はあるか、処罰を受けた住職の取り扱いについて、一括して返答	六九四頁
19	明和八年五月	遠国の寺院の弟子を旧離し、触頭や録所へ届け出るときに、人別帳からの除名も合わせて届け出ること、それ以外の寺院にはそういった事例はないことを返答	六九五頁
20	明和八年九月	私領・御朱印地に所在の寺院住職が不届きなことをし、退院等の処置をした際の対応について、事例として大綱院（神奈川県足柄上郡大井町）を挙げる	六九五頁
21	明和八年八月	出家希望者を弟子とする場合に、それを本寺に相談するか	六九七頁
22	明和二年十月	新住持の人法が伽藍法と異なる場合の対応について、一師印証前後の対応を説明	六九七頁
23	明和六年八月	末寺の住持が遷化したのが、後継住職が決まっていない場合、喪儀はどのように取り計らうか	六九七頁
24	明和六年十月	入定・火定・捨身を曹洞宗において禁止する定めはあるか	六九八頁
25	明和八年三月	袈裟の種類、曹洞宗の僧階、入院の規式、在家法要の執行法の決まり、石塔・卵塔の大小の決まり、乗物の使用について一括して返答	六九八頁
26	明和八年十一月	最乗寺に輪住する際にどれくらいの費用がかかるのか	六九八頁
27	明和三年十一月	処罰を受けて隠居した場合と、自分で隠居した場合の対応の相違について	六九九頁
28	明和三年十一月	自分で隠居した場合と、処罰を受けて隠居した場合の後継住職の決定方法等の対応の相違について	六九九頁
29	明和四年九月	「逼塞」の処罰中の寺院において死者が出た場合の対応について	七〇〇頁

39	明和六年三月	か、更にその上の本寺まで届け出るか	七〇三頁
38	明和四年六月	抱地（所有地）を他の寺院へ譲った事例があるかどうか	七〇三頁
37	明和四年五月	追院・追放になったが僧籍の剥奪までは至っていない者が、遠国の小寺院の住持になれるかと、夏足袋を用いるかについて	七〇三頁
36	明和四年四月	住職が理由なく出奔し、還俗して妻帯した際の宗門における処罰と、曹洞宗における縹帽子について	七〇二頁
35	明和四年三月	「曹洞宗出家成立最初ヨリ永平寺江転昇迄之次第」の省略版	七〇二頁
34	明和四年十一月	本寺替え等を自由に行ったりしてもよいのか	七〇一頁
33	明和四年十一月	鑑寺・看坊・留守居等の居候僧が、住持の代わりに、奉行所や領主等への年頭の挨拶を行ったり、一箇寺が離末した訴訟の例を挙げる	七〇一頁
32	明和四年十月	関三利における訴訟の口書（供述書）の決定に難渋したため、訴訟が社奉行まで持ち上がった先例について、宝暦八年、鳳林寺（大阪府大阪市）の遺書、宝暦九年、関川寺（福島県白河市）末寺十	七〇一頁
31	明和四年閏九月	御府内寺院が移転する際の引領拝領の事例について、青松寺（東京都港区）配下七箇寺のことを挙げる	七〇〇頁
30	明和四年九月	享保十五年に、天徳院・宝円寺（共に石川県金沢市）が関三利より逼塞の処罰を受けたが、領主が参詣するときは門を開くよう指示を受けた事例を記載	七〇〇頁

【表二】「曹洞宗出家成立最初ヨリ永平寺江転昇迄之次第」関連文献内容対照表

覚	「曹洞宗出家成立最初ヨリ永平寺江転昇迄之次第」抜粋	「曹洞宗僧徒出世階級書上」
<p>一、於宗門、始^而出家得度之節^者、受業師^ハハ血脈・法号・道号を授り、沙弥之位^ニ罷成候。随^而夏冬両会之江湖^江致出候を法臘之始^ヲ致し、上座^与相唱へ申候、是^ハ偏参・学問・坐禅等、無怠慢修行仕候。袈裟衣者^ハ黒き麻布、細美之類^ニ御座候。</p>	<p>一、出家剃髮之日者、親兄弟を相扣、剃髮之席^ニ差置候、出家^ニ成候者ハ、新戒ハ沙弥と相唱申候、(中略)次^ニ出家之道号并仏祖正伝之血脉戒法、三衣^一体等を授与致し、得度作法之通取行申候、尤得度之師匠を^一宗^ニおいて受業師と相唱申候、(三九四頁)</p>	<p>一、於宗門出家得度之師匠^ヲ受業師と相唱申候、則血脉法号并道号を授り申候、是^ハ沙弥と相唱申候、随^而夏冬之内江湖江罷出候を出家法臘之始と致し、上座と相唱申候、是^ハヨリ偏参学問座禅等修行仕候、衣ハ黒紺色^ニ者蠟引布麻細美類^ヲ着用仕候、袖者^ハ無衫^ニ御座候、袈裟者^ハ九条七条、右同様布麻黒紺色^ニ而着用仕候、五条衣平日者掛絡^ト相唱申候、是者^ハ偏参中も絹紗縮緬^ハ綸子緞子之類^ニ黒紺色^ニ而着用仕候、</p>
<p>一、偏参・修行を退休致し、塔頭無法地之小院・坊舎^ニ致住職候を、平僧^与相唱へ申候。</p> <p>一、江湖^江始^而出致候^ハ廿年之修行致、成就江湖頭仕候^而、長老・首座^与唱へ申候。袈裟衣者、黒き紗戻子、絹紬之類^ニ御座候。</p>	<p>一、偏参修行退休致し、塔司無法之小院坊舎^ニ住職いたし、出世望^ノ無之^ヲ平僧と相唱申候、(下略)(三九四頁)</p> <p>一、四河入海無本名四姓出家称釈氏と申仏語^ニ因て、(中略)随^而夏冬之内江湖江罷出候を出家法臘之始^トいたし、上座と相唱申候、是^ハヨリも次第^ニ偏参学問座禅等修業仕候、(下略)(三九四頁)</p>	<p>一、江湖江初^ニ罷出候年^{ヨリ}法臘二十年修行^ヲ経^而江湖頭仕候、是^ヲ長老と相唱申候、衣者^ハ黒紺色^ニ而、紗緞子絹紬縮緬之類^ニ而、袖者^ハ色衫相附申候、袈裟ハ九条七条五条、共^ニ絹紗縮緬^ハ綸子緞子之類^ニ黒紺色^ニ而着用仕候、</p>

<p>一、法臘廿五年^二して永平寺・惣持寺^江登山致し、住職之規式相勤、夫ハ參内・綸旨頂戴仕候^而、和尚禪室^与唱へ申候。袈裟衣、色衣着用仕候。</p>	<p>一、法臘二十五年^二而、永平寺或ハ惣持寺江、嗣法師或者本寺又者僧録之推拏状を以致登山、住職之規式相勤、夫ヨリ上京仕、勤修寺殿執奏^二而、御綸旨頂戴仕候、夫ヨリ和尚禪室と相唱申候、(下略) (三九五頁)</p>	<p>一、法臘二十五年^二して、永平寺或ハ惣持寺江致登山、住職之規式相勤、夫ヨリ勤修寺殿執奏^二而御綸旨頂戴仕候、夫ヨリ和尚禪室と相唱申候、衣ハ紫衣を除き、色衣着用仕候、袈裟ハ廿五条九条七条五条等何色何地合^二不限金罽錦等迄着用仕候、</p>
<p>一、法服三十年^二して、夏冬之内、江湖興行仕候間、法幢師^与罷成申候。是を三出世成就^与申候。其後、常会・片法幢・随意会等^二寺格有之寺院^江移転、住職仕候。</p>	<p>一、法臘三十年^二而、夏冬之内江湖興行仕候而、法幢師と罷成申候、是則三出世成就と申候、(中略)其後常法幢片法幢随意会地等之寺格有之寺院^江移転段々仕候、 (下略)(三九五頁)</p>	<p>一、法臘三十年^二して、夏冬之内江湖興行仕候、法幢師と罷成申候、是則三出世成就と申候、其後常法幢片法幢随意会地等之寺格有之寺院^江移転住職仕候、</p>
<p>一、永平寺^者直參内之節、勅賜禪師号被下置候。尤永平・惣持寺之外、於一宗紫衣着用不仕候。</p>		<p>一、永平寺江者、関三ヶ寺之内ヨリ住職蒙仰候儀^二御座候、尤直參内勅賜禪師号被下置候、且永平寺惣持寺ハ、紫衣着用之寺格^二御座候、</p>
<p>右、書面之通御座候。以上。 明和四^多三月 御答 (『雲松院史』七〇二頁)</p>		<p>遠州 可睡齋 戊正月 寺社御奉行所 (三九九〜四〇〇頁)</p>

如浄禅師と儀礼

永井賢隆

【一】

今日伝わる道元禅師（一一〇〇—一二五三）の仏法が、正師である如浄（一一六二—一二二七）との出会いがなければ成立しなかったことは言うまでもない。如浄参学下の記録である『宝慶記』における、如浄と道元禅師の間で取り交わされたさまざまな質疑応答が、道元禅師の多年にわたる疑問を氷解させ、結果として今日伝わるような道元禅師の思想形成に大きく寄与したことは疑いようもないだろう*1。

両者についての纏まった研究成果として、鏡島元隆『天童如浄禅師の研究』（春秋社、一九八三年）がある。現在知られるところの如浄像と同氏の研究の成果に因るところが大きいだろう。

その中で同氏は、『如浄語録』から導き出せる如浄像と道元禅師の著述群から導き出せる如浄像には乖離があるとして、『如浄録』をおとしてみれば、上の如浄像とはいささか趣を異にした如

浄が浮かび上がってくるのであり、むしろ宋朝禅者としての如浄像が前面に押し出されてくるのである」（『前掲書』、一一五頁）と指摘する。中でも本稿と関係する点として、如浄と儒教の関係について「三教一致説の例外者であったとは考えられない。（中略）如浄も儒仏調和を唱えて、迎合、妥協に終始した時代の風潮を越え得なかった」（『前掲書』一一九頁）と結論づけている。

それを受け、筆者も拙稿「如浄像再考——『如浄語録』を中心に」（『曹洞宗宗学研究所紀要』四五所収、二〇一五年）の中で、「如浄は宋朝禅を風靡した儒仏一致説の例外者ではなかった」と結論づけ、また拙稿「儒教と如浄禅師再考——『如浄語録』を中心に」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』一九、二〇一八年）において再度検討を重ね、

儒仏一致は、中国社会に仏教が受け入れられる為に必要な過程ではなからうか。それは宋代において突然強調されたのではなく、常態化した儒教側からの批判に対し、常態化した反論が積み重なった結果であると言えよう。少なくとも五戒五常の一致や出家の不孝や国

との関係に關しての批判は古来より連綿と続いてきた問題である。まさに道元禪師とは異なる環境にいる如淨から儒教批判が表詮されないのである。これは鏡島氏のいう「妥協・迎合」ともいえるが、むしろ「自然」なことであろう。

と、結論づけた。本稿においてはこれらを踏まえた上で、如淨と儀礼、ここでは特に葬送や追善にまつわる仏事を中心に論を呈じたい。

【二】

まず『如淨語録』に掲載される仏事儀礼について見ていきたい。葬送や追善にまつわる仏事として明確なものとしては、管見した限り「淨慈寺語録」に徽宗皇帝忌が二件、「水陸会」が一件、「小仏事」に「下火」が九件、「入祖堂」が一件となっている。

まずは徽宗皇帝忌は以下のようにある。

徽宗皇帝忌上堂。風颯颯雨霖霖。聖人不曾減度。演出清淨妙音。若將耳聽終難會。一句機先透古今。〈徽宗皇帝忌上堂。風颯颯たり雨霖霖たり。聖人曾て減度せず。清淨妙音を演出す。若し耳を將て聽かば終に會し難し。一句機先に古今に透る〉〔淨慈寺語録〕「大正」四八、二二四頁中）

徽宗皇帝忌上堂。古仏不曾過去。現在法如是。還相委悉麼。一声

婆餅焦、啼在竹林裡。〈徽宗皇帝忌上堂。古仏曾て過去せず。現在の法是の如し。還た相い委悉すや。一声の婆餅焦、啼いて竹林の裡に在り。〉〔再住淨慈寺語録〕「大正」四八、二二六頁下）

北宋最後の皇帝である徽宗（一〇八二～一一三五、在位一一〇〇～一二二六）は、道教を信仰し、仏教に対して抑圧政策を敷いたことでも知られるが、淨慈寺の「報恩光孝禪寺」の勅額が徽宗の子である高宗によって紹興九年（一一三九）に下賜されたことから淨慈寺は徽宗の香花院であるとされた（鏡島前掲書、二二四頁）ことに因んだ報恩上堂であろう。ちなみに徽宗の命日は四月二一日であるとされる（『宋史』卷二二）が、『淨慈寺語録』では中秋上堂（八月一日）より後に掲載されている。「再住淨慈寺語録」では仏降誕会（四月八日）と六月の上堂の間に配置されている。同じく淨慈寺に住した虚堂智愚（一一八五～一二六九）も同様に徽宗皇帝忌を修しており（『虚堂和尚語録』「大正」四七、九八六頁上、九八七頁下）、淨慈寺特有の法要といつてよいだろう。

次に「水陸会」についてみたい。

中宮賜錢、建祝聖水陸会、陞座仏祖同根。寂然不動。乾坤合徳。感而遂通。十方三世之叢区、億万斯年之景運。巍巍乎自化、蕩蕩乎無為。当今雨順風祥。時清道泰。所以三軍歌笑、万姓欲呼。乃至草木昆虫。塵沙瓦礫。尽開正慧。皆悉朝宗。且道。林下臣僧。如何舉唱。還相委悉麼。長將日月為天眼。指点須弥作寿山。〈中宮

より錢を賜うて、祝聖水陸会を建つる陸座、仏相同根なり。寂然として動ぜず。乾坤、徳を合す。感^レて遂に通ず。十方三世の寶区、億万斯年の景運、巍巍として自ら化し、蕩蕩として無^レ為なり。当今、雨順い、風祥いなり。時清み、道泰らかなり。所以に三軍は歌い笑い、万姓は歎呼す。乃至、草木昆虫、塵沙瓦礫、尽く正慧を開き、皆、悉く朝宗す。且く道え、林下の臣僧、如何が拳唱せん。還た相い委悉すや。長に日月を將て天眼と為し、須弥を指点して寿山と作す。(『大正』四八、一二四頁下)

これについては前掲の拙稿(二〇二五)において取り扱った為、詳述は避けるが、周知の如く水陸会とは、基本的には亡者に食を施し、その功德により利益を享受することを目的とした儀式であり、今日における施食会(施餓鬼会)に相当するといえよう。この儀礼は当時の中国社会において皇帝までもが関わる国家行事として流行していたようである。しかしながら『如浄語録』に収録されるのはこの一件のみであり、頻繁に修されていたのかは不明である。ここでは「中宮賜錢」とあるように中宮(楊皇(一六二)―一三三)、寧宗の第二皇后)という特別な施主がいた事によって語録に収録されたと当面は考えたい。

【三】

次いで「下火」についてみていきたい。

如浄禪師と儀礼(永井)

既に指摘されているように下火、すなわち茶毘(秉炬・火葬)という葬送儀礼は世界的に見ても特異であった。中国における伝統的葬送儀礼は『礼記』や『儀礼』などを基準とし、土葬が基本となる。『禪苑清規』(一一〇三年刊)成立以前には既に仏教としての葬送儀礼は成立していたと目される*²が、それ以前に関しては不明である。ただ、釈尊の茶毘に摩訶迦葉が松明をとつて火を点じたという故事を踏まえるならば、明文化されずとも出家修行者の葬送儀礼に火葬が組み込まれることは当然のことともいえよう。また、黄檗希運(？〜八五〇)が母の死に際して法語をとなえた後、松明を投じた故事は葬送儀礼におけるクライマックスとして重要視され、この引導の法は現代日本の仏教各派に共通して成立するに至る*³。如浄もその語録中に九件の「下火」が収録される。ちなみに『宏智語録』では一〇件の「下火」が収録され、『虚堂語録』では四件の「秉炬」が収録されるが、全て亡僧のためである。ただ、『勅修百丈清規』では、「秉炬必請住持舉仏事。其余鎖龕起龕起骨人塔仏事。維那裏首座。商量依資次」(『大正』四八、一四八頁上)とあり、「下火」は必ず住持を請して行うことが示されており、それを踏まえると如浄の住持期間(凡そ一七年)には、ここに収録されなかつた下火の事例もあつたことが推察できようし、他の禪僧に関しても同様の事が指摘できるかもしれない。

話を戻すと、『如浄語録』の「下火」もそのほとんどが出家修行者に対して行われているが、一件、医師に対して行われている。

医者下火。人間死病君能活。君死憑誰救得甦。我有单方一把火。為君燒却藥葫蘆。某人語活也甦也。且道以何為驗。以火打円相云。唄。本来面目無生死。春在梅花人画図。〈医者下火。人間の死病は君能く活す。君が死、誰に憑いて救い甦らしめることを得ん。我に单方一把の火有り。君が為に藥葫蘆を燒却す。某人、語し活也、甦也。且く道え、何を以てか驗を為す。火を以て円相を打して云く。唄。本来の面目生死無し。春は梅花に在りて画図に入る。〉〔大正〕

四八、一三一頁下)

この下火がどの時点で執り行われたかは不明であるが、「春在梅花」とあるように初春頃のことであろう。ほぼ時系列に並んでいると仮定すれば次の「相典座下火」は浄慈寺でのことであり、清涼寺、瑞巖寺、浄慈寺のいずれかに住していた頃のものであろう。ちなみに「本来面目無生死。春在梅花人画図」の句は『正法眼蔵』『梅華』巻にも引用される。

ともあれ注目すべきは「医者」という在家者に対して「下火」を行っている点である。禅宗教団における出家者の葬送儀礼が明文化されたのが『禅苑清規』に端を発したとしても、在俗の信者に対して、実際にどのような行われたのかは必ずしも明確ではない*4。また、先に指摘したように、五山の住

持を歴任した高僧の語録に掲載されるのは異例のことと言えよう。仏教の在家信者における葬送について、永井政之氏は次のように述べる。

庶民の葬送に関わっていた「仏教僧」のおおくは、我々が資料によつて考証しうるような、歴史の上で著名なる「高僧」ではなく、むしろ市井にあつて、歴史の上では全く無名な、あるいはもはや「仏教僧」とも「禅僧」とも言えないようなレベルの人たちと言つても差し支えないようにさえ思われる。（永井政之『中国禅宗教団と民衆』四三五頁、内山書店、二〇〇〇年）

氏が指摘するように、文献に記されず、歴史の中に埋もれるが、実際に市井で民衆と接した僧侶の果たした役割は、われわれが考える以上に大きかつたのではなからうか。それは教理・思想、戒律などに基づいた純粹な修行とは完全な一致を認められないかもしれない。しかしながら、目の前の人にどのように向き合うか、特に「死」とそれに纏わる悲哀と、どのように向き合うかは宗教者に限らず根本的な命題であろう。

五山をはじめとした名刹に住した如浄であるが、その内心としてもっと自由な生き方を望んでいたであろうことは前掲拙稿（二〇一五）にて「讚仏祖」を中心に論じ、「体制の中にあつても、権力にがんじがらめにされず、常軌を逸した行動を平然と取りうる人々を「仏祖」として讃歎することは、当然ながら、心中ではそ

のような生き方を肯定したからに外ならないであろう」と結論づけた。「小仏事」を編輯したのは、侍者の清茂（伝不詳）なる人物だと『如浄語録』は記している。侍者として如浄の側にいた清茂は、おそらく如浄の日常の言動から、如浄の本音を垣間見たのではないか。「下火」などの仏事は掲載された以上に存在したはずであるが、限られた紙数にどれを採録するかは門弟達の裁量に外ならない。亡き如浄の隠れた思いを何とか伝えようとした弟子達の思いがここに現れていると見なしてよいように思う。

禅宗における葬送儀礼の成立に関しては、浄土教の影響が指摘されており、如浄との関係については別稿を期したい。

【註記】

*1 鏡島氏は如浄との出会いについて次のように述べる。「道元（一一〇〇—一五三）の宗教は、如浄と出遭わなかったならば、成立しなかったに違いないし、成立したにしても、まったく違ったものとなったであろうが、逆に如浄その人も道元との邂逅がなかったならば、歴史に埋没され、その名を史上に留めることはなかったかも知れない。」「如浄と道元」（『道元禅の思想的研究』所収、春秋社、一九七三年）

*2 中国禅宗の葬送儀礼に関しては、永井政之『中国禅宗教団と民衆』四二六頁に詳しい。

如浄禅師と儀礼（永井）

*3 石川力山「中世曹洞宗切紙の分類試論（一〇）——追善・葬送供養關係を中心として（下）」（駒沢大学仏教学部論集）一八、一九八七年）参照

*4 永井政之『前掲書』四二〇頁参照。『禪苑清規』とほぼ同時代に成立した『無常経』『臨終方訣』は、出家在家が臨終の際にどのようになすべきかが説かれており、ここでは臨終に際した人に対し、三帰戒を授け、懺悔させ菩薩戒を授けることが説かれている。仏教における葬送儀礼の成立を考える上で重要な文献であるが、これを如浄が用いたかは不明である。

本文と注記 衛藤即応 講述 『神社崇拜と仏教』

——宗教論とユマニズムを中心に——

工藤英勝

解題

本稿は、衛藤即応えとうぞくおうが一九三四（昭和九年）二月一日、駒澤大学第一三番教場において講演した原題「日本精神運動に直面して」を「神社崇拜と仏教」と改題発表した講演録本文とその注記である。

この講演は、当初、卒業生送別講演として「仏教と外教げ」という演題で予告されていた。主催者の駒澤大学佛教学会からの慫慂しんようと衛藤じしんの問題意識によって、「日本精神運動」という国粹主義・日本主義の社会思潮にたいして、仏教としての立脚点を明瞭にするために急遽変更された。

この講演については、『衛藤即応博士遺稿集 道元禪師と現代』巻末の「著作目録」には載せられているが、衛藤畢生ひつせいのすぐれた宗教論であるにもかかわらず、その本文は掲載されていない。

この講演録は、宗門知識人による国粹主義批評だけにとどまらず、衛藤の学問教養の核心であるユマニズム（人文主義）の宣言文として、戦前、戦中そして敗戦後も一貫する衛藤の思想信条の傑作とも評価できる。本文文脈に即して、その典拠や時代考証を注記として附した。

本文と注記 衛藤即應 講述『神社崇拜と仏教』（工藤）

【表紙 扉】

駒澤大學佛教學會々々報 第四輯附録

神社崇拜と佛教

衛藤即應

非賣品

駒澤大學佛教學會々々報第四輯附録	<p style="text-align: center;">神社崇拜と佛教</p> <p style="text-align: right;">衛藤即應</p>	非賣品
------------------	---	-----

【奥付】

駒澤大學佛教學會マツ（會報）附録

（第四輯ノ二）

昭和九年三月二十日 印刷納本

昭和九年三月二十五日 發行

【非賣品】

東京市世田谷區駒澤町深澤町・駒澤大學内

編輯兼發行者 駒澤大學佛教學會

發行所 駒澤大學出版部

駒澤大學佛教學會附録

（第四輯ノ二）

昭和九年三月二十日印刷納本

昭和九年三月二十五日發行

【非賣品】

東京市世田谷區駒澤町深澤町・駒澤大學内

編輯兼發行者 駒澤大學佛教學會

東京市澁橋區箱木ノ一八

印刷人 安田 頴太郎

東京市澁橋區箱木ノ一一八

印刷所 安田 邦文堂

東京市世田谷區駒澤・駒澤大學内

發行所 駒澤大學出版部

電話・青山七六二九番
機替東京六二七〇番

凡例

本資料集は、駒澤大學佛敎學會報第四輯附録所載の「神社崇拜と佛敎」初版を底本とする。本文の掲載については、原文忠実を旨とし、旧字体や旧仮名遣いも可能な限り採録している。採録した原文には、項目・見出し等はないが、読解の便宜に資するために、校訂者の判断に依って、仮に項目・見出しを付加している。その際「」を付し、原文と区別する。明らかかな誤植についてはへにて、用字用句の補足については、（ ）にて補正を施す。古語や難字・専門語等については、適宜読み仮名を文字右に付す。原文にはない。なお、巻末には衛藤の当該講演に関する事業報告を参考資料として附録掲載する。

神社崇拜と佛敎

衛藤即應^①

〔演題變更 「自力と他力」から「神社崇拜と仏教」へ〕

今日佛敎學會主催の卒業生送別豫饒會⁽²⁾に於て、何か特別の講演をするやうにと、既に昨年から豫約されてその演題も「自力^{じりき}と他力^{たうりき}」として之を豫告して置いた位であつて、草案も既に出来てゐたのである。

然し乍ら、近日、我國の思想界は非常に緊張し今や澎湃⁽³⁾として日本精神運動⁽⁴⁾は全國に波打つてゐるが如き情勢であるに對し、近く現實社會に出でて活動せんとする卒業生諸君は、果して如何にして此の激流を乗り切るであらうか、又此の問題に對して如何に自己の所信を定めて之を導いてゆくのであらうか、と考へ及ぶ時、私は諸君に對しての此の最終の講演に、斯る緊急の問題を黙過して敎理上の項目に就いて話すに忍びない。其處⁽⁵⁾で此處に既定の演題を改めて「神社崇拜と佛敎」と題して、卒業生諸君を當機とし一般聴講の學生諸君を結縁衆とし御列席の諸先生を誠證⁽⁶⁾と爲して、私は日本精神運動の事實上の中心問題となる神社と佛敎との關係に就いて卑見を述べたいと思ふ。由來、私は、一個の學究として時世に疎く時代の思想界の動きにも無關心であるかの如く考へられて居るのであるが、俗謡にも「鳴かぬ蟹が身を焦がす」とあるやうに、之れでも時世を憂慮する点に於ては決して人後に落ちぬつもりであります。然し、私は常に現今の佛敎者が時流を追ふて遅くれざらん事を恐るるものの如き態度を甚だ遺憾とするものであります。マルキシズムが流行するとマルクス主義と佛敎とを結びつけようとするし、反宗敎運動⁽⁷⁾が起れば又之れに迎合して自ら佛敎の内幕を暴露して得意となり、或ひは又、マルクス主義流行以來、經濟觀念を基調として社會現象を論ぜんとする傾向が著しく現はれて來ると「佛敎と經濟⁽⁸⁾」と言ふ題目の許に、佛敎から經濟原理を説明しようとする努力すると云ふが如き者も現れて來る、勿論佛敎そのものは人間生活の眞相を明らかにし、その生活を指導す

る原理を規範として説いてゐるのであるから、佛教精神から見た經濟ならばそ處に意義もあらうけれども、佛典の中に西洋の經濟學說の如きものが説かれてゐるかの如く考へて、廣い佛典の中を涉獵してわづかの經濟現象を取扱つ（こ）た材料を探がし出して、佛教が恰も經濟原理を説いてゐるかの如きものは如何であらうか。例へば、「醫學と經濟」と題して醫學から經濟原理を見出さんとするのと同じではなからうか、勿論佛教も醫學も經濟生活の中にあるのであるからして、經濟を離れ（て）は無いのであるが、その本旨は云ふまでもなく經濟を教ふるものではないのである。甚だしきは「道元禪師と經濟」などと云ふ題目を見るに至つ（こ）ては、私はその意を了解するに苦しむものである。斯如佛教徒が常に時流を追ふて轉々するのは抑も如何なる理由であらうか。

宗教としての佛教の使命は、人生の光りとなつ（こ）て、個人の生活の支柱となり廣く社會を嚮導すべきはづのものではない。ならばならないのに、恰も社會から見捨てられん事を恐るるものやうにかへつ（こ）て時世に追從してゆくやうでは、提灯持ちが後からぶら／＼行くやうなもので、佛教本來の使命は失はれその存在を疑はれなければならぬやうになるのである。

「本來の仏教学研究は現代の信仰の理論的根拠を明らかにすること」

想ふに、之は從來の佛教の研究は余りに時代の信仰に無頓着に歴史や教理を研究して、現代に生命ある宗教として之を研究しなかつ（こ）た結果である。本來佛教學なるものは、信仰の理論的根拠を明らかにせんとしたものであるから、その教理研究は直接時代に動い（て）ゐる實際の信仰と關係を持たなければならぬ。又佛教を歴史として過去の事蹟を研究するのは佛教の歩いた足跡を知ると云ふ事だけに留つ（こ）てはならぬ。過去の研究は、現在ある状態は如何にして斯くなつ（こ）たかを知ると同時に、將來あるべき状態を規定するが如きものでなければ（ば）ならない。人が常に後をふりかへつ（こ）て見るのは、行く先を確かに見定めん爲でなければならぬ。此の意味からして佛教の歴史的研究はその過去に残した功績を誇る爲であつ（こ）てはならないのであると思ふ。

されば、若し佛教の研究が單なる哲學としての研究でなく、又歴史としての研究でなく、今日尚生きてゐる宗教として研究せられるならば、その研究に依つ（こ）て少くとも現代の佛教信仰は斯くあらねばならぬと云ふ事が確立して、實際生活を指導して眞の宗教としての役目を果すことが出来るであらうと思ふ。

「日本精神運動の勃興と排外的・排仏的傾向 反宗教運動との同異」

今年の思想界は恐らくは日本精神運動がその中心となるのであらうかと思はれ、佛教徒又之れに追従して、各宗派はそれ／＼日本精神とその宗派との關係を明らかにしようと努力してゐるやうである。蓋し之は日本精神運動の中堅となる識者に於ては、日本人に對して日本人としての精神を自覺せしめようと云ふ事にあるのであるからして、此の運動が健全に且つ方法を誤らないで正しく行はれるならば、實に結構な運動であるけれども、之が波動の浪に乗つて地方に打ち上げる時は、意外の變形をなして地方の人心に波及しつゝ、あるやうである。それは即ち此の運動と排外思想との混同、否、日本精神運動即ち排外思想なりと誤解せられ、延いて反宗教的の傾向を帯びて、當面には形の變つた排外的の傾向が甚だしく現はれて來てゐるやうであるが、之れ實に憂慮すべき事であつて、各宗が急に緊張して此の問題に對するやうになつたのは蓋し當然であると思はなければならぬ。然し、今私が此の時事問題を取り上げて論じようとするのは、決して佛教と日本精神の歴史的關係を究めて佛教の過去の功績を讀へ、兩者の融和を計らうとするものではなく、此の實際運動に處して我々の確固たる立場を明らかにしようとするものである。此の運動の根本に横たはる實際上の問題は神社崇拜と佛教であつて、之は長い間事實上の問題として論議せられたのであるが、今尚未解決のまゝ、殘されてゐるからして、吾人の立場から之が根本的な解決を試みて、今日の日本精神運動を正しく指導したいと思ふのであります。それについて想ひ起こすことは、曾て反宗教運動が吾が思想界に起つた時、時事新聞社の記者が訪ねて來て、現下擡頭しつゝ、ある反宗教運動に對して私の意見を述べよ、と言ふ注文であつたが、私は別に此問題を重視してゐなかつたので纏つた意見も持ち合はさないが、質問を出して呉れるならばお答をしようといふと、先づ第一には宗教は擡取するといふが如何、と鋭く攻撃の一矢を向けて來た、そこで私は佛教では喜捨と言ふことはあるが擡取といふことは全然之を知らない、アバタも笑靨といふが嫌いなものならば笑靨もアバタに見えるのではなからうか、といふやうに気軽に答へた、それから次から次と質問に答へたのであります。要するに反宗教運動に結構である、佛教が若し其の運動で亡びてしまつて再起出来ないやうなものならば、無論社會に無要なものであるから宜しく之を破壊すべきであるし、若し人類は宗教無くしては生きられないものであり、佛教が宗教として永遠の生命を有するものならば必ずや今よりも立派な形に復興し甦生するであらう。見よ、今日の大東京を、震災以前の大東京は

世界五大強國の一である吾が大日本帝國の首都として決して誇るべきものではなかつた。道路は文字通りに紅塵萬丈、凸凹の甚しいものであつた、家屋は、われ／＼は大厦高樓櫛比して、と形容するが、當時獨逸に在つて私は新聞を見ると日本のヒユッテが何軒焼けたと出てゐる、ヒユッテとは日本語に譯して小舎といふ、わが帝都の大高厦樓を彼等は指して小舎と稱してゐるので、私の日本精神は少からず憤慨に堪へなく大いに抗議を申し込んでやらうと、さて反省して見ると、吾等の家といふ文字はウ冠に冢と書いてあるので泣寝入りの外はなかつた。斯の如き舊東京市が大震災といふ自然の脅威に灰燼に歸した、然るに數年ならずして帝都は復興して全く其の面目を一新し、道路は坦々たる砥の如く、家屋も亦最早家に縁のある家ではなく、數層の所謂ビルデングと稱する者(物)が少くも市の中央部には列をなして聳てゐる。今日では世界一流の大都市に比して決して遜色のない立派な帝都となつた。いかに舊東京が見すばらしい者(物)であつても自ら之を破壊してまでも之を一新しやうとしないのは人情であるが、一旦自然の不可抗力に倒さるゝと、必要さへあれば今日の如き立派な東京に甦生したではないか。佛教も永い間の傳統や因習に引きづられて生氣を失ふてゐるが、さりとて佛教徒自ら之を破壊して甦生することは人間の弱さで所詮望み難い、そこに反宗(教)運動といふ外部からの力て之を破壊して呉れるならば。佛教は恐らく面目を一新して甦生するであらう、此の意味で反宗教運動は内心之を歓迎してゐる——と、いふが如き答をした。當時其の談話が反宗(教)の驍將 秋田雨雀の反宗(教)の論文と並べて時事新聞に掲載され、何だか私(私)が其の一方を擔ぐやうに思はれて甚だ迷惑に感じたことがある。

曾ては反宗教運動を斯くの如く輕視し、寧ろ冷笑を以て之れを迎へた私も、今や日本精神と言ふ權威ある名の許に、實際に於ては形の變つた反宗教運動に向はんとする傾向がある爲に、地方の人々は非常な衝動を受けつゝ、あると云ふ事を屢々耳にし、之を默視するに忍びず先に自ら進んで之れに對する意見の一端を教學新聞にも述べたやうな次第である。

〔日本精神運動台頭の國際事情 國際融和から自國民族の利己主義へ〕

抑も、日本精神運動なるものが、最近俄かに擡頭して來た動機を考へて見ますと、歐州の大戦を境界として世界の情勢に非常な變化が行はれてゐる事に注意しなければならぬ。戦前に於ては世界の大勢は國際間の融和と云ふ事が常に爲政者の指導精神となつてゐたのであつて、經濟學說一つでも從來國民經濟學として設かれてゐたものが、次第に世界經濟學即

ち國際經濟學として説かれんとする傾向を帯びてゐたのである。然るに歐洲大戰後に於ては各國は戰爭に依つて破壊された國內の秩序を恢復し、國力を充實するに急であつて他を顧みるの余地が無くなつた。その結果として、各國は世界の爲に考へる前に先づ自國を中心に考へなければならなくなつて、國家中心、民族本位に全ての問題を解決せんとする傾向が強くなり、それがやがて政治的には獨裁政治を呼び起して、ムツソリニーのファシズムとなり、ヒットラーのナチスとなり、又經濟的にはブロック經濟の唱道となつて來たのである。而して戦前の經濟的門戸開放主義は次第に鎖國の傾向を帯びて來たのである。然るに幸ひにして日本は戰禍の中心から遠去かつて居た爲に、斯る思想界の變動に對してもそれ程直接の影響を蒙らなかつたのであるが、近く滿洲事變以來國際的獨逸立状態を余儀なくせられ、その結果俄かに經濟及び政治を始めとして全てを國家本位に考へ、全國民に強い國民的自覺を喚起せねばならない機運に到達して此處に日本精神運動が擡頭したものであると思はなければならない。尚昨年來左傾思想の人々が次から次へと轉向を表明し出したのも、日本精神への反省がその主なる原因を爲してゐるので、計らずも此の運動の表面化する先驅を爲してゐると思はざるを得ない。翻つて想ふに我國は明治以來國民が余りに西洋の物質文明に心酔して、唯物萬能の思想に惑溺した結果として、一時は左傾思想が全國の青年に感染して左傾運動まで起るに至つたのであるが、滿洲事變以來各國の國家的利己主義の爲に吾が國が國際的孤立に墮入るに至り、今更の如く從來の主張を檢討しなほし、自己を反省し故國を想ひ始めて日本人は日本精神に生く可きを自覺するに至つた事は實に慶す可き事である。然し時代の動きは左を矯めて右へ轉じ、又その極端に走るとなる、その利害功罪果していづれぞやと疑はざるを得ないのである。

〔復古主義的日本精神運動への疑義 とくに排仏的傾向〕

蓋し、先に述べたやうに、今日の日本精神運動の實際の動きが、古事記や日本書記に基ついた古神道を中心とする思想的復古運動であつて、地方に依つては神社中心の狭い意味の政教一致の傾向が著しく現はれて、その結果は自ら排外的な氣分となり實際生活の上では正面に排佛的傾向になつて現はれつゝあるやうであるが、今日の日本精神の鼓吹が果してこれで良いのであらうか、私は思ふ、日本精神の反省とは現代の反省でなければならぬ。日本精神とは二千五百九十四年の歴史の中に發育生長して來た建國の精神であつて、日本民族の肉となり血となつて燦然たる光輝を發揮し、遠

くは日清、日露、世界大戦、近くは滿洲事變等に活躍し世界に雄飛せるわが民族の力こそ日本精神そのものの發露に他ならぬのである。現代の日本人は皆此の精神に生きて居るのである。復古の叫びは、歴史の中に之が歪曲せられた時か又は見失はれた時にこそ必要なのであるが、私は決して今日の日本精神が歪められてゐると思はない。されば今吾等の反省すべき日本精神とは今の日本精神でなければならぬのである。例へて云ふならば日本固有の精神は植物の種子の如きもので、外來の文化は光熱となり肥料となつて、歴史の中に之を培養して花を開き實を結ぶに至らしめたもので、儒者も、佛教も乃至は近代の西洋文化も皆悉く日本精神を培養し哺育して來たものである。斯くして吾等は今日の燦然たる日本文化を誇り得るのである。

「排外的な日本精神運動は背理・自己矛盾」

今此處に純日本精神の凝結たる赤子が産れたとすると、此の子供は成長して、小學に入り中學を経て大學の教育を受け立派な教養ある日本人と成つてつたとすると、これは多分の外來思想を消化してゐるからといふので、復古の名の下に、赤子の状態に歸らなければならぬとすれば、魔法の杖を有せない以上は出來ないことではないか。

日本精神は儒教、佛教、凡てのものを消化して發育する生命力であつて決して理論に抽象化せられたものではないのである。勿論日本精神の生きて來た歴史上の足跡を反省して、之を學的に研究し闡明すると言ふことは極めて必要なことであつて、謂はゞ小學から中學大學の各時代の寫眞を見て昔を偲び今を反省するが如く、日本精神の過去の姿をはつてつさり見定めて、今日の成長を喜び、且つ將來の發展を期待するが如きものである。然しながら、之を學術の俎上に戦（載）せて論理のメスを振ふて解剖した日本精神は死物であつて、其は抽象化され理論附けられたものであることを忘れてはならぬ。されば之を以て直に生きた現代の日本精神を指導せんとすると、復古懷舊の退嬰主義に陥らざるを得ないのである。排外的な日本精神運動の誤（り）は蓋し此に兆すものと思ふ。試みに近日、日本精神を主張せんとするものの理論を見よ、其の頭腦は己に發育した日本人であり、儒教、佛教、殊に西洋思想を充分に理解した教養ある人であつて、其の日本精神の理解なり理論なりは、佛教や西洋哲學の考へ方でありながら、諸君は大學で儒教や佛教や、西洋思想を學ぶといふは甚だ不都合である、宜しく古代の純日本思想に歸らねばならぬといふやうに聞ゆる。これ實に甚しき自己矛盾ではないか、然らば現代の教養せられ發育した日本精神とは何んであるか。

いふまでもなく、わが日本民族は皇室を中心とする上下一体國民的自覺の上に立つ（こ）て、億兆心を一にし知識を萬國に求めて、文化を向上し、國力を増進せしめたところの民族の統一力である。命令一々、國民一体となつ（こ）て牙を取つ（こ）て邪を拂ひ、不義を懲らして國威を世界に發揚した力なのである。維新以來半世紀に足らない短い日月の間に、西洋で三四世紀の長い間に發展した文化を移入し消化し同化して、今や世界文化の最先端に立つ我國の發展は、曾つては西洋人は驚異の眼を見はつ（こ）て驚いた、が驚異は讚美となり、讚美は嫉妬と變り、今や日本は外交上孤立の覺悟を有するまでに至つ（こ）たではないか。此の奇蹟的なる發展こそ實に日本精神の發露である。

〔神道家の日本精神論は抽象的・西洋哲学の逆輸入〕

然るに神道者の或る者は古書に之「『日本精神』を求め、二三の言語を近代的に解釋して日本精神は眞であり、美であり、善であり眞善美一体である、これぞ維（唯）神の道であると言ふてゐるが、然し、斯くの如く表現された日本精神は概念化せられたる机上の日本精神に過ぎないものである、加之、斯の如きは決して日本特有のものではなく、人類一般の文化の理想であり、特にこれは近代独乙（逸）の文化哲學の中心的の考へ方である。今日吾々の主張する日本精神はもつ（こ）と具体的な生ききたものでなければならぬのである。

〔具体的な日本精神は仏教を含む外来思想文化により發達〕

二千六百年の歴史の中に生きて發育して來た日本精神は、外來のあらゆる文化を消化し同化してきた民族の生命力である。只單に攝取し同化するばかりではなく、反對のものも亦、以て自己を顯揚するものとなるが如き、實に力強い確乎不拔の國民精神でなければならぬのである。されば日本文化の歴史を見よ、政治に、教育に、文學に、美術等に皆此の精神が現はれてゐるではないか。

先日の讀賣新聞に「珍しき大佛殿の瓦」と題して關野博士の談が出ておましたが、これに依ると奈良平安の昔に唐の輸入模倣の瓦だけでなく、己（己）に日本國（國）有の瓦が出來てゐたといふことである、されば一枚の瓦にまで日本（本）精神の同化力が現はれてゐるのである。最近各方面の識者が一堂に會して日本精神の座談會が催され、其内容を新聞で見ると、日本精

神とは何ぞや、といふに實に十人十色といろで神儒佛基38その他の人々の見方がそれく異つ39てゐるのである。佛典に名高い模も象ぞうの喩たとへに、多くの盲者が集つ40て象の種々異つ41た部分を摸して其の形を判断したといふ話があるが、今日の日本精神を摸索する者は恰も摸象の喩を實地に行くものの如く、其のいふ所いづれも誤りではないが、全体を見ることの出来ない一面觀に過ぎないので、全体を見る者から見れば其部分を捉へて全体となす、そこに非常な誤りがあるのである。

季節も丁度今頃であらうか、或風流人が探梅に出かけた。野に山に終日歩きまはつ42たが時節が少し早いので梅を探し出すことが出来ないで、「盡日春を尋ねて春に逢はず」疲れ切つ43て吾が宿に歸り、襪先きに一服してさて、何氣なく庭先を見ると吾が庭の古木に一輪二輪梅花が綻びかけてゐたので、「春は枝頭に有つ44て己45己46に充分」と詠じたとか聞いてゐるが、日本精神とは何ぞと探し廻つ47てゐる人々も、恰も此の探梅者の如く外ばかり探し廻つ48て自己の精神を忘れ、昔ばかり見て現代生きてゐる日本精神を見逃してゐるのではなからうか、敷島の大和心は、と問はれた時に、朝日に匂ふ山櫻花と答へた歌人こそは、櫻木を截ち割つ49て花の種子を探し出さんとするものよりは遙かに賢明であると思はざるを得ないのである。禪門に脚下を照顧せよといふ語があるが、それは只履物に氣を付けよといふだけでは決してない、かゝる時に吾等に反省を促す爲の警語であつ50て、今の日本精神運動は須らく脚下を照顧すべきである。

見よ、現在の日本精神は昔の上下をぬいで洋服を着てをり、弓矢を捨て、鐵砲や飛行機を用ひて活躍しつゝあるではないか。建築も交通も、その他一切の日本51本52の文化は皆斯くの如く變つ53て來てゐるのである。家屋が洋館になり、殊に日本女性の美とし特有のものとしてせられる着物すらも漸次洋装にかはりつゝある。が然し、いかに洋館に住すればとて其の精神は西洋魂にはならぬ、又日本女性の美德が洋装に包まれて失はれゆくやうなことが有つ54てはならぬのである。或はいはん、外來文化を攝取するのは物質上のことで精神は日本固有のもの其のまゝであると、然し眼に見ゆる物質界に進歩のあるやうに、眼にこそ見えないが精神界も同様に發展してゐるのであつ55て、今日の日本精神は決して古代其のまゝのものではない、之を教養發育せしめたものは佛教を中心とした外來思想であつ56て、日本の物質文化が西洋文化を攝取したと同じやうに日本の精神文化は長い歴史の中に佛教を同化して發展したものである。

「排外的排仏的な日本精神運動は逆に日本精神を侮辱毀損」

かくの如く、現代の日本精神は外來文化の中に生き且つ活動してゐるのに、何故に佛教に依つて養はれ佛教を同化した日本精神は排斥せられねばならぬのであらうか。何故に佛教の衣を着た日本精神の價値は認められぬのであらうか。最近、私は或る地方の有力者から聞いたことであるが、其の地方では官公立の公けの場所の催しとして官吏に屬するものが来て、日本精神吹の講演をなし「諸君の信する佛教とは何であるか、あれは印度の黒ん坊の教ではないか」といふ如きことを大聲叱呼して喝采を博してゐると聞いた、かくの如きは勿論小「子」供仲間の罵聲に等しきものであつて、敢て之を眞面目に取りあげて論ずべきものではなく、堅い佛教の信念を有する者ならば其の卑劣なるを嗤ひ、其の人格を疑ふであらう、又更に一段高い立場に在る人ならば寧ろ其の偏狭にして不謹慎なることを憐むであらう。私は決して宗派心から此の奇激なる語を憤慨するものではないが、只私の恐るゝのはかゝる不謹慎なる言葉を弄して、さなきだに動揺し易い青年の心情を亂し、思想の安定しない青年男女の信仰の根底を破壊することである。今や日本の思想界の不安動揺の時に際して、苟も公人として地方人心の教導に心がねばならぬ時に當つて、却つて自ら偏狭なる國粹主義を奉じ、日本精神の名の下に排外的奇激の言辭を弄し、地方の信仰を攪亂（亂）する如きことは實に許し難きことである。若し彼等にして日本歴史を緋いて、日本精神の權化として祭られたる神社の神体、即ち日本歴史上の偉人國士の信仰が、殆んどすべて佛陀の教であることを見出すならば、彼等は自ら日本精神を侮辱するものといはねばなるまい。又畏（れ多）くも歴代の皇室の御信仰は何であつたか、殊に歷朝の中には身に法衣を纏はれた法皇の居ますことに思ひ及ぶならば、彼等は不敬罪を以て責むべきものといはざるを得ないのである。いづれから見ても實に不謹慎の極みである。また假令外來思想を排斥すとしても、佛教を西洋思想の移入と同じやうに考へるのは非常な誤りであつて、佛教は已に奈良朝の昔聖德太子に依つて日本精神に同化せられ、傳教、弘法二大師共に尊皇護國の日本佛教の基を開き、爾來純然たる日本佛教として發展し、現に最も勢力ある諸宗派の祖師はいづれも日本精神に依つて佛教を活かしたのである。即ち日本精神の鎔爐に入れられた日本の佛教が今日信仰界を支配してゐるのであつて、決して印度の佛教、支那の佛教ではないのである。外國の果實も日本人が喰へば日本人の血となり肉となつてゐなければならぬのである。

されば日本精神の聲の下に排佛を行はんとするが如きは、恐らく明治初年の排佛棄釋の余威を以て神佛を分離して、神社を神道に屬した結果、所謂神道といふ偏狭なる宗派心に驅られて地方の神道者が佛教を排斥する口實に利用したものと思はざる

を得ない。もし果して日本精神と言ふ權威ある名の下に行はれる之等の運動が、思想的鎖國主義となつて排佛的傾向を帯び、而も之を歴史にまで及ぼさんとするに至つては實に其の意を了解するに苦しむのである。

前に述べた如く眞の日本精神とは、皇室を中心とせる國民一体の觀念に生きることであり、國民一体と言ふことは國民の人々々が外國へ派遣された大使の如く、國家を代表する覺悟を有つことであつて此に於て始めて上下一体であり、國民各自が國を負ふて立つと言ふ自覺が、強固なる國民的自覺となるのである。それは佛教で云へば華嚴の六相圓融の毘盧遮那の法界の實現した國家である。内に省みるは外に對する時であるから、斯の如き國民的自覺に生きる日本精神を、今日特に之を反省すると言ふことは、外に對する爲の反省でなければならぬのである。然らば此の精神の發する所世界の文化を攝取し同化するの當に我が民族自体の發展に資するのみであつてはならぬ、必ずや世界の文化を指導し向上して世界人類の福祉を増進せんが爲でなければならぬ。又矛を取つて邪を斥け不義を拂ふのは當に自國の安全を守るのみではなく、進んで世界の平和を將來せんが爲でなければならぬのである。果して此にわが日本民族の理想がありとするならば、日本精神の發露は實に菩薩の精神であるといはねばならぬのである。

斯くの如く、吾々の日本精神は遠大の抱負を持つ日本精神にまで今日は發展してゐるのである。もし過去の活力を以て未來を卜するならば、此の理想は決して空想ではない。此の如き活力のある日本精神を反省し自覺せしむるのが日本精神運動でなければならぬのである。

「排佛的排佛的思想の失敗 神仏分離と廢仏毀釈」

明治維新の大業は尊皇倒幕の大旗を掲げ、而も時代の大勢に動かされて排外をモットーとしたのであるが、その實は開放であつて、知識を萬國に求むるやうになつたのである。然るに當時の國學者の聲は排佛棄釋となつて、爲政者は豫期の如く普及し向上したのであるが、徳育の涵養は之に伴はないといふよりは、寧ろ知識の向上と反比例して人心益々惡化し、法網愈繁くして之を犯かすの點智益巧妙となるといふ有様で世道人心漸く頹廢して來た、そこで爲政者は從來對立し反目してゐた神基佛の三教合同を唱へ、宗教の力を以て之を善導しやうとした。次いで宗教を利用する思想善導となり教化

總動員となつ（つ）て、國民漸く宗教の必要を自覺し、教育方針も亦一變して極端に宗教を排斥してゐた學校教育にも喜んで宗教を迎へ、之を加味するといふやうになつ（つ）て、延いては宗教教育の必要が高調せらるゝやうになつ（つ）た。かくして全体の傾向は學校に宗教講話があり、兒童は日曜學校に行つ（つ）て宗教情操を養ふといふやうになつ（つ）て、神社に參拜すると同様に寺院に參詣し奉仕することを獎勵するやうになつ（つ）たのは誠に結構なことと思ふのである。然るに今日漸くにして其の必要を認められてきた宗教教育を、日本精神の名の下に再び排佛的となり、地方によると佛寺の前を素通りして神社にだけ參拜せしむるといふ如き以前の學校教育に逆戻りしつゝ、あると聞くが、これ實に前轍を踏まんとするものであつ（つ）て大いに戒飭すべきである。勿論、敬神尊祖は國民的自覺を強固にする爲に、大いに之を鼓吹し獎勵せなければならぬのであるが、然し佛教の信仰の盛んであつ（つ）た時は人は自ら敬虔の念を以て神社を崇拜したのである、今や根本の信念を涵養することを疎外して神社崇拜を獎勵せんとするのは本を忘れて末を追ふものではなからうか。吾等が神社を崇拜する心情は、西行法師の歌に「何事のおはしますかは知らねども唯尊さに涙こぼる、」とあるやうに、心情の自然の流露でなければならぬのである。此に於てか私は、神社宗（崇）拜と佛教の信仰の關係は、之を如何に解すべきかと云ふ此の根本の問題にまで進まねばならぬのである。

〔本題として神社崇拜と仏教を論ず 民族的宗教と世界的宗教〕

一般宗教の分類には種々あるが、其の中に民族的宗教と世界的宗教といふ分け方がある。民族的宗教といふのは一民族の風俗、習慣、口碑、傳説に依つ（つ）て成立した宗教であつ（つ）て、之を奉ずる者は其の民族だけに限られてゐるのであつ（つ）て、例へば猶太教、印度教の如きは其の代表的のものである。此の種の宗教の特徴はその民族に義務附けられた宗教であつ（つ）て他の民族に宣傳すべきものでない、否、寧ろ、異民族、異教徒は之を拒絶し、印度教の如きはその神殿内に入ることすら許さないのである。従つ（つ）てその宗教の性質上、假令他の民族に宣傳しても宗教としての權威のないものとなるのである。例へば各自の祖先を祭つ（つ）た佛壇は其の家族に取つ（つ）ては無上の權威あるものであるが、その家族と關係のないものに對しては其の權威を強ふることの出来ないと同じである。故に民族的宗教の特徴は非宣傳の宗教であるといへるのである。

永久に歴史の中に改廢を許るさなない民族的團結としての國家は、最高の權威あるものであつて、家族、町村等の社會規定は、一個の人間が此の最高規定としての國家組織に達する中間的のものに過ぎないのである。勿論國民の一員としての個人と、一般人間としての個人とは同一人であるから、國民として神社崇拜の神道にのみ依つて生きることが出来ればそれで充分なのであらうか。固より國民として生きるより外に一個の人間の存立は許るされないのであるが、國民としての個人と人間としての個人とは其の立場が異なるだけに其の働き方が相違してゐるのである。家族としての個人と、町村の一員としての個人、家長としての個人と、議政壇上の個人とは其の立場を異にするだけに其の思想行動も自ら異なるものがあるのである。

一例をあげんか、吾人の日常の道德的行動を標準にして見るならば、家庭にては善良なる主人公も一歩家を外にする時彼は必らずしも善良なる市民ではない。又、市民としては衆人其の徳望を讀へ之を私淑して議員に選舉するが如き人も、一個の私人として他國に旅行する時は、彼必らずしも尊敬す可き人間としての行動をするものではないのである。手近く吾人の常に經驗することであるが、電車の中で老人や小兒づれが乗つて來ても、平然として席を譲らうとしない人でも、偶々知人が來ると無理をしても席を譲ると言ふが如きことを屢見受けるのである。私は此の知人道德を非難しやうといふのではないが、此處に一個の人間としての道德と、知人の道德との相違があることを指摘したのである。尚ほ之を大にするならば日本國民としては、全國に名聲の聞えた人でも、一度外國に一人として旅行する時、果して其の人は人間としての權威を保ち得るであらうか、國民の視線から離れて、所謂旅の耻はかき捨てといふが如き行動をなすものがあると聞いてゐる。此に國民としての自覺と人間としての自覺の間には必らずしも一致しない点があることを注意せねばならぬのである。

〔種々の社会的規定を受けた國民と人間の品位と價值を自覺した人間性と人格〕

こゝで吾々の反省せなければならぬことは、人間は其の社會的の種々の規定に従つて思想感情を異にし、義務も權利も異なるのであるが、其の何れの場合に於ても一個の人間の品位と價值とを自覺した一貫した精神に生きなければならぬことである。此に於てか立派な國民たる前に善良なる市民であり、善良なる市民である前に尊敬すべき家族であり、尊敬すべき家族である前に一個の人間としての品位と價值とを自覺せる立派な一人格でなければならぬのである。

國民の一人としての個人と、人間としての個人とは謂はゞ生物と魚類と言ふ様に元々一体ではあるが、一生物が魚として生

存するには其の特有の生き方があるのであるけれども、生物一般としての生き方を決して離れてゐるのでは無いのである。されば人間としての正しき生き方を日本國民として生きる所に日本精神の發揚がなければならぬのである。此に始めて、古今に通じて謬らず中外に施して悖らざる人間の大道を歩むことが出来るのである。

〔祖先崇拜と仏教との關係〕

之を宗教の上で云ふならば、家庭の佛壇は人間としての自覺に立つて、各自の祖先の徳を追慕する人間の美はしい感情の發露として、佛教的信念の自然の流露である。祖先を崇拜すること其れ自体が佛教の宗教としての根本義では決してないのであるが、佛教に依つて導かれたる人間としての宗教情操は自ら祖先崇拜となつて現はるのである。されば佛教の祖先崇拜は、かの宗教史に現はるゝ古代の宗教の一形式たる祖先崇拜とは、之を同一に見ることの出来ないものである。家庭に於て鄭寧に佛壇を祭る人は、必ず又町村民としては懇ろに氏神を祭り、國民としては、建國以來民族の發展に力を盡し國家を負ふて立つて、た歴史上の偉人を祭つて、た神社に參拜して、その恩徳を感謝し、その遺風を追慕するのである。斯くして國家は萬世一系の皇室を戴く一大家族であり君民一致の美はしい吾が國体をなすのである。斯る國民精神より始めて忠君即ち愛國であり、忠即ち孝となるのである。忠孝の思想は元は儒教道德より來たものであり、支那に於ては忠と孝とは別のものであるが、わが日本の道德となつて始めて忠孝一体となるのである。彼の平重盛が、忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず、重盛の進退此に谷る、といふた如きは人間の自覺に發した此の日本精神の煩悶と見るべきである。

〔儀式・儀礼の廃止と簡略化について〕

近來、人間としての、尊き自覺に根を下ろせる、人間の宗教としての佛教の信仰が衰へ、且つ歪められた結果は、家庭の宗教の力が弱くなり、家庭の宗教的儀式はすべて形式として段々簡略せられ來たことは甚だ遺憾である。勿論、形式や虚禮を廢することは結構なことであるが、形式と共に同時に精神をも捨ててゐる、否、精神の發露としての神聖なる儀式を悉く虚禮としてゐる。斯くして家庭の宗教が日々破壊せられつつあるは實に慨嘆に堪へないのである。

人間の成長する揺籃ようらんである家庭は、同時に又、人の生命の行くべき道を照す光となるべき信念を植ゑつくる宗教意識の苗床なむどこである。然に家庭の宗教が破壊せられ、兒童の宗教意識の萌芽めいがを其の二葉の時に切り取つて、而して小學教師は兒童に神社崇拜を奨励し且つ之を強要してゐる。若し人間の心情が近きより遠きに及ぶものであるならば、これは根を絶つて枝葉しやうの繁茂はんまうせんことを求むるものであつて、其の神社崇拜が單なる儀式に流れなければ甚だ幸ひである。

近頃都會に於ては、葬式が華美になり繁雜に過ぐる爲に、今の時代に不適當ふとうたうな虚禮形式であるとして告別式こくべつしきといふものが盛んになつたが、その告別式も亦虚禮形式となりつゝある。何故に人は告別式をも廢せないのか、若し人間に告別式も廢して死骸しがいを野に捨て山に捨つるに忍びない一片の眞心まごころがあるならば、親愛なる者への永遠の決別に際して、尊嚴なる宗教儀式に依つて懇ろねんろに之を弔ふ人間の眞情を理解し之を尊ぶことが出來ないのであらうか。

全て儀式といふものは、それが形式となり虚禮となる以前を考ふるならば、必らずや人間の純粹なる心情の自然の發露であつて、決してそれは初から虚禮でも形式でもなかつたのである。然らば、凡ての人間の儀式が虚禮となるといふことは、其れだけ人間らしい精神の失はれゆくことではないか。寒中に、震ひながら羽織袴はおりはかまで扇子せんすを手を持つて年始の廻禮かえりをする人の禮儀れいぎが廢せられて、三伏さんぷくの暑中に赤裸で食卓に向ふ人間となつてしまつたならば、一人人間の尊さは何れにあるのであらうか、人間の尊嚴なる價値か値の自覺が形に現はれたものが儀式である。自己の人格の品位を自覺し同時に他の人格の尊嚴に敬意を表するのが儀禮であるから、人格としての自覺のない動物には儀式はないのである。然らば何故に虚禮を廢止せよ、形式を廢せよ、と言ふ代りに虚禮、形式に精神を入れよ、と叫ばないのであらうか。此に於てかいつれの宗教でも儀式を最も重んずる理由も理解出來るのである。従つて又儀式が漸次廢れることは、宗教の權威の失はれ行く現實の證據と見らるゝのである。されば形式を廢せよと言ふことは、人間が自然の状態に生物として生きよと言ふと同じであつて、物質偏重の文化は人間を生きた機械となしつゝあるのである。此の人間に魂を入れるのが人間の宗教でなければならぬのである。

斯くの如く、今日では一般に神聖なる儀式が漸次廢せられ、家庭の宗教は次第に破壊せられ、人間の宗教意識を次第に枯渴こかつせしめて、而して國民に敬神けいじん尊祖そんそを鼓吹こひし奨励しやうとする、それで果して眞の日本精神の自覺涵養かんようが出來るであらうか、此に私は何としても生命の奥底に根を下した人間の宗教がなければならぬと思ふのである。

先に述べた例に就いて云ふならば、魚が生物を離れて「い」ないが如く、神道は民族本位ではあるけれども、固より人間としての自覺を忘れたものでは決してない、又、生物が魚としての一つの生き方をなすが如くに、人間本位の佛教は、實際生活に於ては國家を離れることは出来ないものであるから、日本の佛教はどこまでも日本精神の佛教であるのであつて、恰も吾等の精神は肉躰を通して働くが如く、人間としての宗教は民族精神を通して發露するのである。これは理論でなく吾々が日本の歴史を繙くならば、明(ら)かに觀取することの出来る事實である。

「民族本位の神道と人間本位の仏教とは基調を異にする」

然し、此の民族本位に立つと、人間本位に立つとは、其の基調を異にするだけに其の行き方が自ら異つてゐることを忘れてはならぬのである。

神道の學者は宗教學の立場から、神道が民族的であることに満足しないで、之を普遍化して廣く人間の宗教としようと解釋し努力して居るやうである。即ち天照皇大神を基督教の神の如く、全世界の人類の神として之を普遍絶對の人間一般の神としようと居るやうである。固より何れの神でも、神格として立つ以上は普遍絶對的の最高の屬性を附與して、之を理想化することが出来るのであるけれども、其の点を高調すると民族神としての生々した權威を弱めるものである。即ち民族的宗教は、之を一般化するれば其の固有の民族的威力を失ふものである。それで私は、天照皇大神はどこまでも日本民族の大本として吾等日本民族に君臨し給ふた大御神として、其の威靈を仰ぎたいのであつて、支那民族や西歐の民族にも同一の威靈の及ぶことを欲しないのである。其處に民族神としての力があり、日本精神の洪源として至上の權威を感受することが出来ると思ふのである。

「世界大戦後の欧州の宗教危機」

彼の世界大戦に於て、同一の神を奉じ人道博愛を教へ、汝の敵を愛せよと教ふる基督教國民が、相互に矛を交へ國を賭して戦つてゐたのである。此の「前古未聞の世界の大慘劇中に敵も味方も神よ吾に勝利を與へ給へ、吾に正義を與へ給へと眞劍に祈つてゐたのである。さて「翻つて考へて見ると、敵も亦味方と局じく、同一の祈(神)を眞劍に祈つてゐるのである

ことを思ふと、此の國家興亡の眞劔の祈に疑が起つ（こ）た、即ち神は果して敵味方何れに正義を與へ勝利を與へるのであらうか、いかに全知全能の神でも、敵味方を同時に勝たしめ同一に正義を與ふることは出来まいと。此の事實上の疑惑は戦後歐洲の基督教の信仰に少からず動搖を起こさしめたのを、私は當時歐洲に在つ（こ）て親しく見聞したのである。此に於てか吾々は、日本民族の大本として日本精神を象徴する旭日の御旗の懸る所、日本の統治權の及ぶ所に御稜を垂れ給ふわが大御神の、君臨し給ふことを力強く思はざるを得ないのである。若し前に述べたやうに、之を普遍化して人類一般の神とするならば、唯一神を奉ずる人間の宗教としての基督教では、一人にして二ツの絶對の神を奉ぜねばならぬことになつ（こ）て、二神一体とならない限り二ツの人間の生命の指導となる宗教を有つことは、人格の分裂をなさない限り不可能なのである。

「キリスト教の神社不拝問題」

此に於てかキリスト教では、往々にして神社不拜の事件が起つ（こ）て問題となるのである。これ恐くは前に述べた如きわが日本の神社崇拜の本來の意義を理解してゐない爲であつ（こ）て、民族を守護する神としてならば、之が崇拜を拒否する理由は毛頭ないのである。否、基督教が正しい人間の道を教ゆる宗教であつ（こ）て、大人は大人、小（こ）子は小（こ）子、供は小（こ）子、女子各其の人間性の正しき發揚を導くものならば、日本の基督教信者は當然日本の神社を拜し得る如き立派な日本人とならなければならぬのではなからうか。されば、日本の神社崇拜が宗教であるが如く、又宗教で無いが如く取り扱はれてゐるのも、亦此の邊に起因するのではないかと思ふのである。超越的の神の道傳ふる基督教に於てすら「己」に然りであるならば、人間の自覺に基き人間性の開發に始終する佛教に於ては尚更然りといはれなければならぬのである。

「天啓の宗教と人間の自覺にもとづく宗教」

佛教と他の宗教との間に目立つ（こ）て相違することは、神の道傳ふると言ふ所謂天啓の宗教は常に排他的になるが、人間の自覺に基づく佛教は常に包容的であると云ふことである。此に自覺の宗教としての佛教の特徴が明白に示されてゐるのである。

「天啓」と言ふことと「宗教」と言ふことを同義語とする從來の西洋流の宗教の理解からして、佛教の如きは宗教でない

言ふものもあるが、理論は暫らく措いて、事實の上で仏陀の教は天啓教と同じ使命を果して居る以上、果してそれが所謂の宗教でないとしても、其の代りに吾々は佛教を持ち得ることを誇りとするものである。今此の兩者の相違点を簡單に示す爲に例を以ていふならば、天啓として與へるものを持つ神の宗教は「汝の持てる柿を捨てよ、それは澁い、われ今汝に他の甘き柿を與へん」と言ふが如きものであり、又此の一杯のコップの水を不淨として之を捨てしめなければ他の水を盛ることが出来ないといふやうに、本來自己の所有する者を捨てなければ、神の道を受け容れることは出来ないから自然排他的となるのである。然るに、自覺の宗教としての佛教は之に反して、天啓的に他から與へらるものは何もないのであつて「如實に自心を知れ」と言ひ「自家の寶藏を開く」と言ひ、他より來るものは家珍に非ずといふやうに、人間のもつ本來の價値を自覺し之を開發せしむるのである。故に「汝の持てる柿は澁い、われ今佛陀の慈光に依つて之を甘くせん」と言ふが如く、其の持てる柿を其のまゝ、甘くするのであつて決して之を捨て、他と取り代へるのではない。煩惱即菩提といふも蓋し此の意味である。此の一杯の水は濁つてゐるから、われ今般若の智に依つて之を濾過して清淨にせん、と言ふのが佛教の教であるから、佛教が日本に入れば日本の宗教として日本人の持てるすべてのものを成熟せしめ、その汚れたるものを清淨にするのが佛教の使命である。さればこそ人間の宗教としての佛教は、日本に傳つては日本精神を通して大乘佛教の精華を發揮し花を開き實を結ぶことが出來たのである。

「淨土門信仰と神祇不拜問題」

斯くの如く佛教は神の宗教でなくして人間の宗教であるから、神の宗教の分類である一神教や多神教や汎神敬の分類に當て嵌めることは出來ないのであるが、人間の立場からして其の何づれの表現をも取り得るのである。故に佛教には一神教的のものも、汎神教的のものも、はた又多神教的のものもあるわけである。就中一神教的表現の強い淨土門の一派では屢神社崇拜と相容れないやうに考へて、大麻を受くることを問題とするのであるが、これ又神社崇拜の意義を正しく理解しない爲であつて、基督教すら前述の如く、日本の基督教は當然日本の神社を崇拜せなければならぬとしたならば、淨土門も佛教である以上尚更その本源に立ち歸へつて人間の宗教として、汝の有てるものを意義あらしむるものでなければならぬのであつて、信仰に熱烈なる爲に却つて偏狹に陥る如きことがあつてはならぬのである。

「神社崇拜と仏教信仰との調和 本地垂迹 仏教優位」

さて然らば、日本の佛教徒として神社に對する信仰は結局如何にあるべきものであらうか、之を簡明にいふならば、一個の人間として内に尊き人間の價値を自覺し、又國民としては美はしき日本精神に生きることは、その生活を内外より規定して、此に完全なる日本國民として世界に其の尊嚴を誇る事が出来るのである。斯くして始めて人類の爲の日本精神の發露となり世界文化の爲の活躍となるのである。而して此の理想は今始めて私が之を唱ふるのではなくして、已に遠く本地垂迹の信仰は此の意味を現したものである。内には人間の理想としての佛陀の自覺に發し、外には日本精神の權化としての神社崇拜に依つて、權威ある國民的自覺に生きるこの内外二重の調和こそ、本地垂迹の信仰なのである。人間の理想としての仏陀が、日本精神の權化として現實生活に現はれたといふ彼の權現の信仰こそ佛教徒の國民的信仰であつて、吾々は此の信仰を有つことを誇りとするものである。蓋し民族神と人間の宗教とを狭く一体として、民族宗教のみに止るならば、猶太教や印度教の如く極めて偏狭なものとなつて、人類一般の理想に向つて進む遠大な抱負と活力とを失ふこととなるから、わが日本の神社崇拜は民族宗教であつてはならぬのである。それだからといつて、之を廣くして民族神を一般化し人類一般の神とすれば、民族神としての威力を弱めねばならぬのであるから、此の意味に於て、神社崇拜は一般人間の宗教となることを欲しないのである。要するに、日本の佛教の立場からは佛教の外に神社崇拜はなく、神社即ち佛教とならねばならぬのである。換言するならば、神社崇拜自体が宗教ではなく、佛教の信仰を通して始めて宗教的意義をもつものであるといはねばならぬのである。日本人が、印度の釋尊の教に依つて佛と作つたとしても、其は決して印度人になるのではなく、どこまでも日本人としての佛であり、之を神社に祭れば即ち權現となるのであるから、日本の佛は即ち神でなければならぬのである。そこで吾等は、仏陀の教を奉じて貴き人間の價値を自覺し、生命の奥底より湧き出づる信念の力を以て、日本精神の權化として祭られたる神社に心から跪いて、萬世一系世界に比なき光輝あるわが國体を護る一人たることを喜び、且つ感謝したいのである。此に始めて「唯尊さに涙こぼる」といふ人間の眞の宗教心の發露として、神社に參拜して日本精神に生きることが出来るのである。

「紀平正美の日本精神論批判 日本人たる以前に仏教徒たれ」

日本精神を唱導する或學者が、佛教徒たる先に日本人たれ、といふたといふことであるが、これは佛敎を地理的に考へて、佛敎は東洋の宗教であるから東洋人たる前に日本人たれといふ意味で、佛教徒たる前に日本人たれといふたのであらうが、それでは人間の宗教としての佛敎の本義を見逃してゐる。佛敎が若し人間の宗教ならば、人間たる前に日本人たれといひ得ないやうに、佛教徒たる前に日本人たれといふことは出来ない、宜しく日本人たる前に佛教徒たれといふべきである。其は即ち日本人たる前に正しき人間としての自覺を要求するからである。

我等は日本國民である以上、建國以來日本の歴史に成長して來た日本精神は脈々として吾等の血管に流れてゐるのであり、教育の普及した今日では、小學の兒童に至るまで吾が國体の精華を知らないものは一人もない筈である。只之を自覺し、之を感得し、之を誇へりとし、之を感謝する人間の至誠の眞情が欠けてゐる。これ、人間を心の底から動かす宗教的信念に俟たなければならぬ。されば日本精神の反省せらるゝ今日、忘れたる者を探すが如く、其の正体を古書に之を求むる机上の理論よりは、吾等の血管に流れてゐる日本精神を正しく生かす力が必要である。左に右に動揺する日本精神を確かに中正の位置につなぎ止むる生命の力を求めたい。此の力が欠けてゐるから、教育勅語の精神に生きねばならぬ教員が赤化したり、國体知識の結晶であるべき校長の不正事件も起るのであり、廣く社會の諸方面の不安動揺の根源は、正しき人間としての自覺と信念とを確立してゐないことにあると思はざるを得ないのである。今日吾國民に欠けてゐるのは日本精神の知識でなく、國体の觀念でもない、人間を魂から動かす力即ち信念が欠けてゐるのである。内に正しき人間としての確乎不動の信念があつて、權威ある國民的自覺を通して外に働きかける時、赤化も出來なければ賄も出來ない正しき日本精神の活躍とならねばならぬのである。此に於てか宗祖道元禪師の「此の一日の身命は貴(尊)ぶべき身命なり貴ぶべき形骸なり」といはれた如き生命の價値を自覺する宗教的信念の確立が何よりも急務であると思ふのである。

「人間の宗教としての仏敎こそ日本精神の復興」

私は佛敎徒であるから護敎的にかくの如く論ずるといふのでは決してない。佛敎徒としての私は、已に最初に先年の反宗(敎)

運動に對して述べたやうに寧ろ之を迎へたいのである。私は、佛教の現状が決して理想的のものとは思はない、永い年月の間に實際勢力を有つてゐるだけに、種々の弊害が伴ふて眞の佛教の信仰が殆んど見失はれてゐる程に思ふのであるが、内部からの改造は容易に行はれない事情があるから、外部から其の弊（弊）害や欠点を批判して、之を排除する如き強い刺戟を與ふるといふことは、やがて佛教を甦生に導く所以であると信するので、批判的な反宗（教）運動は寧ろ之を歡迎すべきであると思ふ。佛教にしても永遠の眞理の上に立つ人間の宗教であるならば、如何なる強い排佛が行はれても必ず又新なる意義と力を以て甦生するものであると堅く信するのである。之を佛教の歴史に見ましても、遠く支那の三武一宗の法難、近くは明治維新の排佛でも、其の後には必ず佛教が新なる力を以て甦生してゐるのである。殊に支那の排佛の如きは、經卷を焚き寺院を破壊し、僧尼を殺戮した程の極端なる排佛であつたのであるが、いづれも僅かに一代にして其の後には必ず多くの高僧碩徳が輩出して佛教は復興してゐるのである。されば私は、佛教は永遠の眞理の上に立つ眞の人間の宗教であつて、いかなる力も、其の精神を亡ぼすことの出来ないものと信じてゐるのである。それで私は宗派的な偏見から今日の日本精神運動を非難しやうといふのでは決してない、否、近時の世界の大勢からして、從來にも増して、愈國民的自覺を強固にせねばならぬことは吾人の痛感する所である。況や近來屢耳にするが如く、此の兩三年は吾國は國際的危機に直面してゐるといはれるに於ては、爲政者の立場から特に日本精神を高調して國民の自覺を促し、一旦緩急の時には國民一体義勇公に奉ずる決心を堅めて置くことは、實に刻下の急務であると思ふのである。然しながら、これは決して從來の思想運動の如く、一時の流行に終つてはならないのである。又之を機會として地方の眼界の狭い神道者流が、宗派的偏見に捉はられて其の教勢の擴張に利用し、地方の公人亦日本精神といふ權威ある名に依つて之に追従し、其の結果期せずして排外的となり反宗教的となるが如き大勢に導かれては、今日衰へたりと雖尚國民大多數の信仰は佛教であり、之に次いで基督教であるが、佛教や基督教の信仰を疎外し、恰も之を日本精神に反するもの、如く云爲するに至つては、國民大多數の生命の宗教としての信仰を侮辱し、之を破壊して、さなきだに不安動搖の民心を攪亂し、民心の統一を求めて却つて之を破り、心から崇拜すべき神社に對しても、信心の誠を失ふて強制的になり外型的になるが如きことがあつては、所謂角を矯めて牛を殺すが如き結果にならぬであらうか、といふことを深く憂慮するの余り、神社崇拜の意義を明かにして宗教一般特に佛教との關係を力説したのである。私は國民の一人として此の國家非常時に際して大いに意義のあるべき日本精神運動の歪められたる傾向を見聞して、私

の日本精神は之を黙過するに忍びないで、由來時事を評論したくない私が敢て此の機會を利用して卑見を公開し諸君の反省と理解に訴えた次第である。

お断り

本稿は、過般の佛教學會卒業生送別豫餞會に於ける先生の御講演を速記せるものにて、文中誤り無きよう努めたるも充分に御講演の内容を傳へ得ざりし怨ありて、此の點深くお詫び致し度、先生並に大方の讀者諸賢の御許しを乞ふ次第であります。

(文責小西)

【参考資料】 講演会開催報告

昭和八年度事業通覽

（昭和九年）

二月十一日

卒業生送別講演大會及び豫餞會開催（於十三番）

當今世相全く複雑となり、宗教家の單純なる社會認識にては到底現世の指導は愚か、現實の解釋すら不可能となつ（こ）たのである。而も、此の、何事かの問題を抱ける社會狀態の明日を如何に豫想し得ようぞ。

一度巷に日本精神運動起りし時、既にそ處には吾々の將來を暗示すべき大いなる問題が投げ出されてゐた。

× × ×

此に於て、本會は、會長先生の御出馬を乞ひ、先生又鐵則を破られ、自ら陳（てん）頭（てう）に立つ（こ）て敢然（かんぜん）と誤れる社會運動との戦ひを挑まれ、日本精神の眞髓（まんと）を語られたのである。聽講實に五百名、外來者數十名を算する未曾有の盛會であつ（こ）つた。卒業生諸兄の心中や想ふ可（べ）しである。

講演會後直ちに豫餞會に入る。

開會の辭（小西）

會長先生御訓話

立花學監先生御訓話

兒玉顧問先生御訓話

林屋顧問先生御訓話

送別の辭（小田原）

答 辭（斎藤良雄君）

卒業生有志演說

閉會の辭（吉田）

三月廿五日

衛藤先生に依る

學報附録「神社崇拜と佛教」發行。

過般送（こ）業生送別豫餞會の「日本精神運動に直面して」なる御講演を「神社崇拜と佛教」と改題して廣く宗務院、宗門寺院及び希望者に配布せり。

編輯後記

學報第五卷を送る。

「神社崇拜と佛教」は、別刷として約一千三百部發行しました。地方の、斯る現實的な救濟の言葉に渴はてゐる寺院の

切なる希望にひきづられて、貧乏な學會から、斯くも多数のパンフレットを出し得たことは、全く會長先生下及び常任理事先生方の深き御同情に依るものであります。又、このパン

フレットは想像以上の感謝を浴し、宗務院よりも非常に喜ばれました。 : (中略) :

(五、廿八日 小西記)

出典…『駒澤大學佛教學會年報』 (駒澤大學學報第五卷之二)

昭和九年六月十日發行 駒澤大學佛教學會

【関連論文一覽】 発表順

- 日本精神運動と仏教思想―衛藤即応の所説を中心に― 工藤英勝 一九九九年二月 印度學佛教學研究 四八一―
日本精神運動と仏教思想の諸相―政治的ロマン主義への自発的同化・衛藤即応の場合― 工藤英勝 二〇〇〇年二月 印度學佛教學研究 四九一―
衛藤即応の日本国憲法觀 頼松瑞生 二〇二〇年 法史学研究会会報 二四
衛藤即応の法律思想 頼松瑞生 二〇二一年一二月 東京電機大学総合文化研究 一九
ある宗学者の弁解と不服従―学徒出陣壮行辞の再読― 工藤英勝 二〇二三年三月 宗教研究 九五
衛藤即応「出陣学徒壮行の辞」再読―その記録と記憶の空隙― 工藤英勝 二〇二二年六月 曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第二十三回)
言論人としての衛藤即応 工藤英勝 二〇二二年七月 曹洞宗総合研究センター公開研究会発表資料 (未公開)
ユマニストとしての衛藤即応―日本精神運動批判の根拠と視座― 工藤英勝 二〇二三年 曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第二十四回) 掲載予定

【注記・出典】

- (1) えとう そくおう 〔僧籍〕一八八八（明治二二）年四月一四日大分県宇佐郡駅館村誕生 一九五八（昭和二三）年一〇月一日逝去 一八九五（明治二八）年大分県雲栖寺雪庵洞明について出家得度 一九〇四（明治三七）年兵庫県心月院弘津説三ひろつせきやへ転師 一九〇七（明治四〇）年山口県大心寺首住職 〔学歴〕一九〇四（明治三七）年七月曹洞宗第四中学林卒業 一九〇九（明治四二）年七月曹洞宗大学・学部卒業 同年九月京都帝国大学文科入学 一九二二（大正元）年七月同大学卒業 〔職歴〕一九二〇（大正九）年曹洞宗大学教授就任 一九二一（大正一〇）年五月〜一九二四（大正一三）年四月曹洞宗大学教授として欧州・印度・中国留学・巡歴視察 一九四四（昭和一九）年一月文学博士（京都帝国大学）学位授与 一九五二（昭和二七）年六月駒澤大学第一六代学長（総長）就任 〔業績〕おもな著述として『華嚴経 解題 国訳』国訳大藏経第五卷 大正六年『大乘起信論講義』大藏経講座第十二卷 昭和七年『正法眼蔵』校注（岩波文庫）三卷 昭和一八年『宗祖としての道元禪師』（博士學位請求論文）昭和一九年 〔故・衛藤即応教授略歴』『衛藤文庫目録』所載 駒澤大学図書館 一九五九年一〇月刊による）
- (2) 昭和九（一九三四）年二月十一日 於・駒澤大学第十三番『駒澤大學佛教學會年報』（駒澤大學學報第五卷之一） 昭和八年度事業通覽による
- (3) ほうはい 水がみなぎって逆巻くさま。転じて、盛んな勢いで盛り上がるさま
- (4) 「日本精神」の用語は、一九三二（昭和六）年の満洲事変と日本国の国際連盟脱退を契機に、当時の日本社会において多用されることになった国粹主義的、国家主義的な標語である。日本精神運動は、ヘーゲル哲学の研究者で仏教に関する著作もある、紀平正美 きひら・ただよし（一八七四〜一九四九）をイデオログとし、一九三三年に文部省が設立した国民精神文化研究所事業部長として、国粹主義的な社会思潮形成の一翼を担った。敗戦後公職追放『国史大辞典』『日本精神』項目参照
- (5) 当初の演題は「日本精神運動に直面して」『駒澤大學佛教學會年報』（駒澤大學學報第五卷之一）昭和八年度事業通覽 三月廿五日 講演録として発行する際に「神社崇拜と仏教」へ変更
- (6) とうき 直接の説法の対象となる衆生
- (7) けち（つ） えんしゆ 当機ではないが説法法益の因縁を結んだ者

- (8) じょうしょう 証誠とも あることを真実であることを確認証明すること。またはそのひと
- (9) 故事ことわざ・俗諺「鳴く蟬よりも鳴かぬ螢が身を焦がす」口に出してあれこれと言う者より、口に出して言わない者のほうが、心の中では深く思っていることのとえ
- (10) 一九三〇(昭和五)年三月中外日報社が主催して、「仏教とマルキシズム」と称する座談会開催。おもな参加者は長谷川如是閑、服部之総、宇野円空、矢吹慶輝、古野清人そして木村泰賢らである。この座談会は「中外日報」四月から五月にかけて連載された。この座談会の企画主導は、創業者眞溪淚骨の子息の蒼空朗そうくうらうと同紙記者の三浦参玄洞さんげんどうである。くわしくは林淳「座談会・仏教とマルクス主義」——一九三〇年の『中外日報』宗教学年報第二五号 東京大学文学部宗教学研究室 二〇〇八年
- (11) 一九三二(昭和六)年～一九三四(昭和九)年にかけての左派による社会思潮 おもに反宗教闘争同盟準備会(共產党系)と日本反宗教同盟(社会民主系)によるマルクス・レーニン主義による宗教糾弾運動。宗教Ⅱ阿片論に依拠し、現実の宗教が支配階級による抑圧と支配の正当化に奉仕していると指弾し、大衆をその宗教的幻想から解放しようとする社会運動。曹洞宗を含む当時の仏教界にも深刻な脅威を与えた。ちなみに曹洞宗務院はふたつの論達を通過し、反宗教運動への警戒と対処を促す。「宗報」第八三七号 昭和七年五月一日)この運動は、官憲による中心メンバー検挙により一九三四年には壊滅状態となる
- (12) 衛藤講演以前では、友松円諦『佛教經濟思想研究』印度古代仏教寺院所有に関する学説 昭和七年 東方書院 とその書評と思われる西義雄「佛教經濟思想研究に就いて」(『宗教研究』九卷五所収 昭和七年九月)や、多田鼎の「信仰と經濟」(『佛教生活』三卷九所収 昭和八年一〇月)などが散見されるが、そのいずれを衛藤が想定しているのかは不明(調査中)
- (13) 同一表題の書籍や学術論文は確認できない。越智道順「道元の經濟思想」が「仏教」二一六 一九三六年刊があるが衛藤講演後の論文である(調査中) 同趣旨の論文・著述は戦後一九六〇年以降の発表である
- (14) きょうどう 人びとの先に立って案内すること。またその人。道案内
- (15) 衛藤の仏教学観。衛藤は宗教なканずく仏教の思想教義やその歴史を靜態的に研究する對象的学知としてではなく、現実の歴史社会に生活している人間の思想信条(信仰)の理論的根拠を明らかにすることを学の使命だと認識している。学問研究そのものよりも高度の上位概念として「信仰」を位置づけているのは特筆すべきである。かかる問題意識は初期論文「佛教の宗教學的研究に就て」(『日本佛教學協會年報』第二年一九三〇(昭和五)年に詳しい

- (16) 市川白弦「仏教における戦争体験」『日本ファシズム下の宗教』一九七五年 エヌエス出版所収 日本精神と仏教について各界四五名の発言集 これら発言では、日本精神じたいの定義も論点も統一されていない。とくに神社崇拜・信仰と仏教との関係については曖昧・混乱・矛盾している
- (17) たいかこうろう しっぴ (して) 「大廈」大きな家屋。「高樓」二階建て以上の高い建物。「櫛比」は櫛のごとくすき間なく建っているさま
- (18) ぎょうしょう 強く勇ましい将軍 勇将 猛将
- (19) あきた・うじやく (一八八三〜一九六二) 日本の劇作家・詩人・童話作家・小説家・社会運動家。反宗教運動(共産党系)の代表的イデオログのひとつ
- (20) 時事新聞という新聞媒体は未確認。「時事新報」のことか? ちなみに「大阪時事新報」昭和六(一九三二)年六月八日付記事「動く・動く! 反宗教運動の動向」があるが、衛藤の取材記事ではない(調査中)
- (21) 衛藤即應談「日本精神の歪曲」上中下「教学新聞」一九三四(昭和九)年一月二日〜二四日連載 なお、この談話は、紀平正美「日本精神―特に流行性を帯びたる最近の傾向―」『読売新聞』一九三四(昭和九)年一月七日〜一三日の六回連載記事に対する批評である
- (22) 第一次世界大戦 World War I 一九〇四〜一九一八年 衛藤は戦後一九二二(大正一〇)〜一九二四(同一三)年、欧州へ留学しヨーロッパの歴史や文化に直接接している。衛藤は欧州大戦後の混沌とした社会状況を体験することにより、人文主義(ユマニスム)に目覚めることになる
- (23) 独裁政治とは、一個人または一党派が国家権力を独占して統治を行う政治体制のことを指す。独裁制とも呼ばれる。近代以降においては社会主義国・共産主義国・全体主義国・国家主義国の中に遍在する。独裁体制の代表としては、イタリア・ムッソリーニによるファシズム Fascism やドイツ・ヒットラーのナチズム Nazism やソビエト連邦・スターリンによる専制的社会主義(スターリニズム Stalinism)などがあげられる
- (24) 広域経済に対する経済システム。おもに帝国主義の本国と植民地間に限定された閉鎖的経済体制。のちに他国や体制の異なる国や地域を排除し、不利益を与える経済戦争へと移行する。このことが後に第二次世界大戦勃発の遠因となる

(25) 満洲事変とは、一九三二(昭和六)年九月、日本陸軍の中国大陸進駐部隊である関東軍の独断謀略により中華民国奉天(現瀋陽)郊外の柳条湖で、南満洲鉄道の線路を爆破した事件(柳条湖事件)に端を発し、これを中国側の攻撃とする自作自演の口実により、中国東北部に侵攻し、清朝の廢帝溥儀を国家元首として擁立し、一九三二年二月の満洲建国となった。国際社会はこの日本の行動に対して厳しい対応をなし、国際連盟はリットン調査団を派遣して、満洲国の存続を認めないとする勧告案を連盟総会が採択したことに抗議して、一九三三(昭和八)年三月、日本国は正式に国際連盟脱退を表明し、国際世界から孤立することになる。このころから、日本国内の世情は民族主義、国粹主義や日本主義がもてはやされるようになる。

(26) 左翼思想すなわち社会主義や共産主義をもともとは意味していたが、後には自由主義や民主主義なども一括して左翼・左傾思想として弾圧検査などの攻撃対象になる。

(27) 思想信条の転換や変質を意味するが、一九三〇年代以降の政治権力からの圧迫により生じた共産主義や社会主義からの集団離脱現象。一九三三(昭和八)年六月の佐野学や鍋山貞親らが、獄中から「共同被告同志に告ぐる書」という転向声明を出し、反天皇制・反戦主義・植民地独立などの従来の主義主張を撤回した。のちの極右思想家の多くは、この転向者たちが担っていたことは銘記すべきである。衛藤は左傾思想の転向については肯定的な筆致で論を立てているが、この演説のなかで「時代の動きは左を矯めて右へ轉じ、又その極端に走るとなると、その利害功罪果していづれぞやと疑はざるを得ない」とあり、反動的な右傾化についてはきわめて懐疑的である。

(28) けだ(し) ものごとを確信をもって推定する意。まさしく たしかに 思うに

(29) こじき 奈良時代初期に完成した歴史物語・伝説集。三巻。上巻は神代物語。中巻は神武天皇から応神天皇。下巻は仁徳天皇から推古天皇までの歴代人脳の系譜と皇族にまつわる伝説を歴史書風にまとめている。本書の成立は、七二二(和銅五)年正月の完成に際して、太安万侶おののやすまろの元明天皇への上表文によって知られる。本書の原形は、天武天皇が舍人・稗田阿礼ひえだのあれの伝え聞いた諸伝であるとされる。本書は本居宣長の『古事記伝』により国学思想の基礎となった(平凡社『日本史大事典』3 参照)

(30) にほんしよき 日本最初の編年体による歴史書。朝廷の正史。七二〇(養老四)年五月、舍人親王とねりしんのうらが完成。三〇巻。後に「日本紀」と呼ばれ『古事記』とあわせて「記紀」という歴史書の体裁によって編集されているが史実として怪しい箇所も少なくないばかりではなく、さまざま異なる異伝も収録したため、歴史物語としてのまとまりも失われている。なお、明治期以降、津

田左右吉らによる記紀批判がなされる一方で、戦前期の国民教育では記紀神話をそのまま信奉することを強制されることになる。日本精神運動もこの流れを汲む(平凡社『日本史大事典』5 参照)

(31) 神武天皇即位紀元(皇紀)では、初代神武天皇が即位したと伝えられる年を元年とする日本の紀年法。『日本書紀』の記述により、元年は西暦(グレゴリオ暦)前六六〇年とされている。昭和九年は二五九四年にあたる

(32) 「億兆心ヲ一ニシテ」『教育二関スル勅語』(教育勅語)による 皆が心をひとつにして

(33) かんながら 惟神 隨神 神であるままに 神そのものとして

(34) ドイツ語 *Kulturphilosophie* 文化科学の諸原理について考察する哲学。文化の本質や成立要因を明らかにするために、その構造や発展法則などを研究対象とする。新カント学派のリッケルトやそれを批判的に継承したカッシーラー、ゲオルク・ジンメルらによって形成された。衛藤は欧州留学中、当時最新のこの学説にふれ、影響を受けている。衛藤の信仰観はこの文化哲学の「真善美」と瑜伽唯識の信の定義を基調としている

(35) 注(31) 参照 一九四〇(昭和一五)年に皇紀二六〇〇年を迎える。

(36) 記事見出しは正しくは「珍らしい大佛殿の瓦」この記事は「読売新聞」一九三四(昭和九)年一月二八日 日曜日朝刊第四面(全体一二面)に掲載。つぶさには「科学者の裏藝」「日本の瓦の話(3)」の小見出しあり。寄稿者は「東大名譽教授 工学博士 關野貞」せきの たけさ 衛藤は日本精神とは外来の文化を積極的に吸収する心性であり、決して排外思想ではないという例証として紹介しているが、当然のことながらこの新聞記事には日本精神についての言及はない

(37) 当該座談会開催の日時場所については具体的に特定できない(調査中)

(38) 座談会の内容を掲載した新聞媒体も特定できない(調査中) ちなみに「読売新聞」には、一九三三(昭和八)年二月一日「三朝刊」各四面「宗教」欄に、「信仰座談 我等は斯く観る 日本精神に就いて「上中下」」の連載記事がある。座談会出席者は原田祖岳はらだそがく(曹洞宗智源寺) 常盤大定とぎわにじょう(文学博士) 神崎一作かみざきいっさく(神社本局管長) 海老名弾正えびなだんじょう(前同志社大学總長) 椎尾辨匡しいおへんきょう(文学博士)らである。衛藤のいうように、「十人十色」で統一した「日本精神」の定義は見いだせない。なお、後日、『中央仏教』誌は三月号特集(昭和九年三月)として「日本精神と仏教」を載せ、各界四五名の発言を紹介する。鈴木大拙、今東光、中野松堂そして市川白弦以外の論調は日本精神への無前提の肯定と讚美に終始。このことを後に市川白弦は「国家神道・神ながらの道と仏教と

は矛盾せず、という前提に立ったとき、日本の仏教はすでに戦争協力への運命をみずから選びとつた」と総括している。仏教界の趨勢とは異なる立場の衛藤の公の発言やその講演録について市川は一切触れていない。おそらくその存在を知らなかったたのであろう。

(39) しんじゅぶつき 神道 儒教 仏教 基督教の略

(40) 「群盲象を評す」とも 数人の盲人が象の一部だけを触って感想を語り合う、というインド発祥の寓話 転じて、物事の全体を把握しないまま、自分が接した局面だけですべて理解したと錯覚する愚かさのたとえ。仏典のなかにもこの寓話はしばしばとりあげられている。パーリ仏典「自説経」、漢訳『長阿含経』『大般涅槃経』や『華嚴経』等にもこの寓話がかたちを替えて援用されている。

(41) 中国宋代・戴益たいえきの漢詩「探春」に「晝日尋春不見春 杖藜踏破幾重雲 歸來試把梅梢看 春在枝頭已十分」による 通釈は「一日じゅう春の風景をもとめて尋ね歩いたが、どこにも見付けることが出来なかつた。わらじがけで、あの隴山にも似た山々の雲に分け入り梅をもとめて歩きまわつたのだ。さて（疲れはてて）帰る道すがら、たまたま梅の木の下を通りすぎたのでふと見上げると、こずえの蕾はすっかりふくらんでいて、已に春の気配は十分ではないか」衛藤がこの古漢詩を引用したのは、日本精神という心を古代記紀の伝承や典籍にだけ求めるのではなく、現実今生きている人の精神を見逃してはならないという意図による

(42) 本居宣長の自贊和歌「しき嶋のやまごころを人とはさ朝日に、ほふ山ざくら花」による。本居宣長記念館の通釈には「日本人である私の心とは、朝日に照り輝く山桜の美しさを知る、その麗しさに感動する、そのような心です」とある。日本精神とは、遠い古代に淵源をもとめるより自身の心にあるのであろう。

(43) 俗にいう「和魂洋才」であるが、衛藤は物質界のみならず、精神文化も時代社会によって変化発展してきたとみている

(44) 発言者、発言会場は不明。当時、仏教とその開祖シヤカムニを外來宗教（者）と卑しめて「印度の黒ん坊（クロンボ）」の教えとして賤称していた事実はある。一九三三（昭和八）一二月年、神道革新会は、本派本願寺大谷光照宛に「詰問書」を送りつけ、そのなかで「天祖、国祖を祭祀せず、善男善女より集めたる数百万金を投じて、宏大なる寺院を建設し、これに亡国印度のクロンボを安置して、三拝九拝しつある貴宗派の行為……」なるあからさまな民族差別表現がみられる またほぼ同時期、松岡洋右まつおかようすけは「日本民族は仏教にかぶれて日本精神を見失つた」との演説が耳目をひいた（市川白弦「仏教における戦争体験」）さらに昭和初期

頃の子どものはやし歌として、「いんど〜じんの〜く〜ろんぼ」があったらしい。いずれも日本精神運動から派生流布した仏教排撃思潮である。

(45) 古語。そうでなくてさえ。ただでさえ

(46) でんぎょう 伝教大師。最澄（七六六〜七七）〜八二二）日本天台宗の開祖

(47) こうぼう 弘法大師 空海（七七四〜八三五）日本真言宗の開祖

(48) 一般には「廃仏毀釈」

(49) 神仏分離令。神仏分離は、神仏習合の弊害を緩和し、神道と仏教、神と仏、神社と寺院とはつきり区別させること。一般には江戸時代中・後期以後の儒家神道や国学・復古神道の発展によって提唱された。とくに明治新政府により出された「神仏判然令」（慶応四年三月一三日から明治元年一〇月一八日までに出された、太政官布告・神祇官事務局達・太政官達などの一連の通達の総称）にもとづき、全国的に公的に行われた

(50) ろくそうえんゆう 華嚴宗の教義。六相とは総相・別相・同相・異相・成相・壊相じょうえのことで、すべての存在がみなこの六つのありかたを具有して互いに他をさまたげず、全体と部分が一体化してまじかに融合しているさまをいう。（『総合仏教大辞典』下巻 法蔵館 参照）これはあくまで、華嚴教學における存在論であり、社会や世界のことを説明する原理ではない。衛藤はここで「皇室を中心とする國民一体の觀念」をこの六相円融に関係づけているが、これは衛藤の拡大解釈である。かかる解釈は、衛藤にはめずらしく体制迎合的であるが、仏教が「国体」「日本精神」と相反する宗教ではないという、晦渋な対抗言説でもある。なお、華嚴のこの教義や觀念はのちに大東亜共栄圏の世界観にまで適用・展開される。しかし、この教義と思想が具体的に植民地支配とアジア侵略にどれだけ実効性をもっていたのかははなはだ疑問。石井公成「大東亜共栄圏の合理化と華嚴哲学（一）」『仏教学』第四二号 二〇〇〇年

(51) びるしゃな 毘盧遮那仏 盧舍那仏 ヴァイローチャナ もとは太陽の意味で、仏智の廣大無辺を象徴する。華嚴經の教主として有名（『総合仏教大辞典』下巻 法蔵館 参照）

(52) ほっかい *dharma-dhatu* 法の世界 事物の根源 法の基体 真如 *tathata* と同義 華嚴教學では「現実のありのままの世界」と「そのよつにあらしめてゐるところのもの」との両者を相即的に表現する語（『広説仏教語大辞典』中村元著 東京書籍 参照）

(53) ただ(に) ただ わずかに

(54) ぼく うらなう

(55) たいはい 中国の天子や将軍が用いた、日や月、昇り竜や下り竜が描かれた大きな旗

(56) とくいく 道德教育 倫理教育

(57) かんよう 涵養 水が自然に地価の帯水層にしみこむこと。湧出、流出の対。転じて徐々に養い育てること

(58) てんち わるがしこい知能

(59) ぜんてつ (悪しき・失敗の) 先例 前例

(60) かいちよく 人に注意を与えて慎ませること。また、自分から気をつけて慎むこと

(61) さいぎようほうし 西行 一一一八―一一九〇年 平安時代末期から鎌倉時代初期にかけての日本の武士であり、僧侶、歌人。

俗名は佐藤義清

(62) 西行法師が伊勢神宮に参拝した際に詠じた和歌 ことばにならない感動を詠む

(63) 比較宗教学 Comparative Religion (比較宗教論・宗教比較論) における宗教類型論。近代宗教学が創始された背景には、ヨーロッパ世界の外から宗教とその文化にかかわる情報や知識が大量にもたらされたことに一因がある。ヨーロッパの知識人たちは、種々雑多な域外の宗教信仰や習俗を、当時のキリスト教を基準にして整理分類した。これが近代の宗教類型論のはじまりである。その分類基準は種々提示されてきたが、神の数やその性格、創始者の有無、信徒圏の広がりなどがあげられる。代表的な類型としては、一神教・多神教・汎神教・アニミズム(精霊崇拜)や世界宗教・民族宗教などである。(『宗教学事典』丸善二〇一〇年一

〇月参照) 衛藤が欧州留学した当時にはすでにこれらの宗教類型論は確立されていた。

(64) 世界(的) 宗教の対。民族(的) 宗教とは、特定の民族、地域に限定された宗教で、特定民族や集団の地縁的・血縁的繋がりに基礎をおく。自然発生的で、政治と一致同調する傾向が強い。その代表としては、ユダヤ教、ヒンドゥー教、道教そして神道など(『宗教学事典』丸善二〇一〇年一〇月参照)

(65) 民族(的) 宗教の対。民族集団や地域の限定を越える宗教形態。歴史的起源と教祖と開祖をもつ。専従聖職者層主導の教団形成。政治から独立して広汎に展開する傾向が濃い。代表としては、キリスト教、イスラーム教そして仏教がある。一九世紀の近代

宗教学当初、イスラーム教はアラブ人の民族宗教であるにとらえられていた（『宗教学事典』丸善二〇一〇年一〇月参照）

(66) ユダヤ教 Judaism ユダヤ民族とイスラエルにおける支配的な民族宗教。ヤーウエ神を唯一神、モーセを始祖とする。（旧約『聖書』の信仰とその伝統にもとづく）

(67) ヒンドゥー教 Hinduism ヒンドゥすなわちインド人が古来から伝承する民族宗教。インド教とも。インドの形成と並行して成立した自然宗教

(68) ユマニスム Humanism 人間の本性とその理想 衛藤の世界宗教理解として特徴的。世界（的）宗教を信徒圏の地理的な広がりにかぎらず、その宗教信仰の内実と普遍性についても触れ、その根拠を「人間」「人間性」「人間本位」にもとめる

(69) キリスト教 紀元前後、ナザレのイエス Jesus をキリストと信奉する宗教。キリストとはヘブライ語メシアのギリシャ語訳で、「膏を注がれた（塗られた）者」を意味し、ユダヤの救世主をいう。キリスト教はユダヤ教の旧約聖書の伝統にもとづき、イエスを新たな預言者として、彼の刑死後の復活を信じる宗教。古代から現代にいたるまで数えきれないほどの大伝統とその教派に分かれ、信者規模では世界第一の宗教である。基督とはこのキリストの当て字で、近代に西洋文明が移入するなかで、漢字表記として考案されたものらしい

(70) 衛藤の人文主義教養を代表象徴する概念。曹洞宗、仏教、宗教よりも上位概念。仏教は人間本位の宗教、人間性に基づいた宗教にとらえ、人間（性）の尊重を強調する。逆にいえば、外面表層は仏教のようではあっても、人間（性）にもとづかない仏教は仏教とは同定できないという意味も同時に内包する。

(71) 「民族宗教と同じ性質の者といふことは認めざるを得ないのである。此に世界的宗教としての人間本位の佛教の信仰と、民族的宗教と類似した」という表現には、非常にデリケートな問題が内包されている。すなわち神社崇拜もしくは神道を端的に「民族的（的）宗教」と規定すると、「教育勅語」の「之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」（通釈…この勅語を国の内外に適用しても間違いはない）という趣旨と齟齬を生じかねない。逆に、普遍的な「世界（的）宗教」とみなせば、日本民族固有の信仰体系という側面が薄くなるし、まづもって宗教伝播の実態に沿わないことになる

(72) 衛藤にとって「人間」とはたんに人類という類概念・抽象概念ではなく、ひとつの価値概念の謂である。ここの文脈にあるように、家族、町村、国県または民族等の社会的規定を超えて、いやその根底には「一個の赤裸々な人間」を定立する。衛藤の文化、

宗教なかならず仏教はこの人間性に根拠をもつ

(73) 「個の人間の品位と価値とを自覚」 人間、人間性とならんで人間の「品位」「価値」も衛藤の人文主義教養を表現する概念。この思考と態度は戦後も一貫してつづく。例えば「文化と宗教」説処不明(昭和三年頃)『道元禪師と現代 衛藤即応博士遺稿集』一九八〇年二月刊 所載

(74) 「古今に通じて謬らず中外に施して悖らざる」 これは「教育勅語」の一節。(通釈…この勅語を現在と過去を通して誤謬はなく、これを国の内外に適用しても間違いいではない) 当時の權威的言説を援用するも、それを「国体」(国柄)「斯道」(この道徳)などの日本主義または日本精神運動の宣伝文句としてではなく、人文主義的に転釈しているところは、いかにも衛藤流である

(75) 衛藤は神社崇拜と仏教論に関連して、各家の祖先(先祖)崇拜と仏教信仰との関係に言及する。ここで「祖先を崇拜すること其れ自体が佛教の宗教としての根本義では決してない」「佛教の祖先崇拜は、かの宗教史に現はる、古代の宗教の一形式たる祖先崇拜とは、之を同一に見ることの出来ない」とあり、祖先崇拜という家固有の信仰形態と、人間の宗教としての仏教信仰とは区別して考えるべきだとの視点に立つ。これはたんに民俗(民間)信仰を軽視し仏教信仰を尊ぶということではなく、「佛教に依つて導かれたる人間としての宗教情操」としての祖先崇拜の意義を認めるものである

(76) 忠孝一体は「教育勅語」の「我力臣民、克ク忠ニ克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世世厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我力国体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」による。衛藤は当時の權威的な体制思想の文書である「教育勅語」を援用しつつ、それを否定はしないながらも、それと「人間の宗教」たる仏教とは一線を画するとの立場に立つ

(77) 平重盛 たいらのしげもり 一一三八〜一一七九年 平安末期の平氏武将。平清盛の長男。「平家物語」では鹿ヶ谷事件の際、清盛が後白河法皇を幽閉するのを諫止した温厚沈着冷静な人物として描かれる(平凡社『日本史大事典』4参照)

(78) 『日本外史』が出典とされる。巻一源氏前記平氏に「欲忠則不孝。欲孝則不忠。重盛進退窮於此矣」とある。『日本外史』は、江戸後期に頼山陽(一七八〇〜一八三三)が著した国史書(外史とは民間による歴史書)。源平二氏から徳川氏までの武家盛衰通史で、すべて漢文体で記述。文政一〇(一八二七)年、山陽と交流があった松平定信に献上、二年後に大坂秋田屋など三書店共同で全二十二巻刊行。幕末から明治にかけてもっとも多く読まれた歴史書である

(79) 告別式の名は現在もあるが、煩雑さと過大な負担をかけていた葬祭儀礼を簡略化するために、告別式が考案されたものらしい。

ちなみに日本で最初に告別式を行ったのは、明治期思想家である中江兆民（二八四七一―一九〇二）だったと言われている。

(80) さんぷく 暑い夏季の内でも最も極暑の時期で、夏至後の三番目の庚（かのえ）の日（初伏）から立秋後の最初の庚の日（末伏）までの約一ヶ月間の酷暑

(81) 尊厳なる価値 品位 人格 生命などの人文主義の用語が頻出

(82) 衛藤によれば「人間の宗教」とは仏教と同義である

(83) 民族本位の神道 人間本位の宗教＝仏教 との対比

(84) あまてらすおおみかみ 天照大御神とも 古代神道の最高神。記紀神話の伝承によると、天皇の祖先神アマテラスオホミカミは、古代国家の政治的な再編成の過程で、さまざまな天神地祇が序列化され、このアマテラスオホミカミは神々の頂点に位置づけられる（村上重良『日本宗教事典』一九八八年 講談社 参照）

(85) こうげん 洪はおおみず 大河の源流

(86) 新約聖書のことば。新約聖書「マタイによる福音書」第五章、「ルカによる福音書」第六章にあるイエスの言葉 キリスト教倫理の代表とされる。しかしながら、世界大戦において、同一の信仰をもつ者同士が殺戮し合う現実には、西欧社会と宗教はすくなくならず動揺し楽観的な文明観には懐疑的になった。オスヴァルト・アルノルト・ゴットフリート・シュペングラールは、ドイツの文化哲学者、歴史学者で、アメリカ合衆国、ロシアといった非ヨーロッパ勢力の台頭を受けて書かれた名著『西洋の没落』*Der Untergang des Abendlandes* 二巻 一九一八―二二年は、当時のヨーロッパ中心史観・文明観を痛烈に批判したもので、その影響は哲学・歴史学・文化学、芸術など多方面に及んだ

(87) 衛藤は欧州大戦後、一九二二（大正一〇）―一九二四（大正一三）年の約三箇年、曹洞宗大学教授として欧州・南アジアに留学遊学して、戦後欧州等の社会・文化を实地で見聞している。（衛藤即応博士略年譜）おそらくこの経験が衛藤の人文主義教養を形成する動機となったのであろう。衛藤は世界大戦後、おもにドイツ圏で説かれたカール・バルト等の「危機神学」を研究していた形跡がある（『文庫目録』なお衛藤の危機神学への言及は「衆生論」（『遺稿集』一八六頁）に見られる）

(88) みいつ 天皇や神などの威光・威厳

(89) 日本のキリスト教における神社参拝拒否問題 具体的な事件については特定できないが、一九三二（昭和七）年の上智大学の

靖国神社参拝拒否事件を念頭に置いていと推認可能。参拝拒否事件後、カトリック東京大司教は文部省に質問文書提出。文部省は「神社は非宗教的なことながら、愛国心と忠誠を示す教育上の理由あり」と回答。ヴァチカン本部とプロテスタント教派の大半がこれを是認するにいたった。神社非宗教論は、神道を国家が特別扱いする際に使用される粉飾の常套論理（岩波『キリスト教辞典』二〇〇二年 参照）

(90) 衛藤はキリスト教が信教の自由によつて、異宗教の神やその施設を崇拜・参拝しないことを一連の宗教類型論（民族宗教と世界宗教）によつて論評。衛藤のこの見解には、彼の人文主義の論調からしても矛盾・自己撞着の感あり。衛藤は当時の政府・文部省にならつて、単純に「神社非宗教論」を採用していないが、キリスト者が彼ら彼女らの信仰と自由意志によらずまたはそれに反して、神道の神や神社を崇敬・参拝することを是認しているのは大いに問題である。もつとも、当時の新旧キリスト教の大半が国家の文教・宗教政策に順応していたことを考慮するとなかならずしもキリスト者全体の意向を無視しているとは言ひ切れない。しかし、これは倫理上重大な過誤があることも指摘しておくなくてはなるまい。衛藤は政治・経済・文化の人間のいとなみの基礎に關連して、人格、尊敬および人間本位の宗教を定立しているが、その宗教性において、神観すなわちいかなる存在を神として信仰するのかは、けつして些末な問題でもなければ、民族宗教の神だから問題はないとかいうたぐいのことがらでもない。何をいかなる根本原理とするのかということ、まさしく衛藤のいう「人間性」そのものにかかわる。キリスト者の意に反しているにもかかわらず、神社崇拜を認めよというのは、それこそ人格の尊敬を侵害する行為である。衛藤がキリスト者の神社不拝をこう考えるというところまではよいが、一定の態度を当事者に奨めたり強制することは、人文主義に反する主張であるこの箇所は、衛藤の人文主義の限界や脆弱な部分である。

(91) 現実の仏教でも、排他的で不寛容な傾向は存在する。仏教であるから必然的に寛容 tolerance で包容的であるわけではない。人間性の自覚にもとづく宗教性を有する仏教においては包容的で寛容性を有しているということは可能ではある。

(92) 如実知自心 によじつちしん 真言宗の根本經典『大毘盧遮那成仏神變加持經』、一般には『大日經』といわれるこの經典七卷の中の第一卷「住心品」にある

(93) 自家の宝藏 道元禪師『学道用心集』に「自家の宝藏外より来たらず」（原漢文）とある また流布本『普勸坐禅儀』には「宝藏自ずから開けて受用如意ならん」（原漢文）ともある

(94) かちん 家玉のこと 『無門関』序に「門ヨリ入ルモノハコレ家珍に非ズ」とある

(95) ほんのうそくほだい さとりの実現をさまたげる煩惱も、そのままさとり縁となる 『法華玄義』に「不断煩惱得涅槃」
『維摩経』に「諸煩惱是道場」とあるが、この熟語の典拠は不明

(96) けだ(し) 前掲注(28)

(97) 後文の叙述によれば、おそらく親鸞を開祖とする浄土真宗をさすと思われる

(98) 浄土真宗における神祇不拜のこと。親鸞は旧仏教の訴えとそれに呼応した朝廷権力者による配流の経験もあり、神祇不拜の立場による。野世英水「真宗における神祇不拜の教学的変遷」『印度學佛教學研究 第三九卷第一號(一九九〇年二月)』によれば、親鸞が不拜の対象とした神祇とは広範囲におよび「(一) 経論釈等に見られる鬼・魔・天等の神祇及び日本古来の神々、(二) 人間存在そのものに内在する神祇として捉えられた我執性や迷妄性、(三) 本地垂迹説を教義に取り入れ神仏習合した聖道仏教教団における神祇性、(四) 自らの政治的権威を神祇によつて裏打ちし、自らを神聖化・絶対化して民衆を支配してゆこうとする世俗権力における神祇性等」と分析する。神祇不拜は開祖親鸞自身の信念にもとづく態度であるが、かならずしも後代の真宗の本願寺とその門徒らに継承されてきたわけではない。本願寺中興祖とされる蓮如(一四一五―一四九九)の『御文章』三帖一〇通には「神祇をかるしむることあるへからず」等とあり、親鸞の神祇不拜からかなり変質していることが確認できる。(前掲野世論文による) 浄土真宗の教義・信心の伝統において神祇不拜はあるのだが、その後の本願寺では文字通りに遵守されてきたわけではないようだ。かかる歴史的経緯と変遷を含んだ神祇不拜であるが、近代の昭和前期にあつて、国粹主義とくに日本精神運動が流行思潮として一世を風靡するにいたつて、深刻な社会問題となつている。神祇不拜という真宗の教学的伝統にかかわつて、一九三三(昭和八)年未頃からの伊勢神宮の大麻(御札)受容拒否問題が、神道急進派(神道革新会)から指弾を受け、本願寺等真宗教団はすこぶる狼狽する。東西の本願寺を含む真宗十派連合は、神社は非宗教との政治的詭弁に便乗して「大麻受非は随意たるべし」と決議した。この状況や経緯については、いちかわはくげん 市川白弦の「仏教における戦争体験」昭和八―九年 『日本ファシズム下の宗教』所載 エヌエス出版会 一九七五年にもとりあげられている。

(99) 衛藤はここで、日本のキリスト教も民族的宗教として神社を崇拜することが当然としている以上に、日本の仏教である浄土真

宗はなおさらのこととしている。それができないのは、「信仰に熱烈なる爲に却つて偏狭に陥る」とみなしている。この見解は、さきのキリスト教の神社崇拜問題と同様に、論点のすり替えや倫理的な過誤を惹起している。生命・人格と人間性に基づく世界宗教であるならば、その教義伝統と信条を侵してはならないはずである。衛藤が真宗の教義伝統をこう見るところまで可能であろうが、神祇不拜に拠る大麻受容拒否を「偏狭」と断定することはあきらかに人文主義と矛盾背反する。人文主義は、たとえ愚かと思われる行為や思想ではあっても、他者の尊厳と占有 *possession* を侵害しないかぎり、一定の方向に強制や誘導しないことが求められる。衛藤のこの判断には看過しがたい問題がある。

(100) ほんじすいじやく 本地としての仏如来・菩薩と垂迹としての神 仏・菩薩が人びとを救うために種々の神の姿を借りて世の中に現れること。ここでは日本の神仏習合

(101) ごんげん 垂迹の化身。日本の古来の神々は仏や菩薩が衆生を救済するために仮に現出したという意味。本地垂迹のこと

(102) 「神社崇拜自体が宗教ではなく云々」は非常にデリケートな表現。つまり神社非宗教論を肯定しているようでありながら、本地としての仏教によってはじめて神社崇拜は宗教性をもつという両義性

(103) 前掲注(62) 西行法師伊勢参拝の歌

(104) 紀平正美のこと 前掲注(4)

(105) 紀平による「佛教徒たる先に日本人たれ」という発言・文言の典拠は不明(調査中) 日本精神運動のイデオログの代表格である紀平には、『日本精神』一九三〇(昭和五)年『日本精神と教化運動』一九三二(昭和六)年『日本精神に関する一考察』一九三三(昭和八)年などの著述がある。類似した文脈はあるが、衛藤が紹介している言説じたいは確認できない。なお、敗戦後に衛藤は最期の講演「宗教と教育」一九五八(昭和二三)年のなか、「戦前日本精神運動が起り、紀平正美博士は其の陣頭に立つて、日本精神を昂揚した。その博士の説に『子供が生まれた時、その子は国民としての自覚に立って、次に人間として立って行け』との説があった。そこで私は、或所で、『日本精神(運動)に直面して』という題で講演をし、同博士の説を反ばくして、次の如き説を述べたことがある。『子供は先づ人間としての自覚に立って、然る後、国民としての自覚に立つ可きである』『曹洞宗報』第二九三号(一九五九年九月)一六頁と述べ、「佛教徒たる先に日本人たれ」はそのままの引用ではなく、紀平説の取意である可能性を指摘しておく

- (106) (上位概念) 人間としての自覚 ↓ 仏教徒としての自覚 ↓ 日本人としての自覚 (下位概念)
- (107) せきか せつか 共産主義(者)化 左傾化
- (108) 原文は『正法眼蔵』一行持卷 『曹洞教会修証義』第五章行持報恩第三十節にも引かれる
- (109) 反宗教運動にたいする衛藤の態度はたんなる非難や擲擻ではなく、かかる思潮や運動が発生したその背景と原因を洞察し、逆に寺院・僧侶およびその教団のあり方の反省と自己浄化を迫るものである。前掲注(11) 参照
- (110) さんぶいつそうのほうなん 中国における四王朝四皇帝による廢仏政策を総称。第一 北魏太武帝(四二三〜四五二)・第二 北周武帝(五六〇〜五七八)・第三 唐武宗(八四〇〜八四六)・第四 後周世宗(九五四〜九五九) 三人の武とひとりの宗の仏教弾圧政策を仏教側からこう呼ぶ いずれも次代の皇帝によって仏教復興政策に回帰している(岩波『仏教辞典』参照)
- (111) 左派の反宗教運動と同様に、右派の日本精神運動にたいしても、衛藤はそれを全面否定するのではなく、その問題の原因と背景を踏まえて立論する。日本精神という概念は否定しないものの、その偏狭さや一面性の弊害を指摘している
- (112) 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ 「教育勅語」の一節 通釈…ひとたび非常事態のときには大義に勇気をふるって国家につくし 大日本帝国臣民の奉公倫理および徴兵兵役を正当化する道徳的基盤の根柢とされた(「教育勅語」の文言・通釈については 高橋陽一『くわしすぎる教育勅語』二〇一九年 参照) 教育勅語のこの一節については、衛藤も否定していない
- (113) 曲がった牛の角を直そうとしてかえって牛を殺傷してしまうこと 少々の欠点を直そうとして、かえって全体を駄目にしてしまったとえ

附記 「神社崇拜と仏教」のその後

衛藤即応はこの「神社崇拜と仏教」の講演の約一年後、仏教啓蒙雑誌『大法輪』昭和一〇年四月号に、「仏教復興と道元禪師」（遺稿集収録）と題する論攷を発表している。この論攷は仏教の専門家や僧侶だけではなく、雑誌の性格上ひろく在俗の庶民を対象として書き下ろされている。衛藤はこの文章のなかで、先の「神社崇拜と仏教」と同様に、反宗教運動や日本精神運動について論評しているが、やや説相が変化している。この変化や相違について、かつて筆者工藤は、衛藤の「政治的ロマン主義」国粹主義への自発的同化」だとして酷評していたが、この見解ははたして正鵠を得た評価かどうか正直迷っている。この経緯については、拙稿「ユマニストとしての衛藤即応―日本精神運動批判の根拠と視座―」二〇二三年 曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第二十四回）の中で触れている。

衛藤のユマニズムという地平での学問教養全体の解説をすすめていくうちに、「リベラルな衛藤ですら当時の国家主義や国粹主義に同調した」などとは単純には論断できないとの印象を最近強くしている。

およそ人物評価というものにはむずかしいものだ。その時代や社会の趨勢にあてはめて、ある特定の印象をもち、そしてその人物の業績を評価するという行為には、評価する側の主体にまつわる重層的な先入観（＝偏見）の枠組みがすでに織り込まれているがゆえに、ある人物をこう評価するということは、無自覚かつ鈍感に、評価者自分自身の影を投影しているにすぎないという不都合な真実に思っている。

衛藤即応は現在でも、正当な評価をくだすことが難しい人物だ。

彼の言説や主張の多くは過去も現在でもまっとうに理解されていない。誤解されたままで放置されている。

さいわいにして彼の遺した著述や講述記録を精読して、衛藤のユマニズムとそれを基盤とする衛藤宗学・衛藤仏教教学の精髓に迫りたいと念願することしきりである。

共同研究「道元禪師の総合的研究」

『弁道法』の註釈的研究（三）

石井修道 監修
曹洞宗総合研究センター宗学研究部門 編

【凡例】

- 一、本稿は、道元禪師著『弁道法』の註釈的研究であり、凡例・原文・訓読・語註・出典一覧表・出典対照表によって構成されている。
- 一、本稿における文字は、通用の新字体に統一した。
- 一、『弁道法』原文の底本には、寛文本を用い、冠註・文政・増註の三本と対校した。校異は下段に提示した。
- 一、原文は、寛文本に基づき、明らかに誤字・脱字と思われる箇所は他本で改め、校異・語註にて指摘した。
- 一、原文の頁数は、寛文本にしたがい、原文中において各丁の終わりに提示した。(一才等)
- 一、句読点・語註は、略号で列挙した文献を参照して作成した。訓読は、寛文本を参照しながら文意に応じて改めた。
- 一、出典対照表は、上段に『弁道法』の引用箇所、下段に引用典籍の相当箇所を示した。道元禪師の他の著述における関連箇所がある場合は、上段に一字下げで示した。
- 一、引用典籍は、冒頭に略号を設けた。略号の内容は次に示す通りである。
 - a 〓 道元禪師が引用したと思われる出典(第一出典)
 - b 〓 第一出典とは断定できないが同内容と思われる出典(第二出典)
 - c 〓 参考資料

底本および校本

- 寛文本 〓 『永平寺元禪師清規』(京都婦屋林伝左衛門、寛文七年(一六六七))
- 冠註 〓 『冠註 永平元禪師清規』(京都柳枝軒、寛政六年(一七九四))
- 文政本 〓 『永平弁道法・永平赴粥飯法』(江戸梅華堂、文政十年(一八二七))
- 増註 〓 古田梵仙増冠傍註『増冠傍註 永平元禪師清規』(京都出雲寺文二郎、明治一七年(一八八四))

参考資料

- 春秋社本
春秋社訳註本
『訳註禪苑清規』
大正
卍統藏
『禪学大辞典』
『禪語辞典』
『弁道法』(一) 〔『弁道法』の註釈的研究(一)〕(『宗学研究紀要』第三四号、二〇二二年)
『弁道法』(二) 〔『弁道法』の註釈的研究(二)〕(『宗学研究紀要』第三五号、二〇二二年)
- 春秋社本 Ⅱ 『道元禪師全集』一〜七(春秋社、一九八八〜一九九三年)
Ⅱ 『原文対照現代語訳 道元禪師全集』一〜一七(春秋社、一九九九〜二〇二三年)
Ⅱ 『訳註禪苑清規』(曹洞宗宗務庁、一九七二年)
Ⅱ 『大正新脩大藏経』(大正卷数・頁数a等と表記)
Ⅱ 『大日本統藏経』(卍統藏卷数・頁数上等と表記)
Ⅱ 『新版禪学大辞典』(大修館書店、一九八五年)
Ⅱ 入矢義高・古賀英彦編『禪語辞典』(思文閣出版、一九九一年)

本研究会参加者

講師……………石井修道(駒澤大学名誉教授)
参加者……………小早川浩大、澤城邦生、秋津秀彰、永井賢隆、山内弾正、秦慧洲(曹洞宗総合研究センター教化研修部門研究生)、久松彰彦(同上)、清藤久嗣(曹洞宗総合研究センター宗学研究部門専門研究員)、角田隆真(同上)

原 文

① 早晨坐禪之法。粥罷粥しゆく罷は小頃小頃せうこう、維那掛坐禪牌於僧堂前、然後鳴板。首座大衆、搭袈裟入堂、就被位面壁坐禪。首座首座しゆざ不面壁。自余頭首、一如大衆面壁而坐。住持人、就椅子坐禪。

※項……冠註 文政本・増註ハ「頃」ニ作ル。

坐禪衆家、不得回頭看入出之人面。如欲出堂外及赴後架、未離被位之時、先脫袈裟而安被上、合掌而下床。欲下床時順軀身而向床端也。方下脚著鞋而去。出入出入しゆつ之次、莫見坐禪人之腦後。直須低頭而行。不得先足後身而步。应当身足同運。直觀面前一尋許地而行。步量齊趺。緩緩而步閑靜為妙。猶如住立。似不運步。不得挖鞋作声無礼大衆動念大衆。行時心斂心斂しんれん揖手於兩袖合裏。莫垂兩袖於左右脚邊。不得床上立地襞袈裟。不得以口銜袈裟緣袈裟緣けささのへり而襞。不得以兩手提袈裟而奮。不得以脚踏袈裟、以領抱袈裟而襞。不得濕手執袈裟。不得掛在袈裟於聖僧龕及長連床之板頭八寸。不得敷敷ふ壓袈裟下緣而坐。常顧袈裟、齊整可觀。欲搭袈裟、先向袈裟合掌、然後搭之。襞袈裟安訖、乃举手合掌。是常儀也。不可不知。坐禪時、不得著袈裟而離被位出于堂外。

訓 読

早晨坐禪の法。粥罷しゆくは小頃せうこうして、維那、坐禪牌を僧堂前に掛け、然る後に板を鳴らす。首座・大衆、袈裟を搭けて入堂し、被位に就いて面壁坐禪す。首座は面壁せず。自余の頭首は大衆に一如にして面壁して坐す。住持人、椅子に就いて坐禪す。

坐禪の衆家、頭を回らし入出の人の面を看ることを得ざれ。如し堂外に出で及び後架に赴かんと欲せば、未だ被位を離れざるの時、先ず袈裟を脱して被の上に安じ、合掌して床を下りる。床を下りんと欲する時は順に身を転じて床端に向うなり。方に脚を下ろし鞋を著けて去る。出入の次に、坐禪の人の腦後を見ること莫かれ。直に須らく低頭して行くべし。足を先にし身を後にして歩することを得ざれ。应当に身足同じく運ぶべし。直に面前一尋許ひとひらばかの地を觀て行く。歩量は趺に齊し。緩緩として歩み閑靜なるを妙と為す。猶お住立するが如く、運歩せざるに似たり。鞋を挖ひいて声を作し大衆に無礼にし大衆を動念せしむることを得ざれ。行く時は心に手を兩袖の合裏に斂しんれんすべし。兩袖を左右の脚邊に垂ること莫れ。床上に立地して袈裟を襞たたむことを得ざれ。口を以て袈裟の縁を銜くはんで襞むことを得

※衛……寛文本ハ「脚」ニ作ル。

①聞庫下火飯鳴、大衆同時合掌。乃坐禪罷也。此時大衆搭袈裟而出堂。蒲団留在被位。且待^②斎罷^③窅蒲団矣。火飯鳴、維那^④、教堂司供過行者収坐禪牌。〈早晨坐禪、掛坐禪牌、余時坐禪、不掛坐禪牌。放參時、掛放參牌、昏鐘鳴、收放參牌。坐禪法、早晨鳴板、黄昏響鐘。大衆搭袈裟入雲堂、就被位面壁坐禪。後夜晡時、不掛袈裟。但坐禪耳。晡時袈衣入堂、就單位、出蒲団而用坐禪。未展單矣。或者有半展單之古法。脱袈衣疊安被上而坐禪矣。後夜坐禪、袈裟安函櫃上未能動著。〉

※〈早晨坐禪〉未能動著……寛文本ハ割註トセス本文ニ作ル。

ざれ。両手を以て袈裟を提げて奮うことを得ざれ。脚を以て袈裟を踏み、顔を以て袈裟を抱えて髣むことを得ざれ。湿手にて袈裟を執ることを得ざれ。袈裟を聖僧の龕及び長連床の板頭に掛在することを得ざれ。袈裟の下縁を敷圧して坐することを得ざれ。常に袈裟を顧みて、斉整に観つべし。袈裟を搭けんと欲せば、先づ袈裟に向い合掌し、然る後に之を搭げよ。袈裟を髣んで安じ訖つて、乃ち手を挙げ合掌する。是れ常の儀なり。知らずんばあるべからず。坐禪の時は、袈裟を著けて被位を離れ堂外に出ることを得ざれ。

①庫下の火飯鳴るを聞きて、大衆同時に合掌す。乃ち坐禪罷むなり。此の時大衆袈裟を搭けて出堂す。蒲団は被位に留在む。且く斎罷を待ちて蒲団を窅む。火飯鳴り、維那、教堂司供過の行者をして、坐禪の牌を収めせしむ。〈早晨の坐禪には坐禪の牌を掛け、余時の坐禪には坐禪の牌を掛かず。放參の時は、放參の牌を掛け、昏鐘鳴るには、放參の牌を収む。坐禪の法は、早晨には板を鳴らし、黄昏には鐘を響かす。大衆袈裟を搭けて雲堂に入り、被位に就き面壁坐禪す。後夜と晡時には、袈裟を掛けず。但だ坐禪のみなり。晡時には袈衣にして入堂し、單位に就き、蒲団を出して用つて坐禪す。未だ展單せず。或は半展單の古法有

正坐禪時、必用蒲團。或結跏趺坐。謂、結跏趺坐先以右足安左脛上、次以左足、安右脛上。或者半跏趺坐亦可。但以左足压右足而已。次以右手安左足上、左掌安右掌上。兩手大拇指面相拄。直須正身端坐。謂、頂顛脊骨相拄而端直。不得左側右傾前躬後仰。要令耳与肩对、鼻与臍对。舌掛上腭、脣齒相著、目須正開。不張不微、莫以險掩瞳。莫以項差背。鼻息任通、不喘不声。不長不短、不緩不急。身心俱調、拳体数欠、内外放寬、左右搖振七八箇。兀兀坐定思量箇不思量底。不思量底如何思量、非思量矣。乃坐禪之要術也。若欲起坐、徐徐而起、如要下床緩緩而下。不得高足大步急走馳騁。須揖而手於袖裏、莫垂兩袖於下面。不用點頭、祇看脚跟。詳緩而行。不可卒暴。与時低細如法隨衆。洒弃道之規矩也。

り。袈衣を脱し畳みて被の上に安じて坐禪す。後夜の坐禪には、袈裟を函櫃の上に安じて未だ動著すること能わず。

正に坐禪の時、必ず蒲團を用う。或いは結跏趺坐。謂わく、結跏趺坐は先ず右足を以て左の脛の上に安じ、次に左足を以て右の脛の上に安ず。或いは半跏趺坐も亦可なり。但だ左足を以て右足を壓すのみ。次に右手を以て左足の上に安じ、左の掌を右の掌の上に安ず。両手の大拇指面いて相い拄う。直に須く正身端坐すべし。謂わく、頂顛脊骨相い拄えて端直にし、左に側ち右に傾き前に躬り後に仰くことを得ざれ。耳と肩と对せしめ、鼻と臍と对せしめんことを要す。舌は上の顎に掛け、脣齒相著け、目は須く正に開くべし。張らず微めず、脛を以て瞳を掩うこと莫れ。頂をもつて背に差うこと莫れ。鼻息は通ずるに任せ、喘がず声せず。長ならず短ならず、緩ならず急ならず。身心俱に調えて、拳体数欠し、内外放寬し、左右搖振すること七八箇。兀兀として坐定して思量箇不思量底なり。不思量底如何思量、非思量なり。乃ち坐禪の要術なり。もし坐を起たんと欲せば、徐徐として起て。もし床を下らんと要せば、緩緩として下れ。高足大步、急走馳騁することを得ざれ。須く手を袖裏に揖し、兩袖を下面に垂ること莫るべし。點頭を用いず、祇だ脚跟を看よ。詳緩として行く。卒暴な

るべからず。時と与に低細にして如法に衆に随う。迺すなわち弁
道の規矩なり。

【語註】

- ①早晨坐禪……四時（黃昏・後夜・早晨・晡時）の坐禪のひとつで、粥罷以降の午前中に行う坐禪のこと。『正法眼藏聞書抄』
「光明」巻末の「坐禪事」に「早晨坐禪法、粥罷小頃掛牌、鳴板掛袈裟入堂。（早晨坐禪の法は、粥罷、小頃ありて牌を掛け、板
を鳴らして袈裟を掛け、入堂す。）」（『永平正法眼藏蒐書大成』十一、大修館書店、一九七四年、七一八頁）とある。また、『瑩山清規』
「日中行事」には「巳時。早晨坐禪。粥罷有小頃、維那掛坐禪牌於堂前。（巳時。早晨坐禪。粥罷、小頃ありて、維那、坐禪牌を堂
前に掛ける）」とあり『弁道法』と同内容を確認できるが、ここでは「巳時（午前九時から午前十一時まで）」のこととしている。
（宗学研究部門編『瑩山清規』の研究（二）―「日中行事」の翻刻―、『宗学研究紀要』第三号、二〇二〇年三月、一四六―一四七頁、一六
〇―一六一頁）。
- ②維那……修行僧の指導・管理のほか、僧堂・衆寮の管理全般を担当する役職のこと。「梵語維那、此云悅衆。凡僧中事、
並主之。（梵語には維那、此に悅衆と云う。凡そ僧中の事、並て之を主る）」（『禪苑清規』卷三「維那」、『訳註禪苑清規』一一〇頁）。なお、
『知事清規』（春秋社本六・一四八―一五三頁）は基本的に『禪苑清規』卷三「維那」（同一〇―一二六頁）の内容を踏まえる。
- ③坐禪牌……坐禪の時に掛ける牌のこと。次段落の割注に、四時の坐禪のうち早晨坐禪の時のみに掛けるとある。
- ④頭首……知事とともに修行道場における主要な役職の総称。『禪苑清規』卷四では首座、書状、蔵主、知客、庫頭、浴主の
役職を指し、「已上並為六箇頭首。（已上、並べて六箇頭首と為す）」（『訳註禪苑清規』一三九頁）として六頭首とする。ただし、同
書卷五「下頭首」（『訳註禪苑清規』一七六頁）では、首座、書記、蔵主、知客、浴主はそれぞれ住持人により任命された役職
であり、このほかに、維那が任命する侍者、殿主、堂主、浄頭、炬頭、そして、蔵主の配下である看経堂首座、蔵殿主
の各役職についても頭首と称することが示されている。なお、道元禪師の著作では、『正法眼藏』「安居」巻に「単寮にあ
るともがらと、首座・書記・蔵主・知客・浴主等と、到寮拝賀すべし」（春秋社本二・二三三頁）として頭首の各役職を確認

できるが、庫頭については未見である。冠註本『弁道法』「僧堂被位之図」(『弁道法』(一)一五八頁)や、『赴粥飯法』「僧堂鉢位十二板首之図」(同前一五九頁)にも「庫頭」は確認できない。面山瑞方(二六八三—一七六九)は『洞上僧堂清規考訂別録』六「諸職法考訂」において、「シカルニ禪規ノ請知事ニハ、監寺、維那、典座、直歳ノ四名見ヘテ、六頭首ノ中ニ、別ニ庫頭ヲ出セルハ、列名ノ相違方。庫頭ハ副寺ノコトナレバ、知事ノ中ニコソ入ベケレ、頭首ノ中ニイルベキ訣ナシ」(『曹洞宗全書』清規、二八八頁下)と述べており、庫頭は知事に配列すべき役職であり、頭首に位置づけることを否定している。

⑤ 出入之次く似不運歩……ここは坐禪を中断して移動する際の歩き方について示されている。『宝慶記』には、「緩歩以息為限、而運足也。不觀脚跟。然不躬不仰而運歩也。傍觀見之、只如立一処也。肩胸等不可動揺振也。(緩歩は息をもつて限りとなして、足を運ぶなり。脚跟を觀され。然して、躬らず仰がずして歩を運ぶなり。傍よりこれを觀見せば、ただ一処に立つがごとし。肩・胸等を動かし揺振すべからず)」(春秋社本七、一四頁)、「堂頭和尚慈誨曰、起於坐禪而歩時、須行一息半跣之法。謂、移歩不過半跣量。移足必經一息間也。(堂頭和尚慈誨して曰く、坐禪より起つて歩く時は、須く一息半跣の法を行はずべし。いわゆる、歩を移すこと半跣の量を過ぎず、足を移すこと必ず一息を経るの間なり)」(同前二八頁)とある。

⑥ 脳後……「脳」には頭の意もあることから、脳後は頭の後ろ、後頭部の意である。ここでは、坐禪をしている人の後ろ姿を見てはいけないといった意味であらう。

⑦ 一尋……一尋は長さの単位で一尺の八倍。およそ242・4 cm。

⑧ 跣……「跣」は、足または足の甲の意。

⑨ 猶如住立、似不運歩……寛文本の訓読は「猶お住立して歩を運ばざるに似たるが如し」であるが、本稿では対句の関係等から、冠註本以降の訓読である「猶お住立するが如く、運歩せざるに似たり」を採用した。

⑩ 斂揖……一般的に「揖」とは、両手を胸の前で組み合わせて敬意を表する拱手の礼を言い、「揖手」とはその際に組む手の組み方を言うが、『禪林象器箋』には、「旧説曰、僧家言揖者、即問訊是也。若又手著胸、是在家所謂揖也。(旧説に曰く、僧家に揖と言うは、即ち問訊はれなり。若し又手胸に著るは、是れ在家の所謂揖なり)」(柳田聖山編『禪林象器箋・葛藤語箋・禪林句集弁道』中文出版社、一九七九年、四〇八頁)とある。但し、この後の放參の箇所にて、例えば「次行者復於聖僧前、躬身如法問訊訖、

正立又手唱放參」とあるように、「問訊」や「又手」の語が別に見えるため、これらとは違った作法であることが考えられる（問訊）については『弁道法（一）』語註①参照。「又手」については同語註②参照。「揖」については同語註③参照。なお、「揖手」が行礼作法として定型化していくのは、面山瑞方『経行軌聞解』に「夫経行之法、応斂揖手（須是如法）於両袖合裏。莫垂両袖於左右脚辺。（夫れ経行の法は、応に揖手（須く是れ如法にすべし）を両袖の合裏に斂むべし。両袖を左右の脚辺に垂らすこと莫れ）」、「夾注二、須是如法トアルハ、揖手モ又手モ合掌モ、ミナ同意ニテ、当胸ナリ、ヒキク腹ニアテルハ非法ナリ」（曹洞宗全書）注解四、六二七頁下）とあるのが初出と思われ、『禅林象器箋』も立項は「揖」である。そのため本稿では「揖手を斂める」ではなく、「手を斂揖す」と訓読した。

⑪庫下火飯……「庫下」は寺院の台所である庫院のこと。「火飯」は小食の粥や中食の飯が蒸し終わった様子をみて、庫院にある雲版を打って鳴らすこと。『瑩山清規』「日中行事」には「已香欲了時、聖僧侍者問訊首座。是稟放禪也。即庫前雲板三下鳴。是称火板。是坐禪罷也。（已に香了せんと欲す時、聖僧侍者首座に問訊す。是れ放禪を稟すなり。即ち庫前の雲板三下鳴らす。是れ火板と称す。是れ坐禪罷むなり）」（『瑩山清規』の研究（一）一四七頁、一六一頁）とあり、以降、火飯は三打することが一般的となっている。『禅林象器箋』「火板」に「齋前三下板也。旧説曰、火板掛在庫司竈上、及飯熟、飯頭打之三下、則火頭滅火。故名火版矣。（齋前に板を三下するなり。旧説に曰く、火板を庫司の竈上に掛け、飯熟するに及び、飯頭之を打つこと三下すれば、則ち火頭火を滅す。故に火版と名づく）」（『禅林象器箋』七三四頁）とあるように、板三打を合図に竈の火を消すため、火飯と呼ぶ。ちなみに旧説とは、『勅修百丈清規』の抄物である『勅修百丈清規雲桃抄』（二四六二年成立）のことで、「へ火板一火板ハ庫裏ノ竈ノ上ニ掛ル板ニシテ飯ノウムル時ニ、飯頭カ三下打テハ、火ヲ焼ク者カ火ヲ引シテ、火板鳴ハ知僧堂近也」（『続抄物資料集成』第八卷、清文堂出版、一九八〇年、四九四頁）と記されている。

⑫齋罷……昼食（中食）の後。

⑬堂司供過行者……ここでの「堂司」は堂司行者のことで、堂司（維那）の下で補佐を行う役。「供過」は供過行者のことで、知事や頭首の下で、仏前や祠堂等に供物を献ずる役。供頭行者、供頭、供司ともいう。『知事清規』は『禅苑清規』の記述を踏襲し、「堂司并供頭行者、備弁寮舍門戸窓按・按位牀帳・動用什物、常須照管整齐。（堂司並びに供頭行者は、寮舎の門戸窓・按位牀帳・動用の什物を備弁し、常に須く照管して整齐すべし）」（『永平元禪師清規』「知事清規」の典故研究（中））、『宗学研究紀要』

二四号、一五一頁とあり、堂司行者や供過行者に対して、扉の開閉や被位の把握、日常使用する物品管理等、僧堂内の諸事を多岐に渡って任せている。本文では維那の補佐として、僧堂に掛ける坐禪牌の入れ替えを堂司・供過行者が担当しているが、『禪苑清規』卷三「首座」では「堂司行者先稟堂頭掛放參牌（堂司行者先ず堂頭に稟して放參牌を掛く）」（『訳註禪苑清規』二二五頁）と、堂司行者のみが放參牌を担当している。また、『禪苑清規』卷四「堂頭侍者」には、外侍者の役目として「請話入室念誦放參及結夏臘次牌、並外侍者主之。請話・入室・念誦・放參及び結夏・臘次の牌は、並に外侍者之を主る。」（『訳註禪苑清規』一六四頁）とあり、僧堂牌の管理担当は主に堂頭侍者となっている。

⑭放參……早參（粥後の説法）や晩參（晩の説法）を休止すること。『禪苑清規』卷六「警衆」には「堂前鳴小鐘子三下、乃放早參也。如不放參、堂上鳴鼓者、陸堂也。（堂前に小鐘子を鳴らすこと三下、乃ち早參を放すなり。如し放參せずして、堂上の鼓鳴らすは、陸堂なり）」（『訳註禪苑清規』二二九頁）とあり、鳴らし物によって説法の有無が示される。面山瑞方『洞上僧堂清規考訂別録』卷一には、「晡時二諷經ハ放參ノ時ニ限ル。晩參アレバ諷經ナシ。今マテノ規矩ハ、晩參シラヌユヘニ、坐禪セヌヲ放參ト覚ヘタリ。勅規ニ晡時ノ坐禪ヲ坐參ト云ハ、晩參ガアルユヘニ、坐禪シテ散乱ヲ鎮メテ後ニ聽法ス。住持人ニ官客カ病悩カ支ルコトアレバ、放參ユヘニソノ式ヲ行フ。放參ナレバ大衆ヒマユヘニ上殿諷經ス」（『曹洞宗全書』清規、二二二頁）とあり、後代においては放參の意味が変化し、坐禪ないし規定の行事を休む意味を持つようになるが、それは誤りであるとしている。

⑮昏鐘……黄昏鐘の略称。『弁道法』冒頭に「黄昏坐禪、聞昏鐘、搭袈裟、入雲堂、就被位坐禪。（黄昏の坐禪は、昏鐘を聞き、袈裟を掛け、雲堂に入り、被位に就き坐禪す）」（『弁道法』（一）一四一頁）とあるように、黄昏坐禪（夜坐）の開始を告げる鐘となつている。具体的な鳴らし方は不明であるが、『入衆日用』では「昏鐘鳴、即合掌念偈云、（聞鐘声 煩惱軽 智慧長 菩提生 離地獄 出火坑 願成仏 度衆生）須先帰單位坐禪。（昏鐘鳴るに、即ち合掌して偈を念じて云く、（鐘声聞き 煩惱軽く 智慧長じ 菩提生じ 地獄を離れ 火坑を出で 成仏を願い 衆生を度さんことを）須く先づ單位に歸りて坐禪すべし）」（『中世禪籍叢刊』第六卷、臨川書店、二〇一四年、三一七頁）と、大衆一同による偈文が存在していたことや、『禪苑清規』卷三「首座」では「昏鐘下窓簾、明即捲之。（昏鐘に窓簾を下ろし、明くれば即ち之を捲く）」（『訳註禪苑清規』二二五頁）と、時間の区切りとして用いられていたことがわかる。

⑬晡時……現在の午後四時～六時頃のこと。『弁道法』(一)「語註⑩参照。

⑭袂衣……肌着または普段着のこと。『弁道法』では「或寮主著袂衣而焼香。或寮主搭袈裟而焼香。(或は寮主袂衣を着けて焼香す。或は寮主袈裟を掛けて焼香す)」とあり、袂衣は袈裟を外した状態と推測される。また、『宝慶記』では、如浄禅師の書簡として「元子参問、自今已後、不拘昼夜時候、著衣袂衣、而來方丈問道無妨。(元子が参問、今より已後、昼夜時候に拘わらず、著衣袂衣にして、方丈に來りて道を問わんに妨げ無し)」(春秋社本七、二頁)と、道元禅師が拜問する際の威儀として、袈裟の有無を問わないことを許している。なお、『禪林象器箋』「卸衣」に、「忠曰、日本禪林僧、摺斂七条九条等。掛在左臂。此言卸衣。蓋卸下在肩衣也。或作又衣者非也。又与袂衣義不涉。(忠曰く、日本の禪林僧、七条九条等を摺み斂めて、左臂に掛け在く。此を卸衣と言う。蓋し肩に在る衣を卸下すなり。或は又衣に作すは非なり。又袂衣と与う義涉らず)」(『禪林象器箋』七二頁)とあり、日本の禪林では袈裟を疊んだまま左のひじに掛ける卸衣と混同されることがある。

⑮展単……体の下に寝具を敷くこと。本来、「単」とは僧堂における修行僧各位の位置を表す単位のことであるが、ここでは特に寝具のことを指す。『禪林象器箋』「眠単」に、「旧説曰、臥時鋪之。或謂坐時鋪之。本是坐具也。忠曰、或以眠単、為章服儀被単、非也。又和俗眠単、称蒲団、訛。蒲団以蒲造。与眠単不涉。(旧説曰く、臥時之を鋪。或謂は坐時之を鋪く。本より是れ坐具なり。忠曰く、或は眠単を以て、章服儀の被単と為すは、非なり。又和俗眠単を以て、蒲団と称するは、訛なり。蒲団は蒲を以て造るなり。眠単と涉らず)」(『禪林象器箋』七一〇頁)とあり、就寝時だけでなく、坐禅においても使用する坐具として用いられ、また日本においては蒲団(坐蒲)との誤用が見受けられると指摘している。尚、ここでは寝具の具体的な形状は不明である。寝具史研究の小川光暘氏は、上古く中世における寝具を「タタミ」と称することはあっても、その形状は御座や筵のような薄く積み重ねること、あるいは折りたたむことが可能なものであり、また、現在使用される木綿入りの敷き布団の初出は、一七世紀以降であると指摘している(小川光暘『寝所と寝具』雄山閣、二〇一六年刊参照)。このことから、本文における寝具としての単は、いわゆる現在使用されるような敷き布団ではないと推測される。また、『知事清規』に「堂中、冬夏替換氈席及涼簾暖簾、掛帳下帳、開炉閉炉。(堂中、冬夏に氈席及び涼簾暖簾を替換し、帳を掛け帳を下ろし、炉を開き炉を閉ざす)」(『永平元禅師清規』「知事清規」の出版研究(中)「一五一頁」とあることから、夏なら席、冬なら氈が寝具として敷かれていた可能性もある。

⑲半展単之古法……寢具(単)を半分収めてから坐禪を行うこと。『入衆日用』には、朝洗面をして帰堂する際の作法として「將眠單収一半坐定(將に眠單を一半収めて坐定す)」「〔中世釋籍叢刊〕第六卷、三〇二頁」と示されている。また、同じく『入衆日用』に「放參以眠單半展(放參せば眠單を以て半展す)」「(同前二二六頁)と、放參の場合には寢具を半分敷くことが示されている。尚、『禪林象器箋』「眠單」に「旧説曰、凡出半單、為坐禪矣。日用軌範云眠單収一半坐定。是也。初夜坐禪畢。出全單。為偃息也。所謂單者可鋪而坐臥之物。要不損壞常住床席也。(旧説曰く、凡そ半單を出すは、坐禪の爲なり。日用軌範云く眠單をば一半収めて坐定す。是なり。初夜の坐禪畢れば、全單を出す。偃息の爲なり。所謂單は鋪きて坐臥すべきの物なり。常住床席を損壞せざるを要すなり)」「(七一〇頁)とあり、眠單を半分敷くのは坐禪をするためであり、自らが臥坐する單を傷つけないための配慮とされている。

⑳動著……動かすこと。

㉑蒲団……前出。「弁道法」(一)註(44参照)。坐蒲のこと。坐禪の際に尻の下に置く敷物。脊椎骨を真下から支える。『正法眼藏』「坐禪儀」卷には「蒲団は全趺にしくはならず、跏趺のなかばよりはうしろにしくはなり、しかあれば、累足のしたは坐褥にあたり、背骨のしたは蒲団にてあるなり」(春秋社本一、三三五頁)とある。また、『坐禪用心記』には坐蒲の大きさについて、「経亘一尺二寸、周圍三尺六寸(経亘は一尺二寸、周圍は三尺六寸)」「(曹洞宗全書 宗源下、四二六頁)とある。

㉒結跏趺坐……坐禪において両足を組む坐法。先に右足を左腿、左足を右の腿の上に置く。道元禪師は足の組み方にとどまらず、仏行そのものとして結跏趺坐を用いる。『正法眼藏』「三昧王三昧」卷「身の結跏趺坐すべし、心の結跏趺坐すべし、身心脱落の結跏趺坐すべし」(春秋社本二、一七七頁)。左足が上になる組み方を降魔坐、反対に右足が上になる組み方を吉祥坐と呼ぶ場合もあるが、道元禪師はこれらの名称は用いていない。面山瑞方は『建康普説』の中で右脚を左脚に置くことを降伏と呼び、反対に右脚を左脚に載せることを吉祥としている。「以右押左半跏是名降伏。(中略)以左押右半跏是名吉祥。(中略)左右交押全跏是名円満。即是如来底。降伏吉祥一時頓成。(右を以て左を押す半跏、是を降伏と名づく。(中略)左を以て右を押す半跏、是を吉祥と名づく。(中略)左右交押する全跏、是を円満と名づく。即ち是れ如来底。降伏吉祥一時に頓成す)」「(続曹洞宗全書 語録二、四九七頁)。なお、『無畏三藏禪要』には「然端身正住、如前半跏坐。以右押左、不須結全跏。全跏則多痛。若心縁痛境即難得定。(然して端身に正住して、前の如く半跏坐す。右を以て左を押し、全跏を結ぶことを須いず。全跏すれば則ち痛多し。若

し心に痛境を縁ずれば、即ち定を得難し」(大正二八、九四四頁下)とあり、禪定において結跏趺坐を勧めない場合もある。

②③半跏趺坐……坐禪において片足を組む坐法。『弁道法』はじめ、『普勸坐禪儀』などの坐禪の方法について道元禪師はもっぱら左足を右腿に乗せる坐法を半跏趺坐としている(出典対照表一参照)。なお、『無畏三藏禪要』のように右脚を上にする坐法を正式とする禪定法もある(前註②参照)。

②④右手安左足上、左掌安右掌上……坐禪における手の組み方。「法界定印」と称されるが、道元禪師はこの名称を用いておらず「禪苑清規」などにも見られない。なお、面山瑞方『建康普說』には「両手印契是名法界定。(両手の印契、是を法界定と名づく)」「(続曹洞宗全書)語録二、四九八頁」とある。また、『修禪要訣』に「掌亦右庄左。並不得左庄右也。(掌も亦右が左を庄す。並びに左が右を庄すことを得ざるなり)」、「問。此方相伝為右手等多動、坐者要令左庄右。今乃与彼碩反。未審何故耶。答。西方諸仏、從仏以來相承坐法皆是也。並是印法。此方擅改。吾所未詳。(問う。此方の相伝は右手等多動する為に、坐者は要らず左をして右を庄さしむ。今乃ち彼と碩反す。未審し何故か。答う。西方諸仏、仏よりこのかた相承せる坐法は皆是の如きなり。並びに是印法なり。此方に改む。吾の未だ詳らかにせざる所なり)」「(続蔵六三、四一八頁上)とある。ここではインド僧の仏陀波利が左手を下にし、その上に右手を重ねる作法を示し、中国で手の組み方が変わったとされる。

②⑤正身端坐……身を正して坐ること。『普勸坐禪儀』にも同様の記述がある。『宝慶記』には「堂頭和尚慈誨云、坐禪時、莫倚壁及屏風禪椅等。若倚教人生病也。直須正身端坐、如坐禪儀。慎莫違背。(堂頭和尚慈誨して云く、坐禪の時、壁及屏風、禪椅等に倚ること莫れ。若し倚らば、人をして病を生ぜしむるなり。直に須く正身端坐すること、坐禪儀の如くして、慎んで違背すること莫れ)」「(春秋社本七、四四〇四六頁)とある。

②⑥頂顛脊骨相拄端直……頭頂と背骨、骨節が互いに支え合つて姿勢が真っ直ぐ伸びること。『普勸坐禪儀』や『正法眼蔵』「坐禪儀」巻には見られない。『禪苑清規』巻八「坐禪儀」には「令腰脊頭項骨節相拄狀如浮屠。(腰脊・頭頂をして骨節相支えて、状浮屠の如くならしめよ)」「(訳註禪苑清規二二八〇頁)とある。

②⑦舌掛上腭……舌を上アゴにつけること。『宝慶記』には「坐禪時、舌挂上腭。或括当門板齒、亦得。(坐禪の時、舌は上の腭に挂くべし。あるいは当門の板齒に括むるもまた得たり)」「(春秋社本七、四三頁)とあり、前歯に舌を当てることと示されている。

②⑧須開正眼……坐禪において目は開けておかなくてはならない、ということ。『宝慶記』には「若四五十來年慣習坐禪、渾

不会低頭瞌睡者、閉眼目坐禪無妨（もし、四・五十年來、坐禪に慣習して、渾く低頭し瞌睡することに会わざる者は、眼目を閉じて坐禪するも妨げなし。初学にして未だ慣れざる者のときは、眼を開いて坐せよ）（春秋社本七、四三頁）とあり、初學者は眼を開き、十分に習熟している者は眼を閉じることが構わないということが示されているが、道元禪師の著作には同様の理解をしている箇所は見いだされない（出典対照表一参照）。『弁道法』（前出）には「節に怠む眼を閉ずることを。眼を閉じれば昏生ず。頻頻に眼を開けば、微風眼に入りて困容易に醒む」とあり、あくまでも目を開けることによって眠気を払うことが示されている。坐禪における眼の開閉について、詳しくは池田魯參「天台止觀から道元禪成立までの瞑想の意義」（『印度学仏教学研究』第五三卷第一号、二〇〇四年、三―五頁）参照。

⑳ 不張不微……坐禪の際、目を見開いたり、細めたりしないということ。坐禪における目の開け方について「半眼」と称されることもあるが、道元禪師はこの名称を用いていない。なお、損翁宗益（一六五〇―一七〇五）『坐禪箴弁話』には「靜所ニ在リテ、手ヲクミ足ヲ重ネ、目ヲ半眼ニナシ」（『続曹洞宗全書』注解二、八三三頁）とある。また、『無畏三藏禪要』には「眼不用過開、又不用全合。大開則心散、合即昏沈（眼は過開を用いず、又た全合を用いず。大いに開けば則ち心散じ、合せば即ち昏沈す）」（大正一八、九四四頁下）とあり、眼を開き過ぎることは散を生じ、眼を閉じることが眠気を生じさせることが示される。

㉑ 莫以項差背……うなじを背に違えない。頭が前後に垂れることを戒めた語。『普勸坐禪儀』や『正法眼藏』「坐禪儀」巻には見られない。

㉒ 不喘不声……呼吸をする際に音を出すことや、音が出ずとも呼吸が詰まることを戒めた語。この様な調息法については、『普勸坐禪儀』や『正法眼藏』「坐禪儀」等の著述には見られず、『弁道法』のみに見られる。『六度集經』には「仏端坐不動不揺不喘不息。（仏の端坐は動じ揺らせず、喘がず息まず）」（大正三、四二頁―五三頁中）等、坐禪に関連して「不喘不息」という表現が見られるなお、天台智顛『修習止觀坐禪法要』（『天台小止觀』）には調息の説明において「喘」や「声」を用いた、以下の記述がある。「初入禪調息法者、息有四種相。一風、二喘、三氣、四息。前三為不調相、後一為調相。云何為風相。坐時則鼻中息出入覺有声。是風也。云何喘相。坐時息雖無声、而出入結滯不通。是喘相也。（初めに禪に入るに調息の法は、息に四種の相有り。一に風、二に喘、三に氣、四に息なり。前の三を不調の相となし、後の一を調の相となす。いかなるをか風の相となすや。坐

の時則ち鼻中の息の出入に声有るを覚ゆる。これ風なり。いかなるか喘の相なりや。坐の時息に声無しと雖も、出入の結滯して通ぜざるは、これ喘の相なり」(大正四六、四六六頁上)。

③② 拳体数欠……数回大きく息を吐き出すこと。「拳体」は全身のこと。「欠」は口を開いて息を吐き出すこと。『普勸坐禅儀』等にはこのような表現は見られず、「欠気一息」とされている。

③③ 思量箇不思量底く非思量……有無の二辺(相対)を超えた無分別のありようや、坐禅そのものになることなどを指す。斧山玄鉤(一七二?~一七八九)『正法眼蔵坐禅箴開解』には、「コレ思量ヲ離レタ兀々地ハ、二乗ノ空無、其コニ思量アルハ、二乗ヲ超ヘタ界、コノ兀々地ニ思量アルト云フ思量ハ、薬山ノ答話ノ非思量デ仏境界ナリ」(永平正法眼蔵蒐書大成)一七、大修館書店、一九七四年、五四頁)とあり、西有穆山『正法眼蔵啓迪』中(大法輪閣、一九六五年)には、「坐禅は非思量の境界で、兀坐王三昧である。だから我れ等日夜の坐禅は、直きにこれ仏すわると信受して坐するがよい。要はただ坐禅が坐禅になるまでやることである」(五〇七~五〇八頁)とある。この句は『景德伝灯録』卷十四の薬山惟厳(七四五~八二八)と、ある僧侶との問答に基づく。「師坐次有僧問、兀兀地思量什麼。師曰、思量箇不思量底。曰不思量底如何思量。師曰、非思量(師坐する次いで有る僧問う、兀兀地に什麼をか思量す。師曰く、箇の不思量底を思量す。曰く、不思量底如何んが思量せん。師云く、非思量)」「景德伝灯録」、禅文化研究所、一九九〇年、二七三頁)『正法眼蔵』「坐禅箴」卷には「非思量、いはゆる非思量を使用すること玲瓏なりといへとも、不思量底を思量するには、かならず非思量をもちいるなり、非思量にたれあり、たれわれを保任す、兀兀地たとひ我なりとも、思量のみにあらず、兀兀地を拳頭するなり」とある(春秋社本一、一〇四頁)。なお、伝統的な読み方としては「不思量底、如何が思量せん。非思量」と読み下しているが、ここでは『正法眼蔵』「坐禅儀」卷(春秋社本一、一〇一頁)の読みに従った(出典対照表一参照)。

③④ 高足大步急走馳騁……足を高く持ち上げて歩いたり、急いで歩くこと。馳騁は「奔走する」の意。

③⑤ 揖両手於袖裏く莫垂……手を袖の中に入れて手を組み、袖を垂らさないこと。又手の組み方については『弁道法』(一)「語註」②参照。

③⑥ 不用点頭、祇看脚跟……うつむかずに視線を下げ足元を見る。また、増註本では「点頭」の傍注に「左転右転」とあり、頭を振らずにただ足元を見るの意にも取れる。点頭は「うなづく」「頭を下げる」の意。『宝慶記』における緩歩の記述と

して「不観脚跟。然不躬不仰而運歩也（脚跟を観ざれ。然して、躬らず仰がずして歩を運ぶなり）」（春秋社本七、一五頁）とあり、歩行の際に足元を観ないことを教示される例もある。

③7 卒暴……急なさま。卒も暴もともに「急に行う」意がある。

原文	訓読
<p>放參法。所謂放參者、晡時坐禪罷行之。雲堂大衆、齋罷收蒲团出堂、歇于衆寮、就看読床。稍経時余、将晡時至（当世俗之未時之終）帰雲堂、出蒲团坐禪。従是以後、至明日齋時、蒲团常留单位。放參前首座入雲堂。首座入堂路、経雲堂之北簷下、而従前門之南頬入。或撃首座寮前板三下了入堂、聖僧前焼香罷就位而坐。或焼香問訊於聖僧罷、巡堂一匝訖就坐。次堂司行者、報諸寮曰首座坐堂。或撃寮前板三下、報大衆也。大衆聞板入堂搭袈裟、依单位相向而坐。面壁坐禪人、此時搭袈裟、轉身相向而坐。堂司行者先稟堂頭掛放參牌。然後行者上前堂簾。次行者入堂問訊聖僧罷到首座前。向首座合掌問訊訖、曲躬叉手、低声報曰、和尚放參。首座合掌默然而聽。次行者復於聖僧前躬身、如法問訊訖、正立叉手唱放參。（須引声唱）次行者出僧堂前、打放參鐘三下。（此時当世俗之西時半分）</p>	<p>放參の法。いわゆる放參とは、晡時の坐禪罷にこれを行う。雲堂の大衆、齋罷に蒲団を収めて出堂し、衆寮に歇うて看読床に就く。やや時余を経て、將に晡時に至らんとするや（世俗の未の時の終りに当る）、雲堂に帰り、蒲団を出して坐禪す。これより以後、明日の齋時に至るまで、蒲団は常に单位に留む。放參前に首座雲堂に入る。首座、入堂の路は、雲堂の北簷下を経て、前門の南頬より入る。或は、首座寮前の板を撃つこと三下し了つて入堂し、聖僧前に焼香し罷つて、位に就いて坐す。或は、聖僧に焼香問訊し罷つて、巡堂一匝し、訖つて坐に就く。次に堂司行者、諸寮に報じて曰く、首座坐堂と。或は、衆寮前の板を撃つこと三下して、大衆に報ずるなり。大衆、板を聞いて入堂し、袈裟を掛け、单位に依りて、相に向つて坐す。面壁坐禪の人も、この時袈裟を掛け、轉身して相に向つて坐す。堂司行者、先ず堂頭に稟して放參牌を掛く。然る後に行者、前堂の簾を上げる。次に行者、入堂し、聖僧に問訊し</p>

※「床」：冠註・文政本・増註ハ「牀」ニ作ル。

大衆聞鐘在坐位、揖上下肩。如揖食法。若住持人在堂、住持人起坐問訊。到聖僧前問訊訖出堂。大衆下牀、問訊上下肩。展單下帳罷、歸衆寮。

問訊上下肩、就案頭位相向而坐。喫湯隨意。或獻湯時、寮首座就位而坐。寮主燒香。然後行湯。寮主燒香時、大衆合掌。或寮主著袂衣而燒香、或寮主搭袈裟而燒香。或依住持人指揮、或依寺院旧例。

寮主燒香之法。先到当面向聖僧。問訊罷、步寄香炉之前。右手^{二一}上香罷、又手右轉身、還到当面。問訊訖、又手步到上間之両板頭中間。問訊訖、又手右轉身經正面而步到下間之両板頭中間。問訊訖、又手右轉身、步到正面。向聖僧問訊了、又手而立。然後行湯行茶。茶湯罷、又燒香問訊。行李如初。

弁道法終*

罷つて、首座の前に到る。首座に向つて合掌問訊し訖つて、曲躬又手して、低声に報じて曰く、和尚放參と。首座は合掌黙然として聴く。次に行者、また聖僧の前に於いて躬身し、如法に問訊し訖つて、正立し又手して放參と唱う（須らく声を引いて唱うべし）。次に行者、僧堂前に出で、放參鐘を打つこと三下す（この時世俗の西の時の半分に當る）。

大衆坐位に在りて鐘を聞き、上下肩に揖す。揖食の法の如し。若し住持人堂に在れば、住持人坐を起ち問訊す。聖僧前に到りて問訊し訖わりて出堂す。大衆下牀し、上下肩に問訊す。単を展べ帳を下ろし罷りて、衆寮に帰る。

上下肩に問訊し、案頭の位に就いて、相向いて坐す。喫湯は随意なり。或は獻湯の時、寮首座は位に就いて坐す。寮主燒香し、然して後、湯を行く。寮主燒香時、大衆合掌す。或は寮主、袂衣を著け燒香し、或は寮主、袈裟を搭け燒香す。或は住持人の指揮に依り、或は寺院の旧例に依る。

寮主燒香の法。先ず当面に到りて、聖僧に向かう。問訊し罷て、香炉の前に歩み寄る。右手にて上香し罷りて、又手し右に身を轉じ、還て当面に到る。問訊し訖わりて、又手して上間の両板頭の間面に歩み到る。問訊し訖わりて、

※弁道法終……文政本ハ「永平弁道法尾」ニ作ル。

又手して右に身を転じ正面を経て、下間の両板頭の間中に歩み至る。問訊し訖わりて、又手して右に身を転じ正面に歩み至る。聖僧に向いて問訊し了りて、又手にて立つ。然して後、湯を行き茶を行く。茶湯罷て又た焼香問訊す。行李は初めの如し。

弁道法 終

【語註】

- ③8 晡時……午後四時から六時頃。十二支で時刻を表す辰刻法（定時法）では、申の時を指す。『弁道法』（二）語註⑩参照。
- ③9 雲堂……僧堂のこと。『弁道法』（一）語註⑪参照。
- ④0 歇……休息すること。
- ④1 看読床……看読とは經典等を黙読すること。床は椅子や寝台等を指す。ここでは、衆寮における修行僧各位の位置。単位とも。『禪苑清規』卷一「掛搭」では、「於是寮主看詳戒臘高低、指參頭以下一例就看読床掛搭（ここにおいて寮主戒臘の高低を看詳して、參頭以下を指し一例に看読の床按についてし掛搭せむ）」（『訳註禪苑清規』三二頁）として戒臘の高低によって新到に割り振る様子が示されている。
- ④2 未時……十二支で時刻を表す辰刻法（定時法）のひとつ。午後一時から三時ごろを示す。『弁道法』（一）語註⑩参照。
- ④3 齋時……昼食（中食）の時刻。
- ④4 放參前首座入雲堂ノ喫湯随意……放參の前に首座が行う一連の進退作法のこと。『禪苑清規』卷三「首座」にも「放參前、首座入堂、聖僧前焼香罷就位坐（放參の前、首座堂に入って、聖僧前に焼香し罷つて位に就いて坐す）」（『訳註禪苑清規』一二六頁）とあり、以下続けて本文の進退作法と同様の記述が見られる（出典対照表三参照）。
- ④5 北簷下……簷は屋根のはしの部分。のき、ひさしのこと。ここでは、雲堂の北側、つまり前門から聖僧正面に向かって右

側にある軒下の通路を示す。『弁道法』(一)「語註⑱」、「僧堂被位圖」参照。

④6 兩頬……門前から聖僧正面に向かって左側を指す。『弁道法』(一)「語註⑳参照。

④7 三下……「下」は動作の度数を数えることは。ここでは、板や鐘などを三度打つことを示す。

④8 問訊……合掌し一礼すること。『弁道法』(一)「語註㉑参照。

④9 巡堂一匝……僧堂内を一巡すること。『弁道法』(一)「語註㉒参照。

⑤0 単位……僧堂内における修行僧の位置。『弁道法』(一)「語註㉓参照。

⑤1 面壁坐禅の人……増註本では「僧堂直日等」とする傍註が入り、すでに堂内で坐禅していた人のこととしている。直日とは、一日交代で僧堂内の勤めや管理にあたる役のこと。ここでは僧堂内を常に看守する当直のことを指す。直堂とも。『禪苑清規』巻四「聖僧侍者炉頭直堂」では直堂の法が示され、「直堂人、常在堂中於上下間照管(直堂の人、常に堂中において上下間において照管す)」(『訳註禪苑清規』一五九頁)とある。

⑤2 堂頭……寺院の頭、即ち住持人のこと。禪院の住持の居室である方丈を示す意が転じたとされる。

⑤3 曲躬叉手……叉手のまま、深く低頭(拜礼)すること。『弁道法』(一)「語註㉔参照。

⑤4 次行者復於聖僧前躬身、如法問訊訖、正立叉手唱放參……「躬身」は身体を折り曲げて敬意を表すという意。「如法」はさまりに従って行うこと。「正立」はまっすぐに立つこと。春秋社本では、「次に行者また聖僧の前に於いて、躬身如法に問訊し訖って、正立叉手して放參と唱う」(春秋社本六、四三頁)と読み、「如法」が「躬身」にかかるが、本研究会では、「如法」を「問訊」にかけて、「また聖僧の前に於いて躬身し、如法に問訊し訖って、正立し叉手して放參と唱う」のように訓読した。『禪苑清規』巻三「首座」には、「復於聖僧前躬身正立喝放參、然後打放參鐘(聖僧の前において身を躬めて正しく立って放參と喝し、然して後に放參の鐘を打つ)」(『訳註禪苑清規』一二六頁)とある。

⑤5 四時……十二支で時刻を表す辰刻法(定時法)のひとつ。午後五時から七時ごろを示す。『弁道法』(一)「語註㉕参照。

⑤6 如拈食法……食事を前にして拈手(前註㉖参照)して頭を低く下げ、敬意を表わすこと。現在の作法では「五観之偈」を唱える途中で拈食を行なう。ここでは食事に対してではなく、「上下肩」とあるように単の両隣に対して頭を低く下げ、敬意を表わすことを意味する。『禪苑清規』一「赴粥飯」では「維那未白遍槌、不得擊鉢。先作供養。候聞遍槌、合掌拈食。

次作五観。(維那未だ白遍槌せざるに、擊鉢を得ず。先ず供養を作す。遍槌を聞くを候ちて、合掌し揖食し、次に五観を作す)〔「訳註禪苑清規」四八頁〕とある。また「食遍。維那白槌一下。首座接食観想訖。大眾方食。(食遍うして、維那、白槌一下し、首座、接食観想し訖わり、大眾方めて食す)〔「訳註禪苑清規」四八頁〕とある。ちなみに『禪苑清規』の諸本はこの一段を「首座接食観想訖」に作るが、「高麗版本」のみ「首座揖食観想訖」に作る。両者共に『赴粥飯法』に引用されているが、道元禪師は両者とも「揖食」を採用している。『赴粥飯法』には「(食遍維那白食槌一下、首座揖食観想訖、大眾方食)〔食遍うして維那白食一下し、首座揖食観想訖、大眾方に食す)〔春秋社本六、五八頁〕、「維那未だ白遍槌、不得擊鉢作供養。候聞遍槌、合掌揖食、次作五観(維那未だ遍槌を白せざるに、鉢を撃けて供養を作すことを得ざれ。候ちて遍槌を聞かば、合掌揖食し、次に五観を作す)〔同前六〇頁〕とある。

⑤7 寮頭位……案は机を意味する。頭は場所を示す助詞。すなわち衆寮における自分の机のある位置のこと。ここでは面壁して机に向かうのでは無く、相向かって坐す。『衆寮箴規』に「寮中不可到他人之案頭、而顧視他人看読、乃妨自他道業也(寮中、他人の案頭に到り、他人の看読を顧視し、乃ち自他の道業を妨げるべからず)〔同前七六頁〕とある。

⑤8 寮首座……衆寮の第一坐のこと。衆寮を司る責任者。寮元とも。『禪苑清規』四「寮主寮首座」には「寮中首座当請久住宿徳諳練事体之人。同寮主於寮中止宿看守衆僧衣鉢。並特為新到。(寮中首座は当に久住の宿徳、事体を諳練する人を請すべし。寮主と同じく寮中に於いて止宿し、衆僧の衣鉢を看守す。並に特に新到の為にす)〔「訳註禪苑清規」一六二頁〕とある。

⑤9 寮主……衆寮にあつて衆僧の衣鉢等を監護する役職のこと。入寮の先後によつて順番に交代する。『禪苑清規』四「寮主寮首座」には「寮主依入寮先後輪請。或当一月、或当半月、或十日。各逐所在。主看守衆僧衣鉢。(寮主は入寮の先後に依りて輪請す。或は一月に当たり、或は半月に当たり、或は十日なり。各の所在に逐い、衆僧の衣鉢を看守することを主る)〔「訳註禪苑清規」一六〇頁〕とある。

⑥0 聖僧……僧堂の中央に奉安する仏像のこと。その像は一定ではないが、古来より文殊菩薩や観音菩薩、或いは賓頭盧尊者や摩訶迦葉尊者、陳如尊者などが置かれたようである。なお、現在の永平寺では、僧堂には僧形の文殊菩薩、そして衆寮には観音菩薩が置かれる。『弁道法』(一)「語註⑭参照。

⑥1 両板頭……板頭は、牀縁そのもの。また各牀の上位の座のこと。版頭とも。『禪苑清規』一「掛搭」には「於前門内南頬

牀下版頭第三位次第而坐。(前門内の南頬に於いて牀下の版頭第三位に次第して坐す)〔訳註禪苑清規三〇頁とある。「両」はおそらく単の牀縁の間という意味であろう。当時の衆寮に鳥單が在ったか不明であるが、無かった場合、聖僧の脇辺りを意味するのでは無からうか。

②「行李……」行」は弱行、「履」は履踐。行住坐臥、語黙動靜、喫茶喫飯、一切の行為、作法を指す。また、修行の経過・行状をいう。行履とも。

③「弁道法終……」『弁道法』はこの様に、衆寮での焼香法について示されて終わるが、これで完成していたのかについては疑問が残る。即ち、「弁道法終」の一文を道元禪師自身が記したとは確定できない。大仏寺の頃に作成された事を鑑みるに増補を前提としたもの、もしくは草稿や散逸では無からうか。

【出典対照表】

一、正坐禪時

『弁道法』	『普勸坐禪儀』 (流布本)	『普勸坐禪儀』 (天福本)	『正法眼蔵』 「坐禪儀」	『禪苑清規』 「坐禪儀」
<p>正に坐禪の時、必ず蒲団を用う。或いは結跏趺坐。謂わく、結跏趺坐は先ず右足を以て左の脛の上に安じ、次に左足を以て右の脛の上に安ず。或いは半跏趺坐も亦可なり。但だ</p>	<p>尋常、坐処には、坐物を厚く敷き、上に蒲団を用うべし。或いは結跏趺坐し、或いは半跏趺坐す。謂く結跏趺坐は、まず右の足を</p>	<p>正に坐する時は、坐物を厚く敷き、上に蒲団を用うべし。然る後に結跏趺坐し、或いは半跏趺坐す。謂く結跏趺坐は、まず右の足を</p>	<p>坐禪のとき、袈裟をかへし、蒲団をしよくべし、蒲団は全跏にしくにはあらず、跏趺の半よりはうしろにしくなり、しかあれば、累足したのは坐蓐にあたり、脊骨のしたは蒲</p>	<p>b 坐禪せんと欲する時は、閑靜の処において厚く坐物を敷き、寛く衣帯を繫げ威儀をして齊整ならしめて、然して後に結跏趺坐す。先ず右の足を以て左の壁の上に安き、左の</p>

左足を以て右足を壓すのみ。次に右手を以て左足の上に安じ、左の掌を右の掌の上に安ず。両手の大指面いて相い挂う。直に須く正身端坐すべし。謂わく、頂顛脊骨相い挂えて端直にし、左に側ち右に傾き前に躬り後に仰くことを得ざれ。耳と肩と對せしめ、鼻と臍と對せしめんことを要す。舌は上の顎に掛け、脣齒相著け、目は須く正に開くべし。張らず微めず、臉を以て瞳を掩うこと莫れ。項をもつて背に差うこと莫れ。鼻息は通ずるに任せ、喘がず声せず。長ならず短ならず、緩上に安く。半跏趺坐は、ただ左の足をもつて右の脛を壓すのみなり。衣帯を寬繫して、齊整ならしむべし。次に、右手を左の足の上に安く、左の掌を右の掌の上に安く。両つの大指、面いて相柱う。乃ち正身端坐すべし。左へ側ち、右へ傾き、前に窮まり、後ろへ仰のくことを得ざれ。要す耳と肩と對し、鼻と臍と對せしむべし。舌は上の顎に掛くべし。脣齒相著くべし。目は須く常に開すべし。鼻息微かに通ずべし。身相既に調べて、欠氣一息し、左右に揺振して、兀兀と坐上に安く。半跏趺坐は、ただ左の足をもつて右の脛を壓すのみなり。衣帯を寬繫して、齊整ならしむべし。次に、右手を左の足の上に安く、左の掌を右の掌の上に安く。両つの大指を以て、面いて相柱う。乃ち正身端坐すべし。左へ側ち、右へ傾き、前に弱まり、後ろへ仰のくことを得ざれ。要す耳と肩と對し、鼻と臍と對せしむべし。舌は上の顎に掛くべし。脣齒相著くべし。目は須く常に開すべし。身相既に定まり、氣息も亦た調べて、念起こらば即ち覺せよ、之を覺すれば即団にてあるなり。これ仏祖の坐禪のとき坐する法なり。あるいは半跏趺坐し、あるいは結跏趺坐す、結跏趺坐は右の足を左のものうへにおく、左の足を右のものうへにおく。足のさきおのおのももとひとしくすべし、參差なることをえざれ。半跏趺坐は、ただ左の足を右のものうへにおくのみなり。衣衫を寬繫して、齊整ならしむべし。右手を左の足のうへにおく、左手を右手のうへにおく。ふたつのおほゆびさきあひささふ。両手かくのごとくして、身にちかづけておくな足を右の壁の上に安く。或は半跏趺坐するもまた可なり。ただ左の足をもつて右の足を压すのみ。つぎに右の手をもつて左の足の上に安き、左の掌を右の掌の上に安いて、両手の大指をもつて面つて相挂え、徐徐として身を挙げて前に欠び、また左右に揺振し、すなわち正身端坐して左に傾き右に側ち、前に躬り後に仰くことを得ざれ。腰背・頭項をして骨節相挂えて、状浮屠の如くならしめよ。また身を聳やかすこと太だ過ぎて、人をして氣急に安からざらしむることを得ざれ。要ら

左足を以て右足を壓すのみ。次に右手を以て左足の上に安じ、左の掌を右の掌の上に安ず。両手の大指面いて相い挂う。直に須く正身端坐すべし。謂わく、頂顛脊骨相い挂えて端直にし、左に側ち右に傾き前に躬り後に仰くことを得ざれ。耳と肩と對せしめ、鼻と臍と對せしめんことを要す。舌は上の顎に掛け、脣齒相著け、目は須く正に開くべし。張らず微めず、臉を以て瞳を掩うこと莫れ。項をもつて背に差うこと莫れ。鼻息は通ずるに任せ、喘がず声せず。長ならず短ならず、緩

上に安く。半跏趺坐は、ただ左の足をもつて右の脛を壓すのみなり。衣帯を寬繫して、齊整ならしむべし。次に、右手を左の足の上に安く、左の掌を右の掌の上に安く。両つの大指、面いて相柱う。乃ち正身端坐すべし。左へ側ち、右へ傾き、前に窮まり、後ろへ仰のくことを得ざれ。要す耳と肩と對し、鼻と臍と對せしむべし。舌は上の顎に掛くべし。脣齒相著くべし。目は須く常に開すべし。鼻息微かに通ずべし。身相既に調べて、欠氣一息し、左右に揺振して、兀兀と坐

上に安く。半跏趺坐は、ただ左の足をもつて右の脛を壓すのみなり。衣帯を寬繫して、齊整ならしむべし。次に、右手を左の足の上に安く、左の掌を右の掌の上に安く。両つの大指を以て、面いて相柱う。乃ち正身端坐すべし。左へ側ち、右へ傾き、前に弱まり、後ろへ仰のくことを得ざれ。要す耳と肩と對し、鼻と臍と對せしむべし。舌は上の顎に掛くべし。脣齒相著くべし。目は須く常に開すべし。身相既に定まり、氣息も亦た調べて、念起こらば即ち覺せよ、之を覺すれば即

団にてあるなり。これ仏祖の坐禪のとき坐する法なり。あるいは半跏趺坐し、あるいは結跏趺坐す、結跏趺坐は右の足を左のものうへにおく、左の足を右のものうへにおく。足のさきおのおのももとひとしくすべし、參差なることをえざれ。半跏趺坐は、ただ左の足を右のものうへにおくのみなり。衣衫を寬繫して、齊整ならしむべし。右手を左の足のうへにおく、左手を右手のうへにおく。ふたつのおほゆびさきあひささふ。両手かくのごとくして、身にちかづけておくな

足を右の壁の上に安く。或は半跏趺坐するもまた可なり。ただ左の足をもつて右の足を压すのみ。つぎに右の手をもつて左の足の上に安き、左の掌を右の掌の上に安いて、両手の大指をもつて面つて相挂え、徐徐として身を挙げて前に欠び、また左右に揺振し、すなわち正身端坐して左に傾き右に側ち、前に躬り後に仰くことを得ざれ。腰背・頭項をして骨節相挂えて、状浮屠の如くならしめよ。また身を聳やかすこと太だ過ぎて、人をして氣急に安からざらしむることを得ざれ。要ら

ならず急ならず。身心俱に調べて、挙体数欠し、内外放寛し、左右搖振すること七八箇。兀兀として坐定して思量箇不思量底なり。不思量底如何思量、非思量なり。乃ち坐禪の要術なり。もし坐を起たと欲せば、徐徐として起て。もし床を下らんと要せば、緩緩として下れ。高足大步、急走馳騁することを得ざれ。須く手を袖裏に挿し、両袖を下面に垂ること莫るべし。點頭を用いず、只だ脚跟を看よ。詳緩として行く。卒暴なるべからず。時と与に低細にして如法に衆に随う。迺

定して、箇の不思量底を思量せよ。不思量底、如何が思量せん。非思量。これ乃ち坐禪の要術なり。いわゆる坐禪は習禪にはあらず、ただこれ安樂の法門なり。菩提を究尽するの修証なり。公案現成、羅籠いまだ到らず。もし、この意を得ば、龍の水を得るがごとく、虎の山に靠るに似たり。当に知るべし、正法自ずから現前し、昏散先ず撲落することを。もし、坐より立たば、徐徐として身を動かし、安祥として起つべし。卒暴なるべからず。

(春秋社本五、五七頁)

ち失す。久久にして縁を忘ずれば、自ずから一片と成る。これ坐禪の要術なり。いわく、坐禪は即ち大安樂の法門なり。もしこの意を得ば、自然に四大輕安にして、精神爽利に、正念分明にして、法味神を資け、寂然として清樂に、日用天真ならん。已に能く發明せば、謂う可し、龍の水を得るがごとく、虎の山に靠るに似たり。当に知るべし、正念現前すれば、昏散曷んぞ到らんや。もし坐より起たんには、徐徐に身を動かし、安祥として起つべし、卒暴なるべからず。

り。ふたつのおほゆびのさしあはせたるさきを、ほぞに對しておくべし。正身端坐すべし。ひだりへそばだち、みぎへかたぶき、まへにくぐまり、うしろへあほのくことなかれ。かならず耳と肩と對し、鼻と臍と對すべし。舌はかみの脛にかくべし。息は鼻より通ずべし。脣齒あひつくべし、目は開すべし、不張・不微なるべし。かくのごとく身心をととのへて、欠氣一息あるべし、兀兀と坐定して、思量箇不思量底なり、不思量底如何思量、これ非思量なり。これすなはち坐禪の法

ず耳と肩と對し、鼻と臍鼻と臍と對せしめよ。舌は上の顎を柱え、脣齒相着け、目は須らく微に開いて昏睡を致すことを免るべし。もし禪定を得ればその力最勝なり。古え習定の高僧あつて坐して常に目を開く。向きに法雲円通禪師もまた人の目を閉じて坐禪するを訶してもつて黒山鬼窟と謂う。けだし深旨あり、達者は知らん。身相すでに定まり氣息すでに調つて、然して後に寛く臍腹を放ち、一切の善惡都て思量することなかれ。念起らばすなわち覺せよ。覺すればすなわち

<p>ち弁道の規矩なり。 （八ウ〜九ウ、原漢文）</p>	<p>原漢文</p>	<p>（春秋社本五、一〇〜一一頁、原漢文）</p>	<p>術なり。坐禪は習禪にはあらず、大安楽の法門なり、不染汚の修証なり。 （春秋社本一、一〇〇〜一〇二頁）</p>	<p>失す。久久に縁を忘ずれば自ら一片と成る。これ坐禪の要術なり。 〔訳註禪苑清規〕二八〇〜二八一頁、原漢文</p>
----------------------------------	------------	---------------------------	---	--

二、不喘不声

不喘不声。不長不短、不緩不急。

（九才）

三、放參前首座入雲堂〜喫湯随意

放參前首座入雲堂。首座入堂路、經雲堂之北簷下、而從前門之南類入。或擊首座寮前板三下了入堂、聖僧前燒香罷就位而坐。或燒香問訊於聖僧罷、巡堂一匝訖就坐。次堂司行者、報諸寮曰首座坐堂。或擊衆寮前板三下、報大衆也。大衆聞板入堂搭袈裟、依单位相向而坐。面壁坐禪人、此時搭袈裟、轉身相向而坐。堂司行者先裏堂頭掛放參牌。然後行者上前堂簾。次行者入堂問訊聖僧罷到首座前。向首座合掌問訊訖、曲躬叉手、低声報曰、和尚放參。首座合掌默然

c 仏端坐不動不揺不喘不息

（『六度集経』、大正藏三、四二頁中）

c 放參前、首座入堂、聖僧前燒香罷就位坐。堂司行者、報諸寮云、首座坐堂。（『慧林打寮前版三下報衆』大衆入堂、依单位相向而坐。堂司行者、先裏堂頭掛放參牌、然後、堂前上簾。行者、於首座前問訊低声云。和尚放參。復於聖僧前躬身正立喝放參、然後打放參鐘。展單下帳罷、歸寮問訊。喫湯随意。

〔禪苑清規〕三「首座」、〔訳註禪苑清規〕一二五頁

而聽。次行者復於聖僧前躬身、如法問訊訖、正立叉手唱放參。〔須引声唱〕次行者出僧堂前、打放參鐘三下。〔此時當世俗之酉時半分〕大衆聞鐘。在坐位揖上下肩。如揖食法。若住持人在堂。住持人起坐問訊。到聖僧前問訊訖出堂。大衆下床。問訊上下肩。展單下帳罷。歸衆寮問訊上下肩。就案頭位相向而坐。喫湯隨意。

（九ウゝ一〇才）

共同研究「道元禪師の総合的研究」

『入衆日用』の註釈的研究（一）

石井修道 監修

曹洞宗総合研究センター宗学研究部門 編

一、本研究の趣旨と目的

共同研究「道元禪師の総合的研究」は、駒澤大学名誉教授である石井修道氏の指導の下、道元禪師（二二〇〇～二二五三）に関するこれまでの研究成果を踏まえつつ、伝記や著作、思想などの総合的な考察を通じて、道元禪師研究の進展を目標に定めている。

令和二年度より「弁道法」の註釈的研究」と副題を附し、研究を継続してきた。当該研究は令和四年度刊行の『宗学研究紀要』三六において擲筆することとした。本年度（令和四年度）は、南宋の嘉定己巳（二二〇九）仏生日（四月八日）に慶元府瑞巖寺の無量宗寿（伝不詳・大慧下四世）が千亀峰首座寮において撰した『入衆日用』（無量寿禪師日用小清規・「無量寿禪師規略」・「日用規範」等とも）について註釈的研究を行うこととした。

『入衆日用』は、大慧宗杲（二〇八九～一六三）―仏照徳光（一一二二～一二〇三）―秀巖師瑞（？～一二二二）と承ける無量宗寿（没年不詳）が編した日用清規である。起床・洗面・搭袈裟・展鉢・喫食・看経・入廁・入浴・臥床等の寮中・堂中における進退作法等について説かれ、現存する最古の清規である長蘆宗頤（一〇四〇頃～一一〇九頃）撰『禪苑清規』（一一〇三年刊）に次ぐ成立のものである。『勅修百丈清規』巻六には「日用規範」の題で収められ、また、日本では『五味禪』の一つとして重視された。

なお、『入衆日用』の関連資料として、共に『禪門諸祖師偈頌』下に収録される、白楊法順（一〇七六～一一三九、五祖法演下第三世）の『垂誠』には共通する偈文が記載されている（『五山版中国禪籍叢刊』一一、臨川書店、二〇一四年、六〇～六一頁）。またこれに続いて掲載される慈受懐深（一〇七七～一一三一、雲門下第三世）の『示衆箴規』には、「寿無量本、大同小異」の割註が付されている（同前六一～六三頁）。

二、検討史料及び道元禪師との関係について

椎名宏雄氏の「五山版『無量寿禪師日用清規』における区分に従えば、『入衆日用』は以下の三系統本が存在したことが知られ、まずこれらを簡条書きで説明する。

①原著本…南宋代の嘉定二年（一二〇九）仏生日（四月八日）に、千亀峰の首座寮で著された本。無量の序文の識語によって存在を知ることができる。ただし、この時点の本文は現存しない。

②増広本…瑞巖寺に住していた紹定三年（一二三〇）頃に、無量宗寿自ら増広して成立したもの。その理由について、椎名氏は、紹定三年に成立した『人天宝鑑』の引用があることを挙げている（五山版『無量寿禪師日用清規』）。これに関連して、『無門関』に、紹定三年三月に著した、無門慧開（一一八三～一二六〇）が瑞巖寺で立僧首座を勤めるに際しての謝偈が収録される（五山版中国禅籍叢刊）一、二、臨川書店、二〇一八年、五六四～五六五頁。また流布本は『卍統蔵』一一一（四七二頁右上）、四七四頁右下）所収本であるが、これも増広本系に位置づけられる。

③増補本…増補本に付される跋文に依れば、増広本を後人がさらに増補し、泰定四年（一二三七）に刊行したもの。これら三系統の『入衆日用』の内、現存するのは後に成立した②増広本と③増補本の二系統のみである。次にこれらの伝来・伝播について整理したい。

先に③増補本について触れておくと、本書の伝本は、大東急記念文庫に所蔵される五山版『無量寿禪師日用清規』が現存唯一である。佐久間賢祐氏は「『日用清規』の研究（一）」において、③増補本の基本的な特徴と②増広本との相違点について言及し、椎名氏は「五山版『無量寿禪師日用清規』」において、増補分の出典を中心に検討を行っている。本書は『五山版中国禅籍叢刊』五に収録されたため、現在は容易に閲覧が可能である。

次に、②増広本は豊富に伝本が存在するが、独立した一書として書写・刊行される場合は多くはなく、複数の著作、あるいは後に成立した著作の中に含まれる形で伝来・伝播してきている場合が多い。

現存最古の伝本は、中世期に『五味禪』中の一書として含まれているものである。『信心銘』・『証道歌』・『坐禅儀』・『十牛図』の四書を一括して『禪宗 四部録』と称するが、その末尾に『入衆日用』を加えたものが『五味禪』であり、両者共に日本の鎌倉時代末頃には出版がなされていたであろうと推定されている（『禪の語録』一六、筑摩書房、一九七四年、一八二頁。川瀬一馬氏によれば、『五味禪』は八種類の五山版が存在し、天理大学附属天理図書館所蔵本（『禅学典籍叢刊』二所収）が第一の大字版で、その他七種の小字版が存在するとしている（『五山版の研究』、日本古書籍商協会、一九七〇年、上巻三九一～三九三頁）。天理図書館所蔵本は、正中二年（一二三五）に刊行された五山版『寒山詩集』（『五山版中国禅籍叢刊』二所収）と同版同書体であることから、

両者は同一時期の刊行と推定されている（『禪学典籍叢刊』二、三七九頁）。

よって本稿では、現存最古の本文と考えられる、天理図書館所蔵『五味禪』を底本として定めた。これに加えて、川瀬氏の区分に従えば第二に分類される、国立国会図書館所蔵『五味禪』（請求記号：WAG93）を対校本として用いることで、両系統本を参照できるようにした。結果、天理図書館所蔵本は、それ以外の本には見られない本文を有している場合があることが確認された。それをどのように評価するかは、今後の研究課題の一つである。

『五味禪』所収本に近い本文を持つ本として、真福寺宝生院に所蔵される写本がある（『中世禅籍叢刊』六所収。本書の表紙には梵字「ㄩ」が記されているが、これは『大須経蔵目録』に付されているものと同一である（『真福寺善本叢刊』一 真福寺古目録集一、臨川書店、一九九九年、五八八頁）。『大須経蔵目録』は、天正一〇年（一五八二）の水害に際して、その点検のために作成された目録と推定されている（同前六八七頁）ため、水害以前の中世期の写本であると判断できる。

近世・江戸時代の刊本として、慶安元年（一六四八）四月上旬に次兵衛が刊行した『入衆日用』があり、末尾の刊記には「慶安戊子初夏上旬、書舎次兵衛梓刊」とある。これも五山版『五味禪』に近い本文を持ち、そのいずれかが底本かとも考えられるが、版式はいずれとも一致しない。版元の次兵衛は、寛永一七年（一六四〇）七月に『林間録』を刊行しており（国立国会図書館所蔵、請求記号：831306）、末尾の刊記には「寛永（庚／申）七月吉日、書舎次兵衛新刊行」（～）内は割注、／は割注の折り返しを示す）とある。なお、近時期に禅籍を刊行している類似的名称の書肆として、中野次兵衛が挙げられる。例えば、慶安元年五月刊『禅余外集』（駒澤大学図書館請求記号：H23714）末尾の刊記には「慶安戊子仲夏上旬、中野氏次兵衛梓刊」とある。また承応三年（一六五四）三月に『空谷集』（同前H4411-6）・『従容録』（同前H42451-3）・『虚堂集』（同前H1242631-6）を林伝左衛門と共に刊行しているが、その末尾の刊記には共通して「承応甲午暮春吉日（中野次兵衛／林伝左衛門）新刊」（『空谷集』）とある。特に同年に刊行された『入衆日用』と『禅余外集』の刊記の表記は類似しており、『入衆日用』では「中野氏」を省略して刊記に記したものと推測される。以上の本文系統・版元に関する最終的な特定は、今後の課題としたい。

また『入衆日用』は短文のため、後代に成立した清規においては、その一章として収録されている場合がある。本稿では、『叢林校訂清規総要』（校規）・『禅林備用清規』（備規）・『勅修百丈清規』（勅規）を検討対象とした。これら三清規に収録されている『入衆日用』は、先の『五味禪』や真福寺本等と比較すると本文の異同が大きい。文言を検討すると、③増補本からの影響

を受けていると思われる部分も見受けられ、その理由等は今後の課題である。

以上に加えて、近代の写本ではあるが、京都大学附属図書館蔵経書院文庫には、『入衆日用』を先に置き、それに『四部録』を合わせた写本が存在する（請求記号・蔵〳〳〳〳）。蔵経書院文庫は『正統蔵』の底本となった典籍で構成されるため、『正統蔵』所収本に代えて、本書を検討対象に加えることとした。

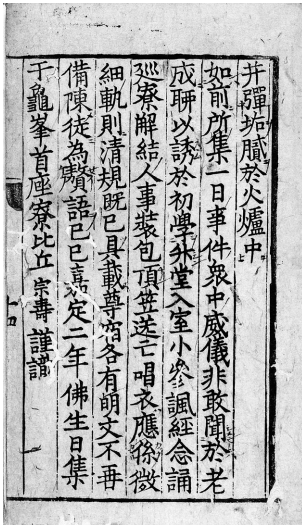
注釈書については、本書に直接注疏を施したものの他に、『勅修百丈清規』等の注釈書にも含まれているため、比較的数量は多い。『入衆日用』単独の主要な注釈書のみ挙げると、例えば天和二年（一六八二）一月に本屋吉兵衛が刊行した頭注本（国立国会図書館所蔵、請求記号・827.826）、明暦元年（一六五五）、西村又左衛門刊本などが知られる、臨濟宗の笑雲清三の講説を記録した『無量寿禪師入衆日用清規之鈔』上下巻、元禄九年（一六九六）に臨濟宗の本峠恵俊が刊行した『入衆日用小清規稗説』全四巻、無著道忠（二六五三〜一七四四）『入衆日用別山鈔』（妙心寺東海本庵蔵）等が挙げられる。

『入衆日用』は道元禪師の著述にも引用が確認でき、『禪苑清規』とともに、道元禪師の清規に大きな影響を与えた書であるといえよう。換言すれば、道元禪師が管見することが可能であった中国成立の清規資料は、『禪苑清規』と『入衆日用』の二本であると断つてもよいだろう。また増補本が成立した瑞巖寺には、無量以前に如浄（一一六一〜一二三七）が住持していることから、道元禪師入宋当時の儀礼を記録している可能性もある。

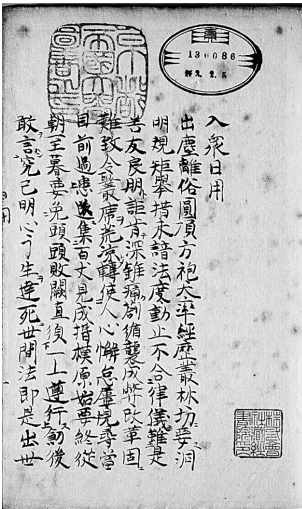
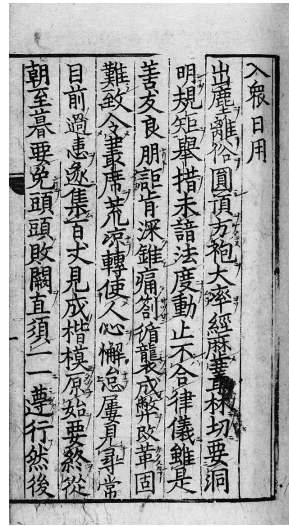
なお、道元禪師が引用する『入衆日用』の文章と「増広本」・「増補本」を比較した時、「増補本」はともかくとして、「増広本」についても、それが必ずしも一致していないという問題がある。今後、他の出典が求められれば、もちろん問題は無い。もう一つの考え方として、「増広本」の成立が「大宋紹定のはじめ、本郷にかへりし」（『弁道話』、春秋社本二、四六一頁）の後、つまり道元禪師帰朝後であることから、道元禪師の引用文を、原著本の逸文として位置づけられる可能性がある。

椎名氏は、道元禪師が依拠した可能性が高い『景德伝灯録』の刊本を検討した結果、現存しない淳熙本からの引用であると位置づけ、「禪師による一三〇余項の引文そのものは、淳熙本の逸文として資料的に改めて注目すべきである」と指摘している（『道元禪師の依用禅籍』、『道元禪師研究論集』、大本山永平寺、二〇〇二年、七三三〜七三七頁）。『景德伝灯録』に対する椎名氏の解釈を『入衆日用』にも適用できるとすれば、数は多くはないものの、文献学的に大きな価値を持っている可能性がある。また異同が多いため、直接出典とは見なせない場合であっても、道元禪師が引用した原著本から「増広本」へと書き改められた結果であ

るといふ解釈もまた考えられるため、「増広本」のテキストを定め、改めて両者を比較した上で、出典を再精査することもある必要である。



国立国会図書館所蔵『五味禅』巻頭・巻末（五山版（二））



京都大学附属図書館
藏経書院文庫所蔵本



京都大学附属図書館谷村文庫所蔵
『勅修百丈清規』「日用規範」

【底本・対校本】

- 底本……天理図書館所蔵『五味禪』（五山版（一）、「禪学典籍叢刊」二所収）
国会本……国立国会図書館所蔵『五味禪』（五山版（一）、「請求記号：W4693」）
校規……『叢林校訂清規総要』（五山版中国禪籍叢刊）五所収）
備規……『禪林備用清規』（中統蔵一一二所収）
勅規……京都大学附属図書館谷村文庫所蔵『勅修百丈清規』（元版、「請求記号：126ヒ29貴」）
真福寺本……真福寺宝生院所蔵（写本、「中世禪籍叢刊」六所収）
慶安本……慶安元年刊本
蔵経本……京都大学附属図書館蔵経書院文庫所蔵（写本、「請求記号：藏/17/112」）

【参考資料】

- 『天和本』 Ⅱ 『入衆日用』（国立国会図書館所蔵、「請求記号：821292」）
『禪説』 Ⅱ 『入衆日用小清規碑説』全四卷（元禄九年（一六九六）木嶋惠儉刊）
『左觴』 Ⅱ 無著道忠『禪学叢書』八、『勅修百丈清規左觴』（中文出版、一九七七年）
『訳註禪苑清規』 Ⅱ 『訳註禪苑清規』（曹洞宗宗務庁、一九七二年）
『中世禪籍叢刊』 Ⅱ 『中世禪籍叢刊編集委員会編』『中世禪籍叢刊』第六卷「禪宗清規集」（臨川書店、二〇一四年）
春秋社本 Ⅱ 『道元禪師全集』一〜七（春秋社、一九八八〜一九九三年）
春秋社訳註本 Ⅱ 『原文対照現代語訳 道元禪師全集』一〜一七（春秋社、一九九九〜二〇一三年）
大正 Ⅱ 『大正新脩大蔵経』（大正巻数・頁数a等と表記）
『禪学大辞典』 Ⅱ 『新版禪学大辞典』（大修館書店、一九八五年）
『禪語辞典』 Ⅱ 入矢義高・古賀英彦編『禪語辞典』（思文閣出版、一九九一年）
『弁道法（一）』 Ⅱ 『弁道法』の註釈的研究（一）（『宗学研究紀要』三四、二〇一二年）
『弁道法（二）』 Ⅱ 『弁道法』の註釈的研究（二）（『宗学研究紀要』三五、二〇一二年）

【主たる先行研究】

樽林皓堂「道元禪師の教学と入衆日用清規」(『駒沢大学実践宗乗研究会年報』八一―一七、一九四〇年)

佐久間賢祐「『日用清規』の研究(一)」(『駒沢大学大学院仏教学研究会年報』二四、一九九一年)

椎名宏雄「五山版『無量寿禪師日用清規』」(『宗学研究』四五、二〇〇三年)

石井修道「真福寺所蔵の『入衆日用』について」(『駒沢大学禪研究所年報』二五、二〇一三年)

【凡例】

一、本稿は、『入衆日用』の註釈的研究であり、凡例・原文・校異・訓読・語註によって構成されている。

一、本稿における文字は、通用の新字体に統一した。

一、『入衆日用』原文の底本には、天理図書館所蔵『五味禪』を用い、国会本・校規・備規・勅規・真福寺本・慶安本・蔵経本の七本と対校し、明らかに誤字・脱字と思われる箇所は他本で改め、校異・語註にて指摘した。

一、原文の丁数は、天理図書館所蔵『五味禪』にしたがい、複数丁にわたる場合は(〇オ〜〇ウ)のように記載した。

一、訓読・句読点・語註は、略号で列挙した文献を参照して作成した。割注は(〜)内に入れて示した。

本研究会参加者

講師……………石井修道(駒澤大学名誉教授)

参加者……………小早川浩大、澤城邦生、秋津秀彰、永井賢隆、山内弾正、秦慧洲(曹洞宗総合研究センター教化研修部門研究生)、久

松彰彦(同上)、清藤久嗣(曹洞宗総合研究センター宗学研究部門専門研究員)、角田隆真(同上)

原文

* 入衆日用
 出塵離俗、円頂方袍。大率^②經歷叢林、切要洞明規矩。举措、未諳^⑦法度。動止、不合律儀、雖是善友良朋、詎肯深錐痛割。循襲成弊、改革固難。致令叢席荒涼、輒使人心懈怠。屢見尋常目前過患、遂集百丈見成楷模。原始要終、從朝至暮、要免頭頭敗闕。直須一一遵行。然後敢言、究已明心、了生達死。世間法即是出世間法。行脚人可貽未行脚人。庶幾不負出家身心。亦抑同報佛祖恩德。謹具于后。

(三三才〜三三ウ)

訓読

入衆日用
 塵を出で俗を離れて、頂を円め袍を方にする。大率そ叢林を経歴せんには、切に規矩を洞明せんことを要す。举措、未だ法度を諳せず。動止、律儀に合はずんば、是れ善友良朋なりと雖も、詎か肯て深錐痛割せん。循襲、弊を成せば、改革、固に難し。叢席をして荒涼ならしめんことを致せば、輒た人心をして懈怠ならしむ。屢しば尋常の目前の過患を見て、遂て百丈の見成の楷模を集む。始めを原ね終わりを要め、朝より暮に至るまで、頭頭の敗闕を免れんことを要す。直須らく一一に遵行すべし。然して後に敢えて言う、己を究め心を明らめ、生を了じ死に達す、と。世間の法は即ち是れ出世間の法なり。行脚の人は未だ行脚せざるの人に貽すべし。庶幾くは出家の身心に負かざれ。亦た抑そも同じく佛祖の恩徳を報ぜんことを。謹んで后に具にす。

【校異】

※入衆日用……校規ハ「無量寿禪師日用小清規」、備規ハ

「日用清規」、勅規ハ「日用軌範」ニ作ル。真福寺本ハ「入

衆日用」ノ後ニ「無量寿禪師規略」トアリ、慶安本ハ「入

衆日用」ノ後ニ「無量寿禪師日用小清規」トアル。

※出塵離俗……備規ハ冒頭ニ「無量寿禪師、嘉定間、分座信

之亀峰時述也。茲筆以備日用。序云脱塵離俗」ニ作り、勅

規ハ冒頭ニ「無量寿禪師述序曰」トアル。

※要……校規ハ「湏」ニ作ル。

※雖是……備規・勅規ハ「縦有」ニ作ル。

※襲……校規・備規・勅規ハ「習」ニ作ル。

※固……校規・備規ハ「故」ニ作ル。

※席……校規ハ「林」ニ作ル。

※見……藏經本ハ別字「規」カ」ニ作ル。

※常……藏經本ハ「当」ニ作ル。

※見……校規・備規ハ「現成」ニ作り、勅規ハ「成現」ニ作

ル。

※楷……底本・慶安本・藏經本ハ「措」ニ作ル。

※須……校規ハ「湏」ニ作ル。

※然……藏經本ハ「劔」ニ作ル。

※可……藏經本ハ「百」ニ作ル。

※亦抑……校規・備規・勅規ハ「抑亦」ニ作ル。

※謹具于后……備規ハ割註ニ作ル。

【語註】

①出塵離俗、円頂方袍……出家し僧侶となること。俗塵から離れ、剃髪(円頂)して袈裟(方袍)を掛け僧形となること。(『禪学大辞典』、一一四二頁参照)。

②経歴……物事が移りゆく様。転じて、ある地域内をめぐり歩くこと。ここでは諸方に師を求めて叢林をわたり行脚すること。『正法眼蔵』「坐禅箴」には「十方の叢林に経歴して一生をすごすといへども、一坐の功夫あらざることを」(春秋社本一、一一二頁)とある。

③叢林……一般に禅宗の修行道場のこと。僧衆が和合して一処に住する様が、樹木の如く静寂なことからこの様に表現され

る。禪林、梅檀林とも。

④洞明……明らかなさま。

⑤規矩……則るべき基準。規則、規律、決まり事のこと。

⑥挙措・動止……共に立ち居振る舞いの意。ここでの挙措は後に「誦んじる」と続くことから、動作そのものよりもその動作の理解に重きがあるのであろう。なお動止については、『正法眼蔵』「身心学道」に「礼拝問訊する、すなはち動止威儀なり」(春秋社本一、五一頁)とある。

⑦法度・律儀……共に悪を抑制するもの。止悪。善行のこと。ここでは定められた規矩・清規のこと。

⑧深錐痛割……針を深く刺して痛みを与える様に、苦言を呈するといった意味か。『禪苑清規』に「初心入道法律未諳。師匠不言陷人於此。今茲苦口。敢望銘心。(初心の入道、法律未だ諳せず。師匠言わざれば人此に陥る。今茲に苦口す。敢えて心に銘せんことを望む)」(二四頁)とあるのを踏まえたものであろう。

⑨循襲……循は、繰り返しやめぐるといった意。襲は、かさねる・引き継ぐ、といった意味。「繰り返し」といった意味であらう。また『稗説』には、「循、韻会真韻、依也、順也、沿也。(中略)韻会緝韻、襲重也、広韻因也(循は、「韻会」の真の韻に、依なり、順なり、沿なりと。(中略)『韻会』の緝の韻に、襲は重なり、『広韻』は因なり)」「上之一、八ウ)とあり、「循」は「依・順・沿」と同じであると指摘され、また「襲」は「重」でありまた「因」であるとされる。ちなみに『韻会』は『古今韻会举要』、もしくは元の黄公紹の撰した『古今韻会』を熊忠が簡略化した韻書のこと。宋・元間の語音研究資料。また『朱子語類』卷九十一「礼七祭」には「今士大夫家都要理会古礼。今天下有二件極大底事、恁地循襲。(中略)雖是前代已用物事、到不是处、也須改用教是始得。(今士大夫の家に都て古礼を理会せんと要す。今、天下に二件の極大底の事有り、恁地に循襲す。(中略)雖是、前代已に物事を用い、不是处に到る。也た須く是を教え用い改め始めて得)」(吾妻重一・佐藤実「朱子五類」巻頭九十「礼七祭」、『東アジア文化交渉研究 別冊』五、二〇〇九年、一〇二頁)とあり、因習と一般に言われるように否定的な意味として用いられている。

⑩叢席……前註③と同じく叢林を意味する。『正法眼蔵』「大悟」に「大悟底人却迷時如何の問取、まことに問取すべきを問取するなり。華嚴きはらず、叢席に慕古す、仏祖の動業なるべきなり」(春秋社本一、九五頁)とある。

- ⑪懈怠……怠けて励まないこと。悪を断ち切り、善を修する努力を尽くしていないこと。
- ⑫過患……あやまちのこと。
- ⑬百丈見成楷模……楷模は模範や手本の意。すなわち清規をはじめて制定したとされる百丈懷海の現成（清規）を見習って、といった意味。
- ⑭原始要終……物事の最初に立ち返りその本質を求めること。『易経』「繫辭下伝」に「易之為書也、原始要終、以為質也（易の書たるや、始めを原^{もと}ね終りを要め、以て質を為すなり）」（本田清『易』、朝日新聞出版、一九九七年、六〇二頁）とあるに依る。
- ⑮頭頭敗闕……頭頭は一つ一つの意。個々の事物のこと。敗闕は失敗や欠点のこと。
- ⑯世間法即是出世間法……世間法とは、さとり以前の世界に属する物事。有漏法。出世間はそれらを超越しているものを指す。無漏法。相反する概念ではあるが、それらが独立し無関係に存在しているのではないことからこの様に説かれる。『華嚴経』（六十華嚴）「離世間品」には「我当知一切世間法、即是出世間法、断一切顛倒（我当に一切世間法、即ち是れ出世間法なるを知りて、一切顛倒を断す）」（大正九、六三八頁上）とある。

原文

入衆之法。睡不在人前、起不落人後。須是五更鐘未鳴、^{①⑦}輕々擡身先起、將^{②①}枕头安脚^{②②}下。未用摺、恐響驚隣單。抖擻精神、將^{②③}被裹身端坐。不得扇風令人動念。覺得困來、却將^{②④}被推脚^{②⑤}下。軫身將^{②⑥}手巾下床。手巾搭左手、想念偈云、
〔從望寅日直至暮 一切衆生自回互 若於脚下喪身形 願汝即時生淨土〕。

輕手揭簾、出後架、不得拖鞋、不得咳嗽作聲。古云、
〔揭簾須垂後手、出堂切忌拖鞋〕。

(三三三ウ〜三四オ)

訓読

入衆の法。睡ることは人の前に在らず、起きることは人の後に落ちざれ。須らく是れ五更の鐘の未だ鳴らざるに、輕々として身を擡げて先に起き、枕头を將て脚下に安くべし。未だ摺むことを用いざれ。恐らくは響きの隣單を驚かさんことを。精神を抖擻して、被を將て身を裹んで端坐せよ。風を扇いで人をして動念せしむることを得ざれ。困來ることを覺得せば、却て被を將て脚下に推し、身を軫じて手巾を將て下床せよ。手巾を左手に搭けて、偈を想念して云く、
〔寅日を望みて從り直に暮に至るまで 一切衆生自ら回互せよ 若し脚下に於て身形を喪せば 願くは汝即時に淨土に生ぜんことを〕。
輕手にして簾を掲げ、後架に出でよ。鞋を拖くことを得ざれ、咳嗽して声を作すことを得ざれ。古に云く、〔簾を掲げんには、須らく後手を垂るべし、出堂するには、切忌む鞋を拖くことを〕。

【校異】

※落……校規ハ「在」二作ル。

※須是……備規・勅規ニナシ。

※軽々……国会本ハ「輕疼」、備規ハ「疼疼」二作ル。

※下……校規ハ「後」二作ル。

※用摺……備規ハ「要拗摺」、勅規ハ「要拗」二作ル。

※響……勅規ニナシ。

※撒……備規ハ「搜」二作ル。

※被裏身……勅規ニナシ。

※端坐……校規ハ「端坐勿動」二作ル。

※覚得困……校規・勅規ハ「覚困」、備規ハ「覚睡」二作ル。

※却……校規・備規・勅規ニナシ。

※推……備規ハ「堆」二作ル。

※下……校規・勅規ハ「後」二作ル。

※転身将手巾下床……備規・勅規ハ「取手巾転身下地」二作

ル。

※床……校規ハ「牀」二作ル。

※手……備規・勅規ニナシ。

※想……勅規ニナシ。

※從望……国会本・校規・勅規・真福寺本・慶安本ハ「從

朝」、備規ハ「朝從」二作り、藏經本ニナシ。

※且……底本・国会本・校規・真福寺本・慶安本・藏經本ハ

「且」二作ル。

※直……藏經本ハ「宜」二作ル。

※脚下喪身……備規ハ「足下悞傷」二作ル。

※願……藏經本ハ「頭」二作ル。

※時……校規・勅規ハ「今」二作ル。

※浄土……下、備規ハ「唵逸帝律儀娑婆訶」アリ。

※不得……備規・勅規ニナシ。

※（掲簾）（拖鞋）……校規ハ割註トセズ本文ニ作ル。

※手……藏經本ハ別字（岸）若クハ（序）カ）ニ作ル。

【語註】

⑰ 入衆……ここでは、大衆の中に入つて修行を行うこと。

⑱ 睡不在人前、起不落人後……『稗説』（上之一、二五オ）では、『入衆日用』の最後に見える「衆人未睡不得先睡、衆人未起須当先起（衆人の未だ睡らざるに先に睡ることを得ず、衆人の未だ起きざるに須らく当に先に起きるべし）」のことであるとす。

⑲五更……更点に基づく時刻の表示法で、概ね午前四時から七時の間を指す。「更点」は、中国古来より用いられる夜間における時制で、日没から夜明けまでの夜間を一更から五更に分け、さらに一更を一点から五点に分けて時間を数える方法。「弁道法」(一)一四八〜一四九頁、語註⑳参照。

⑳軽々擡身先起……「軽」は軽やかなさま、「擡」は持ち上げるの意。ここでは「軽」を意識し、「静かに体を持ち上げて先に起きる」と解釈するのが適切と思われる。「弁道法」(二)七一頁、語註㉑参照。

㉑未用摺、恐響驚隣単……「摺」はたたむこと、備規・勅規の「拗」は折り曲げること。「隣単」は左右の単のこと。「単」は多義的な語であるが、ここでは敷布団の意。「起きてすぐには布団を畳むことはしない、もしかしたらその響き(音)で左右の単で眠っている人を驚かせるかもしれない(起こしてしまうかもしれない)」と解釈できる。「弁道法」(二)七七頁、語註㉒参照。

㉒抖擻……「ふり払うこと。煩惱をふり払い、貧りを去ることをいう。迷いを去り、けがれを除くための修行。↓頭陀」(中村元『仏教語大辞典』、東京書籍、一九七六年、九九五頁)。

㉓不得扇風令人動念……『弁道法』には、「不得動身頻呻怒氣扇風上下令衆動念(動身し、頻呻し、怒氣し、上下に扇風し、衆をして動念せしむることを得ざれ)」、「如覺困來脫落帽被、輕身坐禪(如し困來るを覺らば、帽被を脱落して、輕身にして坐禪せよ)」(『弁道法』(一)一四四頁)とある。

㉔覺得困來、却將被推脚下……『弁道法』には、「頻頻開眼、微風入眼困容易醒(頻頻に眼を開けば、微風眼に入りて困容易に醒む)」「弁道法」(一)一四四頁)とある。「困」は、ここでは眠気のこと。同前一五三頁、語註㉕参照。

㉕從望寅旦直至暮……「旦」は夜明けのこと、「寅旦」は寅時(午前三〜五時頃)のことを指すと思われる。『稗説』には「朝寅旦者、五更也。暮者、非言尋常所謂日入、此指多時、乃就寢時也(朝の寅旦とは、五更なり。暮は、尋常の所謂の日入を言うに非ず、此は亥の時を指す、乃ち寝に就くの時なり)」(上之一、二〇丁オ)とあり、五更(前註③参照)から亥時(午後九〜二時頃)のことを指すとある。底本における「望」を、底本以外の諸本は「朝」としているのは、冒頭の「從朝至暮」の語によって改めたものであろう。

㉖回互……「回護。委曲にかばい守る意」(『禪学大辞典』九四頁)。

⑲若於脚下喪身形……「もし直ちに身を喪う（死ぬ）ことがあるならば」の意。

⑳願汝即時生浄土……備規は続けて陀羅尼を記す〔校異〕参照が、北山宗信（二一七九～二二四八、大慧下三世）『禪門諸祖師偈頌』下之上に掲載される、白楊法順（一〇七六～一一三九）の「垂誠」中に見える「早辰下床念偈呪」には、「從朝寅旦及至暮、一切衆生自回互。若於脚下喪身形、願汝即時生浄土。唵地哩穴哩莎訶」（五山版中国禪籍叢刊）一一、臨川書店、二〇一四年、六〇頁）とあり、『無量壽禪師日用清規』には「從朝寅旦直至暮、一切衆生自回互、若於脚下喪身形、願汝即時生浄土。唵逸帝律尼莎訶」（五山版中国禪籍叢刊）五、臨川書店、二〇一六年、四六八頁）とあるため、これらの影響を受けたものか。

㉑輕手掲簾く咳嗽作声……この一節は『弁道法』に引用されている。また『禪苑清規』卷一「小參」には、「堂中聚話、夜後拖鞋、掲簾不垂後手、洗面桶杓喧轟、涕唾有声、驚動清衆（堂中に聚話し、夜後に鞋を拖き、簾を掲ぐるに後手を垂れず、洗面には桶杓喧轟し、涕唾声有り、清衆を驚動す）」（『訳註禪苑清規』八三頁）とある。「咳嗽」はせきをする。こと。『弁道法』（二）七二頁、語註⑰参照。

㉒古云く出堂切忌拖鞋……この偈文は、先行する文献には見当たらないため、出典は未詳。

原文

④ 輕手取桶洗面、水不宜多。使齒藥時、右手点一次措左
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(三四オ〜三四ウ)

訓読

手を軽くして桶を取りて洗面するには、水は宜しく多か
るべからず。齒薬を使わん時、右手に点けること一次にし
て、左辺を措る。左手に点けること一次にして、右辺を措
る。両手を垂れ蘸すことを得ざれ。牙宣の口氣の人に過ぐ
ること有らんことを恐る。口を嗽いで、水を吐かん時は、
須らく頭を低くして、手を以て引き下すべし。腰を直して
水を吐いて、隣の桶に濺ぐことを得ざれ。頭を洗うことを
得ざれ。四件の自他の不利有り。一には桶を汚す。二には
手巾を汚す。是、他人の不利なり。三には髪を枯らす。四
には眼を損ず。是、自己の不利なり。鼻孔の内に声を作す
ことを得ざれ。高声にて嘔吐することを得ざれ。古に云く、
五更の洗面、本と修行の為なり。嘔唾し盆を拖くは、堂を
喧しくし衆を聒す。

【校異】

- ※桶……備規・勅規ハ「盆」ニ作ル。
 ※水……備規・勅規ハ「湯」ニ作ル。
 ※使齒ノ垂蘸……備規ハ「右手蘸齒葉措左左手蘸措右不可再蘸」ニ作り、勅規ハ「右手蘸齒葉措左辺左手蘸措右辺不可再蘸」ニ作ル。
 ※時……校規ハ「将」ニ作ル。
 ※右手点一次……校規ハ「右手点入」ニ作ル。
 ※左手点一次……校規ハ「左手点入」ニ作ル。
 ※措……藏經本ハ「指」ニ作ル。
 ※垂……底本、左ニ「〇」ヲ付シ、同行上欄外ニ「再」ト校異ス。底本以外ノ諸本ハ全テ「再」ニ作ル。
 ※蘸……校規ハ「点」ニ作ル。
 ※有……備規・勅規ニナシ。
 ※牙宣……真福寺本ハ「宣牙」ニ作ル。
 ※嗽……校規・備規・勅規ハ「漱」ニ作ル。
 ※吐水ノ低頭……備規・勅規ハ「須低頭吐水」ニ作ル。
 ※不得ノ隣桶……備規・勅規ハ「直腰吐水恐濺隣桶」ニ作ル。
 ※一汚ノ損眼……備規・勅規ハ割註ニ作ル。
 ※汚手……備規・勅規ハ「膩」ニ作ル。
 ※是他人不利……備規・勅規ニナシ。
 ※眼……藏經本ハ「服」ニ作ル。
 ※是自己不利……備規・勅規ニナシ。
 ※孔……備規・勅規ニナシ。
 ※作声ノ不得高声……備規・勅規ハ「声」「不」ノ間ニ「不得噴水撲面」アリ。
 ※吐古……備規ハ「吐」「古」ノ間ニ「不得以涕唾汚面桶」アリ、勅規ハ「不得以唾涕汚面桶」アリ。
 ※五更ノ聒衆……備規・勅規ハ割註ニ作ル。
 ※唾……校規・備規・勅規ハ「吐」ニ作ル。
 ※拖盆……校規ハ「作声」ニ作ル。
 ※盆……勅規ハ「鞋」ニ作ル。

【語註】

③①輕手ノ直多……『弁道法』には「輕手於桶、洗面低細（中略）不得湯水多費、無度而使（手を軽くして桶に於いて、洗面すること低細にせよ（中略）湯水を多く費やし度無くして使うことを得ざれ）」（『弁道法』二二）六九頁）とあり、『正法眼藏』「洗面」には「か

くのごとくあらふとき、湯を無度につひやして、面桶のほかにもらし、おとし、ちらして、はやくうしなふことなかれ」(春秋社本二・五一頁)とある。

③2 歯薬……口内に用いられていた薬。詳細は不明だが、『左鱗』一五には歯薬の作成法が記されている(七七九〜七八〇頁)。「入衆日用清規抄」(駒澤大学図書館所蔵、請求記号H101W/5、四丁表)によれば、後架に置かれていたとされ、『五山十刹図』「育王山 洗面所様」にも「牙薬」が描かれている(東隆真編『阿闍梨徹通義介禪師関係資料集』、春秋社、二〇〇八年、五六頁)。尚、六十卷本『正法眼蔵』「洗面」には「牙薬あらば、牙齒につけてあらふべし」(春秋社本二、五八九頁)と記される。また仏典等の歯牙に関わる記載に関しては、長谷部幽蹊「歯牙嚴淨の行儀考」(『禪研究所紀要』三、一九七三年、五一〜七六頁)に詳説される。

③3 一次……ここでは「一度(だけ)」の意。

③4 牙宣……「牙」は齒の意。「宣」は露わになるの意。慶安本・『稗説』・『天和本』では、『韻会』を引いて「宣」に「頭髮皓落」の意があることを提示し、また『勅規』では「齒有宣露疾、宣露則齒脫(齒に宣露の疾有り、宣露即ち齒脫なり)」と注記され、「宣」は「抜け落ちること」と解釈している。なお大野肅英「江戸期の歯科治療―歯痛、拔牙、入れ歯―」(齒の人類学分科会 平成二十四年度シンポジウム「江戸時代人の齒と齒科医療」『Anthropological Science (Japanese Series)』一二二(一)、二〇一三年、五三頁)では、「齒くさは、口が臭いことから名づけられ、齒挺(齒がのびる)、牙宣(齒齲しんぐんから出血)、宣露(根が露出する)などの症状で呼ばれた」と説明される。以上のことから、「牙宣」とは、現代でいうところの歯周病の一連の症状を指すと思われる。

③5 嗽口(隣桶)……『弁道法』には「嗽口吐水於面桶之外。曲躬低頭而洗面、不得直腰濺水於隣桶(口を漱がば、水を面桶の外に吐く。曲躬低頭して洗面し、腰を直して水を隣の桶に濺ぐことを得ざれ)」(『弁道法』(二)六九頁)とある。

③6 直腰……腰を真直ぐにすること。

③7 四件目他不利……洗頭によって被る四つの不利益のこと。公界(公共)の桶と手巾を汚すことが他人にとつての不利益となり、髪が枯れ、眼を傷つけることが自分にとつての不利益となる。なお『稗説』では、仏が比丘に対して洗頭を許したという『十誦律』の記述等を踏まえながら、「今但、制洗面時兼洗頭也(今はただ、洗面の時に兼ねて頭を洗うを制する也)」と説明

している（上之二、一五オ）。

③⑧古云、五更く喧堂聒衆……『弁道法』には「古曰、五更洗面、本為修行。豈嘘唾把盆、喧堂喧衆乎（古に曰く、五更の洗面、本と修行の為なり。豈に唾を嘘はき、盆を把るに、堂に喧しくし、衆に喧しうせんや）」（『弁道法』二二）六九頁とある。また『禪門諸祖師偈頌』「慈受禪師示衆箴規」には「五更洗面、本為修行。吐唾拖盆、喧聒大衆（五更の洗面、本と修行の為なり。唾を吐き盆を拖ひくに、大衆を喧聒けんかくせんや）」（『五山版中国禪籍叢刊』二一、六三頁）とある。

③⑨盆……（一）では「面桶めんろうのこと」。

原文

拭面^④帰堂^④、若在上間^④、左脚先入^④。若在下間^④、右脚先入^④。帰位^④、将眠单^④取一半^④坐定^④。若換直裾^④、須将新者^④先覆身上^④。不得露白^④。不得扇風^④。焼香礼^④拜宜於鐘未鳴時^④。
披袈裟^④、先合掌頂戴^④、念偈云、
〔善哉解脫服、無相福田衣。我今頂戴受、世世常得披〕。
摺袈裟^④、先摺搭手処^④、後解環^④。不得以口^④啣袈裟^④。不得以頷^④勾袈裟^④。摺了亦当問訊而去^④。

(三四ウ〜三五オ)

訓読

面を拭いて堂に帰せんに、若し上間に在らば、左の脚を先に入れよ。若し下間に在らば、右の脚を先に入れよ。被位に帰らば、眠单を将て一半に収めて坐定せよ。若し直裾を換えらば、須く新なる者を将て先に身上を覆うべし。露白することを得ざれ。風を扇ぐことを得ざれ。焼香礼拜は宜しく鐘の未だ鳴らざる時に於いてすべし。

袈裟を披ること、先に合掌頂戴して、偈を念じて云く、

〔善哉解脫服、無相福田衣。我今頂戴受、世世常得披〕。

(善き哉、解脫服、無相の福田衣。我れ今、頂戴して受け、世世、

常に披ることを得ん。)

袈裟を摺むには、先に手に搭ける處を摺み、後に環を解く。口を以て袈裟を啣えることを得ざれ。頷を以て袈裟を勾ぐることを得ざれ。摺み了らば、亦た当に問訊して去るべし。

【校異】

※拭面……備規ハ「拭面不得争址手巾、不得以巾拭頭、用畢須攤挂、或焙火上在上」、勅規ハ「拭面不得争址手巾、不得以巾拭頭、用畢須攤掛、或焙火上在上」ニ作ル。

※若在上間……備規・勅規ニナシ。

※脚……校規・備規・勅規ハ「足」ニ作ル。

※若……備規・勅規ニナシ。

※間……備規・勅規ハ「堂」ニ作ル。

※脚……備規・勅規ハ「足」ニ作ル。

※婦……備規・勅規ハ「上」ニ作ル。

※将……備規・勅規ニナシ。

※單……藏經本ハ「章」ニ作ル。

※襪……国会本ハ「襪」、藏經本ハ「掇」ニ作ル。

※先……校規・備規・勅規ニナシ。

※身……備規・勅規ニナシ。

※不得露白……備規ハ「不得露白抽去旧襪」、勅規ハ「不得露白抽去旧襪」ニ作ル。

※焼香……校規ハ「焼香若欲殿堂」、勅規ハ「焼香若欲」ニ作ル。

作ル。

※拜……真福寺本ハ「礼」ニ作ル。

※未……勅規ニナシ。

※時……校規ニナシ。

※披袈裟……校規ハ「密地将袈裟出後門外披平常離被位披袈裟」、勅規ハ「将袈裟」ニ作ル。

※先……勅規ハ「藏袖内出後門外披平常亦離被位披袈裟」ニ作リ、校規ニナシ。

※頂戴……勅規ハ「頂戴想」ニ作ル。

※善哉解……藏經本ニナシ。

※田……校規・藏經本ハ「由」ニ作ル。

※世世常得披……下ニ備規ハ「唵悉陀耶娑婆訶」、勅規ハ「唵悉陀耶娑訶」アリ。藏經本ハ「世世当得披」ニ作ル。

※摺袈裟……備規ハ「摺袈裟之法」ニ作ル。

※処……備規ニナシ。

※嚼……備規ハ「脚」、勅規ハ「銜」、真福寺本ハ「嚼」ニ作ル。

※頰……備規ハ「頰」ニ、真福寺本ハ「頰」ニ作ル。

※亦当……備規ハ「置之」ニ作ル。

【語註】

④0 拭面帰堂……洗面後に僧堂へ帰る際、備規には顔を拭った後に「不得爭止手巾、不得以巾拭頭、用畢須攤挂、或焙火上在上（あど）（あど）址を争いて手巾を得ざれ、巾を以て頭を拭うことを得ざれ、用い畢らば須らく攤挂すべし、或いは火上に焙りて上に在らしめよ」との記述がみられ、勅規にも同様の記述がみられる。【校異】参照。

④1 若在上間へ帰被位……僧堂の後門から見、聖僧背中に向かつて左側の堂内を「上間」といい、その反対の右側の堂内を「下間」という。「被位」は僧堂内における各自の位置のこと。単位とも称する。洗面を終えて後架から戻る場合、上間に自位がある者は、後門左側から左足で敷居を跨いで堂内に入り、下間に自位がある者は後門右側から右足で敷居を跨いで堂内に入ること。

④2 将眠单収一半……「眠单」は敷布団のこと。「収一半」は半分に折り畳むこと。敷き布団を半分に畳み、その上に坐って坐禅をすること。

④3 若換へ覆身上……「直褌」は偏衫（袈裟をかける際に用いる下着）と裙子（腰にまとう衣）を合わせたもの。詳しくは『弁道法』（一）「語註③参照。直褌を着替える際には、まず「新なる者（洗って汚れていないもの）」を身につけること。

④4 不得へ扇風……「露白」は肌を露わにすること。直褌を着替える際には肌を露わにしてはならないこと。また、着替えの際には風を煽つてはいけないということ。なお、備規・勅規では「不得露白」の前に「抽去旧褌（旧褌を抜き去る）」との記述がみられる。

④5 焼香へ鳴時……焼香礼拝は、洗面終了後から坐禅開始の鐘が鳴るまでに行うということ。なお、勅規のみは「於鐘鳴時」とあり、鐘が鳴る時としている。その具体的な時間についてみると、『五山十刹図』「育王山の更点図」では二更三点に「大衆漸洗面。聖僧侍者点灯（大衆漸に洗面す。聖僧侍者点灯す）」（同案 徹通義介禅師関係資料集 五九頁）とあり、三更一点に「和尚入堂、頭首赴堂（和尚入堂し、頭首堂に赴く）」とあることから「二更三点後から三更一点前まで」となる。また、『左觴』では「四更五点後から五更三点前」と指摘する（七八四頁）。ただし、『入衆須知』「入衆之法」には「二更一点開枕。三更五点起」（巾統蔵 一一一、四七五頁右）として「三更五点」に起床するとあることからその時間は一定していない。この

点について、伊藤秀憲「道元禪師時代の叢林の時刻法」（『続輯永平正法眼藏鬼書大成』月報六、大修館書店、一九九五年）では、一更当たりの時間は必ずしも等間隔にあるものではないため、定まった時間帯を指すものではないと指摘する。なお、更点法に関しては「弁道法」（一）語註⑧を参照のこと。

④⑥披袈裟、先合掌頂戴……校規には「披袈裟」の前に「密地将袈裟出後門外披。平常離被位（密地に袈裟を將て後門外に出て披けよ。平常は被位を離れて）」とある。また、勅規では「藏袖内出後門外披。平常亦離被位披袈裟（袖内に藏して後門外に出て披けよ。平常も亦た被位を離れて袈裟を披ける）」との記述がみえる。【校異】参照。

④⑦念偈云……袈裟を搭ける時に唱える偈文。搭袈裟偈。解脱服・福田衣はともに袈裟を示す語。道元禪師の『弁道法』（春秋社本六、三六頁）及び『正法眼藏』（袈裟功德）（春秋社本二、三三三頁・三三九〜三三〇頁）、「伝衣」（春秋社本一、三七二〜三七三頁）では「大哉解脱服、無相福田衣。披奉如来教、広度諸衆生」（『弁道法』（二）語註④参照）とするが、校規・備規・勅規では「善哉解脱服、無相福田衣、我今頂戴受、世世常得披」とあり、本文と同様の偈文となっている。なお、備規には「唵悉陀耶娑婆訶」、勅規には「唵悉陀耶娑婆訶」の句が付加されている。この句について『無量寿禪師日用清規』では袈裟を搭ける際に唱える真言として「五條真言、唵悉陀耶娑婆訶。七條真言、唵度波度波莎訶。九條真言、唵摩訶迦婆波吒悉利莎訶」（『五山版中国禪籍叢刊』五、四六九頁）とある。これを踏まえると、備規・勅規に付加された句は五条衣を搭ける際の真言となる。

④⑧先摺搭手処、後解環……「搭手処」は袈裟を搭けた際に左腕に掛ける袈裟の部分のこと。「環」は袈裟を搭ける際、結んだ紐を掛ける輪のこと。袈裟を外す際には、まず左腕に掛けてある袈裟の側から畳み、それから環に掛けてある紐を解くということ。「手に搭げる処を摺む」ことについて、『釋説』には「此示摺袈裟之法。先摺搭手処者、恐袈裟角著地也。搭手処即左辺也。（此は袈裟を摺む法を示す。先に手に搭げる処を摺むとは、袈裟角の地に著くことを恐れることなり。手を搭げる処とは即ち左辺なり。）」（上之一、三四オ）とし、袈裟角が地面に着くことを避けるため、手に搭けている袈裟の左辺から先に摺むとする。また、『左幘』巻一六では「忠曰、是即九条已上大衣著法而言之。然律宗非於禪家以九条右辺摺掛左臂。律家著法見六物図（纂註三卷三三丈）又六物辨訛（七丈）有遶達之論、而取遶左之義。忠嘗就宗竟律師而質之。竟云、今之律衣、右辺到左腋、無復余耳。忠曰、然則大同七条衣也。（忠曰く、是れ即ち九条已上の大衣の著法にして之を言う。然るに律宗、禪家に於いて九条の右辺

を以て摺んで左臂に掛くことを非ず。律家の著法は六物図〔纂註三卷三二丈〕又は六物辨訛〔七丈〕を見るに遠達の論有りて左を遠すの義を取る。忠嘗て宗覺律師に就いて之を質す。覺云く、今の律衣、右辺、左腕に到りて、複た余無きのみと。忠曰く、然れば則ち大きさ七条衣に同じなり。〕（七八五頁）とあり、九条以上の袈裟を摺む作法とされている。なお、当時、禪僧が搭袈裟の際に袈裟の右辺を左臂に掛けることに對して律宗側から批判があったことが取り上げられている。仮にこのような搭袈裟方法であった場合、「搭手処」とは左臂に掛けてある袈裟の右辺を指すことになる。ただし、この点については道忠自身が同時代の宗覺律師に、当時の律宗では袈裟の右辺が左脇下に到るまでの大きさであることが如法であったことを確認している。ちなみに、袈裟については、語註④でみた備規・勅規に付加された真言との関係から見れば五条衣ということになる。五条衣については、道誠撰『釈氏要覽』（二〇一九刊）巻上「法衣章」によれば「絡子、或呼掛子。蓋此先輩僧創之、後僧効之。又亡衣名、見掛絡在身故、因之稱也。今南方禪僧、一切作務皆服。以相不如法。諸律無名。幾為講流非之（絡子、或いは掛子と呼ぶ。蓋し此れ先輩僧、之を創し、後の僧之を効う。又た衣の名を亡ずるは、掛絡の身に在るを見るが故に、之に因て稱するなり。今、南方の禪僧、一切の作務にて皆な服すに、相の不如法を以てす。諸律に名無し。幾んど講流之を非とすることを為す）」（大正五四、二七〇頁下）とある。北宋時代に南方の禪僧が作務の際に身につけていた絡子は、律蔵にはない非公式なものであるため、禪宗以外の人に非難されたという。そこで、『根本百一羯磨』第十卷の記述をとりあげて、五条衣とは大きなもので縦三肘・横五肘、小さなもので縦二肘・横四肘であり、袈裟を搭けた際に袈裟上部が臍を、袈裟下部が両膝を隠す大きさまでのものとし、これを「守持衣」と称していたという。この「守持衣」については、川口高風「五条衣の変遷した掛絡と守持衣」（『日本仏教学会年報』七四、二〇〇九年）によれば、「その頃の絡子で着用可能な袈裟の寸法の最小限のもの」（二七一頁）であるという。以上の内容を踏まえると「五条衣」を搭けていた可能性も推測される。

④9 不得以口勾袈裟……口で袈裟を銜えたり、顎で袈裟を挿んで折り曲げてはいけないということ。

⑤0 問訊……合掌しながら頭を低く垂れて挨拶すること。

共同研究「瑩山禪師の総合的研究」

『瑩山清規』の研究（四）——「年中行事」・「涅槃講式」の翻刻——

佐藤秀孝 監修

曹洞宗総合研究センター—宗学研究部門 編

共同研究「瑩山禅師の総合的研究」——『瑩山清規』の研究——凡例

一、本稿は、『瑩山清規』諸本の「年中行事」（七月三日〜大晦日）、及び④の「回向文」に収録されている「涅槃講式」を翻刻掲載するものである。

二、翻刻に際しては、以下に掲げる底本八本の内、「年中行事」が収録される六本を、三段組みの対照表を二点作成して示した。冒頭の数字は、各本の書写・開版年時順に付したもので、「解題」（二）所収に付した番号と一致する。

- ① 禅林寺本『瑩山清規』（永和二年・一三七六）書写本―年中・日中・月中・回向
 - ② 大乘寺藏永享六年本（永享六年・一四三四）書写本―年中ノミ
 - ③ 大乘寺藏愚休書写本（文明八年・一四七六）書写本―日中・月中・回向ノミ
 - ④ 永光寺藏麟広書写本（明応一〇年・一五〇一）書写本―日中・月中・回向ノミ
 - ⑤ 山上氏旧蔵『瑩山清規』（麟広本）と元来一本―年中ノミ
 - ⑥ 永光寺藏光椿書写本（文龜三年・一五〇三）書写本―日中・月中・回向・年中
 - ⑦ 月舟開版『瑩山清規』（延宝五年・一六七七）刊本―日中・月中・回向・年中
 - ⑧ 己山開版『瑩山清規』（延宝九年・一六八二）刊本―日中・月中・回向・年中
- 一、底本は、①は原本所蔵者の許可を得て、曹洞宗文化財調査委員会が撮影した写真と、『中世禅籍叢刊』六 禅宗清規集（臨川書店、二〇一四年）を併用し、②③は大乘寺（石川県金沢市）所蔵本（石川県立美術館寄託保管）、④⑥⑨は永光寺（石川県羽咋市）所蔵本を、原本所蔵者の許可を得て撮影した写真を、⑦は当センターが所蔵する、徳泉寺（新潟県上越市）所蔵本のマイクロフィルム複写本をそれぞれ用いた。
- 一、⑤は、原本の所在が不明であるため（二）一三二頁参照）、田島柏堂「山上氏蔵『瑩山清規』と愛知学院大学図書館『瑩山示寂祭文』について」（『瑩山禅師研究』、瑩山禅師奉讃刊行会、一九七四年、六九〇頁）に掲載されている、巻頭・巻末の写真二葉を除いては、鏡島元隆監修、東隆眞訓註『瑩山禅師清規』（大法界閣、一九七四年、一九二頁〜二三八頁）に掲載されている、⑨との校異を引用することで暫定的翻刻とした。

- 一、対照表は、①②⑥の表を先に、⑤⑦⑨の表を後に掲載した。(一)・(二)とは変更されているので注意されたい。
- 一、『聲山清規』に関する概説や、底本の書誌情報等については、「解題」(二)所収にまとめて記したので、合わせ参照されたい。
- 一、本文は比較対照の便宜上、内容を考慮した上で段分けしたが、原典のものとは異なる場合がある。
- 一、丁数は各段の末に「(一オウ)」と表記し、二冊以上の場合には「(■冊一オウ二ウ)」と表記した。なお、①禪林寺本は、地冊に錯簡が見られるが、『中世禅籍叢刊』六においてはそれを訂正した上で掲載しているため、本稿においても修正後の丁数を記載した。
- 一、原典の改行位置には「」を入れ、丁数変更を伴う改行位置には『」を入れて示した。
- 一、句読点は全て、写本毎に訓点等にに応じて、本研究会における検討の上で付したものである。但し、原本に区切りを示す一字空き等がある場合は、これを以て句読点に代えた場合もある。
- 一、旧字・異体字は、原則として全て新字に改めた。
- 一、原典の訓点・ルビ・繰り返し符号(「く」等)・庵点(「ゝ」いかりてん)は原典に従って表記したが、連続符・音合符・訓合符は省略し、「シテ」・「コト」等の合字は開いて示した。なお訓点については、印字の都合上、行末から次行の文頭に渡って記している場合がある。
- 一、割注は(「」)に入れて示し、割注内の折返しは「」で示した。
- 一、文字が判読不能で、元の文字数が推定できる箇所は□で示し、欠字が他本で補える場合は□[●]、推定して補った場合は□と表記した。
- 一、原本の欠損のため、元の文字数が不明の箇所は「」で示し、参考として「●」のように、諸本より文字を推定して傍記した。
- 一、原典が明らかに誤字で、正しい字が分かる場合は●^カとし、衍字等の訂正出来ない場合は●^マと表記した。
- 一、注記や文字の修正等がある場合は、該当字の右に「※」を付し、事項を各段の丁数の後に「※」を付して記した。
- 一、図版は、可能な範囲で翻刻しつつ、該当箇所の写真も掲載したものと、一切翻刻せず、写真掲載のみしたものがある。こ

これらの写真は、「年中行事」全体の翻刻の後に、該当箇所の写真を【年中写真●】と付番した上で一括掲載した。但し、写真では文字の読解が困難である場合は、写真の後に文字を翻字して補足した。

⑦の写真は、(一)(三)と同様に、石川県立図書館所蔵本(請求記号：K185.23)を、原本所蔵者の許可を得て掲載した。

一、「年中行事」の図版写真の後に、「禅林寺本「施餓鬼会文」、諸本卷末諸記事・奥書・刊記」を掲載した。

最後に、④所収の「涅槃講式」の翻刻を、通常の二段組で付した。

一、講式中の声明譜の正確な翻刻は困難であるため、翻刻の後に、該当箇所の写真を【講式写真●】と付番した上で一括掲載した。なお、写真番号は前号所収の「羅漢講式」から継続し、一枚目は前号に掲載済のため省略する。

一、翻刻文中には、現在の人権的観点からは不適当と考えられる表現が存在する可能性があるが、あくまで純粹に學術研究を目的とするものであり、決して差別の肯定・再生産を意図するものではないことをお断りしておく。

付記 本研究に際して、所蔵史料の使用をご許可頂きました、大乘寺東隆眞老師、永光寺屋敷智乗老師、禅林寺諏訪大明老師、写真掲載のご許可を頂きました、石川県立図書館様、調査にご協力頂きました、大本山總持寺祖院監院鈴木永一老師、桂芳院田島毓堂老師、石川県立美術館村瀬博春様、当センター講師尾崎正善老師、山上家様に誌して感謝申し上げます(所屬・肩書は二〇二〇年当時)。なお本稿執筆中に、東隆眞老師ご遷化の報に接しました。誌して哀悼の意を表します。

本研究会参加者

講師……………佐藤秀孝(駒澤大学教授)

常任研究員……………小早川浩大(宗学研究部門主任、澤城邦生、秋津秀彰)

宗学研究部門研究員……………永井賢隆、山内弾正

教化研修部門研究生……………久松彰彦、秦慧洲

※講師・常任研究員の指導の下、翻刻は常任研究員・研究員・研究生が行った。なお、当号を以て、当初予定分の『瑩山清規』の翻刻は完了した。「解題補遺」については、次号以降に掲載、もしくはより完全な形で「解題」によって代える予定である。

※『瑩山清規』の研究(二)」「同前(三)」追記・訂正(傍点がある場合は訂正箇所を示す)

(二) 三一六頁 「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」 誤字訂正

(下冊五六ウ)ニ「歎仏会之坐位」 図版アリ。【写真15】 参照

↓
(下冊五六オ)ニ「歎仏会之坐位」 図版アリ。【写真15】 参照

(三) 二〇三頁 ⑤山上氏旧藏麟広書写本 誤字訂正

ト判断シタ。↓ト判断シタ。

① 禅林寺本『瑩山清規』（永和二年書写）

七月十三日。衆寮諷經。如結夏。」

※十四日。土地堂念誦。疏云（銀錢、茶湯等儀式、皆如結夏）、

切以、金風扇野、白帝司方。当覺皇解制之時、是法歲周円之日。九旬無難、一衆咸安。誦持万徳洪名、回向合堂真宰。仰憑大衆」念。回向、如結夏。

四節、皆同。十四日晚、施餓鬼供。庫下所管。大幡」（四流、小幡）廿五

流、銀錢、疏等、皆維那所管也。幡大者、立四方、幡小者、」（立供物）盆盂器上。小幡者、五色也。銘云、唵摩呢

吒唎吽嘑吒娑婆呵。」
（天冊二四ウ）

※七月十三日：上欄外、「七月」（別筆）アリ。

※十四日：上欄外、「念誦」（別筆）アリ。

② 大乘寺蔵永享六年書写本

七月十三日。衆寮諷經。如結夏。」

十四日。土地堂念誦。疏云（銀錢、茶湯等儀／式、皆如結夏）、

切以、金風扇野、白帝司方。当覺皇解制之時、是法」歳周円之日。九旬無難、一衆咸安。誦持万徳洪名、」回向合堂真宰。仰憑大衆念（回向、如結夏。／四節、皆同。」

十四日晚、施餓鬼供。庫下所管。大幡四流、小幡廿」五流、銀錢、疏等、皆維那所等也。幡大者、立四方。幡」小者、立供物盆器上。小幡者、五色也。銘云、

唵摩呢哆唎吽嘑吒娑婆呵。」
（三三ウ～三六オ）

⑥ 永光寺蔵光格書写本（文龜三年書写）

七月十三日。衆寮諷經。如結夏。」

十四日。土地堂念誦。疏云（銀錢、茶湯等儀／式、皆如結夏）、

切ニ以レハ、金風扇野テ野ニ・白帝司レ方ヲ・当ニ覺皇解制之時ニ・是レ法」歳周円之日ナリ・九旬無ク難、一衆咸ク安」・誦ニ持シ万徳ヲ洪名ヲ・」回ニ向ス合堂ノ真宰ニ・仰テ憑ム大衆ノ念シコトヲ・（回向、如結夏。／四節、皆同。」

十四日晚、施餓鬼供。庫下所管。大幡四流、小幡廿」五流、銀錢、疏等、皆維那所管也。幡大者、立四方。幡」小者、立供物盆器上。小幡者、五色也。銘云、

唵摩呢哆唎吽嘑吒娑婆呵。」
（七九ウ～八〇オ）

※切ニ以レハ、…以下、「」ガ底本ニ付サレテイル場合ハ、句読点ニ代エテコロヲ付ス。「」ハ全テ朱筆。

〔十四日。大座湯〕

後、在少間、仏殿

前露地、立台盤安供物台一對。一者、

飯、一〔者、菓子也。鉢盛。〕水、加

溝萩。時主、〔五〕維那、令行者報施餓鬼案

内、鳴〔鐘、集衆、維〕那、出班燒

香、請主人兩班、問訊。〔人、或首〕了、又請

施餓鬼人、主〔人、或首〕座等尊宿、

令施餓鬼。維那、唱文、大衆、同音、

初改十方念〔仏〕、供物加持、左手

作拳、抑左腰、右手作施与印、廻加持

食。灑水〔呪時、先右手作水印。所謂

大指、握之、四指並立。七遍加持

間、三〕遍後、右手取溝萩、灑水。開

口呪時、彈指三下。施与呪時、握飯〔

投庭上。五仏超請証明時、又合掌而至

回向。施餓鬼法。先問訊〔供物。

先合掌念仏〔三〕反。〔〔本、等〕若人欲了知

三世一切仏 心觀法界性〕一切唯心

造〔正本〕無之〕南無十方仏 南無

十方法 南無十方僧 南無〔本師〕釈迦

牟尼仏 南無大慈大悲救苦觀世音菩薩

十四日。大座湯後、在少間、仏殿前露

地、立台盤供物一對。一者、飯、一

者、菓子也。鉢盛水、加溝萩。時至、

維那、令行者報施餓鬼案内。鳴鐘、集

衆、維那、出班〕燒香、請主人兩班、

問訊。問訊了、又請施餓鬼人。主〔人

或首座等尊宿、令施餓鬼。維那、唱

文、大衆、同音、初改十方念〔合

掌〕。供物加持、左手作拳、抑左腰、

右手作施与印、廻加持食。灑水呪時、

先右手作水〕印。所謂大指、握之、

四指並立。七遍加持間、三遍〕後、右

手取溝萩、灑水。開口呪時、彈指三

下。施与呪〕時、握飯投庭上。五仏召

請証明時、又合掌而至回〕向。施餓

鬼法、先問訊供仏。先合掌念仏、三

遍。〕

南無十方仏 南無十方方法 南無十方

僧〕南無本師釈迦牟尼仏 南無大慈大

悲觀世音〕菩薩〔次供物加持。左手

拳印、右手施印〕。

十四日。大座湯後、在少間、仏殿前露

地、立台盤供物一對。一者、飯、一

者、菓子也。鉢盛水、加溝萩。時至、

維那、令行者報施餓鬼案内。鳴鐘、集

衆、維那、出班〕燒香、請主人兩班、

問訊。問訊了、又請施餓鬼人。主〔人

或首座等尊宿、令施餓鬼。維那、唱

文、大衆、同音、初改十方念〔合

掌〕。供物加持、左手作拳、抑左腰、

右手作施与印、廻加持食。灑水呪時、

先右手作水〕印。所謂大指、握之、

四指並立。七遍加持間、三遍〕後、右

手取溝萩、灑水。開口呪時、彈指三

下。施与呪〕時、握飯投庭上。五仏召

請証明時、又合掌而至回〕向。施餓

鬼法、先問訊供仏。先合掌念仏、三

遍。〕

南無十方仏 南無十方方法 南無十方

僧〕南無本師釈迦牟尼仏 南無大慈大

悲觀世音〕菩薩〔次供物加持。左手

拳印、右手施印〕。

① 禪林寺本『瑩山清規』

〔宋卷〕
 〔南無〕啓教阿難尊者〔三／反〕
 〔正本／無之〕〔次灑水真言。水印大
 拇、握之。〕〔指、並立加持〕。南無、
 薩婆、怛多藥、多、縛盧枳帝、唵、三
 摩羅、~~~~~吽〔七／反〕〔次開口真
 言。彈／指三下加持〕。南無蘇嚧婆
 耶、怛多藥多耶、怛姪佉、唵、蘇嚧
 ~、婆耶蘇嚧、~~~~~、娑婆訶〔七
 反／三反、〕如本〕〔次施与飽滿真言。
 五／指、皆立外向加持〕。南無三曼多
 沒馱喃梵〔廿一反／三反、如本〕〔次
 五仏超請証明／加持。合掌印〕。南無
 多宝如来 南無妙色身如来 南無甘露
 王如来 南無広博身如来 南無離怖
 畏如来 〔三反〕。回向 〔南無阿弥陀
 婆耶、多陀〕 伽佉耶、多你夜佉、阿弥
 利都婆毘、阿弥喇哆、悉耽婆毘、阿弥
 喇〕多、毘迦蘭帝、阿弥喇哆、毘迦蘭
 哆、伽弥膩、伽、那、枳多迦隸、娑
 訶〕〔三反〕〔次供物加持。左手／拳

② 大乘寺藏永享六年書写本

神呪加持淨飲食 普施河沙衆鬼神 咸
 皆飽〕滿捨慳心 悉脫幽冥生善道 帰
 依三宝發苦〕提 究竟得成無上覺 功
 德無辺尺未末 一〕切衆生同法食〔次
 灑水真言。水印大拇、握之。四指、
 並立加持〕。
 南無、薩縛、怛他藥多、縛盧枳帝、
 唵、三摩羅、三塵羅〕吽〔七遍〕〔次
 開口真言。彈指三下加持〕。
 南無蘇嚧婆耶、蘇嚧婆耶蘇嚧娑婆訶
 〔三遍〕
 〔次施与飽滿真言。五／指、皆立、外
 向加持〕。
 南無三曼陀沒多喃吽〔三遍〕。〔次五
 仏召請証／明加持。合掌印〕。
 南無多宝如来 南無妙色身如来 南無
 甘露〕王如来 南無広博身如来 南無
 離怖畏如来〕〔三／遍〕。回向。〕
 汝等鬼神衆、我今施汝供。此食遍十
 方、一切鬼神〕供 願以此功德、普及

⑥ 永光寺藏光椿書写本

神呪加持淨飲食 普施河沙衆鬼神 咸
 皆飽〕滿捨慳心 悉脫幽冥生善道 帰
 依三宝發苦〕提 究竟得成無上覺 功
 德無辺尺未末 一〕切衆生同法食
 〔次灑水真言。水印大拇、握之。四
 指、並立加持〕。
 南無、薩縛、怛他藥多、縛盧枳帝、
 唵、三摩羅、三塵羅〕吽〔七遍〕〔次
 開口真言。彈指三下加持〕。
 南無蘇嚧婆耶、蘇嚧婆耶蘇嚧娑婆訶
 〔三遍〕
 〔次施与飽滿真言。五／指、皆立、外
 向加持〕。
 南無三曼陀沒多喃吽〔三遍〕。〔次五
 仏召請証／明加持。合掌印〕。
 南無多宝如来 南無妙色身如来 南無
 甘露〕王如来 南無広博身如来 南無
 離怖畏如来〕〔三／遍〕。回向。〕
 汝等鬼神衆、我今施汝供。此食遍十
 方、一切鬼神〕供 願以此功德、普及

印、右手施印。神呪加持淨飲食、普〔朱筆〕

施河沙衆鬼」〔神、威、皆〕飽滿捨慳

心、悉脫幽冥生善道、〔朱筆〕歸依三宝發菩

提、〔朱筆〕究竟」〔得成無上覺〕功德無辺尽

未來、一切衆生同法食〔此呪、如正本

者、載〔鬼神衆、我今〕觀世音菩薩之下。汝等」

一切鬼神供、〔報答父母舅勞〕以此修行衆善根、

亡者離苦生安養」〔四恩三有〕諸含

識 三途八難苦衆生 俱蒙悔過洗瑕疵

尽出」〔輪回生〕淨土〔如正本、無〕

此呪也。願以此功德 普及於一切

我等与衆生 皆共成仏道。十方〔三世

／々々。〕

〔天冊二四ウ〜二六オ〕

※若人欲了知：以下、原典二句読点二代ワル

空白ガアル場合ハ、句読点ヲ省略シタ。以

下ノ本段ハ【年中写真71】参照。

※〔正本／無之〕：コノ割注ハ朱筆。庵点

〔ハ〕カラコノ割注マデノ文ガ「正本」ニ

於一切、我等与衆生、皆共」成仏道。
十方三世一切諸仏、諸尊菩薩摩訶薩、
摩訶般若波羅蜜。

〔二六オ〜二七ウ〕

※南無十方仏：以下、原典二句読点二代ワル

空白ガアル場合ハ、句読点ヲ省略シタ。

於一切、我等与衆生、皆共」成仏道。
十方三世一切諸仏、諸尊菩薩摩訶薩、
摩訶般若波羅蜜。

〔八〇オ〜八一ウ〕

※立：「並七」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行末

ニ「立」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

※・南無十方仏：「・」（朱筆）ハ上欄ニア

リ。以下、原典二句読点二代ワル空白ガア

ル場合ハ、句読点ヲ省略シタ。

<p>① 禅林寺本『瑩山清規』</p>	<p>ハ記載サレテイナイノ意。以下略。注記ニ基ツク「正本」ノ本文ハ、本稿末ニ別掲シタノテ参照サレタイ。</p> <p>※救苦觀世音菩薩：「救苦」ノ文字上ニ線（朱筆）ヲ引キ、右、「ニ」字、正本無之。如正本者、此下、載神呪加持」（朱筆）注記アリ。</p> <p>※（正本／無之）：コノ割注ハ朱筆。</p> <p>※三反、如本：割注ノコノ四字ノミ朱筆。</p> <p>※三反、如本：割注ノコノ四字ノミ朱筆。</p> <p>※南無多宝如来：以下、文字ノ左上ニ記サレル数字ハ全テ朱筆。「南」ノ上ニ「○」ヲ付シ、ソレニ対シテ線ヲ引キ、右、「へ」南無宝勝如来。本無之」（「へ」）「本無之」ハ朱筆）注記アリ。</p> <p>※如来（三反）：「来」ノ下ニ「○○」ヲ付シ、上ノ「○」ニ対シテ「南無甘露王如来」カラ線ヲ引キ、下ノ「○」ニ対シテ線ヲ引キ、右、「へ」南無阿弥陀如来」注記アリ。</p>
<p>② 大乘寺藏永享六年書写本</p>	
<p>⑥ 永光寺藏光椿書写本</p>	

※詞：右、「如本者無之」（朱筆）注記アリ。
※神呪加持淨飲食、以下、「トアル読
点ハ、全テ原典ニ付サレテイルモノニ依
ル。

※（如正本、無此呪也）…コノ割注ハ朱筆。

次
宣疏云、

悲敗疏上

二十五類

南閩浮提大日本国、州

庄、山 寺開闢（某甲）謹封」

南閩浮提大日本国北陸道へ、／＼、国

庄、山 寺開闢（某甲）等、」

今月十四日、恭遇衆僧自恣、法歲周

円之時節、謹率現前」大衆等、詣覺

皇之宝前、以弁微供、而呪普施河沙

之功」德、加法施而救諸来之群類

者。」

窃以、業山幽邃、日月光不能照、苦海

嶮浪、賢聖力不得」渡。智梯如無便、

慈□似失術。梵釈之不能奈何、諸仏」

次宣疏云、

南閩浮提大日本国北陸道能登国酒井

保、洞谷山永光禪寺開闢（某甲）等、」

今月十四日、恭遇衆僧自恣、

法歲周円之時」節、謹率現前大

衆、詣覺皇之宝前、以弁微

供、而呪普施河沙之功徳、

加法施、而救諸来之群類者。」

窃以、業山幽邃、日月光不能

照、苦海嶮浪、賢聖力不能

次宣疏云、

南閩浮提大日本国北陸道能登国酒井

保、洞谷山永光寺開闢某甲等、」

今月十四日、恭遇衆僧自恣、

法歲周円之時」節、謹率現前

大衆、詣覺皇之宝前、以弁微

供、而呪普施河沙之功徳、

加法施、而救諸来之群類者ナリ。」

窃以、業山幽邃、日月光不能

照、苦海嶮浪、賢聖力不能

① 禪林寺本『瑩山清規』

之徒雖[※]拱手、尺尊、廻方便、而借衆僧威神之^(釈)力、目連、助悲母、而救飢饉極重之苦。可尊、安居同修之威神力、已超、三世覺皇之^(積)弘智力。不疑、和合衆僧之功德聚、頓消、業定受苦之罪惡聚。孟蘭、益供、自此始、大施餓鬼、勤修久。是以、兼日、各々漸修之^(進)經呪力、漸驚此界它方之業苦海。今夜、如^(進)円頓之心王呪、頓崩妄想^(進)実、受之浮塵山。若然者、現前微施、供沙界恒沙界之飢饉類。群聚含類、受無^(進)尽無^(進)際際之法供養、頓飽足無為^(進)実相之法味、^(進)逍遙自在之安樂、存亡齊導、怨親普利。諷誦、如後。

〔^(進)妙法蓮華經 華經 什麼經〕
〔^(進)上 來、誦誦經呪〕 功德回向、無^(進)尽法界一切群類、財法飢饉惡趣鬼神、邪^(進)党〔^(進)天魔、修修含生、飽滿〕 法味、咸^(進)發正智、輕重諸業、皆得解脫、隱顯利

② 大乘寺藏永享六年書寫本

不^(進)得^(進)渡^(進)。智梯如^(進)無^(進)カ^(進)便^(進)リ、慈航^(進)似^(進)リ失^(進)レ^(進)術^(進)ヲ。梵^(進)釈^(進)モ不^(進)レ^(進)能^(進)レ^(進)奈^(進)何^(進)コト、諸^(進)仏^(進)之徒^(進)雖^(進)レ^(進)拱^(進)手^(進)、積^(進)尊、廻^(進)ラシテ方便^(進)ヲ、而^(進)借^(進)テ衆僧威神^(進)之^(進)力^(進)ヲ、目連、助^(進)テ悲母^(進)ヲ、而^(進)救^(進)テ飢饉極重^(進)之苦^(進)ヲ。可^(進)レ^(進)尊^(進)、安居^(進)同修^(進)之威神力^(進)、已^(進)ニ超^(進)テ三世覺皇^(進)之弘智^(進)力^(進)ニ不^(進)レ^(進)疑^(進)、和^(進)合衆僧^(進)之功德聚^(進)、頓^(進)ニ消^(進)ス業定受苦^(進)之罪惡聚^(進)。孟蘭^(進)益供^(進)、自^(進)此始^(進)マ^(進)リ、大施餓鬼^(進)、勤修スルコト久シ。是^(進)ヲ以^(進)テ、兼日^(進)、各各漸^(進)修^(進)ノ之^(進)經呪力^(進)、漸^(進)ク驚^(進)ス此界他方^(進)之業苦海^(進)。今夜^(進)、如^(進)如^(進)ノ円頓^(進)之心王呪^(進)、頓^(進)ニ崩^(進)ス妄想^(進)実受^(進)之浮塵山^(進)。若^(進)シ然^(進)者^(進)、現前^(進)微施^(進)、供^(進)テ沙界恒沙界^(進)之飢饉類^(進)。群聚含類^(進)、受^(進)テ無^(進)尽無^(進)際際^(進)之法供養^(進)ヲ、頓^(進)ニ飽^(進)足^(進)シ無^(進)為^(進)実相^(進)ノ法味^(進)ニ。速^(進)ニ遊^(進)ニ戲^(進)シ、逍遙自在^(進)之安樂^(進)ニ。存亡齊^(進)導^(進)キ、怨親普^(進)利^(進)ス。諷^(進)誦^(進)、如^(進)後^(進)。大乗妙法蓮華經

⑥ 永光寺藏光椿書寫本

不^(進)得^(進)レ^(進)渡^(進)スルコトヲ。智梯^(進)モ如^(進)ク無^(進)カ^(進)便^(進)リ。慈航^(進)モ似^(進)リ失^(進)レ^(進)術^(進)ヲ。梵^(進)釈^(進)モ不^(進)レ^(進)能^(進)レ^(進)奈^(進)何^(進)スルコト、諸^(進)仏^(進)モ之徒^(進)雖^(進)レ^(進)拱^(進)手^(進)、積^(進)尊、廻^(進)ラシテ方便^(進)ヲ、而^(進)借^(進)テ衆僧威神^(進)之^(進)力^(進)ヲ。目連、助^(進)テ悲母^(進)ヲ、而^(進)救^(進)テ飢饉極重^(進)之苦^(進)ヲ。可^(進)レ^(進)尊^(進)、安居^(進)同修^(進)之威神力^(進)、已^(進)ニ超^(進)テ三世覺皇^(進)之弘智^(進)力^(進)ニ。不^(進)レ^(進)疑^(進)、和^(進)合衆僧^(進)之功德聚^(進)、頓^(進)ニ消^(進)ス業定受苦^(進)之罪惡聚^(進)。孟蘭^(進)益供^(進)、自^(進)此始^(進)マ^(進)リ、大施餓鬼^(進)、勤修スルコト久シ。是^(進)ヲ以^(進)テ、兼日^(進)、各各漸^(進)修^(進)ノ之^(進)經呪力^(進)、漸^(進)ク驚^(進)ス此界他方^(進)之業苦海^(進)。今夜^(進)、如^(進)如^(進)ノ円頓^(進)之心王呪^(進)、頓^(進)ニ崩^(進)ス妄想^(進)実受^(進)之浮塵山^(進)。若^(進)シ然^(進)者^(進)、現前^(進)微施^(進)、供^(進)テ沙界恒沙界^(進)之飢饉類^(進)。群聚含類^(進)、受^(進)テ無^(進)尽無^(進)際際^(進)之法供養^(進)ヲ、頓^(進)ニ飽^(進)足^(進)シ無^(進)為^(進)実相^(進)ノ法味^(進)ニ。速^(進)ニ遊^(進)ニ戲^(進)シ、逍遙自在^(進)之安樂^(進)ニ。存亡齊^(進)導^(進)キ、怨親普^(進)利^(進)ス。諷^(進)誦^(進)、如^(進)後^(進)。〔^(進)施餓鬼之疏与可漏、不押印有謂

益。同円種智」者。十方へ、／＼、)。」
疏并銀錢幡、皆焼之。次楞嚴呪。回向
上来、誦誦經呪、楞嚴」秘密神呪功
德、回向 無尽法界一切含類、財法飢
饑無量鬼神、)惡趣群生、邪魔僻徒。
飽滿法味、正智開發、広度衆生、同
「円種智」者。十方へ、／＼、)。」
次結縁諷經。任諸衆意。 次小參。如
結夏。」

(天冊二六オ)地冊一オ)

※悲敬疏上・二十五類：文字上二三宝印ノ指

示(朱筆)アリ。【年中写真7】参照。

※閻浮提：文字困イハ朱筆。

※南：コノ行ノ上欄外ニ「^佛餓鬼」(別筆)

アリ。

※竊以・渡智：ソレゾレノ行ノ上欄外ニ「○

」アリ。前行ニ合ワセテ一字下ゲトシタ

モノヲ訂正シ、一字下ゲトシナイノ指示ト

考エラレルタメ、本稿デハコノ指示ヲ反映

シタ。

※雖：「徒難拱」トアリ、コノ行ノ上欄外ニ

「什麼經」

上来、誦誦經呪功德、回向 無尽法界
一切群類、)財法飢饉惡趣鬼神、邪党
天魔僻修含生。飽滿法)味、咸発正
智、軽重諸業、皆得解脱、隠顯利益、
同円)種智者。十方三世(云云)。」

※悲敬 疏上

二十 五類

南閻浮提大日本国能州

酒井保洞谷山永光禪寺開闢某甲等^註

疏并銀錢幡、皆焼之。次楞嚴呪、回

向」

上来、誦誦經呪、楞嚴秘密神呪功德、

回向」

無尽法界一切含類、財法飢饉無量鬼

神、惡趣群)生、邪魔僻徒。飽滿法

味、正智開發、広度衆生、同円)種智

者。十方三世(云云)。」

次結縁諷經。任諸衆意。 次小參。如

結夏。」

(三七ウ)三九オ)

※恭：以下ノ訓点ハ全テ別筆ト思ワレル。

之儀、云々)」

大乘妙法蓮華經」

什麼經」

上来、誦誦經呪功德、回向 無尽法界
一切群類、)財法飢饉惡趣鬼神、邪党
天魔僻修含生。飽滿法)味、咸発正
智、軽重諸業、皆得解脱、隠顯利益、
同円)種智者。十方三世(云云)。」

※悲敬 疏上

二十 五類

南閻浮提大日本国能

州洞谷山永光寺開闢某甲等^註

疏并銀錢幡、皆焼之。楞嚴呪、回向」

上来、誦誦經呪、楞嚴秘密神呪功德、

回向」

無尽法界一切含類、財法飢饉無量鬼

神、惡趣群)生、邪魔僻徒。飽滿法

味、正智開發、広度衆生、同円)種智

者。十方三世一切諸仏、諸尊菩薩摩訶

薩摩訶。」

次結縁諷經。任諸衆意。 次小參。如

結夏。」

(八一ウ)八三オ)

① 禅林寺本『瑩山清規』

「雖^{トモ}」ト記シテ訂正スルヲ反映ス。

十五日。礼数、一如結夏。楞嚴会満

散疏云、

妙湛物持不動尊 首楞嚴王世希有

銷我億劫顛倒想 不歷僧祇護法身

南閻浮提大日本国加賀国 郡 庄、

山 寺開闢（某甲）等、

七月十五日、当法歳周円之辰。是衆

僧自恣之日。雲集比丘」衆、満散楞

嚴会、諷誦 大仏頂万行首楞嚴神呪

② 大乘寺蔵永享六年書写本

※而：コノ字ノ下欄外ニ「経」アリ。本文ト

ハ別筆、訓点トハ同筆ト思ワレル。

※施^テ：訓点ノ「テ」ハ「シ」ヲ修正シタモ

ノト思ワレル。

※悲愍 疏上^ノ等^ノ：【年中写真72】参照。

十五日。礼数、一如結夏。」

楞嚴会満散疏云、

妙湛総持不動尊 首楞嚴王世希有

銷我億劫顛倒想 不歷僧祇護法身

南閻浮提大日本国能州賀島郡酒井保、

洞谷山永光寺開闢（某甲）等、

七月十五日、当法歳周円之辰。是衆

僧自恣之日。雲集比丘衆、満散楞

嚴会、諷誦大仏頂万行」首楞嚴神

⑥ 永光寺蔵光椿書写本

※衆^ヲ：…以下、「・」ガ底本ニ付サレテイル

場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。「・」

ハ全テ朱筆。

※呪：上、文字ノ抹消アリ。

※力^ニ：訓点ノ「ニ」ハ「ヲ」ヲ訂正シタモ

ノ。

※（施餓鬼）云々：…コノ割注ハ朱筆。

※悲愍 疏上^ノ等^ノ：【年中写真73】参照。

十五日。礼数、一如結夏。」

楞嚴会満散疏云、

妙湛総持不動尊 首楞嚴王世希有

銷我億劫顛倒想 不歷僧祇護法身

南閻浮提大日本国北陸道能州賀島郡酒

井保、洞谷山永光寺開闢（某甲）等、

七月十五日、当^ニ法歳周円之辰^ニ・

是^レ衆僧自恣之日^ニ・^{ヒナリ}雲如集^ル比

丘衆・満^ニ散^シ楞嚴会^ヲ・諷^ニ誦^ス大仏

頂万行」首楞嚴神

呪

① 禅林寺本『瑩山清規』

元亨四年七月十五日、五十四世法孫嗣祖比丘〔某甲〕等謹疏

本師 如来円通 教主
楞嚴 勝会十方 三寶 南閩 南閩浮

提大日本国 州 庄 山 寺開闢比丘〔某甲〕等謹封

楞嚴呪罷、仏母云、阿難、是仏頂光聚、悉怛多鉢怛羅、秘密伽陀」微妙章句、出生十方一切諸仏。十方如来、因此呪心、得成無上証徧」知覚、十方如来、執此呪心、降伏諸魔、制諸外道、十方如来、乘此呪心、坐宝蓮華、応微塵国、乃至十方如来、伝此呪心、於度後、付」仏法事、究竟住持、嚴淨戒律、悉得清淨。」
摩訶般若波羅蜜 如例 回向、如結夏。」
主人、両班、礼数、如結夏。 秉弘儀、

② 大乘寺蔵永亨六年書写本

群生^一。 謹疏。」
仏祖賢聖[※]昭[※]ラカ^二鑑^三
龍天護法加護 謹疏」

元亨四年七月十五日、五十四世法孫 嗣祖比丘〔某甲〕等謹疏」

本師如来 円通教主
楞嚴勝会 十方三寶 南閩浮提大日

本国能州酒井保洞谷山永光寺開闢某甲等」
楞嚴呪罷、仏母云、阿難、是仏頂光聚、悉怛多鉢怛羅、秘密伽陀微妙」章句、出生十方一切諸仏。十方如来、因此呪心、心得」成無上証徧知覚、十方如来、執此呪心、降伏諸魔」制諸外道、十方如来、乘此呪心、坐宝蓮華、応微塵」国、乃至十方如来、伝此呪心、於滅度後、付仏法事、究竟住持、嚴淨戒律、悉得清淨。」

⑥ 永光寺蔵光椿書写本

性海^ヲ而・普^{セシ}」日月照耀[※]之智光於群生^一。 謹^テ疏^二。」
仏祖賢聖[※]昭[※]鑑^三
龍天護法加護 謹^テ疏^印」

元亨四年七月十五日、五十四世法孫 嗣祖比丘某甲等、謹疏」

本師如来円通教主
楞嚴勝会^印 十方三寶 南閩^{廣紙}浮提大日本

国能州酒井保洞谷山^印永光寺開闢某甲等」
楞嚴呪罷、仏母云、阿難、是仏頂光聚、悉怛多鉢怛羅、秘密伽陀微妙」章句、出生十方一切諸仏。十方如来、因此呪心、心得」成無上証徧知覚、十方如来、執此呪心、降伏諸魔」制諸外道、十方如来、乘此呪心、坐宝蓮華、応微塵」国、乃至十方如来、伝此呪心、於滅度後、付仏法事、究竟住持、嚴淨戒律、悉得清

如結夏。」

(地冊一オ〜二オ)

※南：コノ行ノ上欄外ニ「解夏」(別筆)アリ。

※薩：別筆ノ可能性アリ。

※種：「歳知」ノ間ノ右ニ「〇」ヲ付シ、同行上欄外ノ「種」トアル指示ヲ反映ス。但シ別筆ノ可能性アリ。

※仏祖賢・竜天護：文字上ニ三宝印ノ指示

(朱筆)アリ。【年中写真76】参照。

※本師・楞嚴：文字上ニ三宝印ノ指示(朱筆)アリ。【年中写真76】参照。

※教主・三宝・南閻：文字上ニ三宝印ノ指示(朱筆)アリ。【年中写真76】参照。

七月十七日者、天童忌。塔頭、可有諷經。」

十八日。去単諸人、就維那寮、可請

摩訶般若波羅蜜

如例 回向

結夏」

(三九オ〜四一オ)

※同：以下ノ訓点ハ全テ別筆ト思ワレル。

※昭：「照」ノ「ハ」ヲ抹消シテ訂正ス。但

シ訓点ヲ付ス際ノ訂正カ。

※本師如来 円通教主_等…【年中写真77】参照。

七月十七日ハ、天童忌_{ナリ}。塔頭、可_シ有_二諷經_一。」

十八日。去_レ単_ヲ諸人、就_ニ維那寮_一、

浄。」

摩訶般若波羅蜜

如例 回向

結夏」

(八三オ〜八五オ)

※南閻_印：以下、文字ノ右ノ「印」字ハ全テ朱筆。

※日：以下、「・」ガ底本ニ付サレテイル場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。「・」ハ全テ朱筆。

※右密_{下上}：「密右」トアル指示ヲ反映ス。

※始_テ：「知」ヲ抹消シテ訂正ス。

※調：コノ行ノ上欄外ニ「於」アリ。

※耀_{ヨウ}：「輝」ノ右ニ「ヒ(抹消符)」ヲ付シ、同行ノ「生」ノ下ニ「耀」トアル指示ヲ反映ス。

※昭：「照」ノ「火」ヲ抹消シテ訂正ス。

※本師如来 円通教主_等…【年中写真78】参照。

七月十七日者、天童忌。塔頭、可有諷經。」

十八日。去単諸人、就維那寮、可請免

① 禅林寺本 『登山清規』

免丁抄小勝頭。」

〔某甲夏中〕
 免丁抄〔某甲上座〕
 〔、州、山安居〕

諸山掛搭時、帶免丁抄掛搭也。宋朝者、不帶免丁抄人、不免掛搭。日本國、雖未行此儀、当山、須行此儀。不請暇而去单人、再不可。免散暇。輕法人。必不可入衆。」 (地冊二オウ)

※免丁抄〔安居〕：【年中写真81】参照。

八月一日。打飯、普請、坐禪。若十五、若九月一日、随天氣契氣涼樣、時節、必不。定。八月廿四日。永平二代忌。塔頭諷經。供茶湯小供物。」

② 大乘寺藏 永享六年書寫本

可レ請免丁抄小勝頭。」

〔某年 夏中〕
 免丁抄 某甲 上座
 能州洞谷安居

諸山掛搭時、帶免丁抄掛搭也。宋朝者、不帶免丁抄人、不免掛搭。日本國、雖未行此儀、当山、須行此儀。不請暇而去单人、再不可。免散暇。輕法人、必不可入衆。」 (四一オウ)

※免丁抄〔安居〕：【年中写真82】参照。

八月一日。打飯、普請、坐禪。若十五日、若九月一日、随天氣熱氣涼樣、時節、必不。定。八月廿四日、永平二代忌。塔頭諷

⑥ 永光寺藏光椿書寫本

丁抄小勝頭。」

〔某年 夏中〕
 免丁抄 某甲 上座
 能州洞谷安居

諸山掛搭時、帶免丁抄掛搭也。宋朝者、不帶免丁抄人、不免掛搭。日本國、雖未行此儀、当山、須行此儀。不請暇而去单人、再不可免散暇。輕法人。必不可入衆。」 (八五オウ)

※免丁抄〔安居〕：【年中写真83】参照。

八月一日。打飯、普請、坐禪。若十五日、若九月一日、随天氣熱氣涼樣、時節、必不定。」
 八月廿四日。永平二代忌。塔頭諷經、

八月廿八日。永平忌也。祖師堂、弁供具、如達磨忌。伝供、焼香、礼拝、主人、跪炉。維那、宣疏云、「

悚息咨
芸祖永 平和 尚
南閩 浮提大日本国

加賀国 庄山 寺開闢〔某甲〕謹封〕
南閩浮提大日本国、州郡 庄山

寺開闢新戒比丘〔某甲〕謹封〕
今月二十八日、恭遇 日本初祖、永平大和尚之遠忌。謹弁備香華一籠、茶之微供、諷誦 仏頂首楞之神呪、所集鴻德、以回向供養」永平大和尚、以酬法乳之恩者。」

右蜜惟、洞水逆流、巨海波濤、為雷。黃竜電激、普天雲雨、為潤。曹源之一滴、点着而派流繁興、二株之嫩桂、覆蔭而枝条鬱茂。」五家之風、無不通、七宗之要、悉皆達。遍參和漢兩朝名匠、博覽内外頭密教行。百世之英傑、千古之模範、吾扶桑芸祖、永平開山和向者乎。照第一天、而有明於日

經、供二茶湯小キノ供一物ヲ。」
八月廿八日、永平忌ナリ也。祖師堂ニ弁ス供具ヲ。如シ達磨忌ノ。伝供、焼香、礼拝、主人、跪炉。維那、宣テ疏ヲ云ク、

南閩浮提大日本国能州賀嶋郡酒井保、洞谷山永光寺開闢新戒比丘某甲等、今月廿八日、恭遇 日本初祖永平和尚之遠忌。謹弁備香華麤茶之微

供、諷誦仏頂首楞之神呪、所集鴻德、以回向供養 永平大和尚。以酬法乳之恩者。」
右蜜惟レハ。洞水ノ逆流巨海ノ。波濤為シ雷。黄龍ヲ電激シ普天ニ。雲雨ノ為レ潤ヲ。曹源之一滴。点著而派流繁興シ。二株之嫩桂。覆蔭シテ枝条鬱茂ス。五家ノ家風無ク不云コト通。七宗ノ要悉ク皆ナ達ス。遍ニ參シテ和漢兩朝一名匠ニ博覧内外頭密ノ教行アリ。百世之英傑。千古之模範ナルカ。吾カ扶桑ノ芸祖永平開一山和尚ナル者乎。照ニシテ第一天ニ而有リ明ニ於日月一。眼目上。触ニ破シ

而

供茶湯小供一物。」
八月廿八日。永平忌也。祖師堂、弁供具。如達磨忌。伝供、焼香、礼拝、主人、跪炉。維那、宣疏云、「

南閩浮提大日本国能州賀嶋郡酒井保、洞谷山永光寺開闢新戒比丘某甲等、今月廿八日、恭遇 日本初祖、永平和尚之遠忌。謹弁備香華麤茶之微供。諷誦 仏頂首楞之神呪。所集鴻德以回向供養。永平大和尚。以酬法乳之恩者。」

右蜜惟、洞水逆流、巨海波濤為雷。黃竜電激、普天雲雨為潤。曹源之一滴、点着而派流繁興、二株之嫩桂、覆蔭而枝条鬱茂。五家之風、無不通。七宗之要、悉皆達。遍參和漢兩朝名匠、博覽内外頭密教行。百世之英傑、千古之模範、吾扶桑藝祖、永平開山和向者乎。照第一天而有明於日

乎。照第一天而有明於日

① 禅林寺本『瑩山清規』

月眼目。触破大千、而転妙」於輪宝法
輪。仰冀、心眼相照兮、正偏宛転、俯
乞、君臣道合、」而旁参奉重矣。謹疏」

祖師炳 鑒

慈悲容 能

謹疏

禅林公用」

〔元亨四年八月廿八日曾孫比丘
某甲等謹疏〕

(地冊二ウ〜三ウ)

※八月：コノ行ノ上欄外ニ「□平」(別筆)

アリ。

※懐息咨・芸祖永：文字上ニ三宝印ノ指示

(朱筆)アリ。【年中写真86】参照。

※上：尚・南閩：文字上ニ三宝印ノ指示(朱

筆)アリ。【年中写真86】参照。

※南閩浮：文字上ニハ朱筆。

※祖師炳・慈悲容：文字上ニ三宝印ノ指示

(朱筆)アリ。【年中写真87】参照。

※元亨四：文字上ニハ朱筆。【年中写真87】

② 大乘寺蔵永享六年書写本

テ」大千一而転ニ妙ナル於輪宝一法輪ヲ。
仰冀、心眼相照兮正偏宛転ナル
ン。伏乞。君臣道合、而旁参奉重セン。
謹疏。」

祖師炳 鑑

慈悲容 納

謹疏」

元亨四年八月廿八日 曾孫比丘 某
甲等 謹疏」

懐息咨目疏上
芸祖永平和尚

南閩浮提大日本国能

州酒井保洞谷山永光寺開闢某甲等」

(四一ウ〜四二ウ)

※密：以下ノ訓点ハ全テ本文ト別筆、コレ以

前ノ訓点ハ同筆ト思ワレル。

※惟々奉重：以下ノ句点ハ、原典ニ付サレテ

イル、本文ト同筆ト思ワレル句点ニ從ツテ

付ス。ソノタメ、訓点トハ文ノ区切りガ異

ナル場合ガアル。

⑥ 永光寺蔵光椿書写本

日月一眼目上・触破シテ」大千一而・転
スナル於ニ輪宝一法輪ヲ・仰冀ハクハ、心
眼相照シ・兮正偏宛転ス・伏乞フ、
君臣道合、而旁参奉重セン。謹疏。」

祖師炳 鑒

慈悲容 納

謹疏」

元亨四年八月廿八日 曾孫比丘某甲
等謹疏」

懐息咨目疏上
芸祖永平和尚

南閩浮提大日本国

能州酒井保洞谷山永光寺開闢某甲等」

(八五ウ〜八六ウ)

※南閩：以下、文字ノ右ノ「印」字ハ、次注

ノモノ以外ハ全テ朱筆。

※等：コノ「印」字ノミ黒筆。

※日：以下、「・」ガ底本ニ付サレテイル

場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。「・」

ハ全テ朱筆。

参照。

九月十四日。先師大乘和尚忌也。十三日晩間、法堂莊嚴、可如法。昏鐘鳴、諷經。称大夜諷經。眠藏前、煎点。塔頭、又可諷經。十四日。小師計、伝供、焼香、礼拝。主人、跪炉。維那、宣疏云、

南閩浮提大日本国へ、／＼、国庄、山寺開闢某甲等、

今月十四日、恭遇先師本州大乘開

山、价公徹通大和尚之遠忌。跪弁

香花麤茶之微供、誦了義秘蜜之神

呪、以回向

先師大和尚、以酬法乳之恩者。

右密密カ惟、雲居懸記、弘通來際長今、

偃溪遠識、興起宗風。不古。開明一実

知見之正眼、安住一切不為之三昧。節

儉克レ己ヲ、而甘ニ芙蓉九代之法味。

※悚息レ等ヲ…【年中写真88】参照。

九月十四日ハ、先師大乘和尚忌ナリ也。十三日ノ晩間、法堂莊嚴、可ニ如法ナル。昏鐘コジツメ鳴メトキ、諷經。称大夜諷經ト。眠藏前、煎点。塔頭、又可ニ諷經ス。十四日。小師計ハカリ伝供、焼香、礼拝。主人、跪炉。維那、宣疏云

南閩浮提大日本国能州酒井保、洞谷山永光寺開闢比丘某甲等、

今月十四日、恭遇ニ先師加州大乘

開山、价公徹通大和尚之遠忌ニ、

跪弁シテ香華麤茶之微供。誦シテ了

義秘密之神呪ヲ、以テ回向シテ先師

大和尚。以テ酬ニ法乳之恩ヲ者。

右密密カ惟レハ、雲居懸記、弘ニ通シ來際ニ

長レ今。偃溪遠識、興ニ起シ宗風ヲ不

レ古。開ニ明シテ一実知見之正眼ヲ、安

※茂レ右、「ムス」、左ト「ムス」ノ右、「モシ」アリ。

※悚息レ等ヲ…【年中写真89】参照。

九月十四日。先師大乘和尚忌也。十三日晩間、法堂莊嚴、可如法。昏鐘鳴、諷經。称大夜諷經。眠藏前、煎点。塔頭、又可諷經。十四日。小師計伝供、焼香、礼拝。主人、跪炉。維那、宣疏云、

南閩浮提大日本国能州酒井保、洞谷山永光寺開闢比丘某甲等、

今月十四日、恭遇ニ先師加州大

乘開山、价公徹通大和尚之遠忌ニ、

跪シテ弁シテ香華麤茶之微供。誦シテ了

義秘密之神呪ヲ、以テ回向シテ先師

大和尚。以テ酬ニ法乳之恩ヲ者。

右密密カ惟レハ、雲居懸記、弘ニ通シテ來際ニ

長レ今。偃溪遠識、興ニ起シ宗風ヲ不

レ古。開ニ明シ一実知見之正眼ヲ、安

① 禅林寺本 『瑩山清規』

陰德蒙他、而挑日域普照之伝灯。大陽溢目、有誰疑著。大乘運載、無物超起シスルコト。謹疏。

※先師炳鑑 先師炳鑑 謹疏

某甲什年九月十四日 へ、／＼、山〔某甲〕等謹疏

(地冊三ウ〜四オ)

※九月：コノ行ノ上欄外ニ「大乘」(別筆)アリ。

※先師〜謹疏：【年中写真92】参照。

② 大乘寺蔵永亨六年書写本

住一切不為之三昧ニ。節儉ヨククテ己ヲ、而甘アマナイ芙蓉九代之法味ヲ、陰德蒙シメテ他、而挑日域普照之伝灯ヲ。大陽溢目、有誰疑著セン。大乗運載、無物超起ニスル。謹疏。

先師炳鑑 先師炳鑑 謹疏

慈悲容納 慈悲容納 謹疏
元亨四年九月十四日、洞谷山永光寺 某甲等 謹疏

(四二ウ〜四三ウ)

※遇テ以下ノ訓点ハ全テ別筆ト思ワレレ。 ※向シテ：「シ」ハ「ス」ニ上書キシテ訂正シタモノ。

※先師〜謹疏：【年中写真93】参照。

⑥ 永光寺蔵光椿書写本

安住一切不為之三昧ニ。節儉ヨククシテ己ヲ、而甘アマナヒ芙蓉九代之法味ヲ。陰德蒙カフムツテ他、而挑日域普照之伝灯ヲ。大陽溢目、有誰疑著セン。大乗運載、無物超起ニスル。謹疏。

先師炳鑑 先師炳鑑 謹疏

慈悲容納 慈悲容納 謹疏
元亨四年九月十四日、洞谷山永光寺 某甲等 謹疏

(八六ウ〜八七ウ)

※南闕印以下、文字ノ右ノ「印」字ハ全テ朱筆。

※日：以下、「・」ガ底本ニ付サレテイル場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。「・」ハ全テ朱筆。

※先師〜謹疏：【年中写真94】参照。

① 禪林寺本『瑩山清規』

於一少室、单伝心印直示宗綱、席上拈花飲光之正脈有寄シコロ、一庭中立雪慧可之得髓無疑、法雷既震於九州道風遂一扇於四海、然屆イタテ隻履西帰之日敢忘撰齊北面之勤、今イタテ仰深重之尊德、遙伸如在之誠礼、覲ネカ不レ期於来儀、庶俯韻セシ於漸供、伏憶斗筭陋器虻蟻余生、雖彎石カ之弓遂莫の鹿、徒セ玄沙之釣曾匹得魚、忝挑伝灯トモ之遠炎以供曩祖之真前コト伏請大願有方、真慈無礙、一曲垂提耳、俾レ獲安心、有明ニ知見一而猛省回光、不仮修証而頓悟ニ成仏、然後、河為帶山為冠、祝北闕之室室イ祚無疆、雲如鶴一雨如膏、資南畝之黎元有歲一矣、謹疏ニ

元亨四年十月五日、三十七世法孫 嗣祖比丘某甲等 謹疏一

恭敬疏上 南閩浮提大日本国加、国祖師炳鑒 山 寺開闢〔某甲〕等謹封

② 大乘寺蔵永享六年書写本

遠裔ニ、師勅ヲ蒙ニ於退邇ス限ニ、罔レ辭コト「巨海之驚濤ヲ、ハシメテ游ニ梁土ニ、不レ契ニ老蕭之丹臆ニ、潜ニ魏ノ邦ニ、泛ニ一葦於重江ニ、終ニ九年ヲ於少室ニ。单伝心印ヲ、直示ス宗綱ヲ。席上拈花飲光之正脈、有レ寄シ。庭中ニ立雪ニ慧可ノ之得髓、無レ疑ヒ。法雷、既ニ震ル於九州ニ、道風、遂ニ扇ク於四海ニ。然ニ然ル屈ニ隻履西帰之日ニ、敢忘ス撰齊北面之勤ニ。今ニ仰ル深ニ重ノ尊德ヲ、遙伸ニ如在之誠礼ニ。覲ハ不レ期ニ於来儀ヲ、庶ハ俯ニ韻セ於漸供ニ。伏シテ憶ム斗筭ノ陋器ヲ、虻蟻ノ余生ヲ、雖トモ彎石ノ弓ヲ、遂ニ莫クの鹿ト、徒ニ玄沙之釣ヲ、曾テ匹得魚ト。忝ニ挑伝灯ノ之遠炎ヲ。以テ供ス曩祖之真前ニ。伏テ請フ大願有レ方、真慈無レ礙リ。曲ケテ垂テ提耳ヲ、俾レ獲ユ安心ヲ。有明ニ知見一、而猛省回光シ。不コトレ仮ニ修

⑥ 永光寺蔵光椿書写本

磨大師、慈心包ツ於遠裔ヲ、師勅ヲ蒙ル於遐邇ニ、スナハ罔レ辭ス巨海之驚濤ヲ、ハシメテ游ニ梁土ニ、不レ契ニ老蕭之丹臆ニ、潜ニ魏ノ邦ニ、泛ニ一葦於重江ニ、終ニ九年ヲ於少室ニ。单伝心印ヲ、直示ス宗綱ヲ。席上拈花飲光之正脈、有レ寄シ。庭中立雪ニ慧可ノ之得髓、無レ疑ヒ。法雷、既ニ震ル於九州ニ、道風、遂ニ扇ク於四海ニ。然ニ然ル屈ニ隻履西帰之日ニ、敢忘ス撰齊北面之勤ニ。今ニ仰ル深ニ重ノ尊德ヲ、遙伸ニ如在之誠礼ニ。覲ハ不レ期ニ於来儀ヲ、庶ハ俯ニ韻セ於漸供ニ。伏シテ憶ム斗筭ノ陋器ヲ、虻蟻ノ余生ヲ、雖トモ彎石ノ弓ヲ、遂ニ莫クの鹿ト、徒ニ玄沙之釣ヲ、曾テ匹得魚ト。忝ニ挑伝灯ノ之遠炎ヲ。以テ供ス曩祖之真前ニ。伏テ請フ大願有レ方、真慈無レ礙リ。曲ケテ垂テ提

(地冊四オ〜五オ)

※供焼香：コノ行ノ上欄外ニ「達磨」(別筆)アリ。

※右伏以〜有歳(矣)、謹疏：コノ間ニハ読点(朱筆)ガ付サレテイルタメ、本稿ニオイテハソレニ従ツテ読点ノミ付ス。

※勅：「師蒙」ノ間ノ右ニ記シテ加筆ス。
※「イ」ハ読点ニ対スルモノデ、「コノ部分

ニ、底本ハ読点ヲ付サナイガ、イ(異)本ハ読点ヲ付シテイル」ノ意ト考エラレル。

※「知而」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、右ニ記シテ加筆ス。

※七：コノ字ヲ抹消シ、右ニ「普濟マデ」(別筆)注記アリ。

※恭敬ノ謹封：【年中写真97】参照。

証、而頓悟成仏セシ。然シテ後、河ヲ為レ帶ト、山ヲ為シテ冠ト、祝シテ北闕之寶祚ヲ無疆ナラン。雲ハ如ク鶴ノ、雨ハ如クシテ膏、資ニ南畝之黎元有レラン歳。」
謹疏』

芸祖容納

列祖証鑿 謹疏』

元亨四年十月五日、二十七世法孫嗣祖比丘某甲等謹疏』

※恭敬 疏上
祖師 炳鑿

南閻浮提大日本国能州

洞谷山永光寺開闢某甲等」
(四三ウ〜四五オ)

※恭：以下ノ訓点ハ全テ本文ト別筆、コレ以前ノ訓点ハ同筆ト思ワレル。

※寄：左「奇」アリ。訓点下同筆ト思ワレル。

※觀：右、紙ヲ破ツテ文字ヲ削除ス(「コイネカハク」カ)。

※恭敬ノ等：【年中写真98】参照。

耳ヲ俾レ獲ニ安心ヲ有テ明知見ニ而猛省回光シ。不シテ修証ニ而頓悟成仏セシ。然シテ後、河ヲ為レ帶ト、山ハ如ク冠ト、祝シテ北闕之寶祚ヲ無コトナシ。雲ハ如ク鶴ノ、雨ハ如クシテ膏、資ニ南畝之黎元有レラン歳。」
謹疏』

芸祖容納

列祖証鑿 謹疏』

元亨四年十月五日、二十七世法孫嗣祖比丘某甲等謹疏』

※恭敬 疏上
祖師 炳鑿

南閻浮提大日本国能

州洞谷山永光寺開闢某甲等」
(八七ウ〜八九オ)

※南閻：以下、文字ノ右ノ「印」字ハ全テ朱筆。

※日：以下、「」ガ底本ニ付サレテイル場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。「」ハ全テ朱筆。

※林：コノ行ノ上欄外ニ「輒」アリ。「阪

① 禅林寺本『瑩山清規』

※十一月中。冬至前。隔日、衆寮諷經等。四節、皆同。」

土地堂念誦疏云、「切以、宝曆迎長、璿璣推至。瑩一陽之開序、迎百福以為」先。恭惟、当山土地、合堂真宰、茂アツクイ对令辰、倍納殊祥。肅マツク詣大衆、謹詣靈祠、誦持万德洪名、回向合堂真宰、以表佳」節之誠志、以見人物之多幸。護法安人者、為如上緣念（十仏名、回／向、皆同前）。」

② 大乘寺藏永享六年書写本

十一月中ハ、冬至ナリ。前ノ隔日、衆寮諷經等、四節、皆同シ。」

土地堂念誦疏ニ云ク、「切ニ以レハ、宝曆迎ヘ長ヲ、璿儀推レ至ヲ。璧ニ一陽一之開序ヲ、迎テ百福一」以テ為レ先ト。恭惟レハ、当山土地、合堂真宰、茂ニ对シ令辰ニ、倍納ス」殊祥ヲ。肅ク請シ大衆一、謹テ詣シテ靈祠ニ、誦ニ持シ万德、洪名ヲ、回ニ向シ合」堂ノ真宰ニ、以表ニ佳節ノ之誠志ヲ、以見ニ人物ノ之多幸、護法「安人一者ナリ。為ニ如上一」緣念ヲ。」

⑥ 永光寺藏光椿書写本

ノ訂正ヲ指示シタモノナカ。
※葦：「常」ト誤記シ、訂正シタモノナカ。
※覲：右、「ミルニ」、左、「コヒネカハクハ」アリ。

※俯：コノ行ノ上欄外ニ「劣」アリ。
※恭敬等：【年中写真99】参照。

十一月中（福殿カ）。冬至前日、衆寮諷經等。四節、皆同。」

土地堂念誦疏云、「切ニ以レハ、宝曆迎ヘ長ナカキヲ、璿儀推シ至センギ」ル。璧ニ一陽一之開序ヲ、迎テ百福一」以テ為レ先ト。恭惟レハ、当山ノ土地、合堂ノ真宰、茂ニ对シテ令辰ニ、倍納ル」殊祥ヲ。肅ク請シテ大衆一、謹テ詣シテ靈祠ニ、誦ニ持シ万惠、洪名ヲ、回ニ向ス合」堂ノ真宰ニ、以表ニ佳節ノ之誠志ヲ、以見ニ人物ノ之多幸ヲ、護レ法「安人一者ナリ。為レ如上一」緣念。」

僧、行謝掛搭之儀。如夏前。」

(地冊五オウウ)

※十一：コノ行ノ上欄外ニ「冬至」(別筆)

アリ。

※詣：右、「哀歎」、左、「○」アリ。

十二月八日。称成道会。公界、随力弁供。三節儀、皆一如。主人、「跪炬。

維那、宣疏云、「

浄法界身、本無出沒。大悲願力、示現

去來。(仰願真慈／伏請照^臨)」

南閩浮提大日本国(、／、)国石河

郡若、庄、山 寺開闢(某甲)等、「

今月初八日、恭遇 本師釈迦如来、

成道之辰、嚴備香花、」以伸供養。

集現前比丘衆、諷誦 大仏頂万行首

楞嚴神」呪、所集洪勲、以酬法乳之

恩者。」

十仏名、回向、皆同^シ前^ニ。

冬至以前、四五日前、四月以後、掛搭

ノ僧、行^フ謝掛搭^ノ之儀。如^シ夏前

ノ。」(四五オウウ)

十二月八日、称^ス成道会^ト。公界、随

力^ニ弁^ス供具^ヲ。四節ノ儀、皆^ナ一如^ナ

リ。主人、跪炬。維那、宣^テ疏^ヲ云^ク、「

浄法界身 本無出沒

大悲願力 示現去來」

仰願照鑑 伏請真慈」

南閩浮提大日本国能州賀嶋郡酒井保、

洞谷山永光寺開闢某甲 等、「

今月初八日、恭遇 本師釈迦如来大

和尚、成」道之辰、 虔備香華、以

伸供養。集現前比丘衆、」諷誦大仏

頂万行首楞嚴神呪、所集洪勲、以

十仏名、回向、皆同前。」

冬至以前、四五日前、四月以後掛搭

僧、行謝掛搭之儀、如夏前。」

(八九オウウ)

※以^レハ……以下、「・」ガ底本ニ付サレテイ
ル場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。
「・」ハ全テ朱筆。

十二月八日。称成道会。公界、随力弁供具。四節儀、皆一如。主人、跪炬。

維那、宣疏云、「

浄法界身 本無出沒

大悲願力 示現去來」

仰願照鑑 伏請真慈」

南閩浮提大日本国能州賀嶋郡酒井保、

洞谷山永光寺開闢某甲等、「

今月初八日、恭^ク遇^テ 本師釈迦如

來大和尚、成」道之辰、 虔^テ備^シ

香華^ヲ、以^テ伸^フ供養^ヲ。集^ム現^シ前^ニ

比丘衆^ヲ。諷^ス誦^ス大仏頂万行首楞

① 禅林寺本 『瑩山清規』

右密※以、融瓶盤（取カ）釵釧、而為一茎、非智火（解）克（アヤ）。校（口）琴瑟（アヤ）筚篥、以諧六律、舍妙指（※）奚為。蓋衆生、有具如來知慧德一相、若大覺、無示衆生迷悟方便、演若、狂性難歇、力士（一）額珠永忘。今聞（テ）大地有情之成道（一）、新明（メ）本有仏性之正因（一）。慧照永耀、一灯伝百千灯、道風久扇、此界泊（頂カ）無辺界（一）。〔矣〕。

謹疏（一）

本師如來

哀愍納容

謹疏

禅林公用（一）

元亨四年十二月初八日、五十四世

法孫嗣祖比丘（某甲）謹疏（一）

恭敬疏上

成道如來 南閩浮提大日本国 国 山

寺開闢（某甲）等謹封（一）

七日夜 九日夜 山僧住裏一衆、長坐。發心以來、四十余年（一）未於此両

② 大乘寺藏永享六年書写本

酬（ヒツ）法乳之恩者（一）。

右密（ヒツ）カニソレハ、融（シテ）瓶盤釵釧、而為一茎（一）。非（ス）智火（ニ）鮮克（ヨク）セシヤ。校（ア）琴瑟（カ）筚篥、以諧六律（一）。舍（エテ）妙指（ヲ）奚為。蓋衆生（ニ）有（リ）具（ス）ルコト如來（ノ）。智慧徳相（ヲ）。若シ大覺無（ク）示（コト）衆生（ニ）迷悟（ノ）方便（ヲ）、演若（カ）狂性（ヲ）難歇（レ）。力士（ノ）額珠、永忘（セ）。今（ニ）聞（テ）大地（ノ）有情（ノ）之成道（ヲ）、新（ニ）明（メ）本有（ノ）仏性（ノ）之正因（ヲ）、慧照永耀（キ）、一灯伝百千灯（ヲ）、道風久扇、此界泊（ニ）無（ク）辺界（一）。

謹疏（一）

本師如來

哀愍納容

謹疏（一）

元亨四年十二月初八日、五十四世法

孫嗣祖比丘某甲等 謹疏（一）

恭敬 疏上

成道 如來

南閩浮提大日本国能州

酒井保洞谷山永光寺開闢某甲等（謹封）

⑥ 永光寺藏光椿書写本

嚴神呪（ヲ）所（ノ）集（ル）洪勲（ハ）以（テ）酬（ニ）法乳之恩（者）ナリ。

右密（キ）ニ以（レ）レハ、融（シテ）瓶盤釵釧（ヲ）而（シテ）為（ス）一茎（一）。非（ス）智火（ニ）鮮克（ヨク）セシヤ。校（ア）琴瑟（カ）筚篥（ヲ）以（テ）諧（ニ）六律（ニ）。舍（エテ）妙指（ヲ）奚為（一）。蓋衆生（ニ）有（リ）具（ス）ルコト如來（ノ）。智慧恵相（ヲ）。若シ大覺、無（ク）示（コト）衆生（ニ）迷悟（ノ）方便（ヲ）。演若（カ）狂性（ヲ）難歇（レ）。力士（ノ）額珠、永忘（セ）。今（ニ）聞（テ）大地（ノ）有情（ノ）之成道（ヲ）、新（ニ）明（メ）本有（ノ）仏性（ノ）之正因（ヲ）、恵照永耀（キ）、一灯伝百千灯（ヲ）、道風久扇、此界泊（ニ）無（ク）辺界（一）。

本師如來

哀愍納容

謹（テ）疏（一）

元亨四年十二月初八日、五十四世法

孫嗣祖比丘某甲等 謹（テ）疏（一）

恭敬 疏上

成道 如來

南閩浮提大日本国能

紙 黄

夜打眠。故住裏二十六年、多率一衆、堂裏打坐。』蓋如恒規。

(地冊五ウ〜六ウ)

※南閩：文字開イハ朱筆。【年中写真102】参

照。

※右：下、「右」ノ衍字ヲ削除ス。

※奚為：右、「イ」(「イ」)

※本師ノ納容：文字上二三宝印ノ指示(朱

筆)アリ。【年中写真103】参照。

※恭敬ノ謹疏：【年中写真103】参照。

十日以後。開坐禪。歲末看經勝。』無緣大慈、平等利濟群生、廣大接化、一同救度含類。是」以、歲末、故轉數日、寺中、專勸看經、回向 寺領田畠耕死」蠢動含靈、乃至且越所領所生牛馬六畜、及山林受生禽獸虫類、水陸一切前亡後滅。上自三宝手足供給之

七日夜、九日夜、山僧住裏一衆、長坐。發心以來、四」十余年、未於此兩夜打眠。故住裏二十六年、多率」一衆、堂裏打坐。蓋如恒規。」

(四五ウ〜四六ウ)

※蜜：以下ノ訓点ハ全テ本文ト別筆、コレ

以前ノ訓点ハ同筆ト思ワレル。

※恭敬ノ等：【年中写真104】参照。

十日以後。開坐禪。出歲末看經勝。』無緣大慈、平等利濟群生、廣大接化、一同救度含類。是」以、歲末、故轉數日、寺中、專勸看經、回向寺領」田畠耕死蠢動含靈、乃至檀越所領所生牛馬六」畜、及山林受生禽獸虫類、水陸一切前亡後滅。上」自三宝手足供給之人

州酒井保洞谷山永光寺開闢某甲等」七日夜、九日夜、山僧住裏一衆、長坐。發心以來、四」十余年、未於此兩夜打眠。故住裏二十六年、多率」一衆、堂裏打坐。蓋如恒規。」

(八九ウ〜九〇ウ)

※南閩：以下、文字ノ右ノ「印」字ハ全テ朱筆。

※日：以下、「・」ガ底本ニ付サレテイル場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。「・」ハ全テ朱筆。

※恭敬ノ等：【年中写真106】参照。

十日以後。開坐禪。出歲末看經勝。』無緣大慈平。等利濟群生。廣大接化一。同救度含類。是」以歲末故。轉數日寺中。專勸看經回。向寺領」田畠耕死蠢動含。靈乃至檀越。所領所生牛。馬六」畜及山。林受生禽獸。虫類水陸一。切前亡後滅。上」自三宝手。

① 禅林寺本『瑩山清規』

人工火」客、下至畜生、残害、横死之下賤愚蒙、皆所助僧宝大悲」之威神力、悉得感小因能大之勝妙果（矣）。誦經、念仏、誦「呪章句、有衆意。無分量。祇回接諸衆生之慈心、等修利」濟群品之妙行也。敬白。品目、具于後。」

妙法蓮華經 梵網菩薩戒經 大円覚經

金剛般若經 什麼經

元亨四年十二月日 堂司比丘（某

甲）敬（□）化」

除夜前、両三日間、結解清書。 施餓

鬼了、維那、宣疏云、「

南閩浮提大日本国 国、山寺（某甲）等、」

今月晦日、迎年窮歲尽之除夜、將救所縁群生之亡魂。」兼日、令勸化合山緇白、而諷誦諸經神呪。除夜、令引率現前」一衆、而同誦楞

② 大乘寺藏永亨六年書写本

工火客、下至畜生、残害、横」死之下賤愚蒙、皆所助僧宝大悲之威神力、悉得」感小因能大之勝妙果矣。誦經、念仏、誦呪章句、有」衆意。無分量。祇回接諸衆生之慈心、等修利濟群」品之妙行也。敬白。品目、具于後。」

妙法蓮華經 大円覚經

元亨四年十二月日 堂司 比丘 某

甲 敬勸化」

除夜前、両三日間、結解清書。 施餓

鬼了、維那、宣」疏云、「

南閩浮提大日本国能州酒井保、洞谷山永光寺開闢（某甲）等、」

今月晦日、迎^{トシテ}年窮歲尽之除夜、將^{トシテ}救^ニ所縁^ノ群生」之亡魂、

兼日、令^テ誦^シ化合山緇白、而諷^シ誦^シ諸經神」呪、除夜、令^レ引^ニ率^ス現前^ノ一衆、而同^ク誦^ク楞嚴神呪^一所^レ集殊勲、救^ニ濟^セ群萌^一者。」

⑥ 永光寺藏光椿書写本

足供給之人。工火客下至。畜生残害横。」死之下賤愚。蒙皆所助僧。宝大悲之威。神力悉得」感。小因能大之勝妙果（矣）。誦。經念仏誦呪。章句有」衆意。無分量祇回。接諸衆生之慈心等修利。濟群」品之妙。行也。敬白。品目、具于後。」

妙法蓮華經 梵網菩薩戒經

大円覚經

元亨四年十二月日 堂司比丘某甲敬

勸化」

除夜前、両三日間、結解清書。 施餓

鬼了、維那、宣」疏云、「（不押印）

南閩浮提大日本国能州酒井保、洞谷山永光寺開闢 某 甲 等、」

今月晦日、迎^{ムカヘテ}年窮歲尽之除夜、將^{マカニ}救^ニ所縁^ノ群生」之亡魂、兼日、令^レ引^ニ率^ス現前^ノ一衆、而同^ク誦^ク楞嚴神呪^一所^レ集殊勲、救^ニ濟^セ群萌^一者。」

嚴神呪。所集殊勲、救濟群萌者。」
 右潜以、蠡々含類、非大慈無漾濟。
 崐々群生、捨仏經爭解脫。「螻蟻、混
 持經者手水而逝、蝸牛、當聽法人杖下
 而死、俱脫畜」類、同生切利。況乎五
 百聖者、為昔五百鱗鱗。十千游魚、
 為「今一万羅漢。所緣、永劫不朽壞、
 下種、累生、成就來。若然者、」駝使
 奴婢、牛馬、寺領水陸受生、決為生々
 同法。必為世々道」伴。憐愍而可折軛
 凡入聖。哀顧而可念増道損^{釋經}。□□、
 誦「呪大意、兼日、押貼、具之。品
 目、如後。」
 妙法蓮華經什拾部 梵網經什拾卷、
 上来、諷誦經呪、所集功德、回向 山
 内含生、所緣群類。仏種縁」熟、脱苦
 得樂、法界衆生、同円種智者。加銀
 錢俱燒。」
 (地冊六ウ七ウ)

右潜^{カニ}以^レハ、蠡^シ蠡^シタル含^レ類^ハ、非^ニス^ハ大
 慈^ニ無^シ極^ススルコト。昏^ク昏^ク群^ル生^ハ、捨
 テ、仏」經^ヲ争^テカ^ク解^ス脱^セン。螻^シ蟻^シ、混^ニシテ
 持^ル經^者ノ手^水ニ而^シ逝^ス。蝸^牛、當^テ聽^ク法
 人^ノ杖^下ニ而^シ死^ス。俱^ニ脱^シテ畜^類一、
 同^ク生^ス切^リニ。況^ハ乎^ニ五^百ノ聖^者ハ、
 為^リ昔^シ五^百ノ鱗^鱗。十^千ノ游^魚ハ、為^リ
 今^一万^ノ羅^漢。所^緣、永^劫ノ不^朽壞^ス。
 下^種、累^生、成^就シ來^ル。若^シ然^ハ、
 者[・]駝^使奴^婢、牛[・]馬[・]寺^領ノ水^陸受^生、
 決^メテ為^リ生^生ノ同^法ト、必^ズ為^ラン世^道
 道^道伴^ト。」憐^愍而^可レ折^シ軛^ニ凡^凡入^聖
 一。哀^顧シテ而^可レ念^ニ増^道損^生ヲ。看^レ
 品^目、如^レ後。」
 妙法蓮華經」
 梵網菩薩戒經」
 上来、諷誦經呪、所集功德、回向」
 山内含生、所緣群類。仏種縁熟、脱苦
 得樂、法界衆」生、同円種智者。十方
 三世」云云。加銀錢俱燒。」
 可漏、同王蘭盆会。次楞嚴呪。回

二率現前ノ一衆ヲ而・同ク誦セ楞嚴神呪
 上・所」レ集殊勲・救濟群萌
 一者ナリ。」
 右潜^ニ以^レハ、蠡^シ蠡^シタル含^レ類^ハ、非^ニス^ハ大
 慈^ニ無^シ救^濟スルコト・昏^ク々^{タル}群^生、捨^テ
 一^ニ無^シ争^テカ^ク解^ス脱^セン。螻^シ蟻^シ、混^ニシテ
 持^ル經^者ノ手^水ニ而^シ逝^ス。蝸^牛ハ、當^テ聽^ク法
 人^ノ杖^下ニ而^シ死^ス。俱^ニ脱^シテ畜^類一、
 同^ク生^ス切^リニ。況^ハ乎^ニ五^百ノ聖^者ハ、
 為^リ昔^シ五^百ノ鱗^鱗。十^千ノ游^魚ハ、為^リ
 今^一万^ノ羅^漢。所^緣、永^劫ノ不^朽壞^ス。
 下^種、累^生、成^就シ來^ル。若^シ然^ハ、
 者[・]駝^使奴^婢、牛[・]馬[・]寺^領ノ水^陸受^生、
 決^メテ為^リ生^生ノ同^法ト、必^ズ為^ラン世^道
 道^道伴^ト。」憐^愍而^可レ折^シ軛^ニ凡^凡入^聖
 一。哀^顧シテ而^可レ念^ニ増^道損^生ヲ。看^レ
 品^目、如^レ後。」
 妙法蓮華經」
 梵網菩薩戒經」
 上来、諷誦經呪、所集功德、回向」
 山内含生、所緣群類。仏種縁熟、脱苦

※無縁：コノ行ノ上欄外ニ「歳末／看経／□
 傍（別筆）アリ。

① 禅林寺本 『瑩山清規』

※所：「土」ヲ抹消シテ訂正ス。
※漾：右、「救イ」、左、「セウ」アリ。

次竜天回向。兼日、結解目録。作疏、
截銀錢。就山門頭、宣疏云、「
南閻浮提大日本国、山、寺開闢
某甲等、」
今迎年窮歲尽之除夜、具録集月次日
作之衆功德、回向」竜天、報答護法

② 大乘寺蔵永享六年書写本

向、同于孟蘭盆会。」
(四六ウ〜四八ウ)
※迎^{ニテ}：以下ノ調点ハ全テ別筆ト思ワレル。

次龍天回向。兼日、結解目録。作疏、
截銀錢。就山門頭、宣疏云、「
南閻浮提大日本能州酒井保、洞谷山永
光寺開闢某甲等、」
今^マ迎^テ年窮歲尽之除夜^ヲ、具^ニ録^一集
月次日作之衆^ヲ、」功德回^ニ向^{シテ}龍

⑥ 永光寺蔵光椿書写本

得楽、法界衆」生、同円種智者。十方
三世(云云)。加銀錢俱燒。」
可漏、同孟蘭盆会。次楞嚴呪。回
向、同孟蘭盆会。」
(九〇ウ〜九二ウ)

※無縁ノ行也：コノ間ニハ句点(朱筆)ガ付
サレテイルタメ、本稿ニオイテハソレニ
従ツテ句点ノミ付ス。
※日：以下、「・」ガ底本ニ付サレテイル
場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。「・」
ハ全テ朱筆。

次龍天回向。兼日、結解目録。作疏、
截銀錢。就山門頭、宣疏云、「
南閻浮提大日本国能州酒井保、洞谷
山永光寺開闢某甲等、」
今^マ迎^テ年窮歲尽之除夜^ヲ、具^ニ録^一集
月次日作之衆^ヲ、」功德^ヲ・回^ニ向^{シテ}龍

者。」

右伏惟、護法侍衛、堅心□□付屬、蘭若^修練、悉有龍天[※]。恩助。深山通信、而令人倫伸供養。幽谷望□、□令緇白作群^作集。是以、当山已現梵刹、江湖漸^作風聞。求道人、不招競來、一修善者、不慮諍集。或新造仏菩薩像、而功德林中作^{莊嚴}、或弁宮仏閣僧舍、而善根山上倍福聚。護法安人^レ之靈德、殊揚焉。祖道弘通之接化、已無障。仍合山、年々、啓唱護法之各報答。通衆、各々報謝行道之大擁護^ハ矣。」

上來、諷誦經呪功德鴻因、回向 護法 龍天、梵釈四王、天地^レ陰陽、十方真宰、日本国内大小神祇、当道鎮守国界諸^レ神、保内社壇合堂聖造、合山諸檀、守宮守道、今年歲分、主執陰陽、南方火德星君、火部星衆、增加威光。所冀、山門鎮靜、僧宝繁昌、本寺檀那、諸檀越等、諸縁吉慶、所願

天^二・報^一答^ス護法^ヲ者。」

右伏^ヲ惟^レハ、護法侍衛^ハ、堅^ク心^ニ如^シ如来^ノ付嘱^一。蘭若^{ナル}修練、悉^ク有^リ龍天^ノ恩助。深山^ニ通^シテ信^マ、而令^メ人倫^ヲ伸^テ供養^ス、幽谷^ニ望^ム風^ニ、而令^ム緇白^一作^中群集^上。是以、当山已^ニ現^ニ梵刹^ヲ、江湖^漸作^ス風聞^ヲ。求道人^ノ、不^レ招競來[、]修善^ノ者、不^レ慮^一諍集^ル。或、新^ニ造^ニ仏菩薩^ノ像^一、而功德林中作^シ莊嚴^ヲ、或弁宮^シテ仏閣僧舍^ヲ、而善根山上倍^ス福聚^ヲ。護^シテ法安^スル人^ノ之靈德、殊^ニ揚^レ焉。祖^レ道弘通之接化、已^ニ無^シ障^レ。仍合山、年年啓唱護法之^レ各報答、通衆、各各報謝[、]行道之大擁護[。] 品目、如^レ後[。]」

上來、諷誦經呪功德鴻因、回向 護法 龍天、梵釈^レ四王、天地陰陽、十方真宰、日本国内大小神祇、当山鎮守国界諸神、保内社壇合堂聖造、合

天^二・報^一答^ス護法^一者^{ナリ}。」

右伏^キシテ惟^レハ、護法侍衛^ハ、堅^ク心^ニ如^シテ如来^ノ付嘱^一。蘭若^{ナル}修練、悉^ク有^リ龍天^ノ恩助。深山^ニ通^シテ信^マ、而令^メ人倫^ヲ伸^テ供養^ス、幽谷^ニ望^ム風^ニ、而令^ム緇白^一作^中群集^上。是以、当山已^ニ現^ニ梵刹^ヲ、江湖^漸作^ス風聞^ヲ。求道人^ノ、不^レ招競來[、]修善^ノ者、不^レ慮^一諍集^ル。或、新^ニ造^ニ仏菩薩^ノ像^一、而功德林中作^シ莊嚴^ヲ、或弁宮^シテ仏閣僧舍^ヲ、而善根山上倍^ス福聚^ヲ。護^シテ法安^スル人^ノ之靈德、殊^ニ揚^レ焉。祖^レ道弘通之接化、已^ニ無^シ障^レ。仍合山、年年啓唱護法之^レ各報答^一・通衆、各各報謝[、]行道之大擁護[。] 品目、如^レ後[。]」

上來、諷誦經呪功德鴻因、回向 護法 龍天、梵釈^レ四王、天地陰陽、十方真宰、日本国内大小神祇、当山鎮守国界諸神、保内社壇合堂聖造、合

自正月一日起首、月一日、諸衆不怠、看經持課、報答竜天護法恩。頗是、寺院」恒規之弁務也。〔竜天回向双紙、自年中打調、年始看〕經過者、始出之。或衆寮、若土地前。表書式〕

〔回向〕 龍天功德簿 〔法園林淨住寺〕

〔法園林淨住寺 奉為〕 〔天竜 善神〕

〔五〕 諷誦經典 念誦 陀羅尼章句 称念諸

仏菩薩宝号〕

報答 護法安人之 恩、永為恒規〕

依而行之 〔元亨四年〔甲子〕正月一日起首〕

正伝云勸発 同行衆諷誦 經〔梵文〕

陀羅尼章句 称念諸仏菩薩 宝号報答〕

天竜護法之恩 祖訓云一年內 勸発同行諷誦經典梵文〕

回向 竜天護法之恩 除夜回向之

歳節衆寮諷經。隔前一日、如冬至。土地堂念誦等〕儀、同前。疏云、

切以、大蔭告辰、肇三陽而為泰。東風応律、正五福〕以類昇。肅請大衆、恭詣

靈祠、誦持万徳之洪名、回向合堂之真宰。功德之乃、護法安人、十方施主、

増〕福増慧。為如上縁念。十仏名。〕

回向、同結夏。銀錢、疏等、燒之。大悲呪。〕

龍天回向、自正月一日起首、月月日日、

諸衆不怠、〕看經持課、報答龍天護法恩。頗是、寺院恒規之弁〕務也。龍天回

向双紙、自年中打調、年始看經過者、〕始出之。或衆寮、若土地前。表書式。〕

〔回向〕 龍天功德簿

〔洞谷山永光禪寺〕

歳節衆寮諷經。隔前一日、如冬至。土地堂念誦等〕儀、同前。疏云、

切以レハ、大蔭告ツル辰、肇三陽而・為泰、東風応律、正

五福〕以テ類昇、肅シテ請大衆、恭ク詣シテ靈祠、誦持シテ万徳之

洪名、回向合堂之真宰、功德之乃、護法安人、十方施主、

増シ、福増レテ恵、為如上縁念。十仏名。〕

回向、同結夏。銀錢、疏等、燒之。大悲呪。〕

龍天回向、自正月一日起首、月月日日、

諸衆不怠、〕看經持課、報答龍天護法恩。頗是、寺院恒規之弁〕務也。龍天回向双紙、自年中打調、年始看經過者、〕始出之。或衆寮、若土地前。表書式。〕

〔回向〕 龍天功德簿

〔洞谷山永光禪寺〕

① 禅林寺本『瑩山清規』

〈矣〉

歲節衆寮諷經、隔前一日、如冬至。

土地堂念誦等儀、同前。*

疏云、

切以、太族告辰、肇三陽而為泰。東風

応律、正五福以類昇。肅詣大衆、恭

詣靈祠、誦持万德之洪名。回向 合堂

之真宰。功德之力、護法安人、十方

施主、增福增慧。為如上緣念（十仏名、在之）。

上來、念誦功德、並用回向護持正法、

土地竜神。伏願、神光協贊、

発揮有利之勤、梵樂興隆、恩賜無始之勲。再

馮尊衆念。十方（、／、）。

〈大悲呪一反、銀錢、疏等、焼之。〉

州、山 寺年中行事次序終

（地冊八ウ〜九ウ）

※天：「竜護」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、右ニ記

シテ加筆ス。

② 大乘寺藏永享六年書写本

洞谷山永光禪寺。

奉為

天龍善神、

諷誦經典、念誦

陀羅尼章句、

称念諸仏菩薩

宝号、報答

護法安人之恩。

永為恒規、

依而行之。

元享四年（甲／子）

正月一日、起首。

正伝云、勸発

同行衆、諷誦

經典、梵文、

陀羅尼章句、

称念諸仏菩薩

宝号、報答

天龍護法之恩。

⑥ 永光寺藏光椿書写本

※印
回向龍天功德簿

印
洞谷山永光禪寺

三光国師御筆、

此一行在前。 沈金匝有之。

印
洞谷山永光禪寺。

奉為

印
天龍善神、

諷誦經典、念誦

陀羅尼章句、

称念諸仏菩薩

宝号、報答

護法安人之恩。

永為恒規、

依而行之。

印
元享四年（甲／子）

印
正月一日、起首。

正伝云、勸発

同行衆、諷誦

經典、梵文、

外題一面二行也。

以下、一面三行充

書。」

※^一回向：以下、文字囲イ及び右上ニ記サレ
ル数字ハ全テ朱筆。【年中写真108】参照。

※疏云：コノ行ノ上欄外ニ「^念」誦（別
筆）アリ。

※詣：右、「裏」、左、「〇」アリ。

※以下に掲載される「明水院垂誠」（地冊九
ウ）は別掲した。

祖訓云、一年内、

勸発同行、諷誦

經典、梵文、

回向

龍天護法之恩。」

除夜回向矣。」

恭敬

疏上

天地冥陽

龍天善神

南閻浮提大日

本国某州某郡某莊某山某寺住持某甲
等^講封

龍天疏、可漏図、旧本不出之。右図

者、永平垂誠」出之。仍為後鑿、今

書之。后覽君子、考之〈幸甚〉。」

年中行事〈終〉

（四九ウ〜五一ウ）

※回向龍天功德簿、洞谷山永光禪寺：【年中

写真109】参照。

※恭敬等^講封：【年中写真113】参照。

※以下に掲載される諸記事（五二オ〜五三

陀羅尼章句、

称念諸仏菩薩

宝号、報答

天龍護法之恩。」

祖訓云、年内、

勸発同行、諷誦

經典、梵文、

回向

龍天護法之恩。」

除夜回向矣。」

恭敬

疏上

天地冥陽龍天善神

南閻浮提大日

本国某州某郡某莊某山某寺住持某甲
等^講封

龍天疏、可漏図、旧本不出之。右図

者、永平垂誠」出之。仍為後鑿、今

書之。后覽君子、考之〈幸甚〉。」

年中行事〈終〉

主大中叟（花押）

主光椿

（九三ウ〜九五ウ）

① 禅林寺本『瑩山清規』

② 大乘寺蔵永享六年書写本

⑥ 永光寺蔵光椿書写本

ウ、遊ヒ紙一オウ) は別掲した。

※以レハ、…以下、「・」ガ底本ニ付サレテイ
ル場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。
「・」ハ全テ朱筆。

※大族^{タイサウ}：コノ行ノ上欄外ニ「族^{ソウ}／正月異名
也」注記アリ。

※以：コノ行ノ上欄外ニ「昂^{ケウニ}／星宿ノ
事也」注記アリ。

※回^印向龍天功德簿^印天龍善神：【年中写真110】
参照。マタ以下、文字ノ右ノ「印」(朱筆)

ハ本来ハ文字上ニ記サレテイルガ、便宜上
右ニ記シタモノ。

※恭敬^註等：【年中写真114】参照。ナオ箇中ノ
「印」(朱筆)ハ文字ノ右ニ記サレタモノ。

※者：「囟永」ノ間ニ「○」ヲ付シ、同行末
ニ「者」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

※主光椿：文字上ニ朱印「光椿」アリ。

※以下に掲載される諸記事(九六オウ九八
ウ)は別掲した。

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本（文龜元年書写）

等之：ナシ。
※光椿書写本ハ「茶湯等儀式」ニ作ル。
也：ナシ。

晚間：「十四日晚間」ニ作ル。
大幡四流：「大幡四旒」ニ作ル。
二十五：「廿五」ニ作ル。
銀錢疏等：「銀錢等」ニ作ル。
銘云：「大幡銘云」ニ作ル。
唵摩呢哆々莎縛〈訶／賀〉：「唵摩尼
多哩吽囉吒娑婆訶」ニ作ル。

⑦ 月舟開版『磬山清規』（延宝五年開版）

七月十三日。衆寮諷經、如「結夏」。
十四日。土地堂念誦。疏云「銀錢、茶
湯等之儀、皆如「結夏」者也」、
切ニ以テ、金風扇^レ野^ニ、白帝司^レ方
ヲ。当^ニ覺皇解制ノ之時^一、是^レ法^ニ歲
周円之日^{ナリ}也。九旬無^レ難、一衆咸^ク
安シ、誦^ニ持^シ万徳ノ洪^ノ名^ヲ、回^ニ向^ス
合堂ノ真宰^ニ。仰憑大衆念〈回向、如^ニ
結夏^一。四節、皆同〉。
十四日、晚^マ施餓鬼^ハ、供庫下ノ所管^ナ
リ。大幡四流、小幡二^{十五}流。銀
錢、疏等^ハ、皆維那ノ所管^{ナリ}也。大幡^ハ
立^ニテ四方^ニ、小^一幡^ハ者、立^ツ供物盆器
ノ上^ニ。小幡^ハ者、五色也。銘^ニ云^一、
唵摩呢哆唎吽囉吒唵囉呵。或^云、
唵摩你^ハ〈駄^ノ達^ノ囉〉^ノ里^ノ哩^ノ吽
鑽^ノ鑽^ノ〈駄^ノ它^ノ哆〉^ノ莎縛^ノ訶^ノ賀^ノ。
(下冊四〇ウ〜四一オ)

⑨ 卍山開版『磬山清規』（延宝九年開版）

七月十三日。衆寮諷經、如「結夏」。
十四日。土地堂念誦^ニ云^ク「銀錢、茶
湯等ノ之^ノ式、皆如^ニ結夏^一也」、
切ニ以テ、金風扇^レ野^ニ、白帝司^レ方^ヲ。
当^ニ覺皇解制ノ之時^一、是^レ法^ニ歲周^ノ円^ノ
之日^{ナリ}。九旬無^レ難、一衆咸^ク安シ、誦^ニ
持^シ万徳ノ洪名^ヲ、回^ニ向^ス合堂^ノ真
宰^ニ。仰憑大衆念〈回向、如^ニ結夏^一。
四節、皆同〉。
晚間、施餓鬼^ハ、庫下ノ所管^{ナリ}。大
幡四流、小幡二十五流。銀^ノ錢、疏等^ハ、
皆維那ノ所管^{ナリ}也。大幡^ハ立^ニテ四方^ニ
ニ、小幡立^ツ供物盆器^ノ上^ニ。小幡^ハ五
色^{ナリ}也。銘^ニ云^一、
唵摩呢哆唎吽囉吒唵囉呵。或^云、
唵摩你^ハ〈駄^ノ達^ノ囉〉^ノ里^ノ哩^ノ吽
鑽^ノ鑽^ノ〈駄^ノ它^ノ哆〉^ノ莎縛^ノ訶^ノ賀^ノ。
(下冊三四ウ〜三五オ)

少間：「在少間」ニ作ル。

問訊：「問訊問訊」ニ作ル。

※底本、下冊三五オ九行目「訊ノ下問訊アリ」。「問訊ナシ」ノ誤トモ考エラレル。

行施食人：「施食人」ニ作ル。

初段：「初改」ニ作ル。

灑水：「洒水」ニ作ル。

〈三ノ称〉：「三返」ニ作ル。

十四日。大座湯ノ後、在^{シハラク}少間^一、仏殿前ノ露地^ニ、立^テ台盤供物^一対^ヲ、一者飯、一者菓子也。鉢盛水、加^ヘ溝萩^一、時至、維那、令行者報施餓鬼案内。鳴^脱鐘、集衆、維那、出班焼香、請^ニ主人兩班^一、問訊ス。問訊了^テ、又請^ニ施餓鬼^一人^一、主人或^ハ首座等^ノ尊宿、令^ニ施餓鬼^一。維那、唱^レ文^ヲ、大衆、同音^ニ初^メ改^ム十方念仏^一〔合掌ス〕。供物加持^{シテ}ハ、左手^ニ作^{シテ}拳^ヲ、抑^ヘ左^ノ腰^ヲ、右手^ニ作^{シテ}施与^ノ印^ヲ、廻^{ラシテ}加^ニ持^ス食^ヲ。灑水ノ呪^ノ時^キ、先^ニ右手^ニ作^{シテ}水印^ヲ。所謂^ニ大拇指^一、握^レ之^ヲ、四指並立^ツ。七遍^ニ加持^ノ間^一、三遍^ノ後、右手^ニ取^リ溝萩^ヲ、灑水^ス。開口ノ呪^ノ時^キ、彈指^三下^ス。施^レ与^ノ呪^ノ時^キ、握^{ツテ}飯^ヲ投^ク庭上^ニ。五仏召請証明ノ時^キ、又合掌^{シテ}而^一至^ニ回向^ニ。施餓鬼ノ法^ハ、先^ニ問訊^{シテ}供仏^一。先^ニ合掌^{シテ}念仏^一、三遍^一。

十四日。大座湯ノ後、少^シ間^{アツマ}、仏殿前ノ露地^ニ、立^テ台盤供物^一対^ヲ、一^ハ者飯、一^ハ者菓子也。鉢^ニ盛^テ水^ヲ、加^ヘ溝萩^ヲ。時^ニ至^テ、維那、令^ニ行者^一報施餓鬼案内上^ヲ。鳴^レ鐘、集^メ衆、維那、出班焼^ニ香^一、請^{シテ}主人兩班^一、問訊ス。問訊了^テ、又請^ニ行施食^一人^一、主人或^ハ首^座等^ノ尊宿、領^レ之^ヲ。維那、唱^フ文^ヲ。大衆、同音、初段十方念仏〔合^レ掌^一〕。供物加持、左手^ニ作^{シテ}拳^ヲ、抑^ヘ左^ノ腰^ヲ、右手^ニ作^{シテ}施与^ノ印^ヲ、廻^{シテ}加^ニ持^ス食^ヲ。灑水ノ呪^ノ時^キ、先^ニ右手^ニ作^{シテ}水印^ヲ。所謂^ニ大拇指^一、握^レ之^ヲ、四指並^ハ立^ツ。七遍^ニ加持^ノ間^一、三遍^ノ後、右手^ニ取^リ溝萩^ヲ、灑水^ス。開口ノ呪^ノ時^キ、彈指^三下^ス。施与^ノ呪^ノ時^キ、握^{ツテ}飯^ヲ投^ク庭上^ニ。五仏召請証明ノ時^キ、又^タ合掌^{シテ}而^一至^ニ回向^ニ。施餓鬼ノ法^ハ、先^ニ問訊^{シテ}供仏^一。次^ニ合掌^{シテ}念仏^一〔三^ノ称^一〕。

南無十方仏 南無十方方法 南無十方僧

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本

南無大慈大悲觀世音菩薩…「南無大慈大悲救苦觀世音菩薩」二作ル。
 大悲救苦觀世音菩薩」二作ル。
 〈左手ノ供物〉…「左手拳印、右手施印」二作ル。
 帰依三宝発菩提…「帰依三宝発菩提」二作ル。
 洒水真言…「洒水真言」二作ル。
 ※底本、下冊三六才三行目「洒」灑」二作ルガ、同ジク立項サレル光椿書写本ニ依ツテ、一行目ノ誤ト判断シタ。
 先右手ノ洒水〉…「水印大拇、握之。四並立加持」二作ル。
 ※光椿書写本ハ「水印大拇、握之。四指並立加持」二作ル。
 怛佗夔多…「怛他夔多」二作ル。
 蘇嚕蘇嚕…「素嚕蘇嚕」二作ル。

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

僧」南無本師釈迦牟尼仏 南無大慈大悲救苦觀」世音菩薩〈三ノ返〉。次供物加持〈左手ニ作シ拳印、右手ニ作シ施与ノ印、五指並ノ立、向レ外廻シテ、加持供物〉、
 神呪加持淨飲食 普施河沙衆鬼神」咸皆飽滿捨慳心 悉脫幽冥生善道」
 帰依三宝発菩提 究竟得成無上覺」
 功德無辺尽未來 一切衆生同法食」
 〈次ニ洒水ノ真言。先ツ右手ニ作ニ水印、所謂大拇、握レ之、四ノ指並立、向レ外加持ス。三返ノ後、右手ニ取ニ溝萩、洒水〉。
 南無、薩縛、怛佗夔多、縛盧枳帝、唵、三摩羅、三摩羅」吽〈七ノ返。次ニ開口真言。ノ彈指三下シテ、加持ス。』
 〈南無蘇嚕波耶、怛他揭多耶、怛姪他、唵、蘇嚕蘇嚕、波耶蘇嚕、娑婆訶ノ七返。次十指、皆ヲ立テ、向レ外加持ス。』

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

南無本」師釈迦牟尼仏 南無大慈大悲觀世音菩薩〈次供物ノ加持、左手ニ作シ拳印、右手ニ作ニ施与ノ印、五指並立、向レ外廻シテ、加持供物〉。
 神呪加持淨飲食、普施河沙衆鬼神、咸皆飽滿捨慳心、悉脫幽冥生善道、帰依三宝発菩提、究竟得成無上覺、」
 功德無辺尽未來、一切衆生同法食〈次ニ洒水ノ真言。先ツ右ノ手ニ作ニ水印、謂大拇、
 握レテ之、四指並立テ、向レ外ニ加持シ、ノ三反ノ後、右手ニ取ニ溝萩、洒水ス。』
 南無、薩縛、怛佗夔多、縛盧枳帝、唵、三摩羅、三摩羅吽〈七ノ遍。』
 次ニ開口真言。彈ノ指三下シテ、加持ス。』
 南無蘇嚕波耶、怛他揭多耶、怛姪他、唵、蘇嚕蘇嚕、娑耶」蘇嚕、波耶蘇嚕、娑婆訶 〈次ニ施与飽滿真言。五

向外：「外向」ニ作ル。

二十一返ノ合掌印：「三返。次五仏超

請証明加持。合掌印」ニ作ル。

〈三ノ称〉：「三反」ニ作ル。

次：ナシ。

云云：「一切、蜜、云云」ニ作ル。

南無三曼陀没駄喃吽（二十一返。次

七如来召請ノ証明加持。合掌之印。）」

南無宝勝如来 南無多宝如来」

南無妙色身如来 南無広博身如来」

南無離怖畏如来 南無甘露王如来」

南無阿弥陀如来（三返）。回向。汝等

鬼神衆」我今施汝供 此食遍十方 一

切鬼神供」願以此功德 普及於一切

我等与衆生」皆共成仏道 十方——密

（下冊四一オ〜四二ウ）

ノ指、皆ナ立テ、向レテ外ニ加持ス。」

南無三曼陀没多喃吽（二十一返。次

五仏召ノ請証明加持。合掌印。）」

南無多宝如来 南無妙色身如来 南無

甘露王如」来 南無広博身如来 南無

離怖畏如来（三ノ称。）」

次回向。』

汝等鬼神衆、我今施汝供、此食遍十

方、一切鬼神供。』

願以此功德、普及於一切、我等与衆

生、皆共成仏道。十」方三世、云云。』

（下冊三五オ〜三六ウ）

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

次宣疏(三宝印)：「次維那宣疏云」
二作ル。

永光寺：「永光禪寺」二作ル。

次宣疏云、

南閻浮提大日本国——某甲
等、

今月十四日、恭ク遇ニ衆僧自恣、
法歳周円之時」節ニ、謹テ率シテ現前ノ
大衆ヲ、詣シテ覚皇之宝前ニ、以弁ニ
微供一、而「普ク施ニ河沙之功德ヲ、
加ヘテ法施一、而救ニ諸来之群類一者
ナリ。」
窃ニ以レハ、業山幽邃ニシテマ、日月ノ光モ不
レ能レ照コト、苦海ノ嶮浪、賢聖ノ力モ不

次宣疏云(疏并殼漏子、ノ不
レ著三宝印)

南閻浮提大日本国北陸道能登州酒井
保、洞谷山永光寺開闢某甲等、

今月十四日、恭ク遇ニ衆僧自恣、
法歳周円之時節ニ、謹テ率シテ現前ノ
大衆ヲ、詣シテ覚皇ノ之宝前ニ、以テ弁
ニシテ微供一、而普ク施シ河沙ノ之功德
一、加ニテ法施一、而救ニ諸来ノ之群類一者
ナリ。」
窃ニ以レハ、業山ノ幽邃、日月ノ光モ不レ能

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本

方便而：「方便」ニ作ル。

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

レ得レ渡スコト。智梯モ如ク無レカ便リ、慈航モ
 似レタリ失レハルニ術。梵釈モ之不能レ奈何
 トモスルコト、諸仏モ之徒ニ雖レ拱レトモ手ヲ
 一、
 積尊、廻シテ方便一、而借ニ衆僧威神ノ
 力ヲ、目連、助ニ悲母ヲ而救ニ飢饉極
 重ノ之苦ヲ、可レ尊、安居同ニ修之威
 神力。已ニ超ニ三世覺皇之仏智力、不
 レ疑、和合ニ衆僧之功德聚、頓ニ消ニ業
 定受苦之罪惡聚。孟蘭盆ニ供、自レ
 此始レリ。大施餓鬼、勤修スルコト久シ。是
 ヲ以、兼日、各各漸修ニ之経呪力、漸
 ク驚ス此界他方之業苦海。今夜、如如
 円ニ頓之心王呪、頓ニ崩ニ妄想実受之
 浮塵山。若シ然、ラハ者、現ニ前ノ微施、
 供ニ沙界恒沙界之飢饉ノ類ニ。群聚含
 類、受テ無ニ尽無辺際ノ法供養ヲ、頓ニ
 飽ニ足無為実相之法味ニ、速ニ遊ニ戲シ
 テ逍遙自在ノ之安樂ニ、存亡齊導、怨
 親普ク利セン。」「
 諷誦、如後。」「

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

レ照コト、苦海ノ峻浪、賢聖ノ力モ不レ得
 レ渡スコト。智梯モ如ク無レカ便リ、慈航モ似
 レレ術ヲ。梵釈モ之不能レ奈何トモスルコト、
 諸仏モ之徒ニ雖レ拱レトモ手ヲ、積尊、廻
 シテ方便一、而借ニ衆僧威神ノ力ヲ、目
 連、助ニ悲母ヲ一、而救ニ飢饉極重ノ之苦
 ヲ。可レ尊ニ安居同修ノ之威神力、已ニ超
 コトヲニニ世覺皇ノ之仏智力ニ。不レ疑ニ
 和合衆僧ノ之功德聚、頓ニ消ニ業定
 受苦ノ之罪惡聚。孟蘭盆ニ供、自レ此レ
 始レリ。大施餓鬼、勤修スルコト久シ。是
 ヲ以、兼日、各各漸修ノ之経呪力、
 漸ク驚ス此界他方ノ之業苦海。今夜、
 如如円頓ノ之心王呪、頓ニ崩ニ妄想実受
 ノ之浮塵山。若シ然、ラハ者、現前ノ微
 施、供ニ沙界恒沙界ノ之飢饉ノ類ニ。群
 聚含類、受テ無ニ尽無辺際ノ之法供養
 ヲ、頓ニ飽ニ足無為実相ノ之法味ニ、
 速ニ遊ニ戲シテ逍遙自在ノ之安樂ニ、存
 亡、齋導、怨親、普ク利セン。」「
 諷

什麼經：「梵網菩薩心地戒品經、円覺修多羅了義經、金剛般若波羅蜜經、諸經陀羅尼神呪、真言」二作ル。回向：ナシ。

黒紙：「黒紙無印、白字」二作ル。能州：「能登州賀嶋群」二作ル。

永光寺：「永光禪寺」二作ル。銀錢幡：「銀錢幡等」二作ル。

※「幡」ハ、底本ニハ下冊三八〇七行目ニ対スル校異トアルガ、該当字ガナイタメ、下冊三七ウ八〇七行目ノ意ノ誤ト判断シタ。無啓唱也：ナシ。回向云：「回向」二作ル。十方三世〈云／云〉：ナシ。

大乘妙法蓮華經 什部

什麼經

什部

上來、諷誦經呪功德、回向 無尽法界一切群類、財法飢饉惡趣鬼神、邪魔天魔、僻修含生、飽滿法味、咸發正智、輕重諸業、皆得解脫、隱顯利益、同円種智者。十方三世——密。

悲愍 疏上

二十 五類

南閩浮提大日本国一等

謹封

(底本、一行分ノ空白アリ)

疏并ニ銀錢幡、皆ナ焼レ之。次ニ楞嚴呪。

回向 〈無啓唱一也〉。

上來、諷誦經呪楞嚴秘密神呪功德、

回向

無尽法界一切貪類、財法飢饉無量鬼神、惡趣群生、邪魔僻徒。飽滿法味、正智開發、広度衆生、同円種智者。

次ニ結縁諷經。任ニ諸衆ノ意ニ。次ニ小參。如ニ結夏。

誦、如レ後。

大乘妙法蓮華經

什麼經

上來、諷誦經呪功德、回向 無尽法界一切群類、財法飢饉惡趣鬼神、邪魔天魔、僻修含生、飽滿法味、咸發正智、輕重諸業、皆得解脫、隱顯利益、同円種智者。十方三世云云。

悲愍 疏上

黒紙 二十 五類

南閩浮提大日本国能州

酒井保洞谷山永光寺開闢某甲等謹封

疏并ニ銀錢幡、皆ナ焼レ之。次ニ楞嚴呪。無ニ啓唱也。回向云、

上來、諷誦經呪、楞嚴秘密神呪功德、

回向 無尽法界一切貪類、財法飢饉

無量鬼神、惡趣群生、邪魔僻徒。飽滿法味、正智開發、広度衆生、同円種智者。十方三世〈云／云〉。

次ニ結縁諷經。任ニ諸衆ノ意ニ。次ニ小參。如ニ結夏。

<p>⑤ 山上氏旧藏麟広書写本</p>	<p>⑦ 月舟開版『瑩山清規』</p> <p>(下冊四二ウ〜四四ウ)</p> <p>※悲愍 疏上く謹封…【年中写真74】参照。 ※南閻浮提…右、「三宝印」不レ押 注記アリ。</p>	<p>⑨ 卍山開版『瑩山清規』</p> <p>(下冊三六ウ〜三八ウ)</p> <p>※悲愍 疏上く謹封…【年中写真75】参照。</p>
<p>能州…「能登州」ニ作ル。 ※底本、下冊三八オ六行目「能ノ下登ナシ」 ニ作ルガ、卍山開版本ニ「登」字ハナイタ</p>	<p>十五日。礼数、一ニ如結夏^二。」 楞嚴会滿散疏云、「 妙湛総持不動尊 首楞嚴王世希有」 銷我億劫顛倒想 不歴僧祇獲法身」 南閻浮提大日本国（某州） 住持 北丘某等、」 七月十五日、当^ル法歳周円之辰^ニ。 是衆僧自恣之^一 日ナリ。雲集ノ比丘 衆、滿^ニ散楞嚴会^一ヲ、諷^ニ誦^ス大仏頂</p>	<p>十五日。礼数、一ニ如^ス結夏^ニ。」 楞嚴 会滿散疏云、「 妙湛総持不動尊 首楞嚴王ハ世^ニ希有^{ナリ}」 銷^{シテ}我^ガ億劫顛倒ノ想^一ヲ 不^レ歴^ニ僧祇^一ヲ獲^ニ法身^ヲ」 南閻浮提大日本国能州賀島郡酒井ノ 保、洞谷山永光寺開闢某甲等、」 七月十五日、当^ル法歳周円ノ之辰^ニ。</p>

メ、「アリ」ノ誤ト判断シタ。

永光寺開闢某甲等：「永光禪寺開闢某

甲」ニ作ル。

楞嚴会：「楞嚴勝会」ニ作ル。

伊勢太神宮：「伊勢大神宮」ニ作ル。

白山妙理大権現：「白山妙理権現」ニ作ル。

※永享六年本ニ依ツテ判断シタ。

万行」首楞嚴神呪^ラ、所^ル集^ル功德^ハ、
祝^下獻^シ護^レ法^ヲ諸^ノ天^ヲ、守^レ道^ヲ諸^ノ神^ヲ、
大権真宰、今年ノ歳分、主執ノ聡
明、日本」天地開闢伊勢大神宮、
一ノ宮^ニ「氣多大菩薩」薩、白

山妙理権現、八幡大菩薩、稻荷
大」明神、当州ノ列廟六十余州三
千余座遐邇ノ神」祇、当山ノ土地、
匠寺ノ聖賢、四恩三有^ニ。法界ノ衆
生、同ク円^ニ種^ニ智^ニ者^{ナリ}。」

右密^{カニ}以^レハ、涌^{シテ}宝^光於^テ無^見頂^相
ヨリ、有^リ化^仏ノ之^ノ宣^揚。建^テ勝^幢
於^テ室^羅筏^城、銷^ス摩^登之^ノ幻^妄。昨[、]
属^{シテ}長^期ノ之^ノ安^居。啓^キ此^ノ勝^会、
今[、]当^テ覚^皇ノ之^ノ解^制、各^ク円^ニ法^歳
ヲ。知^ヌ、乘^リ此^ノ神^ノ呪^力、而^{シテ}三^ノ惑^頓
ニ消^シ、忽^チ開^ニ明^{シテ}此^ノ呪^心、而^{シテ}十^ノ地
速^ニ登^ル。情^ト与^テ無^情、同^ク音^ニ説^法
シ、能^ト与^テ所^境、互^ニ換^テ主^伴。常^恒ニ
為^シ仏^ノ事^ト、不^レ退^ニ施^ス法^益。外^カ重
ニ叡^算無^窮之^ノ山^徳、而^{シテ}加^ヘ風^雨調^適
之^ノ恵^祐於^テ天^下上^ニ、内^テ転^ニ法^輪不^レ退^之

是^レ衆^僧自^恣ノ之^ノ日^{ナリ}。雲」集^ル比^丘
衆、滿^テ散^ル楞^嚴会^ヲ、諷^シ誦^ス大^仏頂
万^行首^楞嚴^神」呪^力、所^ル集^ル功^徳、
祝^下獻^シ護^レ法^ヲ諸^ノ天^ヲ、守^レ道^ヲ諸^ノ神^ヲ、
大権真宰、今年ノ歳分、主執ノ聡
明、日本」天地開闢伊勢太神宮、

当国一ノ宮^ニ「氣多大菩薩、白山妙理
大権現、八幡」大菩薩、稻荷大
明神、当州ノ列廟六十余州三千」
余座、遐邇ノ神祇、当山ノ土地、
匠寺聖賢、四恩三有^ニ。法」界ノ衆
生、同ク円^ニ種^ニ智^ニ者^{ナリ}。」

右密^ニ以^レハ、涌^シ宝^光於^テ無^見頂^相ヨリ、
有^リ化^仏ノ之^ノ宣^揚。建^テ勝^幢於^テ室^羅
筏^城、銷^ス摩^登之^ノ幻^妄。昨[、]属^{シテ}
長^期ノ之^ノ安^居。啓^キ此^ノ勝^会、今[、]
当^テ覚^皇ノ之^ノ解^制、各^ク円^ニ法^歳ヲ。
知^ヌ、乘^リ此^ノ神^ノ呪^力、而^{シテ}三^ノ惑^頓
ニ消^シ、忽^チ開^ニ明^{シテ}此^ノ呪^心、而^{シテ}十^ノ地
速^ニ登^ル。情^ト与^テ無^情、同^ク音^ニ説^法シ、
能^ト与^テ所^境、互^ニ換^テ主^伴。常^恒ニ
為^シ仏^ノ事^ト、不^レ退^ニ施^ス法^益。外^カ重^{シテ}

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本

本師如来ノ十方三宝：「印」・「黄紙」アリ。

※具体的ナ位置ハ光椿書写本参照。

能州酒井保洞谷山永光寺：「能登州賀嶋郡酒井保洞谷山永光禅寺」二作ル。

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

性海^一、而普^二。日月照耀^三之智光於郡生^一。謹疏。

仏祖賢聖照鑒

龍天護法加護

謹疏

元亨四年七月十五日

幾世法孫嗣比

丘謹疏

※本師如来円通教主

楞嚴勝会十方三宝

等謹封。

(底本、一行分ノ空白アリ)

楞嚴呪罷^テ、仏母^ニ云ク、

阿難、是仏頂光聚、悉怛多鉢怛囉、

秘密伽陀微妙^ノ章句、出生十方一切

諸仏。十方如来、因此呪心、得^テ成^ジ無

上証^シ徧知^カ覚、十方如来、執此呪心、降

伏諸魔^ヲ。制諸外道、十方如来、乘此

呪心、坐宝蓮華、応微塵^ノ国、乃至十

方如来、伝此呪心、於滅度後、付仏法

事^ヲ。究竟住持、嚴淨戒律、悉得清淨

摩訶般若波羅密 如^レ例。回向^モ、如

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

觀筭^一無窮^ノ之山徳^ヲ、而加^ヘ風雨調適^ノ之恵祐^ヲ於天下^ニ、内^ニ転^{シテ}法輪^一不退^ノ之性海^一、而普^ス日月照耀^ノ之智光^ヲ於群生^ニ。謹疏。

仏祖賢聖照鑒

龍天護法加護

謹疏

元亨四年七月十五日

五十四世法孫嗣

祖比丘某甲等、謹疏

※本師如来円通教主

楞嚴勝会十方三宝

南閩浮提大日本

国能州酒井保、洞谷山永光寺開闢某甲

等^ヲ

楞嚴呪罷^テ、仏母^ニ云ク、

阿難、是仏頂光聚、悉怛多鉢怛囉、

秘密伽陀微妙^ノ章句、出生十方一切

諸仏。十方如来、因此呪心、得^テ成^ジ無上

証^シ徧知^カ覚、十方如来、執此呪心、降

伏諸魔^ヲ。制諸外道、十方如来、乘此

呪心、坐宝蓮華、応微塵^ノ国、乃至十方

〔楞嚴頭〕如結夏〕：「如例 回向 結
夏」二作ル。

※「十六日。請知事」触礼三拜」ハ山上氏旧
蔵本・鱗広書写本ニハ未掲載。

十七日〕小供物〕：「七月十七日者、天
童忌。塔頭、可有諷經」二作ル。
起単〕：「去単」二作ル。

〔結夏〕。〕
〔主人、両班、礼数、如結夏〕。秉扨
ノ儀、如結夏十六日。請知事、法、
者、在別紙。七月十七日、者、天
童忌ナリ。塔頭、可有諷經〕
(下冊四四ウ〜四六ウ)

※本師如来円通教主等謹封〕：【年中写真79】
参照。

十八日。去単諸人、就維那寮、可

如来、伝此〕呪心、於滅度後、付仏法
事、究竟住持、嚴淨戒律、悉得清
淨。摩訶般若波羅蜜〔楞嚴頭、誦
此〕後啓唱、如例。維那、回向
コト如結夏〕。〕 (下冊三八オ〜三九ウ)

※本師如来円通教主等〕：【年中写真80】参
照。

※(下冊三九ウ〜四〇ウ)に収録される「十
六日。請知事」触礼三拜〕は、「回向文」
において「38請知事」として翻刻済のため、
本稿では省略する。(二)二八八〜二九〇
頁参照。

十七日。天童浄老忌。塔頭、諷經。
供茶湯小供物。〕
十八日。起単諸人、就維那寮、可

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本

上座…「上座黄紙」二作ル。
能州…「能劬」二作ル。

之…「此儀」二作ル。
起単…「去単」二作ル。
不可免再…「再不可免」二作ル。

打版…「打鋏」二作ル。
炎涼…「熱氣涼」二作ル。

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

請免丁抄小勝頭メシチンセウノマツチウ「

某年夏中
免丁抄 某甲 上座
賀州大乘安居

諸山掛搭ノ時、帶ニ免丁抄ヲ掛搭スル也。
宋朝ニハ、不レ帶ニ免丁抄ヲ人ヲ、不
ス免ニ掛搭ヲ。日本国、雖レ未レ行ニ此
儀一、当山、須レ行ニ此儀一。不ニシテシ
暇一而去単人、再ヒ不レ可レ免ニ參暇一。
輕スル法人ナリ。必ス不レ可レ入レ衆ニ。
(下冊四六ウ〜四七オ)

※免丁抄〜安居…【年中写真84】参照。

八月一日。打鋏、普請、坐禪。若ハ十
五日、若ハ九月一日、随テ天ノ氣熱氣
涼ノ様ニ、時節、必シモ不レ定一。
八月廿四日。永平二代忌。塔頭諷經

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

レ請免丁抄小勝頭メシチンセウノマツチウヲ。

某年 夏 中
免丁抄 某甲 上座
能州洞谷安居

(底本、一行分ノ空白アリ)
諸山掛搭ノ時、帶ニ免丁抄ヲ掛搭スルナリ
也。宋朝ニハ、不レ帶ニ免丁抄ヲ人ニ
ハ、不レ免ニ掛搭ヲ。日本国、雖レ未
行ニ此儀一。当山、須レ行ニ之ヲ。不ニシテ
請暇一而一。起単スル人ニ、不レ可レ免ニ再
參暇ヲ。輕スル法人ナリ。必ス不レ可レ入
レ衆ニ。
(下冊四〇ウ〜四一オ)

※免丁抄〜安居…【年中写真85】参照。

八月一日。打版、普請、坐禪。若ハ十
五日、若ハ九月一日、随テ天ノ氣炎涼ノ
様ニ、時節、不ニ必シモ定一ヲ。
八月廿四日。永平二代忌。塔頭諷經

永平忌：「永平忌也」ニ作ル。

永光寺開闢新戒比丘某甲等：「永光禪

寺開闢新戒比丘某等」ニ作ル。

日本曹洞初祖：「日本初祖」ニ作ル。

経教：「教行」ニ作ル。

リ。供ニ茶湯小供一物ヲ。」

八月廿八日。永平忌。祖師堂ニ弁ニ

供具ヲ、如ニ達磨忌ノ。伝供、焼香、

礼拝シテ、主人、跪レ炬ニ。維那、宣ヘテ

疏云ク、

南閻浮提大日本国——開闢新戒比丘

某等、

今月廿八日、恭ク遇テ日本曹洞初

祖、永平和尚ノ之遠忌、謹テ弁ニ

備シテ香華麁茶ノ之微供一、諷ニ誦ス仏

頂一、首楞ノ神呪一、所集ノ鴻徳ハ、

以テ回向シテ供ニ養シ上テ」

永平大和尚ニ、以テ酬ニ法乳ノ之恩ニ

者。」

右密ニ惟レハ、洞水逆流、巨海ノ波濤、

為レ雷マ、黄龍電激、普天ノ雲雨、為レ

潤ヒテ。曹源ノ一滴、点著シテ而派流繁

興シ、二株ノ之ニ嫩桂、覆蔭シテ而枝条

鬱茂ス。五家ノ家風、無レ不レト云コト通セ、

七宗ノ宗要、悉ク皆ナ達ス。遍ニ参シ和

漢兩朝ノ名匠ニ、博ニ覽ス内外蹟密ノ教」

行一。百世ノ英傑、千古ノ模範、吾カ

ス。供ニ茶湯小供物ヲ。」

八月廿八日。永平忌。祖師堂ニ弁ニ供

具ヲ、如ニ達磨忌ノ。伝供、焼一香、礼

拝シテ、主人、跪レ炬ニ。維那、宣テテ

云ク、

南閻浮提大日本国能州賀嶋郡酒井保、

洞谷山永光寺開闢新戒比丘某甲等、

今月廿八日、恭ク遇テ日本曹洞初

祖、永平和尚ノ之遠一忌、謹テ弁ニ

備シテ香華麁茶ノ之微供一、諷ニ誦ス仏

頂首楞ノ神呪一、所集ノ鴻徳ハ、

回ニ向シテ供ニ養シ上テ 永平大和尚ニ、

以テ酬ニ法乳ノ之恩ニ者ナリ。」

右密ニ惟レハ、洞水逆流シテマ、巨海ノ波濤、

為レ雷マ、黄龍電激シテ、普天ノ雲雨、

為レ潤ヲ。曹源ノ一滴、点著シテ而派流

繁興シ、二株ノ之ニ嫩桂、覆蔭シテ而枝

条鬱茂ス。五家ノ家風、無レ不レト云コト通

セ、七宗ノ宗要、悉ク皆ナ達ス。遍ニ参シ

和漢兩朝ノ名匠ニ、博ニ覽ス内外蹟密ノ経

教一。百世ノ英傑、千古ノ模範、

吾カ扶桑ノ芸祖、永平開山和尚ナル者カ

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本

咨目疏：「咨目疏上」ニ作ル。
黄紙：文字上ニ「印」アリ。
能州：「能州賀嶋郡」ニ作ル。
永光寺：「永光禪寺」ニ作ル。

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

扶桑ノゲイ 芸祖、永平開一山和尚ナル者モカ乎。
照シテ第一天ヲ、而有下明ニ於日月ヨリ眼
目。触ニ破」大千ヲ、而転下妙ナル於輪
宝ヨリ法輪上。仰キ冀ハ、心眼相照シテ
兮、正偏」宛転シ、伏シテ乞フ、君臣ノ道
合ツシテ、而旁參奉重センコトヲ。謹疏。」
祖師炳鑒 謹疏」
慈悲容納
(底本、一行分ノ空白アリ)」
元亨四年八月廿八日、曾孫比丘義介
等謹疏」
* 悚息咨目疏 南閩浮提大日本国——
芸祖永平和尚 諸君
等謹封」 (下冊四七オ～四八ウ)
※ 悚息ノ謹封：【年中写真90】参照。

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

乎。照シテ第一天ヲ、而」有下明ニ於日
月ヨリ眼目。触ニ破シテ大千ヲ、而転下妙
ナル於輪宝ヨリ法輪上。仰キ冀ハ、心眼相
照シテ兮、正偏宛転シ、伏シテ乞フ、君臣
道合シテ、而旁參奉重センコトヲ。」謹疏。」
祖師炳鑒 謹疏」
慈悲容納
元亨四年八月廿八日 曾孫比丘某甲
等、謹疏」
* 悚息 咨目疏
黄紙 南閩浮提大日本国能
州酒井保洞谷山永光寺開闢某甲等謹
封」 (下冊四一オ～四二オ)
※ 教：右上、「○」アリ。濁点ト思ワレル。
※ 宝：右上、「○」アリ。濁点ト思ワレル。
※ 悚息ノ謹封：【年中写真91】参照。

徹通：「大乘和尚」ニ作ル。

亦：「又」ニ作ル。

小師許：「小師計」ニ作ル。

能州：「能州賀嶋郡」ニ作ル。

永光寺：「永光禪寺」ニ作ル。

比丘某申：「紹瑾」ニ作ル。

賀州：ナシ。

回向：「回向以」ニ作ル。

九月十四日。先師徹通忌也。十三

日ノ晚間ニ、法堂莊」嚴、可ニ如法ス。

昏鐘鳴テ、諷經アリ。称ニ太夜諷經ト。方

丈内ニシテ、煎点アリ。塔頭、又タ可ニ諷

經ス。十四日。小師計、伝供、焼香、

「礼拝アリ。主人、跪レク、炬ニ、維那、宣レテ

疏ヲ云ク、南閩浮提大日本」国能州

酒井保、洞谷山永光禪寺開闢比丘紹瑾

等、

今月十四日、恭ク遇ニ先師賀州大

乗開山、介公」徹通大和尚之遠忌

一ニ、跪テ弁シテ香華麈茶ノ之微供ヲ、誦

シテ了義秘密」之神呪ヲ、以テ回ニ向シ

ニ先師大和尚、以酬ニ法乳之恩

者ナリ。」

右密ニ惟レハ、雲居ノ懸記、弘ニ通シテ来

際一長レ今ニ、偃溪ノ遠識、興ニ起シテ

九月十四日。先師徹通忌ナリ。十三日、

晚間ニ、法堂莊嚴、可ニ如法ス。昏鐘

鳴テ、諷經アリ。称ニ太夜諷經ト。眠藏前

ニ、煎点アリ。塔頭、亦タ可ニ諷」經ス。

十四日。小師許リ、伝供、焼香、礼

拝アリ。主人、跪レク、炬ニ。維那、宣レテ

疏ヲ云ク、

南閩浮提大日本国能州酒井保、洞谷山

永光寺開闢比丘某申等、

今月十四日、恭ク遇ニ先師賀州大

乗開山、介公」徹通大和尚ノ之遠忌

一ニ、跪テ弁シテ香華麈茶ノ之微供ヲ、誦

シテ了義秘密」之神呪ヲ、回ニ向シテ

ニ先師大和尚、以テ酬ニ法乳ノ之恩

者ナリ。」

右密ニ惟レハ、雲居ノ懸記、弘ニ通シテ来

際一長レ今ニ、偃溪ノ遠識、興ニ起シテ宗

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本

永光寺某甲等：「永光寺開闢某等」ニ作ル。
悚息〜謹封：ナシ。

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

宗風一不レ古。開ニ明シ一実知見之正眼
ヲ、安住ス一切不為ノ之三昧ニ。節儉
ヨクシテ己ヲ、而甘ニ^ア芙蓉九代ノ之法味
ヲ、陰徳ヲ蒙ラシメテ他ニ、而排ニ^カ日域
普照之伝灯ヲ。大陽溢ル目ニ、有テ^カ誰レ
疑著セン。大乗ノ運載、無ニ^シ物トシテ超
スルコト。 謹疏。」

先師炳鑒
慈悲容納 謹疏」
元亨四年九月十四日、洞谷山永光寺
某甲等、謹疏
（下冊四八ウ〜四九ウ）

※先師〜謹封：【年中写真95】参照。

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

風一不レ古ナラ。開ニ明シ一実知見之正
眼、安住ス一切不為ノ之三昧ニ。節
儉^カツテ己ニ、而甘ニ^ア芙蓉九代ノ之法味
ヲ、陰徳ヲ蒙ラシメテ他ニ、而挑ニ^ク日域普
照ノ之伝灯ヲ。大陽溢ル目ニ、有テ^カ誰レ
著セン。大乗ノ運載、無ニ^シ超スルコト。」
謹疏。」

先師炳鑒
慈悲容納 謹疏」
元亨四年九月十四日 洞谷山永光寺某
甲等、謹疏」

悚息^{*} 咨目疏
先師^眞徹通和尚 南閻浮提大日本国能
州酒井保洞谷山永光寺開闢某甲等謹
封」
（下冊四二ウ〜四三エウ）

※悚息〜謹封：【年中写真96】参照。

淨法界身く俯請真慈…ナシ。

某甲…「比丘某」ニ作ル。

灯燭…「灯明」ニ作ル。
礼拝…「礼拝而」ニ作ル。

十月一日。開炉。前夜ニ、僧堂諸堂、開クク炉ヲ。一」衆、又手シテ袖内ニ、可レ許ニ頭帽。巡堂次、主人、季初ノ触礼アリ。

十月五日。達磨忌ナリ。公界、随テ力ニ弁レ供。伝レ供、シテ焼香、礼拝。」主人、跪レ炉。維那、宣ヘテ疏ヲ云、「

淨法界身 本無出沒
大悲願力 示現去來」

仰願ハ真慈 俯シテ垂レタマヘ 照鑒ヲ」
南閻浮提大日本国——寺号——某甲等、」

今月初五日、恭遇^アテ 芸祖達磨大師、示寂ノ之辰ニ、弁ニ備シテ香華灯燭、茶菓珍饈微供一、以テ伸フ懃懃ノ供養ヲ。」

調誦ス大仏頂万行首楞嚴神呪、所ノ殊勲ハ、以テ酬ニ法」乳之恩ニ者ナリ。

右伏シテ以レハ、恵日、西ノ方沈シテ鶯嶺ニ殆ト一千年、法雲、東ノ方簇カツテ神州ニ越^ニテ十万里ヲ。於是、白馬、始テ

十月一日。開炉。前夜ニ、僧堂諸堂、開クク炉ヲ。一衆、又ニ手シ袖内ニ、可シレ許ス頭帽。巡堂ノ次、主人、季初ノ触礼アリ。」

十月五日。達磨忌ナリ。公界、随テ力ニ弁レ供。伝レ供、焼香、礼拝、主人、跪レ炉ニ。維那、宣レテ疏ヲ云ク、「

淨法界身 本ト無ニ出沒
大悲願力 示ニ現去來」

仰テ願ニ照臨ヲ 俯請フ真慈ヲ」
南閻浮提大日本国能州賀島郡酒井保、洞谷山永光寺開闢某甲等、」

今月初五日、恭ク遇テ 芸祖達磨大師、示寂ノ之辰ニ、弁ニ備シテ香華灯燭ヲ、以テ伸フ懃懃ノ供養ヲ。如在ニ礼拝シテ、調誦ス大仏頂万」行首楞嚴神呪、所ノ殊勲ハ、以テ酬ニ法乳ノ之恩ニ者ナリ。」

右伏シテ以レハ、恵日、西ノ方沈シテ鶯嶺ニ殆ト一千年、法雲、東方ニ神州ニ越^ニテ十万里ニ。於是、白馬、始テ先ニ

漢朝ノ之瑞、赤鳥、自レ紹^ニテ吳公云ノ之

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

遊…「遊」二作ル。

華…「花」二作ル。

慧可…「惠可」二作ル。

咨…「期」二作ル。
歆…「韻」二作ル。
微供…「漸供」二作ル。
想…「憶」二作ル。

先^{サキ}ニシテ漢朝ノ之瑞ヲ、赤烏、自^{ヨリ}レ紹^シニ^ル呉^ノ會^ノ之祥、翻^{ホン}ニ^{シテ}訳^キシ^ル虬^ク文^ヲ、流^ルニ^テ通^ス経^ノ教^ヲヲ。章^ク疏^ノ之^ノ科^ノ節^ヲ、星^ノノ^ノ繁^ク、名^ノノ^ノ相^ノ之^ノ教^ノ網^ヲ、雲^ノノ^ノ敷^ク。刁^テ刀^ノ相^ノ似^ク、魚^ノ魯^ノ難^クレ^レ弁^ジ。爰^ニ、我^ガ芸^ノ祖^ヲ、少^シ林^ノ達^ノ磨^ノ大^ノ師^ヲ、慈^ノ心^ヲ包^テニ^テ於^テ遠^ノ裔^ニ、師^ノ勅^ヲ蒙^リム^ル於^テ退^ノ陬^ニ。罔^レ辞^ニ、巨^ノ海^ノ之^ノ驚^ヲ濤^ヲ、靱^ニ遊^ニニ^テ梁^ノ土^ニ、不^レ契^ニハ^レ老^ノ蕭^ノ之^ノ丹^ノ臆^ニ、潜^ニカ^ニニ^テ魏^ノ一^ノ邦^ヲ、泛^ニハ^レ一^ノ葦^ノ於^テ重^ノ江^ニ、終^ニ九^ノ年^ヲ於^テ少^ノ室^ニ。単^ニ伝^シ心^ノ印^ヲ、直^ニ示^ス宗^ノ綱^ヲ。席^上ノ^ノ拈^テ華^ヲ、飲^テ光^ノ之^ノ正^ノ脈^ヲ、有^リ寄^リト^コロ^ト。庭^中、立^ツ雪^ニ惠^ノ可^ノノ^ノ得^テ髓^ヲ、無^レ疑^ヒ。法^ノ雷[、]既^ニ震^ニ於^テ九^ノ州^ニ、道^ノ風[、]遂^ニ扇^ク於^テ四^ノ海^ニ。然^{シテ}一^ノ届^テ雙^ノ履^ノ西^ノ歸^ノ之^ノ日^ニ、敢^テ忘^レ撰^テ齋^ノ北^ノ面^ノ之^ノ勤^ヲ。今^マ、仰^ニ深^ニ重^ノノ^ノ尊^ノ德^ヲ、遥^ニ伸^ニ如^シ在^ル之^ノ誠^ノ礼^ヲ。覬^クハ、不^レ吝^ニ於^テ來^ル儀^ヲ、幸^ニ俯^レ韻^セン^ト於^テ漸^ノ供^ニ、伏^{シテ}憶^フ斗^ノ筭^ノ陋^{器^ヲ}、螻^ノ蟻^ノ余^ノ生^ヲ、雖^ニ彎^ニ石^ノ鞞^ノ之^ノ弓

祥^ヲ、翻^ニ訳^シ虬^ノ文^ヲ。流^ニ通^ス経^ノ教^ヲ。章^ノ疏^ノ之^ノ科^ノ節^ヲ、星^ノノ^ノ繁^ク、名^ノノ^ノ相^ノ之^ノ教^ノ網^ヲ、雲^ノノ^ノ敷^ク。刁^テ刀^ノ相^ノ似^ク、魚^ノ魯^ノ難^クレ^レ弁^ジ。爰^ニ、我^ガ芸^ノ祖^ヲ、少^シ林^ノ達^ノ磨^ノ大^ノ師^ヲ、慈^ノ心^ヲ包^テニ^テ於^テ遠^ノ裔^ニ、師^ノ勅^ヲ蒙^リム^ル於^テ退^ノ陬^ニ。罔^レ辞^ニ、巨^ノ海^ノ之^ノ驚^ヲ濤^ヲ、靱^ニ遊^ニニ^テ梁^ノ土^ニ、不^レ契^ニハ^レ老^ノ蕭^ノ之^ノ丹^ノ臆^ニ、潜^ニカ^ニニ^テ魏^ノ一^ノ邦^ヲ、泛^ニハ^レ一^ノ葦^ノ於^テ重^ノ江^ニ、終^ニ九^ノ年^ヲ於^テ少^ノ室^ニ。単^ニ伝^シ心^ノ印^ヲ、直^ニ示^ス宗^ノ綱^ヲ。席^上ノ^ノ拈^テ華^ヲ、飲^テ光^ノ之^ノ正^ノ脈^ヲ、有^リ寄^リト^コロ^ト。庭^中、立^ツ雪^ニ慧^ノ可^ノノ^ノ得^テ髓^ヲ、無^レ疑^ヒ。法^ノ雷[、]既^ニ震^ニ於^テ九^ノ州^ニ、道^ノ風[、]遂^ニ扇^ク於^テ四^ノ海^ニ。然^{シテ}一^ノ届^テ雙^ノ履^ノ西^ノ歸^ノ之^ノ日^ニ、敢^テ忘^レ撰^テ齋^ノ北^ノ面^ノ之^ノ勤^ヲ。今^マ、仰^ニ深^ニ重^ノノ^ノ尊^ノ德^ヲ、遥^ニ伸^ニ如^シ在^ル之^ノ誠^ノ礼^ヲ。覬^クハ、不^レ吝^ニ於^テ來^ル儀^ヲ、庶^クハ俯^{シテ}韻^セン^ト於^テ漸^ノ供^ニ、伏^{シテ}想^フ斗^ノ筭^ノ陋^{器^ヲ}、螻^ノ蟻^ノ余^ノ生^ヲ、雖^ニ彎^ニ石^ノ鞞^ノ之^ノ弓^ヲ、遂^ニ莫^シレ^レ鹿^ノ。徒^ニ下^ニ玄^ノ沙^ノ之

「遂ニ莫シ的ルコト鹿ニ。徒ニ下モ玄沙ノ之鉤ヲ、曾テ巨レ得レ魚ヲ。忝モ挑ニ伝灯ノ之」遠炎ヲ、以供ス曩祖之真前。伏シテ請フ、大願有レ方。真慈無レ礙リ、曲テ垂テ提耳ニ、俾タマヘ獲シメ安心ヲ。有テ明ニ知見ヲ、而猛省回光、不シテ後、河為リ帶ト、山為レ冠ト、祝シメ北闕之」宝祚ノ無疆ト、雲如ク鶴ノ雨如ニシテ膏ノ資ニ南畝ノ之黎元ノ有歳ヲ。」

謹疏。」

芸祖容納

列祖証鑿 謹疏」

元亨一十月初五日、——某甲等、謹

疏」

恭敬 疏上

南閩——大日本国——等

祖師 炳鑿

謹封」

次楞嚴呪。回向云、

上來、諷誦楞嚴秘密神呪功德、供養今

鉤ヲ、曾テ巨レ得レ魚ヲ、忝モ挑ニ伝灯ノ之遠炎ヲ、以テ供ス曩祖ノ之真前。伏シテ請フ、大願有レ方、真慈無レ礙リ、曲テ垂テ提耳ニ、俾タマハシコトヲ獲ニ安心ヲ。有テ明ニ知見ヲ、而猛省回光、不シテ後ニ修証ヲ、而頓悟成仏セン。然シテ後、河ハ為リ帶ト、山ハ為レ冠ト、祝シ北闕ノ之宝祚ノ無疆ト、雲如ク鶴ノ雨如ニシテ膏ノ資ニ南畝之黎元ノ有歳ヲ。」

芸祖容納 謹疏」

列祖証鑿

元亨四年十月五日 二十七世法孫嗣祖

比丘某甲等〈謹／疏〉

恭敬 疏上

南閩浮提大日本国能州

祖師 炳鑿

洞谷山永光寺開闢某甲等謹封」

次楞嚴呪。回向云、

上來、諷誦楞嚴秘密神呪功德、供養今

日示寂、達磨大」師。以酬法乳之恩

者。」 (下冊四三〇—四五〇)

二十七世：「五十四世」ニ作ル。
某甲等：「某等」ニ作ル。

恭敬／謹封：「印」・「黃紙」アリ。

※具体的ナ位置ハ光椿書写本参照。

次楞嚴呪／法乳之恩者：ナシ。

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

日示寂、達」磨大師。以酬法乳之恩者。」
(下冊四九ウ〜五一ウ)

※撰齋：「撰」ノ左、「ヲサメテ」、「齋」ノ左、「モスコトラ」アリ。

※諷誦：右、「如在礼拜シテ」アリ。
※方：右、「イヘ」、左、「ツトメ」アリ。
※恭敬〜謹封：【年中写真100】参照。

※恭敬〜謹封：【年中写真101】参照。

衆寮諷經：「衆寮諷經等」ニ作ル。
土地堂念誦：「土地堂念誦疏」ニ作ル。

十一月中。冬至ノ前。隔レテ日ヲ、衆寮諷經等アリ。四節、皆ナリ同シ。」
土地堂念誦ノ疏ニ云ク、

切ニ以レハ、宝曆迎レテ長キヲ、璫儀推シ至ル。

切ニ以レハ、宝曆迎テテ長キヲ、璫儀推シ至ル。

肇シメテ一陽ノ開序ヲ、迎ニ百福ヲ、以テ為レ先ト。恭惟レハ、当山ノ土地、合

肇シメテ一陽ノ開序ヲ、迎ニ百福ヲ、以テ為レ先ト。恭惟レハ、当山ノ土地、合

堂ノ真宰、茂ク對シテ令辰ニ、倍ク納ル一殊祥ヲ。肅シテ請シテ大衆ヲ、謹詣シテ靈

堂ノ真宰、茂ク對シテ令辰ニ、倍ク納ル一殊祥ヲ。肅シテ請シテ大衆ヲ、謹詣シテ靈

祠ニ、誦シテ持シテ万徳ノ洪名ヲ、回ニ向シテ合

祠ニ、誦シテ持シテ万徳ノ洪名ヲ、回ニ向シテ合

堂ノ真宰ニ、以テ表ニ佳節ノ之誠志ヲ、以テ見ル人物ノ之多幸ヲ。護レテ法ヲ安レ

堂ノ真宰ニ、以テ表ニ佳節ノ之誠志ヲ、以テ見ル人物ノ之多幸ヲ。護レテ法ヲ安レ

人ヲ者ナリ。為如上縁念、
(「仏名、回

ナリ。為如上縁念」
(「脱カ

皆同前：「同前」ニ作ル。

四五日以前：「以前四五日」ニ作ル。

大円満覺ノ量周沙界：「淨法界身、本無出沒。大悲願力、示現去來」ニ作ル。

永光寺某甲等：「永光禪寺開闢比丘某甲等」ニ作ル。

本師釈迦如來大和尚：「本師釈迦牟尼如來大和尚」ニ作ル。

灯燭微膳：ナシ。

向、皆同前。

冬至以前、四五日前、四月以後掛搭僧ノ、行ニ謝掛搭ノ之儀。如ニ夏前ノ。
(下冊五一ウ〜五二オ)

十二月八日。称ニ成道会ト。公界、隨レ力弁ニ供具ヲ。四節ノ儀、皆ナ一如ナリト。主人、跪レテ炬ニ、維那、宣テ疏ヲ云ク。

大円満覺 垂迹西乾
心包太虚 量周沙界

仰願、照鑒 伏シテ請フ真慈

南閩浮提大日本国——寺号住持比丘〔某甲〕等、

今月初八日、恭ク遇ニテ 本師釈迦如來大和尚、成道之辰ニ、虔ニ備シテ 香華ヲ、以テ伸ニ供養ヲ。集ニ現前ノ比

〔十仏名、回ノ向、皆同前。〕

冬至四五日以前、為ニ四月以後、掛搭僧ノ、行ニ謝掛搭ノ之儀。如ニ夏前ノ。
(下冊四五ウ〜ウ)

十二月八日。称ニ成道会ト。公界、隨レ力弁ニ供具ヲ。四節ノ儀、皆ナ一如ナリト。主人、跪レテ炬ニ、維那、宣テ疏ヲ云ク。

大円満覺 垂迹西乾ニ
心包ニテ太虚ヲ 量周ニシ沙界ヲ

仰テ願ヒ照鑒ニ 伏シテ請フ真慈ヲ

南閩浮提大日本国能州賀嶋郡酒井保、洞谷山永光寺某甲等、

今月初八日、恭ク遇ニテ 本師釈迦如來大和尚、成道ノ之辰ニ、虔ニ備ヘテ 香華灯燭微膳ヲ、以テ伸ニ供養ヲ。

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本

同集…ナシ。

一金…「一筥」ニ作ル。

八日…「初八日」ニ作ル。
某甲等…「某等」ニ作ル。

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

丘衆ヲ。「諷誦大仏頂万行首楞嚴神呪、所レ集ル洪勲ハ、以テ酬ニ」法乳ノ之恩ニ者ナリ。」

右密ニ以レハ、融ニ瓶盤釵釧、而為スモ一金、非シハ智火ニ鮮レクスルコト。

校ニ琴「瑟筥」、以テ諸ニ六律ニ、舍テバ妙指ヲ奚為。蓋シ衆生ニ有ルモ具スルコト。如來ノ智慧徳相ヲ、若シ大覺無示ノ衆生ニ迷悟ノ方便上、演若カ狂性「難ク歇ミ、力士カ額珠永ク忘シ。今マ聞ニ大地有情ノ之成道ヲ、新ニ明ニ本有仏性ノ之正因ヲ。慧照永ク輝テ、一灯ヲ伝

エン百千灯ニ。道風」久ク扇マ、此界泊ニ無辺界ニ。謹疏」

本師 如來 哀愍 納容 謹疏」

元亨四年十二月初八日、釈迦——某甲等、謹疏」

恭敬 疏上
〔四所印〕 南閻浮提大日本國——等

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

同集ニ現前ノ比丘」衆ヲ、諷誦ス大仏頂万行首楞嚴神呪、所レ集ル洪勲ハ、以テ酬ニ上ル法」乳ノ之恩ニ者ナリ。」

右密ニ以レハ、融ニ瓶盤釵釧、而為スモ一金ト、非シハ智火ニ、鮮レクスルコト。

校ニ琴瑟「筥」、以テ諸ニ六律ニ、舍テバ妙指ヲ奚為。蓋シ衆生、有ルモ具スルコト。如來ノ智慧徳相ヲ、若シ大覺、無示ノ衆生ノ迷悟ヲ、方便上、演若カ狂性、難ク歇ミ、力士カ額珠、「永ク忘シ。今マ聞ニ大地有情ノ之成道ヲ、新ニ明ニ本有仏性ノ之正因ヲ。慧」照永ク輝テ、一灯ヲ伝ヘ百千灯ヲ、道風久ク扇マ、此界泊ニ無辺界ニ。」

本師 如來 哀愍 納容 謹疏」

元亨四年十二月八日 五十四世法孫嗣祖比丘某甲等〔謹／疏〕

恭敬・謹封：「印」・「黄紙」アリ。

※具体的ナ位置ハ光椿書写本参照。

四所印：ナシ。

能州酒井保洞谷山永光寺開關某甲等：

「能勿賀嶋郡酒井保洞谷山永光寺開

關比丘某等」ニ作ル。

勝云：ナシ。

成道 如来

謹疏

七日ノ夜、九日ノ夜、山僧住ノ裏チ一衆、

長坐ス。発心以来、四「十余年、未_下ッ

於_二此ノ両夜_ニ、打眠_上セ。故ニ住裏ニ二十

六年、多クハ率_二一衆_一ヲ、堂裏ニ打坐

ス。蓋シ如_二恒規_一。」

(下冊五二オ〜五三オ)

※恭敬・謹疏：【年中写真106】参照。

十日以後。開ニ坐禪_一、出_ニ歳末看経_一勝

一。勝云、

無縁大慈、平等ニ利_二濟シ群生_一ヲ、广大

接化_ヲ以テ、一同_ニ救_二度_一ス含_一類_ヲ。是_ヲ

以テ、歳末、故ニ_{コトサ}転_ニシテ_一数日_一ヲ、寺中、

専_ラ勤_テ看経_ヲ、回_ニ向_ス寺領_一田畠耕死

ノ蠢動含靈、乃至_{脱カ}檀越所領ノ所生牛馬

※恭敬 疏上

（四所印）

成道 如来

南閩浮提大日本国能州

酒井保洞谷山永光寺開關某甲等謹封

七日ノ夜、九日ノ夜、山僧住裏一衆、

長坐ス。発心以来、四十余一年、於

於_二此ノ両夜_ニ、未_ニ打眠_セ。故ニ住裏二十

六年、多クハ率_二一衆_一ヲ、堂裏ニ打坐

ス。蓋シ如_二恒規_一。」

(下冊四五ウ〜四六ウ)

※恭上・謹疏：【年中写真107】参照。

十日以後。開_ニシテ_一坐禪_ヲ、出_ニス歳末看経

ノ勝_一。勝云、

無縁ノ大慈、平等ニ利_二濟シ群生_一、广大

接化、一同_ニ救_二度_一ス含_一類_ヲ。是_ヲ以

テ、歳末、故ニ_{コトサ}転_ニシテ_一数日_一ヲ、寺中、

専_ラ勤_テ看経_ヲ、回_ニ向_ス寺領田畠耕死

ノ蠢動含靈、乃至_{脱カ}檀越所領ノ所生ノ牛

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本

勝果…「勝妙果」ニ作ル。
在衆意…「有衆意」ニ作ル。

敬白…ナシ。

妙法蓮華經…「大乘妙法蓮華經」ニ作ル。

梵網菩薩戒經…「梵網菩薩心地戒品經」ニ作ル。

大円覚經…「円覚修多羅了義經、金剛般若波羅蜜經」ニ作ル。

結計…「結解」ニ作ル。
除夜施餓鬼…「施餓鬼」ニ作ル。

宣疏云…下、「不押印」アリ。
※底本二ハ「不押印ナシ」トアルガ、光椿書

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

六「畜、及ヒ山林受生禽獸虫類、水陸一切、前亡後滅^ニ。上^ニ自^ニ三宝手足供給之人工火客^一、下至^ニ畜生^一、殘害、横^一死之下賤愚蒙^ニ、皆所^レテ助^ニ僧宝大悲之威神力^ニ、悉^ク得^{タリ}」^レ感スルコト小因能大ノ之勝妙果^一矣。誦經、念仏、誦呪章句^ハ、有^ニ衆意^ニ。無分量。祇回^ニ接諸衆生ノ之慈心等^一、^ニ修^ニ利濟郡^一品之妙行^一也。敬白。品目、具于後^一。」

大乘妙典 什部
梵網菩薩戒經
大円覚經

元亨四年十二月日、堂司比丘某甲敬勸化

除夜前、両三日ノ間、結解清書。施餓鬼了、維那、

宣^レ疏云^ク、

南閩浮提大日本国——某甲 等、
今月晦日、迎^ニ二年窮歲尽^一之除夜^一、

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

馬六畜、及ヒ山林ノ受生^一禽獸虫類、水陸一切、前亡後滅^ニ。上自^ニ三寶手足供給^レ之^一人工火客^一、下至^ニ畜生^一、殘害、横死ノ之下賤愚蒙^ニ、皆所^レテ助^ニ僧^一宝大悲之威神力^ニ、悉^ク得^ン感スルコト小因能大ノ之勝果^一矣。誦經、念^ニ仏、誦呪、章句^ハ、在^ニ衆意^ニ。無分量^一。祇回^ニ接諸衆生ノ之慈心^一、^ニ修^ニ利濟群品ノ之妙行^一也。敬白。品目、具^ニ于後^一。」

妙法蓮華經
梵網菩薩戒經
大円覚經

元亨四年十二月日 堂司比丘某甲敬勸化

〔除夜ノ前、両三日ノ間、結計清書〕
除夜ノ施餓鬼了、維那、宣^レ疏云^ク、

南閩浮提大日本国能州酒井保、洞谷山永光寺開闢某甲等、

今月晦日、迎^ニ二年窮歲尽^一之除夜^一、

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本

ル。

※底本ニハ写本名ノ指示ガナイガ、諸本ノ用

例カラ判断シタ。

梵網菩薩戒經：「梵網菩薩心地戒品經」

二作ル。

十方三世云云：ナシ。

加銀錢俱燒：ナシ。

結計目錄：「結解目錄」二作ル。
銀錢：「銀錢馬形經」二作ル。

能州酒井保：「能勿賀嶋郡酒井保」ニ作ル。

某甲等：「某等」ニ作ル。

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

梵網菩薩戒經 什部 〈諸經呪什部〉

上來、諷誦經呪、所集功德、回向」

山内含生、所緣群類。仏種縁熟、脱苦

得楽、法界衆一、同円種智者。十

方――加銀錢一、俱ニ燒クナリ。」

可漏、同ニ孟蘭盆会ニ。次ニ楞嚴呪。

回向、同ニ孟蘭盆会ニ。」

(下冊五三ウ〜五五オ)

次ニ龍天ノ回向。兼日ニ、結解目錄。作
テカ疏ヲ、截キ銀錢ヲ、就ニ山門一頭ニ、宣
レテ疏ヲ云ク、

南閻浮提大日本国 寺号某甲等、

今迎ニ年窮歲尽ノ之除夜一、具ニ録ニ

集シテ月次日作之衆」功一、回ニ向シ龍

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

上來、諷誦經呪、所集功德、回向 山

内含生、所緣群類。」仏種縁熟、脱苦

得楽、法界衆生、同円種智者。十方三

世、「云云。」

加銀錢一、俱ニ燒クナリ。可漏、同ニ孟

蘭盆会ニ。次ニ楞嚴呪。回向、同ニ

孟蘭盆会ニ。」

(下冊四六ウ〜四八オ)

次ニ龍天回向。兼日ニ、結計目錄ヲ。
作レテカ疏ヲ、截キ銀錢ヲ、就ニ山門頭一、
宣レテカ疏ヲ云ク、

南閻浮提大日本国能州酒井保、洞谷山

永光寺開闢某甲等、

今迎ニ年窮歲尽ノ之除夜一、具ニ録シテ

録：「録集」二作ル。
衆功：「衆功德」二作ル。

競來：「競來而」二作ル。
争：「諍」二作ル。

護法之各報答：「護法報答」二作ル。

梵網菩薩戒經：「梵網菩薩心地戒品經」
二作ル。

天一、報ニ答スル護法ニ者ナリ。

右伏シテ惟レハ、護法侍衛、堅ク応シ如來ノ付嘱ニ、蘭若修練、悉ク有リ龍天ノ恩助上。深山ニ通シテ信ヲ、而令シテ人倫ヲ伸ベ供養上。幽谷望レ風ニ、而令シテ緇白ヲ作ニ群集上。是以、当山已ニ現ニ梵刹ヲ、江湖漸ク作ス風聞ヲ。求道ノ人ハ、不ルニ招カキテ來。修善ノ者ハ、不レ慮ラ諍ニ集ル。或ハ新ニ造シテ「仏菩薩ノ像」而功惠林中作シ莊嚴ヲ、或ハ弁ニ營シテ仏閣僧舎」而善根山上ニ倍ス福聚。護法安人ノ之靈徳、殊ニ揚リ焉。祖道弘通之接化、已ニ無シ障リ。仍テ合山、年年啓ニ唱ス護法之各報答。通衆、各各報ニ謝ス行道之大擁護ヲ。」
恭敬 疏上

〔黃紙〕南閩浮提大日本国

天地冥陽龍天善神

〔一〕等謹疏

品目、如レ後。

大乘妙典 什部 梵網菩薩戒經 什卷
〔々々々〕

月次日作ノ之衆功、回ニ向シ龍天一、報ニ答スル護法ニ者ナリ。

右伏シテ惟レハ、護法侍衛、堅ク応シ如來ノ付嘱ニ、蘭若修練、悉ク有リ龍天ノ恩助。深山ニ通シテ信ヲ、而令シテ人倫ヲ伸ベ供養。幽谷望レ風ヲ、而令シテ緇白ヲ作ニ群集。是以、当山已ニ現ニ梵刹ヲ、江湖、漸ク作ス風聞ヲ。求道ノ人ハ、不ルニ招カキテ來リ、修善ノ者ハ、不レ慮争ヒ集ル。或ハ新ニ造シテ「仏菩薩ノ像」而功惠林中ニ作シ莊嚴ヲ、或ハ弁ニ營シテ仏閣僧舎」而善根山上ニ倍ス福聚。護法「安人ノ之靈徳、殊ニ揚リ焉。祖道弘通ノ之接化、已ニ無シ障リ。仍テ合山」年年啓ニ唱ス護法之各報答。通衆、各各報ニ謝ス行道之大擁護ヲ。」
恭敬 疏上

〔黃紙〕南閩浮提大日本国

大乘妙法蓮華經

梵網菩薩戒經

上來、諷誦經呪功德鴻因、回向 護法龍天、梵釈四王、天地陰陽、十方真宰、日本国内大小神祇、当山鎮

⑤ 山上氏旧蔵麟広書写本

本寺檀那等…「本寺檀那諸檀那等」二作ル。

諸縁吉利…「諸縁吉慶」二作ル。

十方三世云云…ナシ。

恭敬…謹封…「年中行事」末ニアリ。

地…右、「印」字アリ。

某州某郡某庄某寺住持某甲等謹封…

「能勿賀嶋郡洞谷山永光禪寺住持比

丘某等」二作ル。

※「可漏図」ハ、田島相堂「山上氏蔵」(『瑩山

清規』と愛知学院大学図書館「瑩山示寂祭

文』について「六九〇頁掲載写真参照。

龍天疏…幸甚…全文ナシ。

回向簿…「回向双紙」二作ル。

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

上来、諷誦経呪功德鴻因、回向 護法

龍天、梵釈「四王、天地陰陽、十方真

宰、日本国内大小神祇、」当山鎮守、

国界諸仏、保内社檀、合堂聖造、合山

諸「檀、守宮守道、今年歳分、主執

陰陽、南方(火)「德星君、(火)部星

衆、增加威光。所冀、」

山門鎮静、僧宝繁昌、本寺檀那、諸檀

越等、諸縁吉「利、所願成就、四恩三

有、同円種智者。」

龍天ノ回向双紙、同ク加_テ銀錢並_ニ疏等

一、焼_レ之_ヲ。」 (下冊五五〇〜五六ウ)

※恭敬…謹疏…「年中写真115」参照。

※以下、諸本により「除夜回向」…「歳節衆寮

諷経」…「可漏図」の記載順や記載有無等が

異なるが、本稿では翻刻は底本通りに掲載

し、写真は梵清本に合わせて掲載順を調整

した。

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

守、国界諸神、保内社壇、合堂聖造、

合山諸檀、守宮守道、」今年歳分、主

執陰陽、南方(火)「德星君、(火)

部星衆、增加「威光。所冀、山門鎮

静、僧宝繁昌、本寺檀那等、諸縁吉

利、所願成就、四恩三有、同円種智

者。十方三世、云云。」

※ 恭敬 疏上

黄紙

天地冥陽龍天善神

南閩浮提大日本

国某州某郡某庄某寺住持某甲等謹封」

「龍天ノ疏、可漏ノ図、日本ニハ、不_レ出_サ

之_ヲ。右ノ図ハ者、永平ノ垂誡ニ_レ出_ス

之_ヲ。仍_レ為_ニ後鑿_一、今書_レ之_ヲ。后

覽ノ君子、考_レ之_ヲ幸甚」

龍天ノ回向簿、同ク加_テ銀錢並_ニ疏等_一、

焼_レ之_ヲ。」 (下冊四八〇〜四九ウ)

※恭敬…謹封…「年中写真116」参照。

念誦：「疏」二作ル。

請大衆：「集大衆」二作ル。

回向ノ燒之：「回向、同結夏。銀錢等、燒之。大悲呪」二作ル。

※梵清本系諸本ハ「回向、同結夏。銀錢、疏等、燒之。大悲呪」二作ル。

回向簿：「回向双紙」二作ル。

年末：「年中」二作ル。

看經過而：「看經過者」二作ル。

歳節ノ衆寮諷經ハ、隔テ前一日ヲ、如ニ冬至一。土地堂念誦等ノ儀、同レ前。疏ニ云ク」

切ニ以レハ、大蔭告テ辰ヲ、肇メ三陽ヲ而為レ泰ト。東風心シテ律ニ、正ニシテ五福一以テ類ス昇ニ。肅ンテ請シテ大衆ヲ、恭ク詣シテ靈祠ニ、誦ニ持シテ万徳之洪名ヲ、回ニ向ス合堂之真宰ニ。功德之方、護レ法ヲ安シ人ヲ、十方施主、増シレ福ヲ増シ慧ヲ。為如上縁念（十仏名、如常）。

回向、同ニ結夏一。銀錢、疏等、燒レ之。大悲呪。」

龍天ノ回向ハ、自リ正月一日起首シテ、月月日日、諸衆不レ怠、看經持課、報ニ答ス龍天護法ノ恩ニ。頗ル是レ、寺院恒規之弁」務也。龍天ノ回向双紙、自ニ年中打調シテ、年始ノ看經過レハ者、」始テ出レ之。或ハ衆寮、若ハ土地前。表

歳節ノ衆寮諷經ハ、隔テ前一日ヲ、如ニ冬至一。土地堂念誦等ノ儀、同シレ前（ニカ）。

念誦ニ云ク」

切ニ以レハ、大蔭告テ辰ヲ、肇メ三陽ヲ而為レ泰ト。東風心シテ律ニ、正ニシテ五福一以テ類ス」レ昇ニ。肅ンテ請シテ大衆ヲ、恭ク詣シテ靈祠ニ、誦ニ持シテ万徳ノ之洪名ヲ、回ニ向合堂ノ之」真宰ニ。功德ノ之方、護レ法ヲ安シ人ヲ、十方施主、増シレ福ヲ増シ慧ヲ。為如上」縁念。（十仏ノ名）。

回向。大悲呪、同ニ結夏ニ。銀錢、念誦等、燒ク」レ之ヲ。」

龍天ノ回向ハ、自リ正月一日起首シテ、月月日日、諸衆不レ怠、看經」持課シテ、報ニ答ス龍天護法ノ恩ニ。頗ル是レ、寺院恒規之弁務ナリ也。龍天ノ」回向簿、自ニ年末一打調シテ、年始ノ看經過レテ、而始テ出ニ之ヲ或ハ衆寮、若ハ」土地前

⑤ 山上氏旧藏麟広書写本

※卷末写真カラ、本来ハ「表書式」ノ複数箇所ニ「印」字ガ記載サレテイルモノト推測サレル。光椿書写本ノ用例参照。

元亨四年正月一日…〔甲ノ子〕年号随時ニ作ル。

⑦ 月舟開版『瑩山清規』

書式

※ 回向龍天功德簿

梶樹林大乘禪寺

者、一面三行充也

〔山号寺号、随所也。／同上〕

梶樹林大乘禪寺

奉為

天龍善神、

諷誦_シ經典_ヲ、念_ニ誦_シ

陀羅尼章句_ヲ、

称_ニ念_{シテ}諸仏菩薩_ノ

宝号_ヲ、報_下答_ス

護法安人之恩_ニ。

永_ク為_ニ恒規_ト、

依而行_レ之。

〔年号支干者、依レ時可_ニ書替_フ。／元亨

四年甲子〕

正月一日、起首_ス。

正伝_ニ云、勸_ニ發_{シテ}

同行衆、諷誦

⑨ 卍山開版『瑩山清規』

一ニ。表書ノ式

※ 回向龍天功德簿

洞谷山永光禪寺

洞谷山永光禪寺

奉_下為_ニ

天龍善神_ト、

諷_ニ誦_シ經典_ヲ、念_ニ誦_シ

陀羅尼章句_ヲ、

称_ニ念_{シテ}諸仏菩薩_ノ

宝号_ヲ、報_中答_シ

護法安人之恩_ニ。

永_ク為_ニ恒規_ト、

依_テ而行_レ之。

元亨四年正月一日

〔底本、一行分ノ空白アリ〕

正月一日、起首_ス。

正伝_ニ云、勸_ニ發_{シテ}

同行衆_ヲ、諷_ニ誦_ス

經典、梵文

<p>龍天護法…「龍天護法」ニ作ル。 <small>印</small></p> <p>※前掲田島氏論文掲載写真参照。</p> <p>年中行事終…ナシ。</p> <p>瑩山和尚清規卷之下終…ナシ。</p> <p>※以下に掲載される諸記事（五〇ウ〜五一ウ）は別掲した。</p>	<p>經典、梵文」</p> <p>陀羅尼章句<small>ヲ</small>。」</p> <p>称<small>ニ念シテ</small>諸仏菩薩」</p> <p>宝号<small>一</small>、報<small>ニ答ス</small>」</p> <p>天龍護法之恩<small>ニ</small>。」</p> <p>祖訓云、一年ノ内、」</p> <p>勸<small>ニ發シテ</small>同行<small>ヲ</small>、諷<small>ニ誦ス</small>」</p> <p>經典、梵文<small>ヲ</small>、」</p> <p>回<small>ニ向</small>」</p> <p>龍天護法之恩<small>ニ</small>。」</p> <p>除夜<small>ニ</small>回向云。」</p> <p>龍天ノ疏、可漏<small>カロウ</small>凶、旧本<small>ニハ</small>不<small>レ</small>出<small>レ</small>之。</p> <p>右ノ凶<small>ハ</small>者、永平ノ垂誠<small>ニ</small>出<small>ス</small>」<small>レ</small>之。仍<small>テ</small>為<small>ニ</small>後鑒<small>一</small>、令<small>レ</small>書<small>レ</small>之。后覽<small>ノ</small>君子、考<small>ハ</small>之幸甚。」</p> <p>（下冊五六ウ〜五九オ）</p> <p>※回向龍天功德簿〜相樹林大乘禪寺…「年中写真<small>Ⅱ</small>」参照。</p> <p>※以下に掲載される梵清識語・刊記（下冊五九オ〜ウ）は別掲した。</p>	<p>陀羅尼章句<small>ヲ</small>。」</p> <p>称<small>ニ念シテ</small>諸仏菩薩」</p> <p>宝号<small>一</small>、報<small>ニ答ス</small>」</p> <p>天龍護法之恩<small>ニ</small>。」</p> <p>祖訓云、一年ノ内、」</p> <p>勸<small>ニ發シテ</small>同行<small>ヲ</small>、諷<small>ニ誦シテ</small>」</p> <p>經典、梵文<small>ヲ</small>、」</p> <p>回<small>ニ向ス</small>」</p> <p>龍天護法ノ之恩<small>ニ</small>。」</p> <p>除夜<small>ニ</small>回向矣。」</p> <p>（底本、一行分ノ空白アリ）</p> <p>年中行事ノ終」</p> <p>（底本、三行分ノ空白アリ）」</p> <p>瑩山和尚清規卷之下終」</p> <p>（下冊四九ウ〜五一ウ）</p> <p>※回向龍天功德簿〜洞谷山永光禪寺…「年中写真<small>Ⅱ</small>」参照。</p> <p>※以下に掲載される「跋（梵清）」、「附著」・「跋（月舟）」（下冊五二オ〜五七ウ）は別掲した。</p>
---	--	---

及尾上五佛超請證明時又合掌而至四向施餓鬼法先問評
 供物先合掌念佛三 若久敬了知三五而佛應觀法朱
 一刊唯心造朱 南無十方佛 南文十方法 南文十方僧 南無
 本師釋迦牟尼佛 南無大慈大悲救苦觀音菩薩 南無
 聖教阿羅尊者三 南無大慈大悲救苦觀音菩薩 南無
朱 南無大慈大悲救苦觀音菩薩 南無大慈大悲救苦觀音菩薩
朱 南無大慈大悲救苦觀音菩薩 南無大慈大悲救苦觀音菩薩

【年中写真 71-1】

① 禅林寺本『瑩山清規』（天冊二五才）

七月十四日条「施餓鬼会文」

※ 庵点、割注、傍注は全て朱筆。

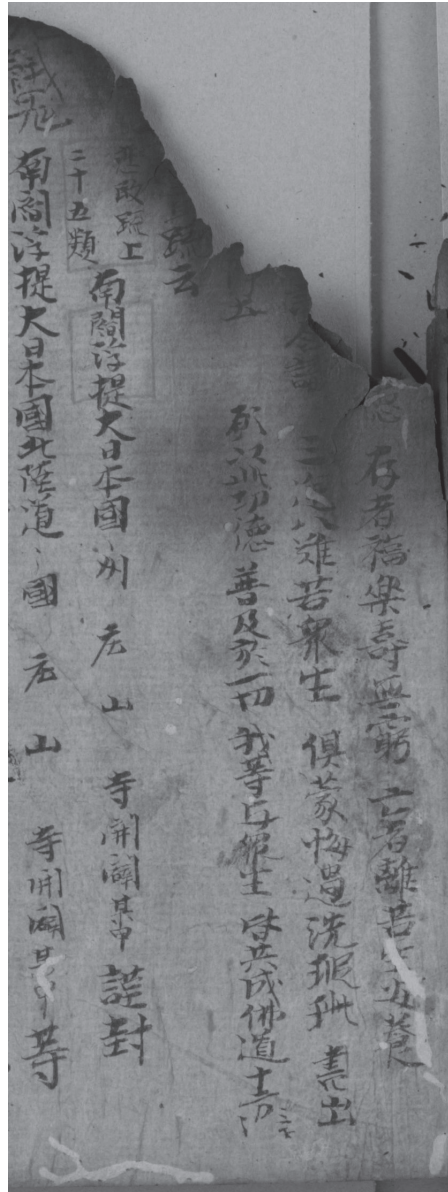
多將盧松帝唵三囉吽七 又開口直字聲 指三下加持 南無釋尊
 耶但多藥多耶但姪佗唵蘇嚕七 又 又五佛起請證明 加持合掌下
又施與飽滿真言也 南無三鼻多沒馱喃梵七 又 又五佛起請證明 加持合掌下
指立外向加持 南無妙色身如來南無甘露王如來 南無音
南無三勝如來 南無離怖畏如來南無向弥陀婆耶
 情身如來 南無離怖畏如來南無向弥陀婆耶
 伽佗耶多你夜佗阿弥利都婆昆阿弥喇哆悉耽婆昆阿弥喇
 多昆迦蘭帝阿弥喇哆昆迦蘭哆伽弥臆伽那松多迦蘇婆
可三及 又供物加持左手 拳下右手 施下 神咒加持淨飲食普施阿沙衆鬼
 滿捨慳心悉脫甚具生喜道淨依三寶教菩提究竟
此咒如正本者載 觀世音菩薩之下 改等
 依此食遍十方一切鬼神共 真修行衆喜根

【年中写真 71-2】

① 禅林寺本『瑩山清規』（天冊二五ウ）

七月十四日条「施餓鬼会文」

※ 割注の「正本」に関する部分、文字左上の数字、庵点、傍注、句点は全て朱筆。

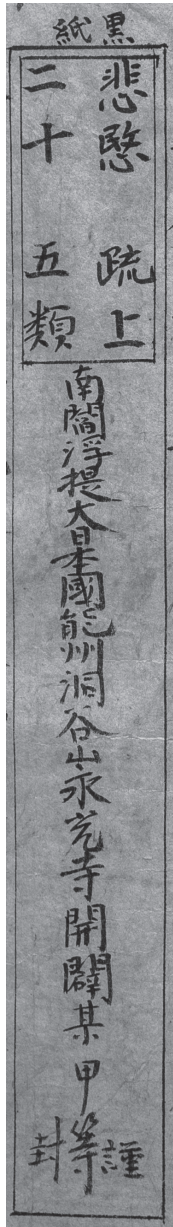


【年中写真 71-3】

① 禅林寺本『瑩山清規』（天冊二六才）

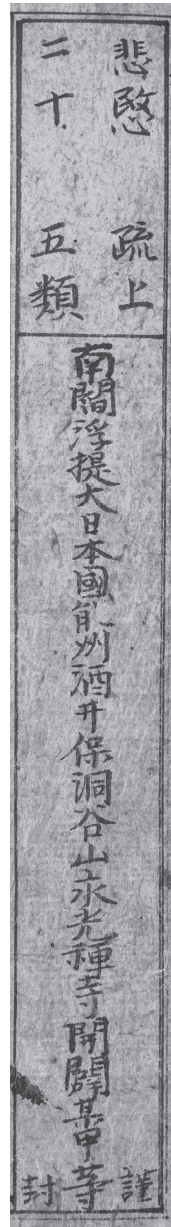
七月十四日条「施餓鬼会文」

※文字囲い（二箇所）は朱筆。



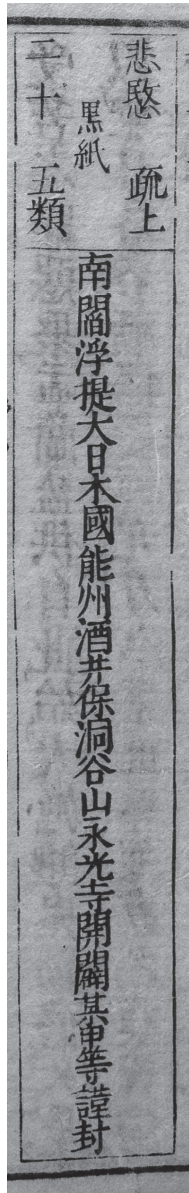
【年中写真 73】

⑥永光寺藏光椿書写本（八三才）
七月十四日条「施餓鬼会疏」



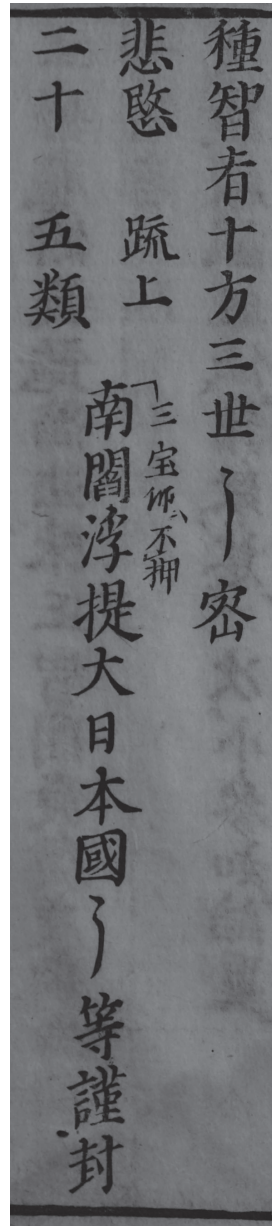
【年中写真 72】

②大乘寺藏永享六年書写本（三九才）
七月十四日条「施餓鬼会疏」



【年中写真 75】

◎ 卍山開版『瑩山清規』（下冊三七ウ）
七月十四日条「施餓鬼会疏」



【年中写真 74】

⑦ 月舟開版『瑩山清規』（下冊四四才）
七月十四日条「施餓鬼会疏」

【年中写真76】

① 禅林寺本『瑩山清規』（地冊一ウ〜二才）

七月十五日条「楞嚴会満散疏」

※文字囲い（三箇所）は全て朱筆。

轉法輪不退之性海而普日日照耀之智光於群生 謹疏

什祖三才下以聖照監

帝天護法加護 謹疏

元亨四年七月十五日 孫嗣祖比丘某甲等 謹疏

本師兼國通教主

楞嚴勝會十方三聖三才下 南無淨提大日本國州左山 寺三才下 謹

楞嚴咒能佈母云 尚難是佛光聚悉但多鉢恒羅秘壘伽陀

〔年中写真7〕

②大乘寺藏永享六年書寫本（四〇ウ）

七月十五日条「楞嚴会滿散疏」

日月照耀之智光於群生

謹疏

佛祖賢聖照鑒

謹疏

龍天護法加護

元亨四年七月十五日五十四世法孫嗣祖益某甲等謹疏

本師如來圖通教主

楞嚴勝會十方三寶

南閩浮提大日本國能為酒井保洞谷山永光寺開闢某甲等

謹封

【年中写真78】

⑥永光寺藏光椿書写本（八四ウ）

七月十五日条「楞嚴会満散疏」

※「印」（八箇所）は全て朱筆。

日月照輝之智光於群生耀

謹疏

佛袒賢聖照鑒

謹疏

龍天護法加護

元亨四年七月十五日五世法孫嗣祖比丘某甲等謹疏

本師如來圓通教主

黃紙

南閩澄臺本國能州洞井保洞念永光寺講堂

稜嚴勝會十方三寶

封

〔年中写真79〕

⑦月舟開版『瑩山清規』(下冊四六才)

七月十四日条「施餓鬼会疏」

佛祖賢聖照鑒

龍天護法加護

謹疏

元亨四年七月十五日丙辰幾世法孫嗣比丘謹疏

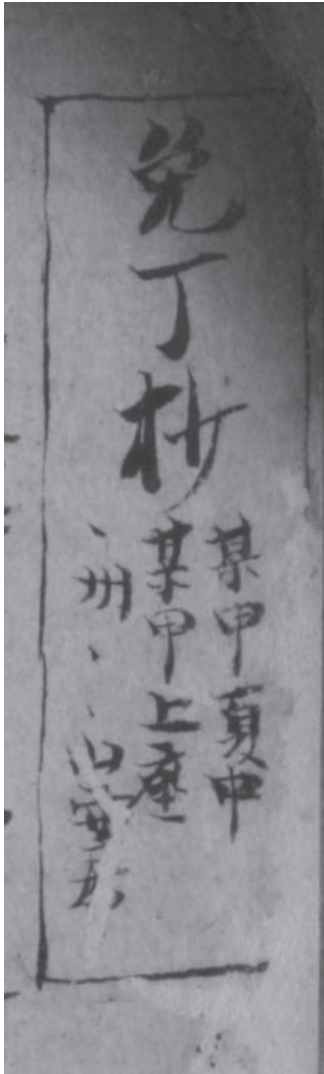
其甫等

本師如來圓通教主

楞嚴勝會十方三寶

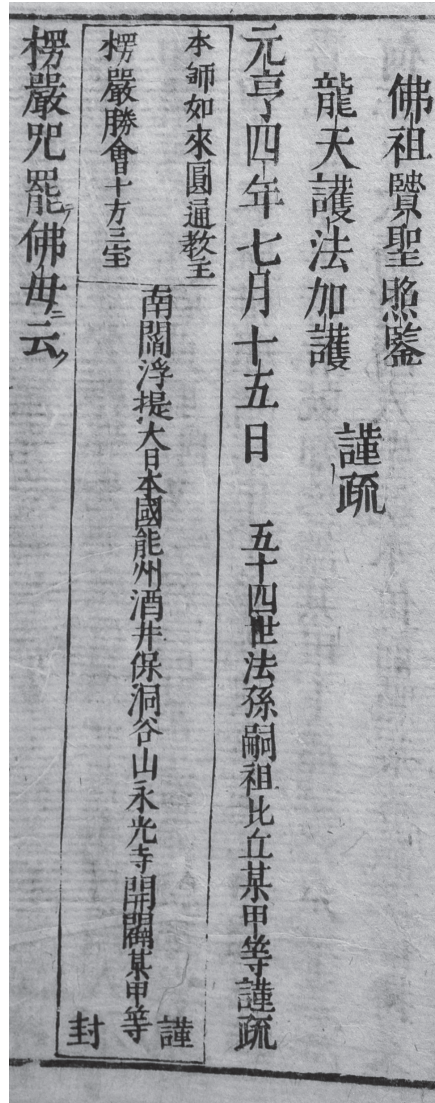
南閩浮提大日本國等謹封

如結集



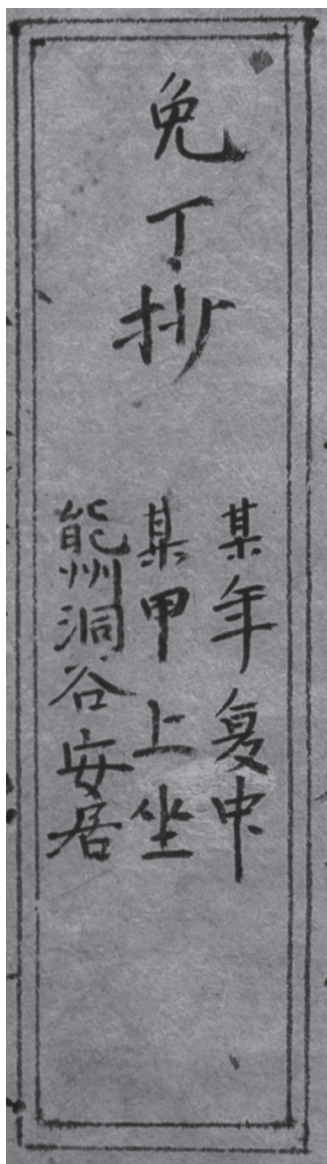
【年中写真 81】

① 禅林寺本『瑩山清規』(地冊二ウ)
七月十八日条「免丁抄」



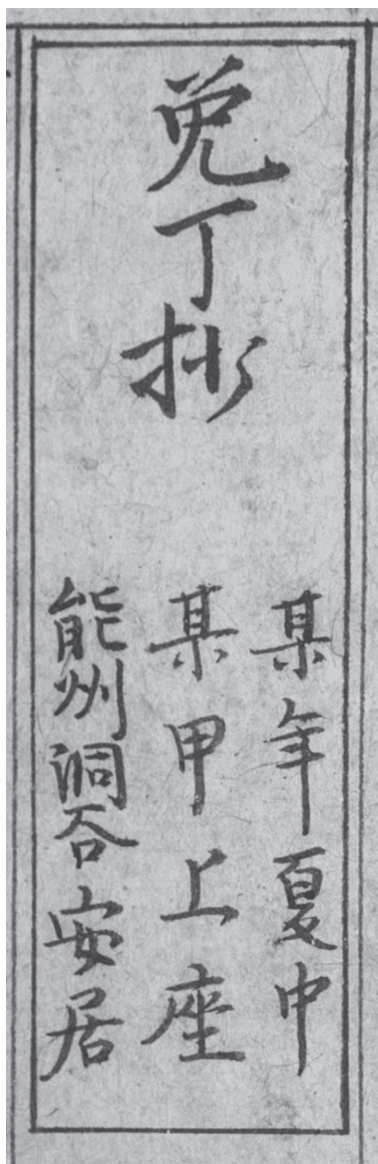
【年中写真 80】

② 卍山開版『瑩山清規』(下冊三九才)
七月十四日条「施餓鬼会疏」



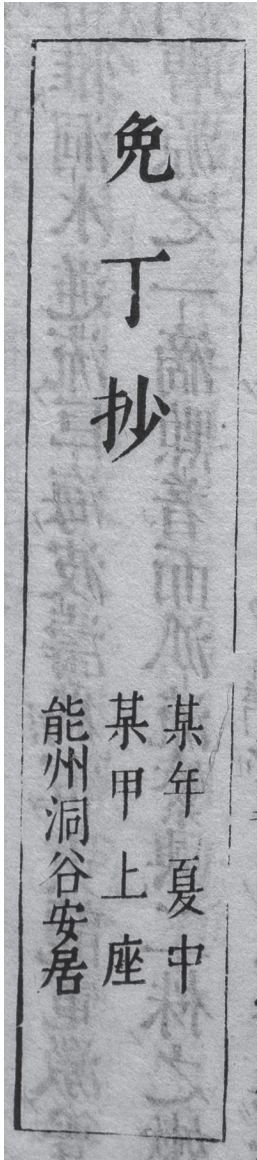
【年中写真 83】

⑥永光寺藏光椿書写本（八五才）
七月十八日条「免丁抄」



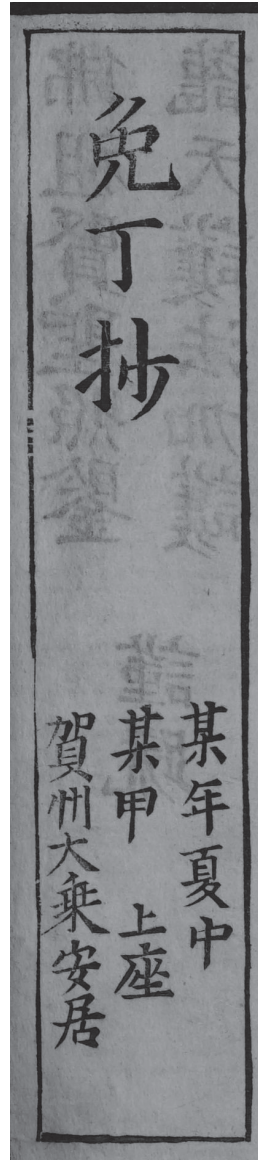
【年中写真 82】

②大乘寺藏永享六年書写本（四一才）
七月十八日条「免丁抄」



【年中写真 85】

⑨ 元山開版『瑩山清規』(下冊四一才)
七月十四日条「施餓鬼会疏」



【年中写真 84】

⑦ 月舟開版『瑩山清規』(下冊四六ウ)
七月十八日条「免丁抄」

元亨四年八月十八日曾孫以江戶寺謹疏

【年中写真 87】

① 禅林寺本『瑩山清規』(地冊三オ〜ウ)

八月二十八日条「永平忌疏」

※文字囲い(二箇所)は全て朱筆。

而旁參奉皇矣謹疏
祖師炳鑑
慈悲容納
謹疏
禅林公用

保息司目疏^{三箇所}
藝久永平和尚
南關淨提大日本鳥加賀國 彦山 寺用湖甚謹封
南關淨提大日本關州 彦山 寺用湖新戒以五某甲之謹封

【年中写真 86】

① 禅林寺本『瑩山清規』(地冊二ウ)

八月二十八日条「永平忌疏」

※文字囲い(三箇所)は全て朱筆。

【年中写真88】

②大乘寺藏永享六年書写本（四二ウ）

八月二十八日条「永平忌疏」

宛轉マクマシ伏乞マカヒ君臣道合ミコノミヤノミチノカヒ而蒙シテ參奉マカヒ重シ謹疏

祖師ソウジ炳鑒ホウケン

謹疏

慈悲容納

元亨四年八月廿八日曾孫比丘某甲等 謹疏

悚息咨目疏上

藝祖永平和尚

南閩浮提大日本國能州酒井保洞谷山永光寺開闢某甲等

封 謹

【年中写真89】

⑥ 永光寺藏光椿書写本（八六ウ）

八月二十八日条「永平忌疏」

※「印」（八箇所）は全て朱筆。「元亨」の行の下の「印」は、朱墨で上書きされている。

宛轉伏乞君臣道合而旁參奉重
 禪師炳鑒
 慈悲容納
 謹疏
 元亨四年八月廿八日
 曾孫比丘某甲等謹疏
 悚息咨目疏上
 藝袒承平和尚
 南閻浮提查本國能酒井保洞谷山宗光寺彌其等
 封

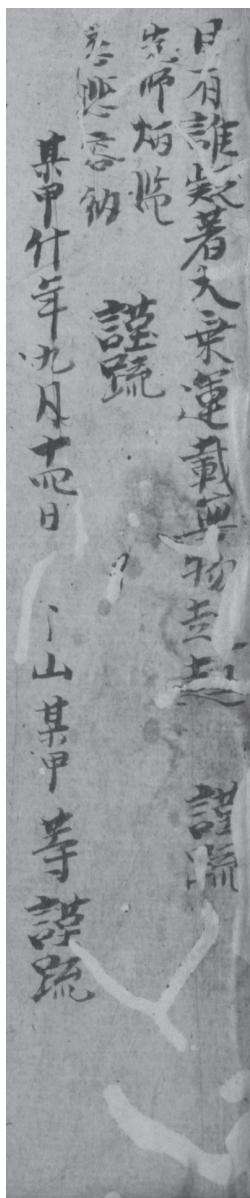
悚息咨目疏
 藝祖黃純永平智
 南閩浮提大日本國一一等謹封
 瑩山清規卷下
 四十八

祖師炳鑒
 慈悲容納
 謹疏
 元亨四年八月廿八日曾孫北丘義以等謹疏
 瑩山清規卷下

【年中写真 90】

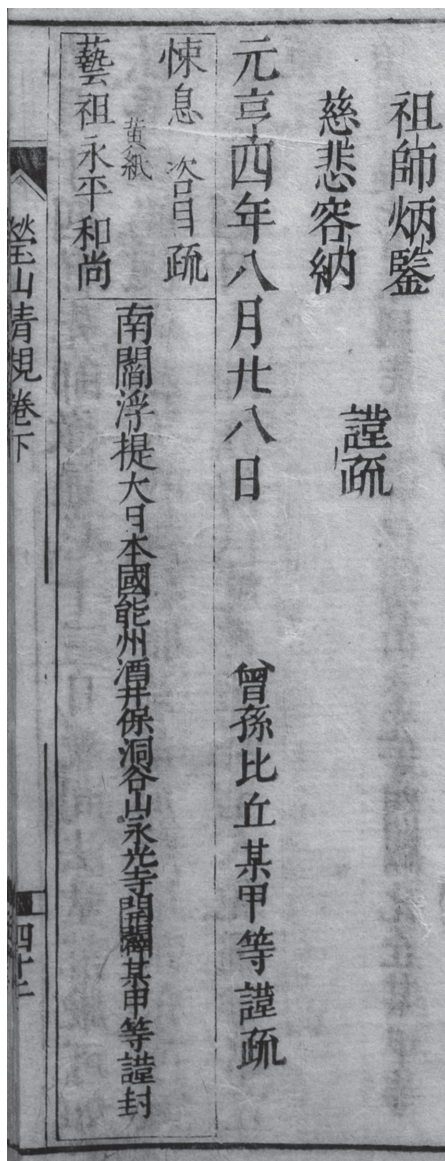
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊四八オ～ウ）

八月二十八日条「永平忌疏」



【年中写真 92】

① 禅林寺本『瑩山清規』（地冊四才）
九月十四日条「先師大乘忌疏」



【年中写真 91】

② 卍山開版『瑩山清規』（下冊四二才）
八月二十八日条「永平忌疏」

先師炳鑒
慈悲容納
元亨四年九月十四日洞谷山永光寺某甲等謹疏

【年中写真 94】

⑥永光寺藏光椿書写本（八七ウ）

九月十四日条「先師大乘忌疏」

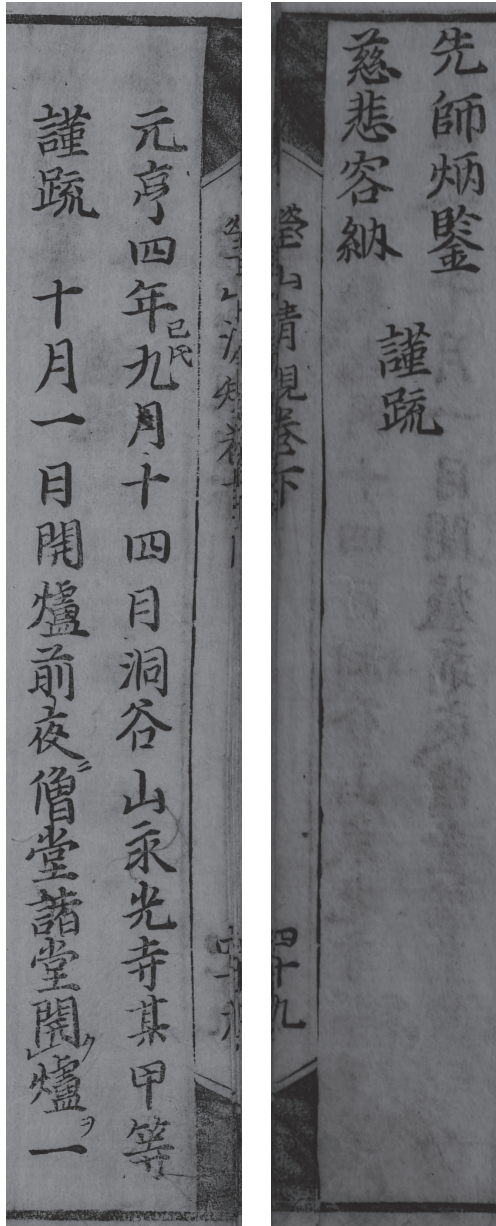
※「印」（五箇所）は全て朱筆。

先師炳鑒
慈悲容納
元亨四年九月十四日洞谷山永光寺某甲等謹疏

【年中写真 93】

②大乘寺藏永享六年書写本（四三ウ）

九月十四日条「先師大乘忌疏」



【年中写真 95】

⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊四九オ～ウ）

九月十四日条「先師徹通忌疏」

雨如膏資南畝之初黎元有歲矣
 元亨四年十月五日三十世法孫嗣祖比丘某甲等謹疏
 恭敬疏上
 南閻淨提大日本國八國山寺開闢某甲等謹封
 祖師炳鑑

先師炳鑒
 慈悲容納
 元亨四年九月十四日
 洞谷山永光寺某甲等謹疏
 悚息 咨目疏
 黃紙
 先師徹通和尚
 南閻淨提大日本國能州酒井保洞谷山永光寺開闢某甲等謹封

【年中写真 97】

① 禅林寺本『瑩山清規』（地冊五才）
十月五日条「達磨忌疏」

【年中写真 96】

⑨ 祀山開版『瑩山清規』（下冊四三才）
九月十四日条「先師徹通忌疏」

【年中写真98】

②大乘寺藏永享六年書写本（四五才）

十月五日条「達磨忌疏」

甄祖密納

列祖證鑒

謹疏

元亨四年十月五日二十七世法孫嗣祖比丘某甲等謹疏

恭敬 疏上

祖師 炳鑒

南閩浮提大日本國能州洞谷山永光寺開闢等

謹封

【年中写真99】

⑥永光寺藏光椿書写本（八九才）

十月五日条「達磨忌疏」

※「印」（八箇所）は全て朱筆。

藝祖容納

列祖證鑒

謹疏

元亨四年十月五日二十七日世法孫嗣祖比丘某甲等謹疏

三十五世椿

紙黃
恭敬
中疏上
袒師
印
炳鑒

南閩浮提春本國能州洞谷宗光寺開闢某甲等謹
封

【年中写真101】

⑨ 比山開版『瑩山清規』（下冊四四ウ）

十月五日条「達磨忌疏」

藝祖容納

列祖證鑒

謹疏

元亨四年十月五日 二十七世法孫嗣祖比丘某甲等 謹疏

恭敬 疏上

祖師 炳鑒

南閩浮提大日本國能州洞谷山永光寺開闢基甫等謹封

謹疏
 本師如來
 哀落細香
 元亨四年十二月初八日
 辛酉法孫嗣祖比丘某甲
 謹疏
 禪林公用
 敬疏上
 南無淨提大日本國
 國山
 寺開闢某甲等
 成道如來

【年中写真 103】

①禪林寺本『瑩山清規』（地冊六才）

十二月八日条「成道会疏」

※文字囲いは朱筆。

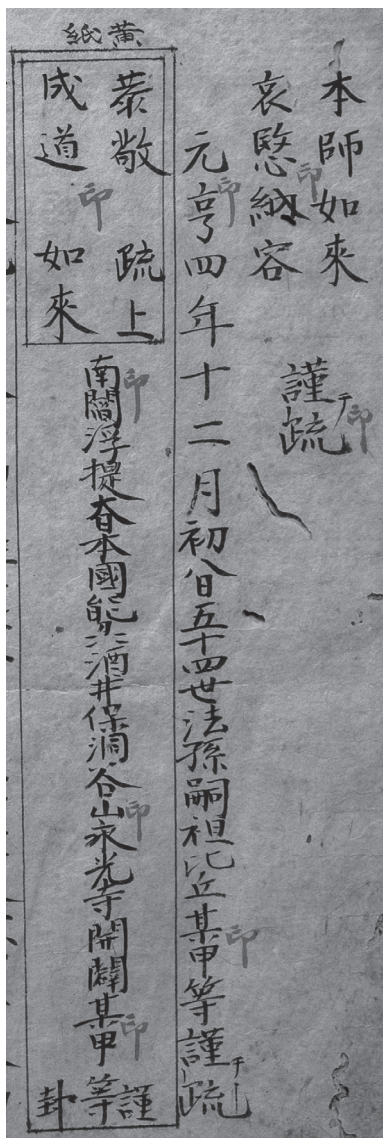
謹好維那宣疏云
 淨法界身本無出沒大悲心示現去來
 南無淨提大日本國國石河郡若山寺開闢某甲等
 今月初八日恭遇本師釋迦如來成道之辰嚴備香花
 仰祈真慈
 伏請照臨

【年中写真 102】

①禪林寺本『瑩山清規』（地冊五ウ）

十二月八日条「成道会疏」

※文字囲いは朱筆。

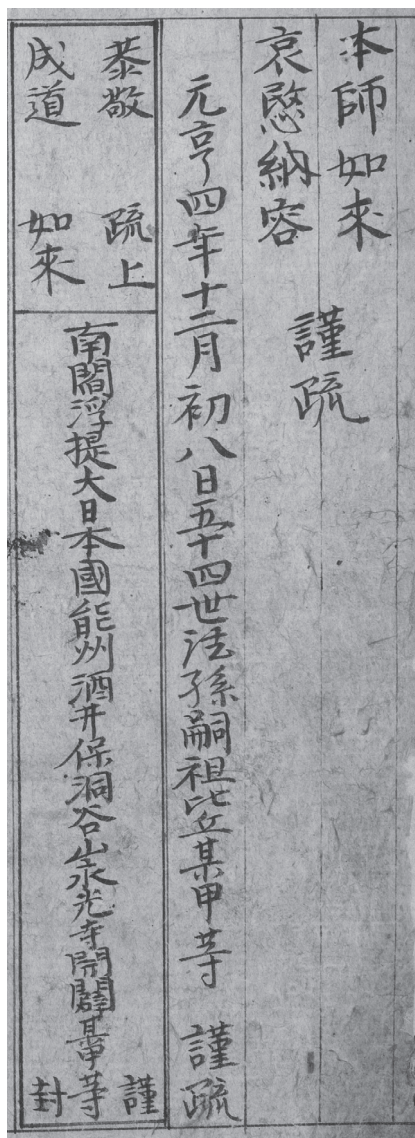


【年中写真 105】

⑥永光寺蔵光椿書写本（九〇ウ）

十二月八日条「成道会疏」

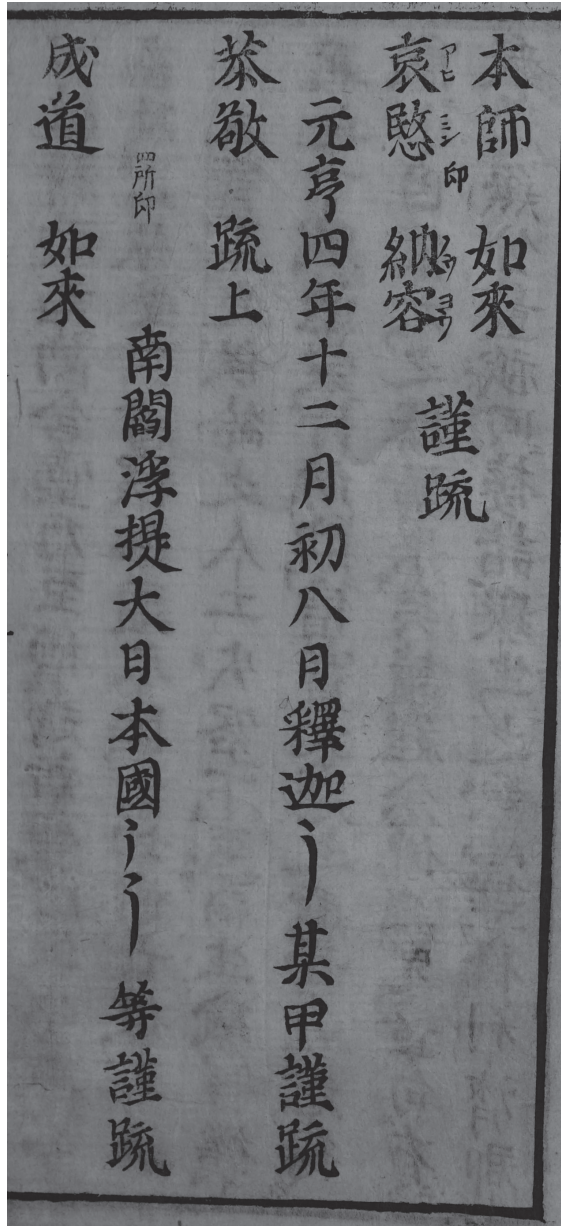
※「印」（八箇所）は全て朱筆。



【年中写真 104】

②大乘寺蔵永享六年書写本（四六ウ）

十二月八日条「成道会疏」



【年中写真 106】

⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊五三才）

十二月八日条「成道会疏」

恭敬 疏上
四所甲
 成道 如來
 南閻浮提大日本國能州酒井保洞谷山永光寺開闢基甫等謹對

本師 如來
 哀愍 納容
 謹疏
 元亨四年十二月八日
 五十四世法孫嗣祖比丘某甲等謹疏

【年中写真 107】

© 卍山開版『瑩山清規』（下冊四六オ～ウ）

十月五日条「達磨忌疏」

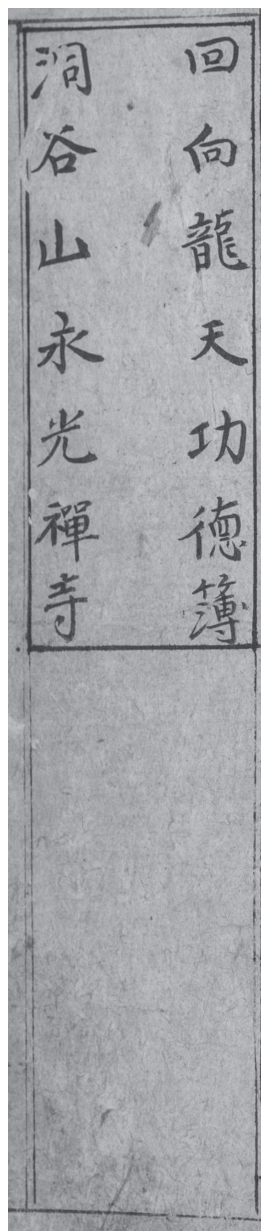
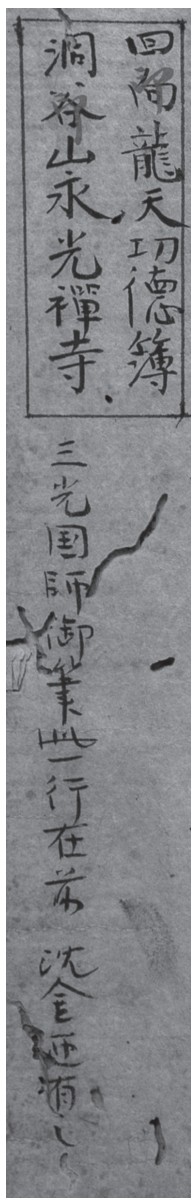
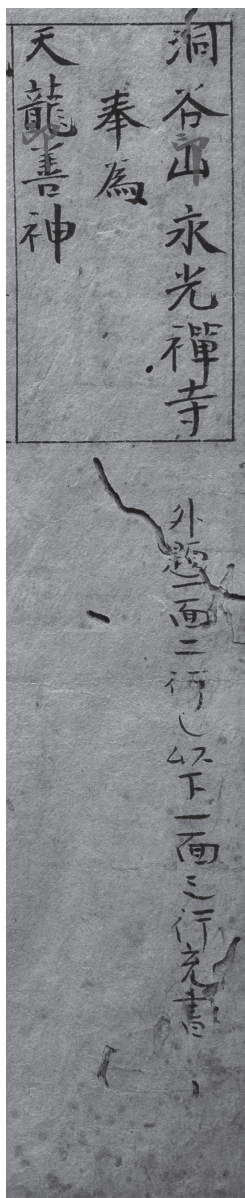
【年中写真108】

① 禅林寺本『瑩山清規』（地冊八ウ）

大晦日条「龍天回向双紙」

※文字圈い（五箇所）及び右上の数字（六箇所）は全て朱筆。

恒規之辨務也 童天回向雙紙自年中打調年始看
 經過者始出之或衆寮若土地前表書式
 回向 龍天功德簿 法蘭林淨住寺
 法蘭林淨住寺 奉為 天毫 善神
 誦誦經典 念誦 陀羅尼章句 稱念諸佛菩薩聖号
 報答 護法安人之 息亦為恒規
 依之行之 元亨四年卯正月一日起首
 手傳之勸教 同行甲誦誦 淨林梵文



【年中写真 110】

⑥永光寺藏光椿書写本（九四オ〜ウ）

大晦日条「龍天回向双紙」

※文字上の「印」（四箇所）は全て朱筆。

【年中写真 109】

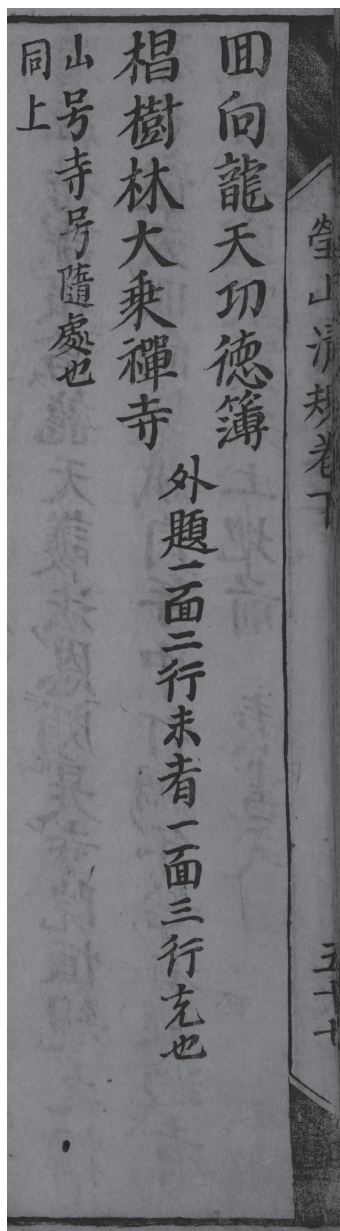
②大乘寺藏永享六年書写本（五〇オ）

大晦日条「龍天回向双紙」



【年中写真 112】

◎ 卍山開版『瑩山清規』（下冊五〇才）
大晦日条「龍天回向双紙」



【年中写真 111】

⑦ 月舟開版『瑩山清規』（下冊五七ウ）
大晦日条「龍天回向双紙」

勸發同行諷誦

經典梵文

回向

龍天護法之恩

除夜回向矣

恭敬

疏上

天地冥陽 龍天善神

南閩浮提大日本国某州某郡某莊某寺住持

某寺 謹封

龍天疏可漏圖舊本不出之右圖者永平垂誠

出之仍為後鑒今書之后覽君子考之幸甚

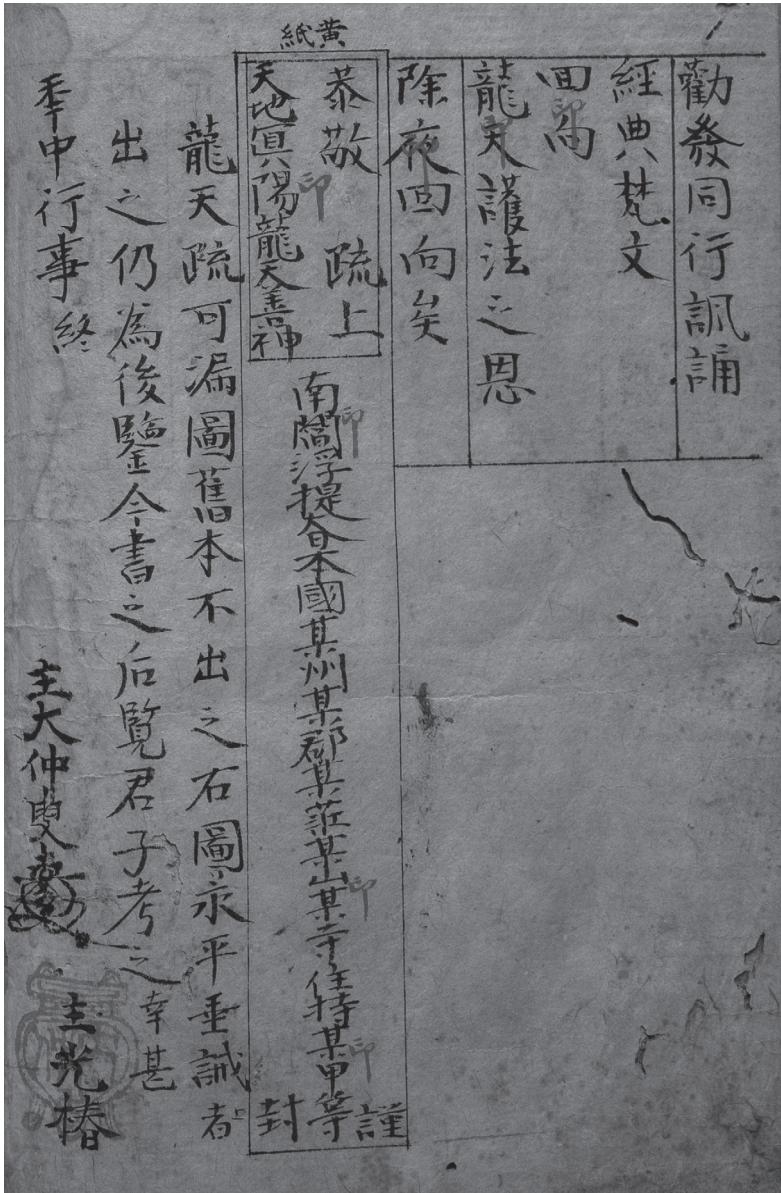
季中行事

終

【年中写真 113】

②大乘寺藏永享六年書写本（五一才）

大晦日条「龍天回向双紙」

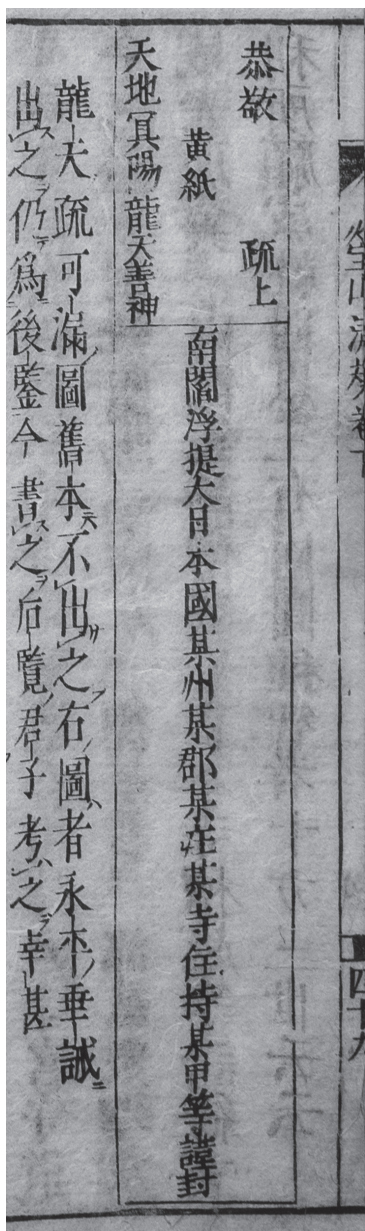


【年中写真 114】

⑥永光寺蔵光椿書写本（九五ウ）

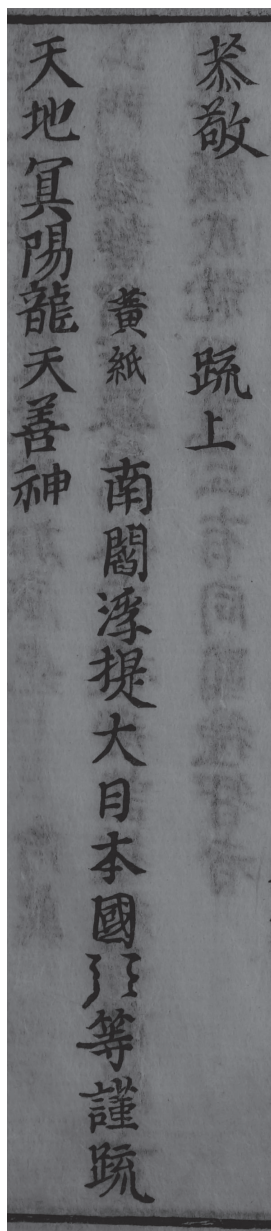
大晦日条「龍天回向双紙」

※文字上も含めた「印」（七箇所）は全て朱筆。「光椿」の印は朱印。



【年中写真 116】

⑨ 朙山開版『瑩山清規』(下冊四九ウ)
大晦日条「龍天回向双紙」



【年中写真 115】

⑦ 月舟開版『瑩山清規』(下冊五六才)
大晦日条「龍天回向双紙」

禅林寺本「施餓鬼会文」、諸本卷末諸記事・奥書・刊記

※以下、禅林寺本の「施餓鬼会文」及び諸本の卷末に記載される諸内容を一括して掲載した。

上記の内容の内、本文中に記載したものは省略した。

本稿で翻刻した箇所が、「解題」(一〇一―一三八―一四〇頁)に写真掲載されている場合があるので合わせ参照されたい。

禅林寺本の「施餓鬼会文」(天冊二五〇―二六〇)について、上段に「正本」の注記を除いたもの、下段に「正本」の注記を反映したものをそれぞれ掲載した。上段は「40開甘露門」(二〇三―二二四―三二五頁)に、下段は梵清本等の「施餓鬼会文」に近い。

なお、改行位置・割注の折り返し指示は全て省略したため、当該箇所の翻刻文・【年中写真7】を参照されたい。

「明水院垂誠」は、①禅林寺本・⑤山上氏旧藏麟広書写本の「年中行事」の末のほか、『正法清規』(続曹洞宗全書)清規、七二―七三頁)の本文途中にも掲載されている。禅林寺本と『正法清規』はほぼ同文であることから、両者の校異を記すことで『正法清規』の翻刻に代えた。「明水院」は永光寺の浴室のことで、それを命名した『洞谷記』の記事には「明水因」とある(東隆眞監修、『洞谷記』研究会編『諸本対校瑩山禅師「洞谷記」』、春秋社、二〇一五年、翻刻八頁。翻刻の内、⑤山上氏旧藏麟広書写本は、田島柏堂「山上氏藏『瑩山清規』と愛知学院大学図書館「瑩山示寂祭文」について」(六九七頁)所収の翻刻を掲載したが、不明字は取えて補わなかった。また文字の異同を考慮して、三段目には『曹洞宗全書』宗源下(五四九―五五〇頁)所収の「洞谷山明水因」を掲載した。なお「先師」遂云」は、『広福寺伝衣付嘱状』(広福寺(熊本県玉名市)蔵)の三通目「素哲附法状」(『中世禅籍叢刊』第三卷達磨宗、臨川書店、二〇一五年、四四七頁)の一文に相当する。

若人欲了知 三世一切仏 応観法界性 一切唯心造 南無十方仏 南無十方僧 南無本師釈迦牟尼仏 南無大慈大悲救苦觀世音菩薩 南無啓教阿難尊者(三反)〈次灑水真言。水印大拇、握之。四指、並立加持〉。南無、薩婆、但多藥多、縛盧枳帝、唵、三摩羅、々々々々、吽(七反)〈次開口真言。彈指三下加持〉。南無蘇嚕婆耶、但多藥多耶、但姪佉、唵、蘇嚕、々々々、娑耶蘇嚕、々々々々、娑婆訶(七反)〈次施与飽滿真言。五指、皆立外向加持〉。南無三曼多没駄喃梵(廿一反)〈次五仏超請証明加持。合掌印〉。南無宝勝如来 南無多宝如来 南無妙色身如来 南無広博身如来 南無離怖畏如来 南無甘露王如来 南無阿弥陀如来(三反)。回向 南無阿弥陀婆耶、多陀伽佉耶、多你夜佉、阿弥利都婆毘、阿弥喇哆、悉耽婆毘、阿弥喇多、毘迦蘭帝、阿弥喇哆、毘迦蘭哆、伽弥賦、伽々那、积多迦隸、娑婆訶(三反)〈次供物加持。左手拳印、右手施印〉。神呪加持淨飲食、普施河沙衆鬼神、咸皆飽滿捨慳心、悉脱幽冥生善道、帰依三宝発菩提、究竟得成無上覚、功德無辺尽未来、一切衆生同法食。汝等鬼神衆 我今施汝供此食遍十方 一切鬼神供 以此修行衆善根、報答父母劬勞德 存者福樂寿無窮 亡者離苦生安養 四恩三有諸含識 三途八難苦衆生 俱蒙悔過洗瑕疵 尽出輪回生淨土。願以此功德 普及於一切 我等与衆生皆共成仏道。十方(三世々々)。

南無十方仏 南無十方僧 南無本師釈迦牟尼仏 南無大慈大悲観世音菩薩、神呪加持淨飲食、普施河沙衆鬼神、咸皆飽滿捨慳心、悉脱幽冥生善道、帰依三宝発菩提、究竟得成無上覚、功德無辺尽未来、一切衆生同法食(次灑水真言。水印大拇、握之。四指、並立加持)。南無、薩婆、但多藥多、縛盧枳帝、唵、三摩羅、々々々、吽(七反)〈次開口真言。彈指三下加持〉。南無蘇嚕婆耶、但多藥多耶、但姪佉、唵、蘇嚕、々々々、娑耶蘇嚕、々々々々、娑婆訶(三反)〈次施与飽滿真言。五指、皆立外向加持〉。南無三曼多没駄喃梵(三反)〈次五仏超請証明加持。合掌印〉。南無多宝如来 南無妙色身如来 南無甘露王如来 南無広博身如来 南無離怖畏如来(三反)。回向(次供物加持。左手拳印、右手施印)。汝等鬼神衆 我今施汝供 此食遍十方 一切鬼神供。願以此功德 普及於一切 我等与衆生 皆共成仏道。十方(三世々々)。

① 禪林寺本『瑩山清規』(永和二年書写)

浴室垂誡。作牌書之、可掛上間壁上。」

叢林有浴室 誰不明水因

一入香水海 濯沐清淨人

如水不洗水 身本不帶塵

不曾染汚処 淨洗自天真

入浴諸清衆 浴儀須如法

帶手巾乎包 威儀可寂靜 禪林公用

室內不可語 換衣所当閉

休息所低声 堂内莫裸露

殺鼓未打前 俗人不可入

殺鼓已響後 清衆勿入浴

浴室共語輩 應須行罰浴

当山未來際 勿破此規矩

文保二年戊午夏安紹瑾示

(地冊九ウ)

⑤ 山上氏旧蔵麟広書写本(文龜元年書写)

明水院垂誡 誰不明水因

叢林有浴室 誰不明水因

一入 〱

如水不洗水 身本不帶塵

〱

入浴諸清衆 浴儀須如法

〱

室內不応語 換衣所当閉

〱 堂内莫裸露

殺鼓未打前 俗人不可入

殺鼓已響後 清衆勿入浴

浴室共語輩、須應行罰浴。

当山未來際、莫破此規矩。」

文保二年戊午夏安居日、誌之。

総持開山和尚御製

(五一ウ)

『曹洞宗全書』所収「洞谷山明水因」

〔文保二年戊午／夏安居日〕明水院示衆

叢林有浴室 誰不明水因

一入香水海 濯沐清淨人

如水不洗水 身本不帶塵

不曾染汚処 淨洗自天真

入浴諸清衆 浴儀須如法

帶手巾乎包 威儀可寂靜

室內不可語 換衣所当閉

休息所低声 堂内莫裸露

太鼓未打前 俗人不可入

太鼓已響後 清衆勿入浴

浴室共語輩 須應行罰浴

当山未來際 勿破此規矩

先師遺囑云、長老哲侍者、是法器也。衣法須付。予白云、予与師同

眸、微見分明。此子、吾家種草也。今朝、对衆令入室、付信衣。遂云、

〔曹洞宗全書〕宗源下、五四九～五五〇頁

※浴室ノ壁上ニ底本、コノ行ノ上欄外ニ「浴室」(別筆)アリ。『正法清規』ハ全文ヲ割注ニ

作り、「壁上」ニ続ケテ「洞谷開山、瑩山紹瑾和尚、記之。十二行可書」アリ。

※禪林公用：『正法清規』ニナシ。

※戊：『正法清規』ハ(戊ノ牛)ニ作ル。

②大乘寺藏永享六年書寫本

洞谷山永光禪寺開闢瑩山和尚行記」

一四天下南瞻部州大日本国北陸道能登」国鳳至郡櫛比莊、諸嶽山總持禪寺、紀綱寮」之公用也。」

皆応永三十年癸卯春正月吉日」

当山開闢瑩山祖師五世玄孫比丘、梵清捧贍。」

用此功勳端、為祝延」

今上皇帝聖躬、万歳万歳万万歳。」

更冀、」

瑩山、峨山二大和尚、覆蔭後昆、門風永扇。」

皆永享六年歲次甲寅春二月日 拜写」(五二オウ)

※コノ識語ハ本文ト同筆。

・初夜・大鐘緩十八・緊十八、三会・鼓大小、九宛、三返・鼓一、版一 三返・」

・玄闕版一、戒策一 三反・坐禪・鼓一、版三 三返・大鐘 緊十八・」

・鼓一、榜子木五、一返・鼓一、榜子五、一反・鼓二、版二 三反・鼓二、榜子二 一反・」

・振火鈴邊寺・鼓二、榜子木三 一反・」

・後夜・鼓四、鉞三 三返・振火鈴邊寺・玄闕版四、戒策三 三返・」

・鼓四、榜子五、一返・鼓四、榜子五、一反・鼓五、版一、三返・坐禪・鼓五、榜子二 一反・」

・鼓五、榜子三 一返・大鐘百八・鼓五、榜子四、一反・小開静・大開静・鼓五、榜子五、一返・」

此清規、元亨四年。今到、享保廿年。得四百三年。」

書写、永享六年。今到、享保廿年。得三百二年。」

応永三十年、到享保廿年、三百十二年ナリ。」

※紙数五十二張

(朱印文「慈願」)

〔印〕(五二ウ〜五三ウ)

※・初夜〜一返…：コノ識語ハ、本文中ノ別筆ノ訓点ト同筆ト考エラレル。以下、「・」ガ底本ニ付サレテイル場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。
「・」ハ全テ朱筆。

※此清規ノナリ…：コノ識語ハ、本文中ノ別筆ノ訓点ト同筆。(五三オ)ノ貼紙ニ記サレテイルモノ。

※廿…下、「三」ヲ抹消ス。

※三…「五」ヲ抹消シテ訂正ス。

※廿…下、「三」ヲ抹消ス。

※二年…「九十七年」ヲ抹消シテ訂正ス。

※紙数五十二張…：コノ識語ハ本文ト同筆ト見ラレル。

瑩祖洞谷清規一卷、大容清禪師之所」手書。起頭三紙、徳嚴存和尚、嘗補写之。」存公法孫、住常陸積善寺某長老、持来」奉納于本山常住、弗忘 祖風之所」自。其志、可尚焉。山僧、乃鼎新幪帙、以」紀歲月。 岿」

寛保二年壬戌秋八月」

見住大乘護国禪寺嗣祖比丘」

玄趾手筆」

朱印文「慈願」

朱印文「玄趾之印」

〔印〕(遊ビ紙一オ〜ウ)

※コノ識語ハ、本文末ノ五枚ノ遊ビ紙(白紙)ノ内、最初ノ一紙ニ記サレテイルモノデ、何レトモ別筆デアアル。

⑤山上氏旧藏麟広書写本（文亀元年書写）

豈文亀元年（辛／酉）四月念、有五太岳山祥園寺室中、書之」

雖為惡筆、為後規磨、遮老眼、奉書写。」

后覽之君子、董之可也。」（五〇ウ）

真前御給仕之次第 早晨分」

粥之時、先灯明、焼香三拜。次焼香供、白粥而三拜。十仏名」

呪願、大悲呪一返、其間三拜。次取仏餉、而可誦後唄。」

午時分」

齋時、先灯明、焼香礼拜。次焼香供香飯、十仏名呪願、」

大悲呪一返、其間三拜。回向次、供飯之渴□□□□^{（餉カ）}而誦後唄。」

次三拜、供御楊枝、奉御手水、并御手巾、次供□□□□茶、而三

拜。黄昏分。先灯明、坐禪間、不滅□□□□」

先灯明、坐禪間、供御楊枝、誦大悲□□□□」

炉到閉炉。但近代、略之。次御洗面。其□□□□」

中、消息^{（災カ）}呪、無回向。大鐘間、坐禪□□□□（五一オウ）

※（五〇ウ）は、田島相堂「山上氏藏「瑩山清規」と愛知学院大学図書館「瑩山示寂祭文」について」（前出、六九四頁）の翻刻を底本とし、同論文

の巻頭掲載写真によって校訂した。（五一オウ）は、田島氏前掲論文（六九六～六九七頁）の翻刻を底本とし、（五一オ）については、教育まんが

『総持寺の瑩山さま』（大本山総持寺、一九六八年）所収、松浦英文「瑩山さま（常済大師）」について（八頁）の掲載写真によって校訂した。結果、

田島氏前掲論文では「先灯明く誦大悲□□□□」の一行が抜けていることが判明したため注意されたい。また句読点は、随時判断して改めた。

⑥永光寺藏光椿書写本（文亀三年書写）

唱物[※]

白粥〔五味粥〕 糝菜〔五味羹〕 再進〔依時〕 滓菜^{源也} 鉢水 折水^{撰成之}

香飯 菜羹 再進〔依時〕 滓菜^{源也} 鉢水 藍汁^{撰成之}

飯合汁時、攪生飯。又引折水桶時、攪履也。或四節、三仏、二祖忌、

且望誦僧堂記等。則糝菜唱菜。僧堂記之間、不唱也。」

仏生会花堂莊嚴具足」

日月輪〔一雙也／殿主役〕 鳴吻〔一對也／侍者役〕 幢〔八流〕 天蓋 花縵〔四掛〕

火燧宝鐸〔四掛〕 額子〔二面／文字隨時〕

有施浴則書施主位牌可立跋陀前卓」

設施主〔某甲〕 覺靈位」

木魚之故事^{三云々}、勅修清規相伝^{三云々}、魚、昼夜常醒、刻木象擊之。」所以警昏惰也。又校定曰、集童行、則擊〔云々〕。」

年中月次会転諸祖忌」

正月〔三日、雲居忌 十七日、百丈忌／廿五日、大徹忌〕

二月〔朔日、道祖忌 廿四日、無端忌〕

三月〔十六日、二祖忌 十九日、竺山忌／廿八日、明峰忌〕

四月

五月〔二日、雲峰忌 五日、通幻忌／十四日、芙蓉忌〕

六月〔六日、貝林忌 十二日、実峰忌／十五日、曹山忌 廿二日、明窓忌〕

七月〔十七日、天童忌 十九日、大陽忌〕

八月〔十五日、洞谷忌 廿四日、懷辨忌／廿八日、永平忌〕

九月〔四日、四祖忌 十四日、大乘忌／十六日、壺庵忌〕

十月〔朔日、真歇忌 五日、初祖忌 八日、宏智忌／廿日、峨山忌 廿七日、雲岩忌 八日、洞山忌〕

十一月（六日、葉山忌 廿日、太源忌／廿五日、中明忌）
十二月（十二日、青原忌）（九六オ〜ウ）

諸嶽山總持禪寺之行記奥書 主光椿[※]

洞谷第一祖瑩山大和尚、為後昆所設也。然当「山紀綱寮常住之旧本、字画漫滅、編次不正、（愚）」概念之久矣。 粵
明正五年至享四十四年
応永壬寅冬十一月、（愚）蒙同門「諸老之尊命、領当山之主盟焉。仍拝騰此行記」而以備紀綱寮之公用者也。（愚）喜償素志
（矣）。雖「然、刁刀、東東、手丰、毫毫之謬、只恐家醜外揚、貽」誚傍人焉。不勝惶懼戰栗之臻。（伏覲、後覽君子、穿」鑿
改正、而為予雪屈矣。勿袖慈愍之手幸甚。」
皆応永三十年歲次癸卯春正月吉日

当山開闢瑩山祖師五世玄孫比丘梵清謹誌」

（底本、一行分ノ空白アリ）

天地開闢以來、至于文龜三年癸亥歲、七百万八百十八年」

如來大師入般涅槃、至于文龜三年癸亥歲、二千四百五十七年」

達磨大師示寂之辰、至于文龜三年癸亥歲、九百七十七年」

主大仲叟光椿（花押）」

大仲光椿和尚者、洞谷二百三十七世、受業於總持「南窓和尚、嗣法於澄江和尚。長享二（戌／申）歲、」四月四日入院、三日
住也。能州大津人事也。從長享二年、到宝永七年^二、二百二十五^{年也}也。」

明治廿五年四月六年ヲ隔

乾室叟存貞（花押）」（九七オ〜ウ）

宝明空海、湛死生漩復之波。大寂定門、融今古去來之相。」

湛々心光、破四生之^{闇カ}、澄々覺海、超六度之^{円明}。」

(底本、一行分ノ空白アリ)

不捨悲心、愍三界六凡之衆、再來末世、現一華五葉之春」

曇華再現、重開覺苑之春、惠日長明、永燭昏衢之夜」

上來現前比丘衆 諷誦楞嚴秘密呪」

回向護法衆龍天 土地伽藍諸聖造」

三塗八難俱離苦 四恩三有尽露恩」

国界安寧兵革銷 風調雨順民康樂」

一衆薰修希勝進 十地頓超無難事」

山門鎮靜絕非虞 檀信歸崇增福惠」

十方三世一切仏 諸尊菩薩摩訶薩」

摩訶般若波羅蜜 楞嚴会之回向』(九八〇〜ウ)

※以上の記事は、それぞれ筆者が異なり、以下のように分類できる。

大仲光椿(永光寺二三七世)：「唱物」・「仏生会花堂莊嚴具足」・「有施浴則書施主位牌可立跋陀前阜」・「年中月次会転諸祖忌」・「諸嶽山總持禪寺之

行記奥書」・「天地開闢以來主大仲叟光椿(花押)」

雪溪安宅(？)一七二六、永光寺四八五世)：「大仲光椿和尚者」二百二十五年也」

乾室存貞(永光寺四一六世)：「乾室叟存貞(花押)」

孤峰白巖(一八四五〜一九〇九、永光寺五一〇世)：「明治廿五年ニ至テ四百九拾八年ヲ隔ツ」・「明治廿五年四百六年ヲ隔」

不明(乾室存貞カ)：「玉明空海」楞嚴会之回向」

※「唱物」は、『龍泰寺行事次序』(統曹洞宗全書)清規、一六〜一七頁)にも掲載されている。両書の異同は、『龍泰寺行事次序』は割注・傍注が一切なく、「糲」を「粥」に作り、「菜羹」の下に「香菜」がある。

※主光椿：文字上ニ朱印「光椿」アリ。なお（九七ウ）の文字の配置は、（一）一三九頁掲載写真参照。

⑦月舟開版『瑩山清規』（延宝五年開版）

右年月日中行事二卷下終。」

洞谷第一祖瑩山大和尚、為後昆所設也。然「当山紀綱寮常住之旧本、字画漫滅、編次不」正、愚慨念之久矣。 粵応永壬寅冬十一月、「愚蒙同門諸老之尊命、領当山之主盟焉。仍」拝瞻此行記、而以備紀綱寮之公用者也。愚「喜償素志矣。雖然、刁刀、東東、手丰、毫毫之謬、一只恐家醜外揚、貽誚傍人焉。不勝惶懼戰栗」之臻。伏覲、後覽君子、穿鑿改正、而為予雪屈」矣。勿袖慈愍之手、幸甚。 皆応永三十年歲「次癸卯春吉旦」

瑩山五世孫小比丘梵清謹記」

加州金沢城柑樹林大乘護国禪寺、現住月舟宗胡代、開板焉」

維時延宝第五歲次（丁／巳）中春日

（重印文宗胡）
（印）」

（下冊五九〇〜ウ）

⑨中山開版『瑩山清規』（延宝九年開版）

跋」

右、洞谷第一祖、瑩山大和尚、為後昆所設ル也。然「当山紀」綱寮、常住ノ之旧本、字画漫滅シテ、編次不レ正。〈愚〉、慨念、スルコト之ヲ久シ矣。「粵」応永壬寅ノ冬十一月、蒙「同門諸老」之尊命、領「当山」之「主盟」。仍「テ、拝」瞻シテ、此「行記」ヲ、以テ備「紀綱寮」之公用、而喜「フ」償「素志」矣。雖「レ」然、刁「刀」、東「東」、手「丰」、毫「毫」之謬、一「只」恐、家「醜」外「揚」ケ、貽「誚」リ、傍「人」ニ「焉」。不「レ」勝、惶「懼」戰「栗」ノ「之」臻。伏「シテ」覲、後「覽」ノ「君子」、穿「鑿」改「正」シマ、而「為」予「雪」レ「屈」矣。勿「レ」袖「慈愍」ノ「手」、幸「甚」。皆「應」永「三」十「年」、歲「次」癸「卯」春「正」月「吉」日」

摠持開山瑩山祖師五世玄孫比丘梵清謹誌」（下冊五二オ）

(下冊五二ウ) 八白紙

附著」

懷狎忌疏」

南閩浮提大日本國北陸道加賀州石川ノ郡若松庄金沢城、「楢樹林大乘護国禪寺住持、伝灯沙門嗣祖比丘某甲等、」

今月念四日、恭遇「永平第二世、孤雲懷狎禪師、示滅」之諱辰ニ、弁備「清淨ノ禪祭」ヲ、諷誦「楞嚴」秘呪ヲ、專ラ傾ニ靈台

ヲ、仰テ「酬ニ上ル慈蔭ニ者ナリ。」

右窃ニ惟レハ、手頭ニ燃レシテ「犀」ヲ、照ニ見シ衆生ノ心水一、眉間ニ掛ケテ「劍」ヲ、斬ニ断スス列祖ノ「玄関」ヲ、真慈、究メテ到リ底ニ、俊氣、直ニ衝レ

天ヲ。初爰ニ「靈機」一、空ニ遍界ヲ於類「伽瓶裏」ニ、後ニ「廓」ニシテ「智眼」一、絶ニ緘塵ヲ於「頰梨鏡」中ニ。一毫穿ニ衆穴ヲ、再「扞透」ニ重幃ヲ。

孝アテ師ニ而不レ倦、如シテ「阿難」侍ニ如來ニ。小レ心ヲ翼翼タリ。承テ師ニ「而無レ遺」スコト、似リ「慧可」ノ初祖ニ。得髓昭昭タリ。大ニ興シ永

平ノ席一終ニ「隱ニ美」味ノ峯一。乾坤ノ間氣、古今ノ独英ナリ。献シテ「香華」一、以慕ニ「高躅」一。出寂定而「応ニシタマヘ」斎筵一。

祖師 炳鑑 謹疏」

哀愍 海容

年月日 法孫嗣祖比丘(某甲)等、謹疏」(下冊五三オウウ)

瑩山忌ノ疏」

小序、如レ前」

右窃惟レハ、見色明心、五百生前証果ノ聖、聞声悟道、三千里「外弁」スルノ「絃」ヲ人ト。是レ、裝師ノ剃度、即チ「介公」ノ嫡伝ナリ。原ニ「夢」

於「椽木枝頭」ノ「破草鞋」ニ、而垂ニ「洞谷開山」ノ「統」ヲ、表ニシテ於「椴樹林中」ノ「旧衣鉢」ニ、而「董」セリ「護国補処」ノ功ヲ。立ニ「二利」ノ行願ヲ、振ニ

一実ノ宗風ヲ。唱ニ「キハ」法ヲ於「摠持」ノ「道場」ニ、則チ王公、欽ニ「德」ヲ、隱ニ「トキハ」迹ヲ於「甘露滅海」ニ、則チ人天、攢ニ「眉」ヲ。冀ハ、垂ニ「テ」無私ノ

靈鑑ヲ、再ヒ照シテ「下」ヘ、不尺之ノ「乾坤」ヲ。殊ニ修シテ「芥菜」供一、慎ニ「傾ニ葵」華ノ「誠」ヲ。

祖師 炳鑑 謹疏」

哀愍 海容

謹疏」

年月日 法孫嗣祖比丘〈某甲〉等、謹疏』（下冊五三ウ〜五四オ）

明峯忌疏」

小序、如レ前」

右窃ニ惟レハ、著ニ破草鞋ヲ、背ニ却シ建仁ノ塔院ヲ、携テ条竹杖ヲ、扣ニ開ス護国ノ「関門ヲ。被レテ師ニ喚ニ侍者ト、忽チ自ラ知ニ老人一、皮膚脱落シテ而真実現シ、因」縁成就シテ而嗣承親。領ニ「相樹三代住持ヲ、声飛ヒ桑域ニ、為ニ「瑩山」上足弟子ト、徳鎮ニ叢林一。不但開ニ我カ偏正ノ秘ヲ、又能弄ス他ノ玄要」機ヲ。凜凜タル威風、雖ニ百世ト何ソ墜チシ地ニ。堂堂タル志氣、凌ニ「万夫直」逼レ天」某甲、謾ニ得レレ称ニ「遠裔ト、大師、豈ニ無レ垂ニ哀憐ト。慎ニ薦ム薄奠ヲ。願クハ賜ニ「光降ヲ。』

祖師 炳鑑

哀愍 海容

謹疏」

年月日 法孫嗣祖比丘〈某甲〉等、謹疏』（下冊五四ウ〜五五オ）

※（下冊五五オ〜五六オ）に収録される「元正歎仏会」は、「回向文」において「42元正歎仏貼照牌」として翻刻済のため、本稿では省略する。（二）
三二六〜三二九頁参照。

附著終』（下冊五六ウ）

跋」

瑩山清規ハ者、非ニ瑣々タル礼数ノ之謂ニ。直ニ是レ、仏」祖身心ノ之所レ存也。拈華ノ之遺芳、名曰「仏」行ト。面壁ノ之孤風、喚テ為ニ「祖儀ト。仏行祖儀、叢」林以テ立ツ。今日、幸ニ遇ニ此書ノ之出一。即チ「教外別」伝ノ之符ニシテ、而見性得髓ノ之印也。」只願ハ、人々ノ「拝玩シ、処々遵行シテ、不レレ背古人悲ニ愍後昆」之大恩上。所レ告如レ此。請マ、高ク著レ眼。延」宝戊午仏成道ノ日」

相樹林大乘護国禪寺

(黒印文 舟)

現住月舟叟

(印)

(黒印文 宗胡之印)

(印)

延宝九年、歲在辛酉、仲春穀旦、(カ)

〔下冊五七才ウ〕

涅槃講式 先総礼

拘尸那城跋提河沙羅林中

双樹間頭北面西右協臥

二月十五夜半滅

(四九ウ)

※コノ段ハ全テ声明符アリ。(二三)三二九頁【講式写真10】参照。

次、導者着座 法用 表白

謹_ミ敬_マ、白_{シテ}一代教主、三身即一、非滅現滅、最後入滅
釈迦牟尼如来、十方来集五百世尊、三世十方諸_レ 仏善逝、大
般涅槃甚深妙典、八万十二權実聖教、「迦葉、徳王、諸大薩
埵、那律、阿難、諸声聞衆、大自在天、尸_ク 棄大梵、釈提桓
因、護世四王四禪六欲天王天衆、乃至沙羅」林中五十二類、
自界他方一切衆会、都尽窮法界常住」而言_{サク}、夫釈尊ノ大
恩、不可思議算数_モ 不_レ可_二算_一尽_ス、「譬_モ 不_レ可_二譬_一、八_ハス。
山斤猶有限、海滯又非_レ幾。実成以_{ヨリ}」来_ツ、五百塵点ノ慈
悲、護念ノ利生、方便置_テ而不_レ論、應_ニ世_{ヨリ}以来、八十余年
ノ在世、滅后_ノ三論四悉_ハ、思_テ而可_レ報_ス。「從_三王宮_ニ誕生_{シテ}、
現_ニ三十二種_ノ之嘉瑞_一、至_下角城_ニ唱_レ滅_一、受_玉コトニ五十
二類_ノ之供養_ヲ、生身_ノ始終_、節々_ニ幾_レ巨益_{シテ}、法輪_ノ半滿、
会々_ニ幾_カ開悟_{セシ}。就_レ中_、敷_ニ教網_於三_ニ国_ニ、濟_ス苦海_一之沈
淪_ヲ、転_ニ法輪_ヲ五濁_ニ、運_ハヒタマ_フ邪山_ノ之迷徒_ニ、末世_ノ恩徳、

我_レ等_カ所_レ仰_也。故_ニ今_、迎_ニ二月十五_ノ嘉辰_ヲ、当_テ如来_円
寂期_日、「想_ニ像_ニ涅槃_会之儀式_ヲ、恋慕_{シテ}沙羅林_ノ之古席、
調_{ヘテ}五_ノ十二種_ノ珍妙_ノ供具_ヲ、擬_シ五十二類_ノ最後_ノ供養_ニ、
備_{ヘテ}餅菓_ヲ黍稷_ヲ、随分_ノ甘膳_ヲ、准_ニ純陀_{長者}者_ノ淨妙香飯_ニ、
冀_ハ、以_ニ今_ノ日_ノ結縁_ヲ、必期_ニ来世_ノ値遇_ヲ。斯会_ノ旨趣、
蓋_シ在_ニ於斯_ニ。今_、述_{シテ}涅槃_会ノ儀式_ヲ、將_ニニ_ニ植_ニ戀慕_ノ
善根_ヲ。略_{シテ}有_ニ五_ノ段_一、一_ニ明_シ如来_{入滅}儀式_ヲ、二_ニ明_ス
大衆_{悲歎}行相_ヲ、三_ニ明_ス最後_供養_ノ作法_ヲ、四_ニ明_ス常
住_{仏性}ノ妙理_ヲ、五_ニ明_ス發願_{回向}ノ旨趣_ヲ。」伏願_{世尊}、哀愍_納
受_一。」(五〇オウ五一オ)

※輪_下、「_二」ヲ抹消_ス。

第一_ニ明_ス如来_{入滅}ノ儀式_ヲ者_云ハ、教主_{釈尊}、一期_ノ化縁、
薪_一尽_キ、八相_{応用}ノ火、滅_ヘナ_ハス_ル之時、赴_玉拘尸那城、力
士生地、阿夷羅跋提河畔、沙羅双樹之間_ニ。是三_世諸_佛、
入涅槃_之砌_キ也。勅_{シテ}力士_一、掃_ニ治_ニ道路_ヲ、命_{シテ}阿難
ニ、令_レ設_ニ床座_ヲ。仏寿_{八十一年}「春、二月十五_ノ朝、自_ニ
面門_一放_ニ五色_ノ光_一、以_ニ神力_ヲ、出_玉大音声_ヲ。」其_ノ光、照
二大千_ヲ、其_ノ声、至_ニ有頂_ニ。依_ニ此_ノ声光_ノ之告_ニ、人天_ニ大会
五十二類_ノ悉_ク集_ニ吉祥福田_ノ地庭_ニ、沙羅双樹間_ニ。摠_テ三_ノ十
二由旬_ノ内、大衆_ノ充満_{シテ}、無_レ有_ニ間隙_一。毒蛇、視_レハ_ニ即殺_シ

人ヲ、毒虫、一触^ハ即害^スレ物ヲ。惡鬼、奪^イ人ノ精氣ヲ、惡獸、
 嘲^ウ人ノ血肉ヲ。乃至十^一六種ノ行惡ノ輩、皆生^シテ慈心^ヲ、如^レ
 父如^レ母、牙^ニ致^シテ親昵^ヲ、如^レ下兄^一如^レ弟、有^ニ恒沙ノ金
 翅鳥^一、不^レ食^ニ一^ノ龍子^一、有^ニ無量^ノ夜叉王^一、不^レ殘^ニ一^ノ
 人類^ヲ、猛獸、牙^ニ舐^レ毛^一、毒虫、各^ノ交^レ頭^一。各^ノ捧^ニ最後^ノ
 供養^一、皆、悲^ニ如^レ來^ノ滅度^一。爾時世尊、一日一夜之間、說
 大般涅槃經^ヲ、誘^ヘ玉^フ一衆會^ノ心^ヲ。演說、已^ニ訖^リ、漏剋[、]
 漸^ク闌^テ、將^レ至^ニ中夜^一程^ニ、坐^シ七宝^ノ獅子^ノ床^ニ、申^ヘ百
 福莊嚴^ノ手^一、脱^キ却^テ身^ニ所^ノ著^ニ僧伽梨衣^一、一^ノ躡^ニ出^シ紫磨
 黃金^ノ師子^ノ相^ノ胸^ヲ、普^ク告^テ大衆^一言^ク、我^レ昔[、]無量劫^ノ間
 難^ク行^シ苦行^シテ、捨^ニ頭目髓腦^ヲ、投^セ身^ニ肉手足^一、皆^レ
 是^レ、為^ニ汝等衆生^一。敢^テ不^レ為^レ自^ノ、遂^ニ大^ニ悲^ニ本願^一、
 今出^ニ五^ノ濁惡世^一、既^ニ唱^{コト}八相成道^一、若^ク拜^シ尊顏^一、聞^キ
 音声^一、觸^ニ光明^一、見^ニ神變^者者^ハ、皆無^レ不^レ得^ニ解脱^一
 一。如^ク來^ノ出世^ハ、尚^ク希^{ナリ}有^ル於^モ優曇華^一。汝等、今
 以^ニ宿福深厚^{ナル}ヲ、最後^ニ值^{ヘリ}我^ニ。化緣^ハ已^ニ畢^テ、今將^ニ涅
 槃^{セント}。汝等、以^ニ深心^ヲ、看^{ヨト}我^ノ紫磨^ノ金色身^一。如此坐
 師子^ノ床^ニ、上^ニ昇^シ玉^{コト}虛空^ニ上下^ニ往復^一、合^テ二十四遍^一。
 每度^ニ告^テ大衆^一言^ク、我^レ將^ニ涅槃^{セント}。汝等、以^ニ深心^ヲ、
 看^{ヨト}我^ノ紫磨^ノ金色身^一。如^レ是^ノ慇懃^ノ相示^玉、已還^テ着^玉袈
 裟^一。如^レ常^ノ。即於^ニ七宝^ノ床^ノ上^ニ、頭北面西、右脇臥而臥
 タマフ。爾時、衆^レ會[、]正^ク見^玉如^ク來^ノ入^レ滅儀^一、悲歎^ノ心[、]幾^ク

哉。」

抑我等、交^ニ何^{ナル}刀山劍樹^ノ之下^ニ、不^レ臨^ニ如^ク來^ノ田寂^ノ之庭^一。
 沈^ニ何^{ナル}三途八難^ノ之底^一、不^レ列^ニ五十二類^ノ之數^一。思^ニ宿
 因^ノ拙^{コト}、不^レ及^ニ禽^ノ獸^一案^ニス^レ機緣^ノ淺^{コト}、劣^ニ於^レ
 螻蛄^一。空^ク在^ニ滅後^ニ、只^ニ對^ニ尊像^一、而^レ流^レ淚[、]徒^ニ坐
 二^ノ辺國^一、遙聞^ニ遺跡^一。亦斷^レ腸[、]仰願^ハ、積尊[、]忝哀^ニ弟
 子^ノ誠心^一、將^レ垂^玉廣大^ノ利益^一。仍大衆、各作^シ臨^ニ涅^一
 會^ノ之想^上、可^レ奉^ル三稱^ニ讚^ニ禮^一拜^シ、積迦^ノ大師、最后^ノ入^レ滅^一、慈
 悲^ノ尊像^一。頌曰、「
 以^レ仏大神力声光遍十方五
 十二類衆皆集沙羅林
 南無最后入滅釈迦大師 〔三反〕 (五一オ〜五三オ)

※第一…コノ行ノ上欄外ニ「〇」アリ。
 ※程…「夜坐」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行下欄外ニ「程」ト記シテ加
 筆ス。
 ※為…「不自」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行上欄外ニ「為」ト記シテ加筆
 ス。
 ※以^レ仏^ノ羅林…聲明譜アリ。【講式写真11】参照。
 第二、明^ト大衆悲歎^ノ行相^一者^云ハ、阿泥楼豆、告^テ大衆^一言^ク、「
 大覺世尊、今已^ニ入^レ涅槃^一。爾時、衆會、聞^ニ此^ノ語^一已^テ、

「儀、広博ニシテ、其相、奇妙ナリ。六欲四禪、三界六道、天龍八部、」人天大会、捻^{シテ}三十二由旬之内、五十二類之輩、各捧^テ「微妙」供具、悉^ク展^ニ最后^ノ供養^ヲ。○所謂、梵王^ハ燒^ニ深禪定[」]香^ヲ、天帝^ハ折^ル歡喜^覺、^ハ忘^ル。閻浮提^ノ内、一切^ノ國王、夫人、采[」]女、大臣、長者、各^ニ人中^ノ最後^ノ妙供[」]、皆来^作供養^ヲ。○乃至象王、以^レ鼻拔^リ蓮花^来リ、師子王、採[」]花菓[」]至^ル。飛[」]鳥、含^レ菓、牛王、流^レ乳、蜂王、吸[」]花汁[」]。神仙、作[」]妓樂[」]集^リ、樹[」]神[」]持[」]甘菓[」]詣^テ、海神[」]捧[」]珍宝[」]来^ル。物[」]三十二由旬^ノ衆会[」]、如[」]雲[」]如[」]霞[」]、五十二種^ノ供具、如[」]山[」]如[」]海、其^ノ数、不^レ可^レ計[」]尽[」]、其[」]色、不^レ可^レ弃[」]窮[」]、窃[」]以[」]、宝蓋、覆[」]大千[」]、香木、齋[」]迷[」]、[」]衆会、過[」]塵刹[」]、信力[」]、徹[」]骨髓[」]、思[」]昔耻[」]今日[」]、以[」]古[」]比[」]當時[」]。設[」]所[」]供物、如[」]土[」]如[」]塵、所[」]運[」]信力、劣[」]畜[」]、劣[」]虫[」]。唯願、[」]如来、哀愍[」]納受[」]、[」]鹿惡[」]、微供、准[」]梅檀[」]、[」]以[」]輕淺[」]信[」]心[」]、齋[」]、[」]純陀[」]、誠心[」]。仍[」]大衆、各致[」]懇懃[」]之志[」]、可^レ奉[」]称[」]揚[」]。礼拜、积迦大師、最後[」]入滅[」]悲歎[」]、尊像[」]。頌日、[」]我今[」]於[」]中夜[」]当[」]入[」]於[」]涅槃[」]汝[」]一心[」]精進[」]当[」]離[」]於[」]放逸[」]」

南無最後供養积迦大師』

(五四ウ〜五五ウ)

※乃[」]コノ行[」]ノ上欄外[」]二[」]〇[」]アリ。

※我今[」]放逸[」]：声明譜アリ。【講式写真13】参照。

第四、明[」]常住[」]仏性[」]ノ妙理[」]一者、涅槃[」]終[」]云[」]ク、一切[」]衆生[」]悉[」]有[」]仏性[」]、如来[」]常住[」]無[」]有[」]變易[」]。一切[」]衆生[」]悉[」]有[」]仏性[」]者、凡[」]有[」]心者[」]ハ、皆[」]備[」]フ[」]仏性[」]ヲ。具[」]ス[」]此[」]ノ[」]性[」]者、莫[」]不[」]ス[」]成[」]仏[」]。所以[」]ニ、断[」]善[」]闍提[」]、邪見[」]衆生[」]、定性[」]ニ[」]乘[」]、無[」]性[」]有[」]情[」]モ、本[」]有[」]常住[」]之理[」]、本[」]来[」]成[」]仏[」]之性[」]ハ、無[」]レ[」]不[」]ト[」]云[」]コト[」]具[」]足[」]。之[」]栖[」]食蚊[」]ノ[」]睫[」]ニ[」]鷄[」]鸚[」]ト[」]云[」]鳥[」]モ、三身[」]万德[」]之種[」]、胸中[」]ニ[」]暖[」]ナリ。多[」]百由[」]繕[」]那[」]洞[」]然[」]、猛火[」]ノ[」]底[」]モ、解[」]脱[」]安[」]樂[」]之性[」]ハ、無[」]レ[」]闕[」]減[」]コト。下、阿鼻[」]城[」]有[」]情[」]モ、同[」]備[」]ニ[」]此[」]ノ[」]理[」]ヲ、如[」]三[」]九[」]重[」]濁[」]ニ[」]有[」]如[」]意[」]珠[」]。上、有[」]頂[」]天[」]ノ[」]衆生[」]モ、皆[」]ニ[」]此[」]ノ[」]性[」]ヲ。如[」]三[」]三[」]山[」]頂[」]ニ[」]生[」]カ[」]ル[」]不[」]死[」]菓[」]。○摠[」]シテ[」]樵[」]夫[」]、野[」]渡[」]、賤[」]シキ[」]身[」]ノ[」]中[」]、山[」]禽[」]、[」]林[」]鹿[」]、愚[」]ナル[」]心[」]裏[」]本[」]覺[」]、如来[」]ハ、儼[」]然[」]ト[」]シテ[」]常[」]住[」]セリ。凡[」]夫[」]、具[」]薄[」]之類[」]、雖[」]不[」]覺[」]知[」]、実[」]相[」]真[」]如[」]之理[」]ハ、無[」]レ[」]有[」]ル[」]コト[」]欠[」]減[」]。三乘[」]五乘[」]、七方[」]便[」]九[」]法[」]界[」]、皆[」]備[」]テ[」]仏性[」]ヲ、悉[」]ク[」]可[」]成[」]仏[」]一[」]者[」]也。次、如来[」]常住[」]無[」]有[」]變易[」]者、此[」]明[」]下[」]如来[」]常住[」]不[」]滅[」]ニ[」]シテ、永[」]離[」]ニ[」]無[」]常遷[」]變[」]相[」]也。夫[」]レ[」]本[」]覺[」]ノ[」]如来[」]ハ、常[」]住[」]ス[」]三[」]德[」]秘[」]藏[」]ノ[」]大[」]槃[」]涅[」]槃[」]ニ[」]。自[」]受[」]法[」]樂[」]、無[」]レ[」]有[」]ル[」]コト[」]間[」]断[」]。鎮[」]ニ[」]居[」]シテ[」]四[」]德[」]莊[」]嚴[」]、常[」]寂[」]光土[」]ニ[」]。寿[」]命[」]無[」]量[」]ニ[」]シテ、不[」]レ[」]可[」]窮[」]尽[」]。周[」]遍[」]法[」]界[」]、[」]糖[」]山[」]川[」]藪[」]沢[」]、何[」]ノ[」]処[」]カ[」]非[」]サ[」]ル[」]毘[」]盧[」]身[」]土[」]ニ[」]。常[」]在[」]靈[」]山[」]ノ[」]姿[」]ナ[」]レ[」]ハ、成[」]住壞[」]空[」]、何[」]ノ[」]時[」]無[」]レ[」]遮[」]那[」]依[」]正[」]。雖[」]レ[」]然[」]若[」]久[」]住[」]ニ[」]於[」]世[」]一[」]者[」]、有[」]鈍[」]根[」]少[」]智[」]者[」]、着[」]相[」]憍[」]慢[」]者[」]、中[」]々[」]起[」]ニ[」]憍[」]恣[」]厭[」]之[」]心[」]、

我等諸衆生悉無有救護

南無常住仏性大涅槃甚深妙典釈迦大師

(五六〇―五八〇)

於入^ラ憶相^ニ妄見^ノ之網^ニ。馴^ニ紫磨^ニ黄金^ニ之姿^ニ、不^レ生^セ希有^ノ難遭^ノ之想^ヲ。憑^テ常在^ニ不滅^ノ之仏^ヲ、不^レ務^シ生死^ノ解脱^ノ之道^ヲ。依^レ之、非^レ滅現^レ滅、入^玉無余^ニ円寂^ニ。○^甲当^ニ于此^ニ時^ニ、青蓮^カ、罷^カ笑、白毫^カ、掩^レ光、金河水^カ咽、双林風^カ傷。設^イ雖^ニ橋^ノ恣^カ、怠^カ之輩^ト、誰人^カ、不^レ生^ニ入滅^ノ之悲^ヲ設、雖^ニ薄福^ノ少德^ノ之類[、]何^{ナル}者^カ、不^レ勵^ニ出離^ノ之計^一。仏、以^ニ是^ニ方便^ヲ、化^ニ難化^ノ衆生^ニ、而^実不^レ滅度^シ。常^ニ在此^ニ説^テ法^ヲ。若^シ衆生^ニ有^レ機^時、役^メ周遍^ニ法界^ノ之^レ身^ヲ、示^シ誕生^ヲ於毘藍^ニ尼園^ノ之曉^ノ月^ニ。若^シ衆生[、]無^レ機^時、隱^{シテ}常在^ニ靈山^ノ之姿^一、唱^テ寂滅^ヲ於^ニ沙羅^林之夕^ノ嵐^ニ。然^レ則、王宮^ノ誕生^{ハ、}皆是^ニ与物^ノ結縁^ノ方便^{ナリ}。双林^ノ入滅^{ハ、}莫^シ不^レ濟度^ニ利生^ノ善^一。巧^一。性相^ニ常然^ノ之身^{ナレハ、}居^{シテ}寂光^土、無^シ去来^一。凝然^ニ常住^ノ之体^{ナレハ、}真善^妙有^ニ離^ニ生滅^一、既説^ニ一切^ノ衆生^ノ悉有^レ仏性^ト。鉄床^ノ之上^{ニモ、}黄金^ノ膚^{ハ、}尚^鮮、亦明^ニ如来^ノ常住^ノ無^レ有^ノ變易^一。金棺^ノ之中^{ニモ、}白毫^ノ光耀[、]奈落^ノ炎底[、]安樂^ノ解脱^ノ之性^{ハ、}完然^ニ無^レ欠^一、梅檀^ノ烟^ノ中^{カニモ、}丹果^ノ青蓮^ノ之相^{ハ、}鮮^シ如^シ故^ノ。涅槃^ノ大經^ノ大^ニ意[、]取^レ要[、]在^レ斯^ニ。彼、纒^ニ聞^ニ常住^ノ二字^{ヲ、}巨益^猶不^レ虛^シ。況^ニ常觀^ニ本^ニ有三^ノ仏^ヲ。○^下勝利[、]豈^レ唐^ノ捐^{ナラ}哉^{。仍}大衆[、]諸^共深信^ニ。仏性^ニ常住[、]円極^ノ妙理^{ヲ、}可^レ奉^ニ讚^ニ礼^ニ拜[、]大涅槃^ノ妙相^ヲ。頌^{曰、}

※所^トコノ行^ノ上欄^外ニ^〇アリ。
 ※不^レ難^レ覺^ノノ問^ニ〇ヲ付^{シ、}右^ニ不^レト記^{シテ}加筆^ス。
 ※如来^ノ救護^ノ聲明^譜アリ。【講式写真14】参照。
 第五、明^ニ發願^ノ回向^ノ旨趣^ノ者^{ハ、}我等[、]適^ニ生^ニ積尊^ノ末法^ノ中^{ニ、}纒^ニ列^ニ滅後^ノ遺弟^ノ數^{ニ、}雖^レ值^ニ聖教^{ニ、}如^レ説^ニ不^レ修行^{一、}如^レ教^ニ不^レ解^了、雖^レ着^ニ袈裟^{一、}不^レ持^ニ戒律^{一、}不^レ修^ニ梵行^一。○纒^ニ讀^ニ經^ノ典^{ヲ、}如^ニ虫^ノ食^ニ木^{ヲ、}適^ニ礼^ニ仏像^{一、}如^ニ牛^ノ向^レ方^ニ。今、聞^ニ双樹^ノ泥洹^ノ之^レ儀^{一、}聊^ニ發^ニ一念^ノ戀慕^ノ之心^一、对^{シテ}涅槃^ノ形像^ノ之前^{ニ、}泣^致三^ニ業^ノ供養^ノ之誠^一。所謂^レ設^ニ微^ニ供[、]所^レ運^ニ散^心、冀^{ハ、}樵^夫之昔^ノ縁^一等^ニ童子^ノ之々^ノ戲^一。遙^ニ期^ニ花林^ノ苑^ノ之^レ值^遇、只^待龍^花之開^發。○又願[、]世々^ノ恩^所、生々^ノ父母[、]共^ニ生^ニ極^樂、同^ク証^ニ法^忍、乃至^ニ順縁^ノ逆縁[、]怨親^ノ知識[、]等^ク會^ニ此^ノ願^皆成^ニ。仏道^ヲ焉。頌^{曰、}

唯願^ニ如来^ノ哀愍^ニ我^ヲ 常^レ得^レ見^ニ大^ノ悲^ノ身^一
 三業^ニ無^レ倦^ニ奉^ニ仕^恒 速^ニ出^ニ生^死婦^眞際^一
 南無^ニ生々^ノ世々^ノ值^遇釈迦^ノ尊^自他^ノ法^界平等^ノ利益^一

如来入涅槃 槃如其不還者

願^{*} 以 此 功 德 普 及 於 一 切
我 等 与 衆 生 皆 共 成 仏 道

(五八オウ)

※願以く仏道：声明譜アリ。【講式写真15】参照。

※(五九オウ)の識語は(二)三三三頁参照。

慈悲尊像頌曰

以佛大神力聲

光

遍

十方

五

十二類

衆

皆

集

沙

羅

林

南無寂后入滅釋迦大師

第一明大衆悲歎行相者阿泥樓豆告大衆言

【講式写真 11】

④永光寺藏麟広書写本（五二ウ～五三オ）

【講式写真 11】涅槃講式「第一明如来入滅儀式」

奉稱讚禮拜釋迦大師寂後入滅之像
 我今所獻食願得無上報
 一切煩惱結摧破無堅固
 南无寂後入滅釋迦大師
 第三明寂後供養作法者如來入滅寂後供養其

【講式写真 12】

④永光寺藏麟広書写本（五四ウ）

涅槃講式「第二明大衆悲歎行相」

禮拜釋迦大師最後入滅悲歎尊像頌曰
 我今於中夜當入於涅槃
 汝一心精進當離於放逸
 南無最後供養釋迦大師

【講式写真 13】

④永光寺藏麟広書写本（五五ウ）

涅槃講式「第三明最後供養作法」

佛性常住圓極妙理，可奉稱讚禮拜大般涅槃妙相。
 頌曰：未入涅槃如其不還者，
 我等諸眾生悉無有救護。
 南無常住佛性大涅槃甚深妙典釋迦大師
 第五明發願回向，肯趣者我等適生教尊末法

【講式写真 14】

④永光寺藏麟広書写本（五七ウ～五八オ）

涅槃講式「第四明常住仏性妙理」

成佛道乎頌曰
 唯願如來哀愍我
 三業無倦奉仕恒
 南無生々世々值遇釋迦尊自他法界平利益
 常令得見大悲身
 速出生死歸真際
 願以此功德普及於一切
 我等與衆生皆共成佛道

【講式写真 15】

④永光寺藏麟広書写本（五八ウ）

涅槃講式「第五明發願回向旨趣」

宗学研究部門 研究活動報告

一、令和三年度(二〇二二年度)刊行論文

小早川浩大

- 「『生生世世』考」(『宗学研究紀要』第三五号、二〇二二年三月)
「『石門文字禪』所収の祭文についての一考察」(『禪学研究』第一〇〇号、二〇二二年三月)
「『洞谷開山和尚示寂祭文』について」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』(第三三回)、二〇二二年六月)

澤城邦生

- 「『盆前看経考』(『宗学研究紀要』第三五号、二〇二二年三月)
「オンライン仏事に関する一考察―僧侶が抱く不安に注目して―」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』(第三三回)、二〇二二年六月)

秋津秀彰

- 「融峰本祝禪師伝再考(一)―伝記史料紹介・略年譜―」(『傘松』第九三四号、二〇二二年七月)
「融峰本祝禪師伝再考(二)―出生・諸国遍参・大悟―」(『傘松』第九三五号、二〇二二年八月)

「融峰本祝禪師伝再考(三)―諸寺院歴住・示寂―」(『傘松』第九三六号、二〇二二年九月)

「『瑩山清規』諸本の「回向文」の構成について」(『印度学仏教学研究』第七〇巻第一号、二〇二二年二月)

「近世における『正法眼蔵』結集・編輯史総説(一)―時代背景と初期の動向―」(『宗学研究紀要』第三五号、二〇二二年三月)

「『正法眼蔵』の文献学的研究の歴史と今後の課題」(『禪学研究』第一〇〇号、二〇二二年三月)

「『瑩山清規』の排列について―光椿書写本・「回向文」を中心として―」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』(第三三回)、二〇二二年六月)

永井賢隆

「菩提達摩の年齢についての一試論」(『宗学研究紀要』第三五号、二〇二二年三月)
「天童如浄禪師と『円覚経』・『首楞嚴経』」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』(第三三回)、二〇二二年六月)

山内弾正

「童子と善知識の関わりから見る仏教保育の考察―『華嚴経』「入法界品」を中心に―」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』(第三三回)、二〇二二年六月)

共同研究

「弁道法」の註釈的研究(二二)〔『宗学研究紀要』第三五号、二〇二三年三月〕

「瑩山清規」の研究(二三)——「年中行事」・「羅漢講式」の翻刻——〔『宗学研究紀要』第三五号、二〇二三年三月〕

二、令和四年度(二〇二三年度)学会発表

小早川浩大

「舍利相伝記」と宋代禪宗の舍利信仰〔令和四年一月二日

曹洞宗総合研究センター第二四回学術大会 於：曹洞宗檀信徒会館(東京グランドホテル)〕

澤城邦生

「瑩山清規」「結縁看経牌」文に関する一考察——出典とその背景について——〔令和四年一月一日 曹洞宗総合研究センター第二四回学術大会 於：曹洞宗檀信徒会館(東京グランドホテル)〕

秋津秀彰

「總持寺祖院史料による研究の可能性——三法幢地の問題を事例として——」〔令和四年六月一日 令和四年度鶴見大学仏教文化研究所公開シンポジウム「總持寺祖院史料の有用性とその可能性をめぐって」 於：鶴見大学〕

「初期曹洞宗教団における『正法眼蔵』の伝来について」〔令和四年九月三日 日本印度学仏教学会第七三回学術大会 於：東京外国語大学(オンライン)〕

「近世における三法幢地の任命の経緯について」〔令和四年一月二日 曹洞宗総合研究センター第二四回学術大会 於：曹洞宗檀信徒会館(東京グランドホテル)〕

山内弾正

「明治期における宗門音楽教化の動向について」〔令和四年一月二日 曹洞宗総合研究センター第二四回学術大会 於：曹洞宗檀信徒会館(東京グランドホテル)〕

三、令和四年度刊行・投稿論文(刊行予定のものを含む)

小早川浩大

「宋代禪宗における葬法——五山住持の実施例に焦点をあてて——」〔『宗学研究紀要』第三六号、二〇二三年三月〕

「舍利相伝記」と宋代禪宗の舍利信仰〔『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』(第二四回)、二〇二三年、刊行予定)〕

澤城邦生

「瑩山清規」「歳末看経勝」・「除夜施餓鬼疏」に関する一考察——出典とその背景について——〔『宗学研究紀要』第三六号、二〇二三年三月〕

〇二三年三月)

「『瑩山清規』「結縁看経牌」文に関する一考察―出典とその背景について―」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』(第二四回)、二〇二三年、刊行予定)

秋津秀彰

「『正法眼蔵』伝承のあゆみ」(『傘松』第九四四号、二〇二三年五月以降連載中)

「初期曹洞宗教団における『正法眼蔵』の伝来について」(『印度学仏教学研究』第七一卷第一号、二〇二二年二月)

「總持寺祖院史料による研究の可能性―三法幢地の問題を事例として―」(『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二八号、二〇二三年三月)

「三法幢地免牘関係資料集―總持寺祖院所蔵史料を中心として―」(同前)

「『正法眼蔵』開版停止・三法幢地に関する雑考―雲松院文書を中心として―」(『宗学研究紀要』第三六号、二〇二三年三月)

「近世における三法幢地の任命の経緯について」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』(第二四回)、二〇二三年、刊行予定)

永井賢隆

「如浄禪師と儀礼」(『宗学研究紀要』第三六号、二〇二三年三月)

「道元禪師における布薩について」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』(第二四回)、二〇二三年、刊行予定)

山内弾正

「明治期における宗門音楽教化について―仏教音楽会と正則音楽講習所の関係を中心に―」(『宗学研究紀要』第三六号、二〇二三年三月)

「明治期における宗門音楽教化の動向について―承陽大師御畧伝及御和讃』の刊行とその影響―」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』(第二四回)、二〇二三年、刊行予定)

共同研究

「弁道法」の註釈的研究(二)「(『宗学研究紀要』第三六号、二〇二三年三月)

「入衆日用」の註釈的研究(一)「(『宗学研究紀要』第三六号、二〇二三年三月)

「瑩山清規」の研究(四)―「年中行事」・「涅槃講式」の翻刻―」(『宗学研究紀要』第三六号、二〇二三年三月)

「曹洞宗関係文献目録」IV(『曹洞宗総合研究センター』、二〇二三年三月)

〈編集後記〉

◆曹洞宗総合研究センター宗学研究部門の報告誌『宗学研究紀要』第三六号をお届け致します。本号には、センターに在籍する研究員等によって執筆された個人論文六篇と共同研究論文三篇を掲載致しました。

《共同研究》『弁道法』の注釈的研究(三二)は、一昨年度より継続して研究を行い、本年度を以て終了となります。『弁道法』の諸本を対校して本文を策定し、訓読文や語註、引用出典も掲載しております。

《共同研究》『入衆日用』の注釈的研究(一)は、本年度より研究を開始したものです。『弁道法』の注釈的研究と同様の方針で研究を進めております。

《共同研究》『瑩山清規』の研究(四)―「年中行事」・「涅槃講式」の翻刻―は、平成三二年度より研究を開始したものです。『瑩山清規』の諸本を翻刻、比較対照できるようにすることで、時代別底本を策定することを第一の目標に定めております。本年度を以てこの目標を達成しましたので、今後はさらなる原稿の整理を行う予定です。

◆当部門の活動報告につきましては、本誌並びに「曹洞宗総

合研究センター報」に詳細を報告しておりますが、研究員一同は共同研究や個人研究に加え、『正法眼蔵』『伝光録』等の宗典データベース化など、当センターが設置する各プロジェクトに参画しつつ、宗務庁の委託業務にも関わっております。

◆本号の掲載論文には、現在の人権の視点からは不適當と考えられる表現が存在する場合がありますが、純粹に學術研究を目的とするものであり、決して差別の肯定・再生産を意図するものではありません。

◆本紀要は研究員それぞれが日々研鑽を重ねた成果の一部です。当センターの研究環境をお整え下さっております全国の御寺院様、学恩を賜っております諸先生方をはじめ、関係者の皆様に深く感謝申し上げます。今後も精進に励んで参る所存ですので、変わらぬ御指導・御鞭撻の程、重ねてお願い申し上げます。

◆本紀要を企画・編集するなかで、東隆眞先生、伊藤俊彦先生、河村孝道先生の御遷化の報に接しました。衷心より哀悼の意を表します。

(編集担当 永井賢隆 九拜)

個人論文執筆者紹介（目次順）

小早川浩大 宗学研究部門常任研究員（主任）

澤城 邦生 宗学研究部門常任研究員

秋津 秀彰 宗学研究部門常任研究員

永井 賢隆 宗学研究部門研究員

工藤 英勝 センター嘱託員（研究者）

山内 弾正 宗学研究部門研究員

宗学研究紀要 第三十六号

二〇一三年三月二十五日 印刷

二〇一三年三月三十一日 発行

編集発行人 曹洞宗総合研究センター所長 志部 憲一

発行所 曹洞宗総合研究センター

〒一〇五―八五四四 東京都港区芝二―五―二 曹洞宗宗務庁内

電話 〇三（三四五四）七二七〇番

FAX 〇三（三四五四）七二七一番

- 号、新仏教徒同志会、1904。（408頁）
- (15) 「都下の洋楽界」『早稲田文学』26号、1908.1。（2頁）
- (16) 来馬琢道「来馬琢道の家族」『禪的体验街頭の仏教：附・文章生活三十年記念祝賀会記事』仏教社、1934。（539前頁、中表紙裏）
- (17) 明治38年の夏期講習会についての資料は未見。飛鳥寛栗『それは仏教唱歌から始まった―戦前仏教洋楽事情』樹心社、1999。（31頁）

参考文献

- 竹内淳有 「近代仏教音楽の発展過程1」『印度学仏教学研究』15巻第1号、1966。（162頁）
- 竹内淳有 「明治時代の仏教音楽―仏教唱歌を中心に―」『仏教音楽』東洋音楽学会編、1972。（579頁）
- 正田精俊 「仏式婚姻儀式について」『仏教と儀礼』、仏教民俗学会編、1977。（271頁）
- 深瀬俊路 「仏縁儀礼の問題点」『教化研修』38号、1995。（54頁）
- 熊本英人 「来馬琢道の寺院活動」『宗教研究』307号、1996。（208頁）
- 本多清寛 「仏前結婚式の研究 宗門における仏前結婚式とその可能性」『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』16号、2015。（187頁）
- 松葉裕全 「来馬琢道にみる布教教化観」『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』19号、2018。（205頁）
- 武井謙悟 「近代日本における仏教儀礼の変遷 仏教系雑誌に着目して」駒澤大学博士（仏教学）、2020。

た。日本音楽の黎明期に宗門僧侶が積極的に関わり、音楽教育界と綿密な関係を築いていたことは特筆すべき点である。今後、来馬が仏教音楽に対してどのような姿勢で臨んでいたかを資料から明らかにし、当時の宗教界がこれらの活動にどのような反応を示していたかを調査することで、未だ研究途上にある仏教音楽史研究ならびに近代宗門教化史の一助としたい。

註

- (1) 武井謙悟「近代日本における仏教儀礼の変遷：仏教系雑誌に着目して」駒澤大学博士（仏教学）、2020。（210頁）
- (2) 白金昭文「近代における仏教讃歌と伝道」『印度學佛教學研究』29巻2号、1981。（857-859頁）
- (3) 原青民「略伝」「年譜」『青民遺書』原善久編、千樹草堂、1912。（1-6頁、244-245頁）
- (4) 大橋俊雄「近代高僧伝：梶宝順」『浄土』第27巻7号、法然上人鑽仰会、1961。（30頁）
- (5) 来馬琢道「来馬琢道略年譜」『禪的体验街頭の仏教：附・文章生活三十年記念祝賀会記事』仏教社、1934。（579頁）
- (6) 筒石賢昭「山田源一郎研究（1）その生涯と教育的業績」『東京学芸大学紀要 第5部門芸術・健康・スポーツ科学』55巻、2003。（55-75頁）
- (7) 詳細については次を参照。日本音楽学校編『音楽教育への挑戦』日本音楽学校、2003。
- (8) 「仏教唱歌集広告」『新仏教』第7巻11号、新仏教徒同志会、1906。（巻末頁）
- (9) 来馬たつ子、池田立基、成田良英、来馬琢道が演者、鳴物（オルガン）を梶宝順が担当した。「仮装狂言：月世界卯年弾初」『仏教文芸』1巻2号、仏教発行所、1903。（18-21頁）
- (10) 「音楽史話」『仏教文芸』1巻3号、仏教発行所、1903。（6-9頁）
- (11) 古林亀治郎編「成瀬鐵治」『現代人名辞典』中央通信社、1912。（536頁）
- (12) 小林一三「宝塚生い立ちの記」『宝塚漫筆』実業之日本社、1955。（17頁）
- (13) 「小関ステ」『師範学校・中学校・高等女学校教員免許台帳抄 明治18年乃至36年』文部省総務局、1903。（475頁）東京音楽学校編『東京音楽学校一覽 自明治45年至大正2年』東京音楽学校、1912。（122頁）東京音楽学校編『東京音楽学校一覽 自大正2年至3年』東京音楽学校、1913。（125頁）
- (14) 婦人会の歌の作曲は成瀬鐵治。「仏教唱歌 真野観堂作」『新仏教』5巻5

年の実情をまとめた。また、本会に所属する幹事および音楽家の経歴を基本情報と対照することで、実際の活動期間や活動内容の詳細が判明した。

さらに、資料の整理によって正則音楽講習所が来馬たつ独自の活動であることが否定され、組織的に活動していた仏教音楽会によって成立する活動であったことが判明した。これによって、従来は別組織として扱われていた両者が同一の組織による活動である可能性が高いことがみえた。現段階では断定はできないものの、毎月おこなわれていた定期講習の会場として正則音楽講習所が機能していた可能性は否定できず、仏教音楽会の実態を明らかにするために両者の関係について引き続き調査する必要がある。

また、両者に共通する重要人物として来馬琢道があげられる。来馬が仏教音楽会の発起人として関わるようになった契機や、彼の音楽に対する姿勢がどのようなものであったか、また、自坊である萬隆寺境内に音楽講習所を設置した目的はどこにあったかについては課題として別稿にあらためたい。

10 小結

本稿では従来の研究で不明であった仏教音楽会について調査し、資料の整理をおこなった。その結果、本会の実質的な運営は発起人である幹事の梶と来馬に依っていたことが判明した。また、本会の所在地である九品寺東光社と増上寺東光社の関係については、梶の転住が関係していることがわかった。さらに、本会事務所が最終的に萬隆寺境内に移されることから、来馬の影響力が一貫して大きいことが示唆された。

また、本会設立の目的が仏教音楽教科書の編纂および、仏教音楽の普及にあることが明らかになった。管見の限り、本会のような団体や組織は他になく、本会の持つ特異性であると言える。また、本会に大きく関係した音楽家の詳細を整理することで、黎明期の音楽教育界との接点が示唆された。さらに、同様に不明であった運営状況と所属会員の一部が判明した。

最後に、本会の活動である毎月2回の講習会について検討を行なった。その結果、この講習会についての記録が不自然なほどに少ないことが判明した。また、同地区内で洋楽講習所として世間に認知されていたのが正則音楽講習所のみであったことが判明した。これらの資料によって、本会と正則音楽講習所が同一のものである可能性が高いことが示された。

仏教音楽会と正則音楽講習所については未だ不明な点が多い。しかし、今回の調査によって活動実態の一端が明らかになり、その中心人物として宗門僧侶である来馬が積極的に関わり、大きな影響力を保持していたことが判明し

また深瀬（1995）は、たつが「実質的な指導者」であったと紹介している。

しかし、ここで正則音楽講習所が来馬たつ主導の活動だと捉えるのはやや早計の感がある。もしも来馬たつが独自の価値観をもって主催として講習所を立ち上げたのなら、それは仏教音楽会と別組織となろう。しかし、夫である琢道の影響力があったとはいえ、開設からわずか3年で仏教音楽会を押しつけ、浅草区で唯一紹介される音楽団体に成長したとは考えづらい。また、音楽を専門に学んでいない来馬たつが合唱団の育成ができるほどの指導を達成したとも考えづらく、明治41年の時点で三澤すてが所長に就任していることを見ても仏教音楽会と分けて捉えるのは無理がある。自伝の経歴内にも「仏教音楽会のために努力」とあるように、正則音楽講習所は萬隆寺境内にありながら仏教音楽会と密な連携がなされていたことは疑いないであろう。

また飛鳥（1999）は、正則音楽講習所が仏教音楽会とは別組織だと判断している。この判断の根拠については定かではないが、おそらく前者が事務所である東光社と別住所であったことと明治38年の夏期講習会が「正則」と「音楽会」の共同主催であったことが大きいと思われる⁽¹⁹⁾。しかし、この情報だけでは両者が別組織であったことを断定することはできない。

会則五條によれば、夏期講習会は「適宜の場所に開く」とされるため、これが事務所以外の場所で開催されたとしても不思議ではない。また、名称の違う共同開催といえども、先に述べたように浅草から紹介される音楽講習所がただ1軒だけであったことを踏まえれば、その内実は同一組織によるものであったことも十分に考えられる。さらに、設立翌年の記事には「更に組織を整頓してオルガン、唱歌、楽典の三科を一ヶ年間に修了する方法を設け、統一せる教授法を執ることに決し」とある。正則音楽講習所がこの記事の翌年に設立されたことを踏まえると、「組織の整頓」によって毎月の講習会を行う場所が変更され、事務所からほど近い萬隆寺境内に専任講師をおき、さながら学校のように統一された指導をもって音楽を教授する場所が新設されたと見ることもできよう。

しかし、これらもまた推測の域を出るものではない。白金（1981）によれば、時期は定かでないものの、仏教音楽会の所在地は大正6年の時点で萬隆寺に移っている。両者の関係については今後の資料調査をさらにすすめていきたい。

9 今後の課題

以上、仏教音楽会の基本情報として会則を確認し、活動実態として設立翌

575頁）には当時の音楽団体の主だったものとして都内各所の施設を挙げられているが、浅草区からは正則音楽講習所のみが紹介されている。

三澤すて子は、先にも紹介したように仏教音楽会に大きく貢献した音楽家のひとりである。本科専修部を修了した三澤は、刊行された譜例集に名前が見当たらないことから、作曲や作詞ではなく主に器楽の指導者として関わっていたと推測される。三澤が「仏教音楽会」と「正則音楽講習所」を掛け持ちしていた可能性もあるが、この場合であってもやはり、仏教音楽会が洋楽教習所のリストから漏れるとは考えにくい。本会では設立翌年に「オルガン、唱歌、楽典の三科を一ヶ年間に修了する」という課程が設けられていることから、当時の音楽団体の紹介記事から仏教音楽会が意図的に排除されたという特別な理由がない限りは、仏教音楽会の講習が別名義で行われていたと見るのが自然であろう。よって本稿の最後に、仏教音楽会の定期講習を実際におこなっていたのが九品寺東光社ではなく「正則音楽講習所」であった可能性を検討する。

8 正則音楽講習所について

正則音楽講習所は、明治37年に萬隆寺境内に設けられた施設である。萬隆寺は仏教音楽会幹事のひとりである来馬琢道の自坊であり、九品寺東光社と同じ浅草にあった。この施設については従来の研究でもその存在は認められていたものの、主に妻である来馬たつの活動であると見做されてきた。来馬琢道の自伝にはたつの経歴が紹介されており、そこに正則音楽講習所について見ることができる⁽¹⁸⁾。いくつか重要な情報を含むため以下に概略をまとめておく。

来馬たつは、東京浅草の浄土宗保元寺の次女として明治12年に生まれる。お茶の水高等女学校補習科を経て、千英小学校の訓導として勤務した後、日本女子大学校国文科に入学。第一期生として卒業。明治35年来馬琢道に嫁ぐ。付近の未就学児童を集めて教育した後、明治38年に正則音楽講習所を開設し、同40年に和洋家庭料理講習所を初めて好成績を収める。また仏教音楽会のために努力し、明治40年の第日本仏教徒大会には合唱団を率いて浅草本願寺会場において合唱する。仏教界において合唱を行うのはこれが嚆矢とされる。

一見すると、音楽に関わる活動がすべて来馬たつによって主催されていたかのような印象を受けなくもない。実際、熊本（1996）は来馬たつが「寺院の補佐にとどまらない活動」を見せたとして正則音楽講習所を紹介している。

表1 『仏教唱歌集』（東光社、明治39年8月刊行）作曲家・作品数比較

作曲家	作曲数	卒業学校	卒業年	備考
成瀬鐵治	8曲(7曲)	東京府師範学校	明治26年	(明治36年帰京)
安藤弘	7曲	東京音楽学校	明治38年7月	本科器楽科(ピアノ)
山田源一郎	3曲	東京音楽学校	明治22年7月	本科専修部(ヴァイオリン)
渡辺森蔵	3曲	東京音楽学校	明治32年7月	師範部
鈴木米次郎	1曲	東京音楽学校	明治21年7月	音楽取調掛全科
大村恕三郎	1曲	宮廷雅楽師、洋楽家		(明治38年本願寺系相愛女学校教師)
小出雷吉	1曲	東京音楽学校	明治22年7月	本科専修部(ピアノ)

最大作曲数は成瀬の8曲であるが、歌詞の異なる同一旋律曲が含まれるため実際の作曲数は安藤と並ぶ。次点では山田と渡辺が並んでいる。しかし、渡辺の名前が序文に附されていないことから、本会との関わりはそれほど密ではなかったことが推測される。また、鈴木以下3名の関わりについては現在調査中である。

7 講習会の実態について

仏教音楽会の目的は、「仏教音楽の制定」と同時にその「普及を謀る」ことにあった。後者の達成のために「定期臨時に仏教音楽会を開く」ことが会則に示されている。この「定期臨時」とは会則五條の定期講習と臨時講習を指し、「毎月二回以上の講習」と「夏期講習会」を示している。

夏期講習会は、明治35年から明治39年まで毎年開催され、その様子や内容は各種雑誌で記事に残されている。しかし、毎月の講習会についての情報は判然としない。事務所の置かれた九品寺東光社にて開催されたとするが、その実態や広告などの記録は管見の限り見当たらない。

講師には、顧問であった山田源一郎、翌年からは渡辺と成瀬が担当している。山田と渡辺はともに東京音楽学校教授であり、当時をして一流の音楽家であった。年1回行われた夏期講習会の記録が残っていることを見ても、毎月の講習会についての記録や広告が一切見当たらないのは些か不自然である。また、「都下の洋楽界」と題された記事からは、当時活動していた音楽団体が確認できる⁽¹⁷⁾。ここでは洋楽教習所として21箇所の施設が列挙されるが、この中に仏教音楽会や九品寺東光社の住所などは見当たらない。しかし、浅草区にある講習所として「正則音楽講習所」と「所長三澤すて子」の名前を確認することができる。同様に、『本邦洋楽変遷史』（三浦俊三郎、日東書院、1931。

瀬鐵治（1872～？）、安藤弘（1883～1967）、三澤すて子（？～1914頃）の多大な助力があったことが附言されている。

従来の研究では山田源一郎の他3名が何者であるかは判然としない。また、仏教音楽会と関わる契機についても不明である。音楽家たちがどのようにして団体と関わっていたかは今後の課題としておくと、資料の補填として山田以外の3名の経歴を簡単にまとめておく。

成瀬鐵治は明治5年に東京浅草に生まれる。明治17年に浅草大田原塾にて漢籍及び英語を修めたのち、商業素修学校に学び、明治26年に東京府師範学校を卒業する。この時、山田源一郎は東京府師範学校の教員であった。明治31年音楽科中等教員の免許状を受け、翌32年東京外国語学校に入って英語学を専修する。師範学校を卒業と共に深川区明治小学校訓導、また日本橋区久松小学校に転じ、さらに徳島県師範学校教諭を3年間務める。明治36年に帰京し本郷小学校訓導になる。同年、仏教音楽会夏期講習会に講師として参加。明治39年に追分小学校長となり、仏教音楽会顧問に就任する。明治44年に新校舎となった根津小学校に転じる。本郷区教育理事等を務める。没年不詳⁽¹³⁾。

安藤弘は東京生まれ。東京音楽学校本科器楽部でピアノを学び明治38年7月卒業する。明治42年に福井師範学校へ異動。大正2年7月に宝塚唱歌隊（現在の宝塚歌劇）の指導に夫婦であたる。初期の公演で作曲や脚本を担当した。妻は旧姓を小室千笑（智恵子、千恵子の異同あり）といい、安藤とは同級で声楽部を主席で卒業した。また、安藤は本願寺の僧侶でもあったようだが詳細は不明。第一次鳩山内閣の文相であった安藤正純は兄にあたり、現在の浄土真宗東本願寺派本山である東本願寺の境内に徳風幼稚園を設置している。新仏教同志会に所属した安藤弘とは同姓同名の別人⁽¹⁴⁾。

三澤すて子（三澤ステの異同あり）は東京士族の生まれ。東京音楽学校専修科にてヴァイオリンを学び、明治29年7月卒業する。旧姓は小関。明治34年に師範学校・高等女学校教員免許を取得。明治39年、成瀬鐵治とともに仏教音楽会主催の音楽夏期講習会で主任講師を務める。この頃、三澤彌一郎と結婚し改姓する。三澤彌一郎は私立千英尋常高等小学校の校長を務めた。明治41年の時点で正則音楽講習所の所長に就任しており、大正2年頃まで務めた。大正3年頃に死去⁽¹⁵⁾。

以上3名のうち、成瀬と安藤は作曲家としても関わっている。『仏教唱歌集』に収録された全31曲の作品を見ると、作曲者が明らかな作品は26曲であり、7名の作曲家が関わっていることがわかる⁽¹⁶⁾。この中から作曲数の多い順番に並べると以下ようになる。

刊行後、本集は浄土宗教校（現在の芝中学・高等学校）の唱歌教科書に採用された⁽¹⁰⁾。

また、「新年に大会を催したる後、一層の奮励を見る」とあるように、仏教音楽会の新年大会が開催されていた。この会で来馬は仮装狂言「月世界卯年弾初」を制作し発表している⁽¹¹⁾。発表には不都合や失敗が多く上出来といかなかったようであるが、これについては鷺尾順敬が触れており、仏教史料を採集する中で出会った歌舞音曲に関する事例を挙げながら「決してヒヤカスべからず」と擁護している⁽¹²⁾。

最後に、この記事の筆者について触れておきたい。資料末尾では「仏教音楽会員某前号の記事を見て答ふ」とある。ここで筆者は明かされていないが、仏教音楽会や仏教青年伝道会の近況に精通していることや、本会の今後について具体的に触れていること、また『仏教文芸』での定期報告を約束することなどを踏まえると、本会の中心であった幹事3名の内の誰かであった可能性がある。さらに『仏教文芸』の廃刊に伴って以後の消息が不明瞭になることを考えると、雑誌の主幹であった来馬の可能性がわずかに高い。本稿では、記事の筆者が本会の中心職にあった人物であると判断し、この資料が設立翌年の状況を精確にあらわしたものと見なしている。

以上駆け足ではあるが、「仏教音楽会規則」および設立翌年の資料である「仏教音楽会の消息」、『仏教唱歌集』の序文等を通じて、主に設立翌年における本会の活動状況を見てきた。本会については未だ不明瞭な点が多く残るものの、仏教音楽教科書の編集に向けて組織だった運営がなされており、発足時の幹事である梶と来馬が中心となって活動されたことがわかった。また、日本で最初の私立音楽学校を立ち上げた山田源一郎が設立当初より顧問として関わっていることから、音楽教育界との密接な交流関係が築かれている可能性が見えた。また、梶の自坊にあった九品寺東光社からは『仏教唱歌集』が発刊された。これは「教科書として適當なる体裁を備へざること」とされた上に発刊まで時間を要したが、刊行後はすぐに浄土宗教校の唱歌教科書に採用されたことから、設立翌年より進められていた教科書の編纂という目的は一定の成果を果たしたと見て良いだろう。

6 仏教音楽会の音楽家

白金（1981）が「活動は活発であった」と指摘するように、活動4年間で約30曲もの新作をまとめあげた仏教音楽会には、当然ながらこれを支える音楽家の協力があつた。『仏教唱歌集』の序文には、音楽家の山田源一郎、成

歌の伝習をなす筈に候。猶ほ同地は、上野公園に近く、浅草公園隅田川とは僅に一町を距つるに過ぎざれば、夏日の散歩場としては極めて適当にて遠隔の地在住の者には宿泊の便宜を興ふる都合なれば、近隣の人士は東京見物旁来京あるも、非常に好都合なるべし、追て同会の成績に就ては、今後詳細に報ずべきも、夏期講習会開催の挙あるに際し、近況一斑を御報じ申上候、されば同会は目下静に活動致して居るものにて、決して運動を停止したるものに無之故、厚く永き御同情を冀ひ候（仏教音楽会員某前号の記事を見て答ふ）

（『仏教音楽会の消息』『仏教文芸』1巻7号、仏教発行所、1903。（31-32頁））

この資料から、設立翌年の仏教音楽会の状況がわかる。まず注目すべきは、同会の目玉的存在でもあった山田源一郎の指導が「学務多忙を極め」たために変更された点である。これは、山田の退会を意味するものではない。この年の夏期講習会には参加していることから、「学務多忙を極め」ながらも仏教音楽会との密な関係は維持していたと思われる。また、山田は会の設立当初より顧問として名を連ねており、毎月講習をおこなう担当講師の変更は予定調和であった可能性もある。

続いて、受講した練習生の属性として「各寺の住職や令嬢、教学校生徒、其他有志者」があったことがわかる。これは会則第三條の「僧俗男女を問はず」が実践されていたことを意味する。当時、男女共学が風紀を乱すものとする認識や女性が音楽を学ぶことに対する批判などもあり、現代のように音楽を学ぶ環境が十分に整理されていなかった⁽⁹⁾。しかし、先の資料中でも仏教青年伝道会との連携が謳われているように、仏教音楽会の参加には「僧俗男女を問はず」という姿勢が一貫していたとみてよいだろう。当時をしても、仏教音楽を中心に取り上げ、さらに男女僧俗の垣根を超えて音楽を学ぶことが出来た場所は珍しく、仏教音楽会の持つ特徴であると思われる。

また、会の目的である「仏教唱歌教科書の編纂発行」が順調であるとの報告があげられている。これについては『仏教文芸』（仏教発行所、1巻3号、1903。39頁）にも同様の報告がなされており、山田源一郎と渡辺森蔵の賛助を得て約10種の作曲が終了したとされる。しかし、発刊目前と思われた編纂事業はここから消息を断ち、3年後の『仏教唱歌集』を待つことになる。『仏教唱歌集』の序文には、「可成完全のものを得んと希望より、荏苒（のびにのびて）今日に至れり」とあり、当初予定していた「仏教唱歌教科書」が『仏教唱歌集』として刊行されたことが示されている。またここでは、世間から仏教唱歌需要の高まりを感じ、これに応答するために「略譜を用ひたること及び教科書として適當なる体裁を備へざること」がありながらも刊行したとする。

したい。山田源一郎については、筒石（2003）に詳しい⁽⁷⁾。山田は、日本で初めて編成された弦楽四重奏団でヴァイオリン奏者を務め、明治22年に東京音楽学校を主席で卒業した。卒業後は多数の音楽学校で教鞭を取り、唱歌を中心に作編曲にも精力的に関わった。また、日本で最初の私立音楽学校の嚆矢となった「音楽遊戯協会講習所」の創設者でもある。この講習所の設立は仏教音楽会設立の翌年にあたり、お互いに影響を及ぼした可能性が高いと思われる。両者の関係とその詳細については、仏教音楽史を通覧する上で重要であると思われるが紙幅の都合上本稿では措いておく。

5 設立翌年の活動状況について

会則六條にあるように当時の音楽界の著名人を講師に迎え、仏教音楽会は華々しく設立されたように見える。しかし、その活動実態については十分に周知されていなかった。設立翌年には「仏教音楽会の消息」と題して『仏教文芸』に記事が掲載されている。長文ではあるがこちらも引用したい。

仏教音楽会の消息（夏期講習会開設を紹介す）

仏教音楽会の消息に就き、時々有志諸君よりの高問に接し、目下何をなしつつあるやに就いては種々の御疑問も有之候へども、同会は、昨年度梶宝順、来馬琢道、原青民の三人発起となり設立せるものにて、昨年夏期講習会の終ると與に発会式を行ひ、東京音楽学校教授にて、第一流の大家と称せらるる山田源一郎氏を顧問とし、同氏指導の下に毎月二回以上の講習を行ひ、初めは山田氏自身が教鞭を執られしも、学務多忙を極められたるにより、同じく音楽学校教授たる渡辺森藏、成瀬鉄治の両氏代りて教鞭を執られ、只今までに講習したる曲数、約四十曲に達し、音楽に関する理論即ち楽典講義もだいぶ進捗し來り、練習生は、各寺の住職や令嬢、若くは仏教学校生徒、其他有志者にて、毎回二十余名の出席あり、本年に入りては、新年に大会を催したる後、一層の奮励を見る特に「仏教唱歌教科書」編纂発行の企てありて、大内青巒、土岐善静、真野観堂、外教氏の作に係る唱歌に作曲を乞ひ、近日中に出版の都合と相成り、既に十数曲も完成致したる由に候、猶ほ此音楽会好都合なりしは、仏教青年伝道会が、本会の付近なる浅草公園に数十日間説会を開始せる為、同会との連絡を謀り、本日より会員日々出張して「伝道唱歌」を奏し幸に同会員をして音楽習得の必要を感じしめ、且つ聊か本会の実効を世に紹介するの便宜を得候、仍て、来る九月よりは、更に組織を整頓してオルガン、唱歌、楽典の三科を一ヶ年間に修了する方法を設け、統一せる教授法を執ることに決し、其端緒として、第二回夏期講習会を同会事務所を開くこととし、来る七月下旬より二週間講師を招聘して右三科の講習をなし、其間に仏教讚

明治期における宗門音楽教化について（山内）

- 第六條 本会は各種の指導を仰ぐため顧問として斯道の名家を請聘す
- 第七條 本会会員を別ちて特別会員正会員賛助会員とす
- 一、 本会に対し特に効勞ある者及び評議員の推選に依るものを特別会員とす
 - 二、 一定の会費を醸出し本会維持の責に任ずる者を正会員とす
 - 三、 本会の主義目的を賛し其の普及に盡力する者を賛助会員とす
- 第八條 本会は毎年一回総会を開く
- 第九條 本会に幹事三名評議員十名を置き幹事は総会に於て之を選挙し評議員は幹事之を選定す
- 第十條 幹事は会務を分掌し、評議員は本会の重要な会務を評決す
- 第十一條 本会の経費は会費及び有志の寄付金を以て之を支弁す
- 第十二條 本会正会員の会費は毎月金十銭とす
- 第十三條 入会を希望するものは宿所氏名を明記して幹事に申出づべし
- 第十四條 本則施行上必要な内規は評議会に於て之を定む
- 第十五條 本規則の改正は総会出席者三分の二以上の賛成により行ふ事を得
- （『禅宗』91号、禅定窟、1902。（76頁））

ここから、仏教音楽会設立の目的を確認できる。まず、「仏教音楽の制定」として仏教音楽教科書および歌集の編纂が意図され、またその「普及」のために定期的な仏教音楽会の開催が企画されていたことがわかる。この2つが本会設立の骨子であった。また、前者については『仏教唱歌集』の序からも明らかではあったが、従来の研究では飛鳥（1999）が触れるのみで重要視されていない。この当時、仏教唱歌の作品集はそれなりに刊行されていたものの、管見の限りこれらを教科書として発行しようとする組織だった動きは他にない。しかし、折しも刊行年である明治35年に「教科書疑獄事件」が起り、学校教科書の採用が検定制から国定制へと移り変わる事となる。この社会背景との関連については課題として別項に譲りたい。

また、会則七條以下は運営に関わる事項となっている。これは全貌が未だ明らかでない本会の一端を示している。先述したように、幹事であった原は発足当初から鎌倉で静養しており、活動が始まって4年で死去している。この会則によれば新たな幹事が選出されるが、本会の運営状況や会員選挙に関する資料は見つかっていない。本会会員についても詳細は不明であるが、後述する資料で鷲尾順敬（1868-1941）が仏教音楽会の新年会に参加していたことが確認されるため、引き続き資料を整理しつつ当時の運営状況と会員について調査をすすめていく。

また、顧問として山田源一郎（1869-1927）が名を連ねていることにも注目

る際に雑誌『東光』は終刊号を出して廃刊したため、九品寺東光社もその頃に畳まれたと推測される。仏教音楽会はその後、具体的な時期は不明ながらも大正6年までに来馬琢道の自坊である萬隆寺境内へと移設された。

また、『仏教唱歌集』および『仏教唱歌集初篇』の刊行時期と照らし合わせると、これらの刊行年が原と梶の死去した時期と近いことがわかる。特に前者の『仏教唱歌集』の序には附言がされており、作編集に関わった土岐善静（1850-1906）と原がこの時点で亡くなっていたことが示されている。両者はともに刊行年である明治39年に死去しており、後述する本来意図しない形で刊行に影響をおよぼしている可能性がある。白金（1981）が「発足から満四年を経た時点で30曲の新作仏教讃歌を刊行したのであるから、仏教音楽会の活動は活発であった」と指摘するように、当初から活動を急いでいた印象を受ける仏教音楽会であったが、その背景には発起人の体調不良のほか、後述する要因が重なったことによる複雑な事情があったと推測される。

4 仏教音楽会の運営

続いて、白金（1981）の資料に補填する形で仏教音楽会の活動を詳細に見ていきたい。ここで取り上げられている趣意書が具体的に何を指すものか定かではないが、本会の全容を探る上で『禅宗』に掲載された記事を以下に引用しておく。ここでは仏教音楽会の目的と会則が紹介されている。

● 仏教音楽会

仏教唱歌の制定且つ其普及を謀るの目的を以て、票題の如きものを設け、目下東京浅草区山の宿町東光社に置き梶宝順、原青民、来馬琢道氏専ら尽力し、顧問には山田源一郎氏なる由、尚ほ左に全会の規則を掲ぐ。

仏教音楽会規則

- 第一條 本会は仏教音楽会と称し其事務所を東京市浅草区山の宿町十九番地東光社内に置く
- 第二條 本会は仏教音楽の制定及び普及を謀るを以て目的とす
- 第三條 本会は僧俗男女を問はず本会の目的を賛する者を以て組織す
- 第四條 本会は前條目的を達せむため仏教音楽教科書及び仏教唱歌集の編纂に従事し且つ定期臨時に仏教音楽会を開く
- 第五條 定期講習は毎月二回以上之を事務所に開き臨時講習は毎年夏期之を適宜の場所に開く

内千手院に引き静養する。明治39年示寂。享年38歳。遺稿集として『青民遺書』があり、修養に関する法話や書簡、讃歌等が収録される⁽³⁾。

梶宝順は三河国岡崎本多藩の家老の長男として生まれる。父の死去に伴い明治11年に得度した。明治19年に福田行誠（1809-1888）をたよって上京し、釈雲照（1827-1909）などと共に『能潤会雑誌』（のち『仏教』と改名し新仏教運動を促進する）を刊行する。同年、浅草吉野町貞巖寺の住職となり、自坊に経世書院をつくって多数の単行本を発行した。明治31年には東光社を増上寺山内に設け、伝道機関紙『東光』を発行する。貞巖寺を東光支社として発行と経営に従事し、明治33年に浅草山之宿九品寺に転住した。明治35年8月には浄土宗における最初の仏式結婚式となる藤田良信の仏教式婚儀を挙行した。明治42年には宗議会議員となり活躍する。持病の悪化に伴い、大正4年頃に九品寺を辞して小田原常光寺に転住する。大正9年示寂。享年56歳⁽⁴⁾。

来馬琢道は東京神田に生まれ、曹洞宗高等中学林を経て曹洞宗大学林を卒業した。明治33年師父の跡を継いで浅草萬隆寺に入る。雑誌『仏教』（のちに『仏教文芸』に改名）の主幹、雑誌『伝道』の主催、『通俗仏教新聞』の編集など多数の刊行物に関わる。明治35年には、梶宝順を媒酌人として曹洞宗における最初の仏前結婚式を挙式した。明治40年に大日本仏教大会および大日本仏教青年総合会の専務委員に選出される。また仏教青年伝道会の幹部として天幕伝道（浅草公園等で行われた野外布教活動）を行い、檀徒の喜捨を得て浅草公園に仏教大会堂を設立した。明治44年には日置黙仙（1847-1920）に従ってシャムの皇帝戴冠式に出席した。昭和8年に仏教音楽協会評議員に就任。萬隆寺境内では正則音楽講習所、家庭料理講習所、萬隆寺幼稚園を設置した。また参議院議員として当選し緑風会に所属した。『禅門宝鑑』『曹洞宗全書』のほか多くの刊行物の発刊と編集に関わった。昭和40年示寂。享年88歳⁽⁵⁾。

ここであらためて仏教音楽会の基本情報と三者の経歴を対照してみると、会の設立時にはすでに原が東京を去って鎌倉で静養していたことがわかる。また、原の没年である明治39年に『仏教唱歌集』が刊行されたことから、幹事3名のうち主だった活動をしていたのは梶と来馬であったと推測される。

また、仏教音楽会の所在についても確認したい。仏教音楽会は白金（1981）にまとめられているように、「東京市浅草区山之宿十九番地東光社」に設置された。しかし、東光社は明治31年に増上寺山内に設けられており、この住所とは異なっている。これは、東光社設立の中心人物であった梶が貞巖寺に設立した「東光支社」が関係していると思われる。この支社が梶の転住に伴って浅草山之宿九品寺へと移設されたために、仏教音楽会設立の際には「九品寺の所在地にある東光社」として表記されたのだろう。梶が小田原へ転住す

2 仏教音楽会について

仏教音楽会は、明治 35 年に浅草の東光社で発足した。白金（1981）によれば、仏教音楽学会は明治 39 年 8 月に『仏教唱歌集』を刊行し、大正 6 年 7 月に増訂改版を『仏教唱歌集初篇』として上梓している²⁾後者には仏教音楽会略史が 2 頁にわたって収載されるが、筆者未見のため白金（1981）のまとめた基本情報を次に引用する。

- (1) 明治 35 年 8 月 16 日より東京市浅草区山之宿十九番地東光社において、仏教音楽を中心とした夏期講習会が開かれた。講師は東京音楽学校教授山田源一郎で、唱歌および器楽法を教授した。受講者は二十余名であった。
- (2) 8 月 29 日に仏教音楽会の発会式を東光社において挙げ、趣意書を発表した。
- (3) 趣意書の要点は①従来の仏教唱歌はキリスト教讃美歌の模倣であったり、在来の和讃に曲譜を付した類に過ぎなかった。②西洋音楽の隆盛になりつつある今日では、時代思想に適合せる音楽を制定する必要がある、の二点に集約される。
- (4) 発会後は、原青民、梶宝順、来馬琢道の三名が幹事になり、毎月第一、第三日曜日に講習を続けた。
- (5) 夏期講習会は明治 39 年まで毎年開催された。
- (6) 仏教音楽会の所在地は最初は梶宝順の自坊に設置された東光社であったが、大正 6 年の時点では既に来馬琢道の自坊・万隆寺内（東京市浅草区新谷町十番地）に移っている。

管見の限り、仏教音楽会についての情報は白金（1981）によってまとめられた以上の内容に終止している。しかし、当時発刊された雑誌記事および広告を参照すると、より詳細な実態が明らかになる。本稿では白金（1981）のまとめた内容を基本情報として、資料整理と考察をおこなった。

3 仏教音楽会の幹事

まず、会の発足にあたり中心となった浄土宗僧侶の原青民（1868-1906）、梶宝順（1864-1920）、曹洞宗僧侶の来馬琢道について簡単にまとめておく。

原青民は愛知に生まれ、浄土宗学本校専門科にて『俱舍論』等を学んだ。明治 29 年に卒業したのち、東京支校教授となる。浅草正定寺の住職のほか、『浄土教報』の主筆などをつとめたが、肺結核により明治 31 年に鎌倉光明寺

明治期における宗門音楽教化について — 仏教音楽会と正則音楽講習所の関係を中心に —

山内 弾 正

1 はじめに

筆者は「明治期における宗門音楽教化の動向について—『承陽大師御畧伝及御和讃』の刊行とその影響—」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』24号、2022 年刊行予定）の中で、明治期の宗門における音楽教化に焦点をあて、大内青巒（1845-1918）の著作を中心に宗門における影響の一端を確認した。戦前の宗門における音楽教化の動向については『曹洞宗教団史における梅花流』（曹洞宗総合研究センター編、梅花流詠讃歌プロジェクト、2019）の中でまとめられているが、その詳細については未だ課題が残されている。

本稿では同時期に活躍した宗門宗侶の来馬琢道（1877-1964）に焦点をあて、多岐に渡った師の教化活動の中で十分に論じられていない仏教音楽会および正則音楽講習所について調査し、関連資料を整理しながらその実態を確認する。来馬の教化活動については、これまでに熊本（1996、2010）、松葉（2018）らによって取り上げられている。また、活動の中でも特に際立っている仏前結婚式については、正田（1977）、深瀬（1995）、本多（2015）、武井（2020）らによって論じられている。来馬は、宗門内で仏前結婚式を最初に行った人物として認識されており、他宗派の仏前結婚式に関する論文の中でもまた重要な人物として取り上げられている⁽¹⁾。

しかし、この多岐にわたる活動の中で、来馬が発起人として関わった仏教音楽会については十分な調査は進められていない。近代仏教音楽についてまとめた竹内（1966、1972）が紹介しているものの、ここでは具体的な内容については不明とされている。また、白金（1981）は従来の研究で不明であった活動についての基本情報をまとめているが、資料的補填に止まっており、その実態までは明らかにしていない。飛鳥（1999）は戦前の仏教音楽について詳しいが、ここでも仏教音楽会についての情報は白金（1981）の域を出ていない。本稿では従来の研究で不明であった仏教音楽会の実態を明らかにし、正則音楽講習所との関係について検討する。

(1)

《Joint Research》 Research of the *Keizan-Shingi* (IV)

: The Transcription of Yearly Scheduled Events and The Alms-Offering Rite
for Nirvāṇa (159)

The trend of Soto Buddhism Music in the Meiji Era

: Focusing on the Relationship Between “the Bukkyō ongaku kai” and
“the Seisoku ongaku kōshūjo”

YAMAUCHI, Danjō··· (310)

BULLETIN OF SOTO ZEN STUDIES

No.36 March 2023

CONTENTS

- Funerary Methods of the Song Dynasty Zen Buddhism
: Focusing on the Examples of Chief Priests of Wushan
KOBAYAKAWA, Kōdai··· (1)
- A Study on the Bulletin Board about “*A Year-End Kangin*” and
“*New Year's Eve Segaki shu*” Included in Keizan Monastic Regulations
: Focusing on the Source and Background
SAWAKI, Hōshō··· (23)
- Discussion on the suspension of publication of the *Shōbōgenzō* and *Sanbōtōchi*
: Focus on historical materials in the Unshōin's Collection
AKITSU, Shūshō··· (39)
- Funeral rituals in Zen Master Rujing
NAGAI, Kenryū··· (57)
- Annotation of Etō Sokuō`'s Lecture of the *Shrine Worship and Buddhism*
: Focusing on Religious Theory and Humanism
KUDŌ, Eishō··· (63)
- 《Joint Research》 Research on Sources, Translation and Annotation of the
Bendōhō (III) (107)
- 《Joint Research》 Research on Sources, Translation and Annotation of the
Ruzhon riyong (I) (133)

BULLETIN
OF
SOTO ZEN STUDIES

(SHUGAKU KENKYU KIYO)

No. 36 March 2023

Edited by

SOTO INSTITUTE FOR BUDDHIST STUDIES

ZEN STUDIES DEPARTMENT

MINATO-KU, TOKYO, JAPAN